

中国経済の新局面：改革の軌跡と展望

高橋, 満 / 太田, 勝洪 / 菱田, 雅晴 / 山内, 一男 / 菊池,
道樹 / 斎藤, 稔 / 浜, 勝彦 / 若代, 直哉 / 田島, 俊雄 /
劉, 進慶

(出版者 / Publisher)

法政大学出版局

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

287

(発行年 / Year)

1990-11-30

《比較経済研究所研究シリーズ 6》

中国経済の新局面

改革の軌跡と展望

法政大学比較経済研究所

山内一男・菊池道樹編

法政大学出版局

まえがき

現在、ソ連・東欧諸国・中国を含む社会主義体制が大きく揺れ動いている。社会主義体制のこうした動揺の本質は、これまでの硬直した社会主義の原理と官僚制支配が行きづまり、その根本的な打開と転換が求められていることにある。経済の領域についていえば、社会主義経済の基本とされた指令的計画経済制度とその基礎となる生産手段の国有制が有効に機能しなくなり、所有制の多様化（さらには私有化）と市場原理の導入を主たる内容とする経済（体制）改革の実施によって新たな蘇生の道を模索しようということにほかならない。

しかし他方、当面の情勢の明らかな特徴は、この社会主義体制の動揺のなかで、二つの異なった動きが出てきているということである。一つはソ連・東欧諸国の動きであり、もう一つは中国の動きである。

ソ連・東欧諸国においては、当面多くの混迷と不透明な状況を引き起しつつも、ともかく積極的に改革を推し進め、これまでの硬直した体制からの脱却を志向しているものと見るができる。それに対して中国のばあいは、1978年末以来積極的に改革ととりくんできた実績を有しながら、88年のインフレ昂進に象徴される改革の挫折を契機として主導権が改革派から保守派の手に移り、指令的計画経済を基本とする経済体制と、頑固な復古的イデオロギーによる官僚制的締めつけの強化が志向されているのである。

もちろん現在の保守派指導部のなかにも矛盾と対立があり、最高実力者といわれる鄧小平を頂点とする主流派は、依然として言葉の上では「改革と開放」を継続すると繰り返している。しかしそれよりも頑固な老人グループ、とくに陳雲（顧問委員会主任）、王震（国家副主席）らはなお強力な復古主義をかかげて内部的な対立を深めている。

最近、日本の新聞（『朝日新聞』1990年9月18日）が伝えたところによれば、陳雲が中心となって「長期的戦略」をまとめ、指導部内に提出したという。

その内容は当面アメリカを主要な敵とするという設定のもとで、国内の政治、経済の強力な中央集権化を主張したものとされている。

こうして中国の経済改革は、とくに1989年6月4日の天安門弾圧事件以後、明確な展望を失い、きわめて悲観的な見通しのもとにおかれ、また権力構造の最上層部の内部矛盾と不安定性が激化するという状況のもとでその短期的な予測を立てることすら困難な状態になっている。

私たちはこの著作の題名を『中国経済の新局面』とすることにした。中国経済の新局面とは、長かった毛沢東指導下の行きづまりから抜け出し、1978年末から始まる経済改革の約10年間の展開をとおして、1988年以後すでにのべたような経済改革抑制を主要な内容とする逆行期にはいつて現在に至る局面を意味している。

この過程は経済改革の進展という視点からみたばあい、全体としてさまざまな曲折を経ており、一方では積極的な成果と、他方では挫折と逆行の経過を含んでいる。

本書はその過程における諸問題を、それぞれの分野において、またそれぞれの視点からとりあげ、整理と分析を加えた諸論文から成り立っている。以下、各章の要旨を簡単に紹介しておく。

第1章は、本書全体の総論として、改革開始以来12年間の軌跡をあとづけている。全体を三つの段階に分けているが、そのうち1988年にいたる第1、第2の段階では、ともかく改革が前向きに進んだこと、しかし同時にその不整合性の結果として経済過熱という否定的状況が生まれたことが解明されている。さらに第3段階において、88年以後、経済改革の挫折を契機として保守派が主導権を握り、引き締め政策への転換が行われた経過を説明し、その結果、中国の経済が重大な困難に陥っていることを指摘している。

第2章のねらいは、昨年来のソ連・東欧諸国におけるスターリン型社会主義体制の劇的な崩壊が、中国の改革、開放政策に対し、教訓として何を物語っているのかを検討することにある。筆者は、50年代以降、今日のゴルバチョフ時代に至る経済改革の構想、試行を総括したうえで、改革の挫折の原因は一党支配を温存したまま、政治体制の変革を伴わなかった点にあることを指摘する。また、マクロ経済政策の合理的運用、その運用を担い得る人材

の育成，そして市場批判者グループ，集団の活動の保証，などの条件を考慮せず，盲目的に市場原理を導入することは，弱肉強食を是とする19世紀の無政府的資本主義体制へ逆行する危険があることを強調する。

第3章においては，まず1989年6月に起こった天安門事件以後，中国の経済改革政策の変化の経過と内容を説明し，改革が当面後退せざるをえない状況が指摘される。つづいて84年10月に採択された「経済体制改革に関する中共中央の決定」にさかのぼり，そこで明らかにされた中国の経済改革の枠組みと主要な内容を考察し，あわせて改革についての中国のエコノミストの諸見解をレビューしている。さらに，現指導部が天安門事件以後強力に推進している「ブルジョア自由化批判」の動向に注目し，その内容を説明する。

第4章の課題は，1980年代後半の食糧生産の停滞状況に焦点を当て，農業部門における制度改革がもたらした問題点を解明することにある。農政に関わる重要な議論の流れを辿りながら，まず，85年以降の食糧生産の停滞の要因が，農業基本建設投資の不足，ならびに個別農家を営農主体とする農家経営制に対する過大評価にあったことが論証される。ついで，食糧専業農家の育成を通じた農業経営の合理化政策が挫折する過程を分析し，さらに，農家の家庭内分業の進展＝兼業農家の増加が，食糧生産部門，非農業部門のいずれにおいても所得源として不十分であるうえに，安定性を欠くことに原因があることを指摘している。

第5章は，鉄鋼業の展開過程と産業組織の分析を通じて，今日の中国の経済構造の特質を解明し，今後の経済体制改革の行方を透視する試みである。前半で1949年以降の鉄鋼の生産量の推移，および鉄鋼部門の各種形態の企業の形成過程が当時の経済政策との関連で明らかとされる。後半においては供給サイドからみて，集権的計画領域と分権的市場領域とにおいて，それぞれ重点の大企業と属地的中小企業とが併存するという，鉄鋼部門における二重構造を析出している。そして，その二重構造を支える，鉄鋼製品の多様な需給関係を，市場と計画，中央と地方といった要素を組み込んだ，価格メカニズムによって分析し，最後に鉄鋼産業の合理化の方向が示されている。

改革後の農村における工業化が中国内外の研究者の関心を集めているが，第6章では開発戦略としての有効性という観点から郷鎮企業の発展の特徴と

その要因、および問題点について検討を加えている。郷鎮企業の発展をめぐる従来の議論を整理したうえで、郷鎮企業全般と製造業部門の業種別の成長動向、雇用吸収効果、輸出実績、地域間の格差などを概観し、双軌制のもとでの国営企業による供給の不足が郷鎮企業の急速な発展をもたらした基本的要因であることを指摘する。また、経營業績の分析を通して、郷鎮企業が地域の利害関係と密接不可分の、非経済的要素を多分に含む経営組織であり、そのことが市場動向に敏感に反応する効果をもたらしていることを強調する。

第7章は、改革の対外経済的側面を扱っている。現在、保守派主導の指導部も、少なくとも公式には「改革と開放」は継続するとのべている。本章では、まず包括的に「対外開放の戦略的体系」についてのべ、つづいて経済特区の役割、沿海地域の開発、外資導入の戦略、対外貿易の方針などについて概説している。筆者は中国の対外開放が順調に進展していないのは、国内における制度改革が不十分なことによるものであると指摘している。

第8章では、経済改革過程における財政問題について解説する。本章は、財政改革の課題、財政改革の展開、財政の構造という三つの部分によって構成され、最後の節において、中国の財政が当面する問題点、具体的にいえば、財政の比重低下、財政赤字の慢性化、補助金の増大傾向などについて解明している。

「官倒」（官僚による経済的不正行為）の生成の要因を、社会主義システム論、途上国近代化論の議論の流れを念頭に置きながら、社会学的なアプローチによって解明する試みが第9章である。筆者は、歴史的なシステム転換が進みつつある今日、一般的には非合理的な現象とみなされている「官倒」の背景には、近代化論の文脈とは別の合理性をもつ「銭（企業）・権（行政）ネットワーク」が存在することを指摘し、その特質を経済改革の動向との関連で明らかにしている。そのうえで筆者は、「官倒」現象を根絶するには、改革の徹底化がその第一歩となるものの、突き詰めれば、「銭・権ネットワーク」の自己否定による以外に途がないことを強調する。

第10章では、1978年末以降進展した経済改革と並行して展開された政治体制改革についての論議を系統的にあとづけ、紹介する。80年における鄧小平発言を契機として展開された「庚申改革」をめぐる論議、それから一時期お

いて1987年の第13回大会前後に提起された政治体制改革論の状況、つづいて88年前後に注目された「新権威主義」論争がとりあげられ、それぞれの問題点が紹介されている。

もちろん、上述したような中国情勢の複雑さと不透明さ、さらにわれわれの力量の限界から、なお多くの問題が残されていることを認めなくてはならない。その課題は今後の研究にゆだねることにしたい。また、各担当者のあいだでの若干の見解の相違も残らざるをえなかったことをご諒解いただきたいと思う。

最後に、2年余に及ぶわれわれの研究プロジェクトに、それぞれの専門の立場から協力を惜しまれなかった方々に深く感謝の意を表したい。

1990年10月8日

山内 一男
菊池 道樹

目 次

まえがき

第1章 中国の経済改革——その12年間の軌跡 —— 山内一男 1

- I はじめに——当面の諸状況 1
- II 経済改革の展開と経済過熱 2
 - 1 経済改革第1段階 (3)
 - 2 経済改革第2段階 (5)
 - 3 経済過熱とはなにか (9)
- III 改革路線の後退と引き締め政策への転換(第3段階——1988年以後) 11
 - 1 13期3中全会における転換とその意義 (11)
 - 2 経済成長の低落, 市場の冷えこみ, 失業増大 (14)
 - 3 引き締め政策の破綻 (19)
 - 4 スタグフレーションの諸局面 (22)
- IV 暫定的なまとめ——経済効率向上の課題 26
〔補論〕 28

第2章 ソ連・東欧の激動と中国への教訓 —— 齋藤 稔 32

- I ソ連型社会主義の崩壊 32
 - 1 1989年以來の激動の性格 (32)
 - 2 中国型社会主義は存在可能か (35)
- II ソ連・東欧における体制内改革の試み 38
 - 1 総合的改革の必要性 (38)
 - 2 東欧における個別的改革の挫折 (41)
 - 3 ゴルバチョフ改革の構想と障害 (46)
 - 4 経済改革の可能性 (48)
- III 中国経済体制改革への教訓 51

第3章 経済改革と「ブルジョア自由化」批判 —— 浜 勝彦 57

- I はじめに 57
- II 天安門事件と経済改革 57
 - 1 調整強化で強まる改革見直し気運 (57)
 - 2 改革政策における変化 (58)
 - 3 変わらない改革の基本政策 (60)
- III 経済改革の展開過程 61

1	1984年「決定」で固められた枠組	(61)
2	「社会主義初級段階論」の意義	(62)
3	拡大した改革領域	(62)
4	各派の改革構想とその具体化の問題点	(64)
IV	改革における「ブルジョア自由化」批判	66
1	私有化批判	(66)
2	近代経済学と「ブルジョア自由化」批判	(69)
3	市場経済論批判	(70)
第4章	「改革」農政と農業問題	若代直哉 73
I	「改革」農政下の食糧問題	73
II	商品経済の発展と食糧専業 ⁱ	80
III	農家の経済行動	90
IV	結論的要約	95
第5章	中国鉄鋼業の展開と産業組織	田島俊雄 99
I	はじめに	99
II	鉄鋼生産の推移	100
1	鉄鋼生産と国内供給	(100)
2	鉄鋼生産の地域構造	(102)
III	鉄鋼業の形成過程	104
1	設立時期別現存企業数	(104)
2	鉄鋼業の形成過程	(106)
3	設立時期別現有規模	(110)
4	鞍山鋼鉄会社の発展	(111)
IV	鉄鋼業の産業組織	113
1	企業規模と生産集中度	(113)
2	規模・範囲の経済と経営状況	(118)
3	市場構造と製品価格	(120)
4	中小企業の経営状況	(123)
5	重点大型企業の経営状況	(126)
V	むすび	129
第6章	郷鎮企業論	菊池道樹 138
I	はじめに	138
II	農村工業化をめぐる主な論点	140
III	農村工業化政策の展開	144
1	社隊企業の発展	(144)
2	3中全会後の市場形成過程	(147)

IV	郷鎮企業の発展動向とその要因	151	
	1 農村経済構造の変化	(151)	
	2 製造業部門の発展動向とその要因	(157)	
	3 郷鎮企業の発展と国営企業	(163)	
V	郷鎮企業の企業体質	167	
	1 経営分析	(168)	
	2 経営組織	(172)	
VI	展望	175	
第7章	対外開放と開発戦略		劉進慶 182
I	はじめに	182	
II	対外開放の戦略的体系	184	
III	経済特区の概況と開発戦略	190	
IV	沿海地域の開発戦略	197	
V	外資導入の戦略問題	201	
VI	対外貿易の戦略選択	207	
VII	むすび	211	
第8章	「改革10年期」における中国財政の構造		高橋満 216
I	はじめに	216	
II	財政改革の課題	217	
	1 財政改革の本質	(217)	
	2 財政改革の思想	(220)	
III	財政改革の展開	223	
	1 80年改革	(223)	
IV	中国財政の構造変化	230	
	1 中国財政の比重低下	(230)	
	2 財政赤字の慢性化	(234)	
	3 補助金財政	(236)	
V	おわりに	238	
第9章	“官倒”——中国における腐敗現象		菱田雅晴 241
I	問題の所在	241	
II	“官倒”へのアンビヴァレンス	244	
	1 社会的“支持”	(244)	
	2 “もう一つの合理性”	(247)	
III	組織性——“官商”	250	

IV	性格規定	253	
	1	権力腐敗の側面——内因論	(254)
	2	新旧要素の併存——過渡的要因	(255)
V	“官倒”への対応措置	259	
	1	「外因論」による“廉政”対応の限界	(259)
	2	出路を求めて	(261)
第10章	中国における政治体制改革論議	—————	太田勝洪 266
	——「庚申改革」から新権威主義へ——		
I	はじめに	266	
II	「庚申改革」——政治体制改革の提起	267	
	1	鄧小平講話	(267)
	2	廖蓋隆「庚申改革」の構想	(269)
	3	「庚申改革」の意義	(272)
III	政治体制改革論議の開花と13回党大会	274	
	1	政治体制改革論議一瞥	(274)
	2	痼疾に取り付かれた政治体制改革	(276)
IV	新権威主義をめぐる論争	278	
	1	新権威主義の登場	(278)
	2	新権威主義の論理	(279)
	3	新権威主義批判	(282)
	4	新権威主義論争の意味	(284)
V	おわりに	286	

第1章 中国の経済改革

——その12年間の軌跡——

I はじめに——当面の諸状況⁽¹⁾

ソ連、東欧、中国を含めて、これまで社会主義体制をとってきた諸国がいま激しく揺れ動き、混迷ともいべき状態に陥っている。そのなかで、ソ連、東欧の国々になお曲折をくり返しながらも、ともかく経済体制の改革をめざして前向きの模索をつづけているのに反し、これまで改革を進める上である程度推進的な役割を果たしてきた中国は、いま逆に保守派の主導権のもとで、これまで進めてきた改革の方向に逆行し、イデオロギー的にも伝統的な社会主義に回帰しようとしているかにみえる。その結果として、指導部内での対立を深め、経済の深刻な停滞を招き、国民の不満が広まりつつある。

最高の実力者といわれる鄧小平は、ソ連の改革の新しい動きを「真のマルクス主義に合致しない」と批判し、東欧諸国の動向についても「正しい路線から逸脱している」と非難したし、王震副主席はさらに、ソ連の改革を「修正主義」ときめつけた、といわれる。今年（1990年）の2月には、党内部で「ソ連非難決議」が非公開で採択されたともいわれている。

しかし中国の経済は、1988年9月に開かれた第13期3中全会を契機とする改革抑制と引き締め強化への路線転換以後、きわめて深刻な困難と行き詰まり状態に陥っている。国家計画委員会鄒家華主任は、1990年4月に開かれた全国人民代表大会における報告のなかで、一方においては89年度国民経済発展の「成果」をうたいあげつつも、同時に当面の困難として、(1)総需要が総供給を上まわっているという問題がまだ解決されていない、(2)工業生産の成長速度の落ちかたがあまりに急激である、(3)構造調整の進展が緩慢である、(4)経済効率の悪さが依然として改められていない、(5)操業停止あるいは操業

短縮の企業がふえ、都市部の待業者（失業者を意味する）が増大し、一部住民の生活に困難をきたした、などの諸状況を挙げて当面の困難を訴えているのである。しかも後にのべるように、これら重大な諸困難をどのように解決するのか。現指導部はこれについて明確な指導方針を提起することができないというのが現状である。

本章では、ひとまず1978年末にはじまる中国の経済改革の12年にわたるその軌跡をふりかえり、段階を追ってその問題点を明らかにすることを意図している。そのばあいやはり重点を、以上に指摘したような、現指導部による引き締め政策への転換以後の曲折した情勢に対する批判的分析と解明におくことが必要と考えている。

中国の経済改革についてこのような課題を設定することは、社会主義体制全般がいま直面している困難から脱出するための唯一の選択、すなわち経済改革をとおして伝統的社會主義計画体制から、市場原理にもとづく新しい経済体制に移行するその転換過程において、それぞれの社会主義の国が直面する共通の諸問題を明らかにし、その法則性をさぐる上でなにがしかの認識の手がかりを得ることにつながるであろう。

総じていえば、中国の経済改革のこの12年間の事態の展開、その曲折の意味するところは、経済改革を前向きにおしすすめ、当面は市場社会主義の実現をめざす改革派の力量と、それを阻止し、押し戻し、伝統的な社会主義計画経済の枠組に復帰しようとする保守派の力量との対立と相剋の過程であった、ということである。

本章においては、この12年の過程を、第1段階（1978～84年）、第2段階（1984～88年）、第3段階（1988年以後）の三つの段階に分けて叙述を進める。その際第1、第2の段階は、ともかく経済改革が前向きの方角をたどった時期としてあわせて第II節においてとりあげ、引き締めへの転換以後現在進行中の第3段階を第III節で解明することとする。以下本論にはいる。

II 経済改革の展開と経済過熱

中国の経済改革は、ソ連、東欧のそれより大きく立ち遅れ、1970年代の末

期になってようやく本格的な展開をみせるようになる。それはかつて経済改革を「修正主義」ときめつけ、独自の路線を推進してきた毛沢東が死去してから2年余り経った78年12月の党第11期3中全会を契機として軌道にのせられたものである。

11期3中全会のコミュニケは、当面する経済改革の基本的課題を提起し、これまでの過度の集権体制を改め、権限を大胆に地方行政単位と企業に委譲し、「断固として経済法則にもとづいて事をはこび」、「価値法則の役割を重視し、党と行政、行政と企業の分離を進める」という経済改革の基本原則を強調している。3中全会はさらに農業の改革について言及し、人民公社の自主権尊重、自留地と個人副業の容認、食糧の過大な買付けを抑え、買上げ価格を引き上げるなど緩和政策を打ち出し、のちの生産責任制導入のための道を開いたのである。つづいて展開されはじめた中国の経済改革はその当初においては大きな成果をあげ、国際的にも注目されるまでになった。

以下、まずその第1段階の概略についてのべる。

1 経済改革第1段階（1978～84年）

第1段階の重点は、農業の分野における経済制度の全般的な改革におかれた。

中国は1949年の革命とともに、全国的範囲における土地改革を完成した。しかしその後、周知のように、毛沢東路線にもとづく急激な集団化を強行し、とくに58年以後は農村人民公社という高度に空想社会主義的な制度を導入したために、農業の生産力は行き詰まり、農民の生活は長期にわたって疲弊した。

第11期3中全会以後、指導部はまず農民の経済的な負担を軽減する方針をとり、1979年3月、食糧をはじめとする重要農産物の買上げ価格の大幅な引き上げ措置をとった。その引き上げ幅は、食糧は20%（割当てを超える買付分についてはさらに50%増）、油料作物は20%（超過分については同じく50%増）、綿花は15%（超過分については20%増）、豚は26%、その他14種類の産物についてはそれぞれ20～50%であった。

概算によれば、この引き上げによって農民1人当たりの収入は1年間に18

元あまりふえたことになり、その結果、農民の生活は著しく改善された。

それと、並行して、それまでの人民公社を枠組とする集団経営方式を解体して、生産責任制を全国に普及させることになる。

農業における生産責任制とは、人民公社の組織を廃止し、それまでその下部組織である生産隊を単位として行なってきた画一的な集団経営をやめ、土地の所有権はあくまで集団所有として残しながら、それを各農家に分配し、その経営は各農家に請け負わせるというやりかたであり、その収穫は国への売渡し義務を果たし、集団への費用を支払った残余はすべてそれぞれの農家に帰属するというものである。一言にしていえば、社会主義農業組織の基本的なありかたとされてきた集団経営の解体と個人経営の復活にほかならない。この制度は1984年末には全国農家総数の96.6%にまで普及し、中国の農村の基本的生産組織となった。

農業における生産責任制は、結果として農民の生産積極性を大きく高め、生産の飛躍的増大をもたらした。請負制導入以前（1953～78年の26年間）と導入以後（1979～85年）の7年間とを比較すると、農業総生産額の年間平均成長率では導入前が3.2%であったのに対し、導入後は9.4%、食糧生産の年間平均成長率は導入前が2.4%であったのに対して、導入後では4.9%に高まった。とくに84年には食糧生産高4億731万トン（人口1人当たり392キロ余）という史上最高の増産を達成したのである。

他方、この段階における都市の経済改革は、都市のもつ政治的・経済的構造の複雑性と硬直性のゆえに、初歩的な試行段階に止まったのである。その試行の主たる内容は企業の自主権拡大におかれた。

企業自主権の拡大とは、企業に一定の独立性を与え、企業の自発性と積極性を高めてこれまでの硬直した企業管理体制を活性化しようとしたものであった。そのためにつぎの二つの措置がとられることになった。第1には、各企業は国から与えられた計画を実施する以外に自主的に生産を行ない、その製品を自主的に販売することができるようにしたこと。第2には、企業が一定の自己資金をもって生産拡大のための投資を行い、また従業員に奨励金を支給し、福祉を拡大することができるようにしたことである。

なおこの企業の自己資金についてみると、その初期には利潤留保制度がと

られ、企業が国に納入する利潤の約10%前後が留保され、自己資金にあてられたものとみてよいであろう。その後1982年前後になって納税方式に移行することになる。納税方式とは、利潤留保制度と異なり、利潤はひとまず企業の手へ帰属し、そのなかから一定の税金を国に支払い、残余は企業の手へ掌握され、自己資金になる、というものである。納税方式は企業の自主権をいっそう強化しようとしたものであるが、そのもとにおいて企業の手もとに残される利潤の率は12~13%であったとみられる。

1984年の調査によれば、企業の利潤留保率は平均して21.59%という数字があげられているので、この2カ年間に企業の財務に関する自主権はかなり拡大されたことがみとめられる。⁽²⁾

なお、この第1段階において自主権拡大の試行に組みこまれた企業の数、1980年当時国家予算に組みこまれていた国営企業総数4万2000の約16%に当たる6600企業に止まっていた（ただしそのなかには有力な大企業が多く含まれていたため、その生産額からいえば60%、利潤額からいえば約70%を占めていた）。

以上、改革第1段階の経過と特徴を要約すれば、それはまず第1に中国の改革がその初発段階において、とくに農業の分野において“奇跡”と呼ばれるほどの成果をあげたことであり、それは国際的にも大きく注目され、評価されたことである。このことは、国内において改革派の政治的な力量と威信を高め、少なくともこの段階においては保守派に対して優位に立つことを可能とした。たとえば1980年前後に中国の経済は一時的に不調に陥り、それを機会に事実上計画経済を絶対化するような陳雲の「調整政策」が前面に出たことがある。しかし改革派は、その後それを押し返し、陳雲の「計画経済を主とし、市場調節を補助とする」という命題を無視し、あくまで「計画と市場の結合」というテーゼを堅持し、84年10月の第12期3中全会において、改革をさらに一歩進める方針を定め、改革第2段階に前進することに成功したのである。以下、改革第2段階に移る。

2 経済改革第2段階（1984~88年）

中国の経済改革は、1984年10月に開かれた12期3中全会を機に第2段階に入ったとみられている。

生産責任制の拡大とそれによる生産性の飛躍的向上を主要な内容とする農村の経済改革はこの時期にほぼ飽和点に達し、ここで新しい問題と困難に直面することになる。

他方、改革の重点はこの時期を契機として農村から都市に移ることになった。

第12期3中全会は「経済改革に関する中共中央の決定」（以下「決定」と略称）を採択したが、その内容は「社会主義経済は基本的に商品経済である」との明確な認識をうちだすとともに、第1段階よりも一歩進んだ、改革における総合的な青写真を提示したものであった。

こうして第2段階における改革は、一方においてよりいっそう高い段階に進められたと同時に、他方新しい困難のなかで経済過熱、インフレの進行、産業構造の不均衡など新しい困難のなかで手づまりに陥り、ついに1988年の破綻を迎えることになる。このような意味で、第2段階はいわば改革の進展と挫折の二重性をもった過程として認識されるのである。

まず農村の改革が当面した諸問題からみていくことにしよう。

現象的にいえば、1985年以後、中国の農業は停滞状況に陥り、農産物とくに食糧、綿花の増産が頭うちになった。食糧の生産高は先のにべたように84年には4億731万トンのピークに達しながら、以後数年間はその水準に及ばず、やっと89年になって4億745万トンとわずかにその水準を超えたのである。

そのような行き詰まりの原因は多様であるが、まず第1に、責任制への移行がこの時点でほぼ全国の農村に行きわたり、その効果が汲みつくされたこと、第2には、農村に市場原理が浸透するにつれて農産物をつくるよりも副業あるいは農村企業（いわゆる郷鎮企業）に働きに行く方がずっと収入が多いという矛盾が生まれたこと、第3には、国の政策にも欠陥が生まれ、農業への国の投資がきわめて立ち遅れ、不十分であったことなどが指摘されるであろう。

この問題をさらに基本的な視点からみると、責任制普及以後のもっとも主要な問題は、経営規模があまりにも小さく、また分散的になってしまい、そのために水利灌漑など基礎施設への投資、科学技術の導入、経営管理の総合

的改善などがきわめて不十分にしか行なわれなくなったことなどである。問題はこうした小農経済体制のなかから、新しい生産力の有力な担い手をいかに創出し、育成していくことができるかということにある。党および政府はそのために土地の適度の集中、それを可能にするための余剰労働力の非農業部門への吸収、合理的な規模をもつ家族経営の創出などを目指してきたが、それはこれまでのところきわめて困難であり、順調に進んでいない。

都市の改革に目を移すことにしよう。1984年は都市における改革が大きく進展した年であった。先へのべたように、この年の10月に採択された12期3中全会の「決定」(およびそれに先立つ国务院の「暫行規定」)⁽³⁾は改革の進展のための積極的なプログラムを提起したものであった。その主要な内容は、(1)企業自主権のいっそうの拡大、(2)計画管理体制の改革、であった。

第1に、企業自主権のいっそうの拡大についていえば、企業はこれまでの自主的生産権、販売権に加えて、その製品価格をも一定の範囲で自ら決定できること、減価償却基金はその70%を企業に留保できる(のちに全額留保となる)こと、企業のもつ遊休資産は有償譲渡できることなどが確認された。

第2に、計画管理体制の改革とは、マクロ経済管理体制の分野において「指令性計画の範囲を適当に縮小し、指導性計画と市場調節の範囲を拡大する」という定式をうちだしたことにみられるとおり、一部の重要な経済活動については義務的な指令性計画の方式をとるが、一般的な経済的活動については価格、利率などいわゆる経済的テコに依拠する指導的計画により、さらには市場調節にまかせるという弾力的な方式に広く道を開いたのである。

その後たとえば1987年初頭における胡耀邦解任にみられるような保守派の攻勢がありながらも、趙紫陽を代表とする改革派はそれを克服し、この年の10月には党第13回大会が開かれ、さらに改革を一步進めることになる。

この大会における報告のなかで趙紫陽は、企業の「所有権と経営権の分離」の原則を強調するとともに、「国が市場を調節し、市場が企業を誘導する」という市場社会主義の原則を明確にかかげ、さらにマクロコントロールを有効に機能させるためには、どうしても「積極的かつ着実に価格改革を進め、商品の価格と各種生産要素の価格を調節しなければならない」ことを強調したのである。

このような積極的な理念と方針にもとづき、この時期には破産制度、企業長責任制、企業の請負制および株式制の試行など、さらに一歩進んだ改革措置がとられるようになったのである。

しかし以上のような都市における改革の進展は、同時に多くの内在的な欠陥と不整合をはらむものであり、そうした矛盾の蓄積は、経済過熱、インフレの進行、産業構造の不均衡などマイナスの諸状況をひき起し、やがて1988年に入って矛盾が一挙に表面化して破綻をまねくことになるのである。それはまた改革派と保守派との熾烈な闘争の過程でもあった。

以下、1988年に入ってからの改革とその挫折の経過を価格改革とインフレの進行の問題を中心としてみていくことにしよう。

前年すなわち1987年の第13回大会の「決定」を受けて、趙紫陽を中心とする改革派指導部は価格改革とのとりくみをはじめめる。5月30日から開かれた党中央政治局第9回全体会議は、価格の改革と賃金制度の改革を結びつけて実施する方針を明らかにした。最高実力者鄧小平が外国の賓客に対し「危険をとまっても断固として価格改革を行う」ことを一度ならず表明したのもこの頃である。

6月なかばには、生産手段の圧倒的な大部分について二重価格を廃止し、価格を自由化する方針が打ち出され（新華社1988年6月18日電）、7月末に軽工業製品の価格自由化方針が発表された（新華社1988年7月23日電）。さらに7月28日には全国の有名銘柄のたばこと酒の価格の値上げが実施された。

つづいて8月15日から中央政治局第10回全体会議が開かれ、「価格・賃金改革に関する初歩的方針」が「原則的に採択」された。

しかしこのように、一方において価格改革の措置が進展をみせるのと並行して、他方、物価の全面的な上昇がはじまることになる。中国の小売物価指数をみると、1985～87年の期間には、年間平均上昇率は7.4%程度であったが、88年上半期には前年同期比12.7%にはね上がった。こうした情勢のもとで、国民大衆はインフレが今後ますます激化することを必至とみて、8月に入ると全国の都市で大規模な物資の買占めと、預金の引き下ろしに走り、パニック状態が発生することになったのである（貯蓄率の下降と局部的な買漁りはすでに4～5月頃から各地ではじまっていた⁽⁴⁾という）。その結果、インフレは

さらに昂進することになり、この年の下半期（7～12月）にはインフレ率は一挙に前年同期比24.5%という高さに達したのである。結局、88年全年についてみると、中国のインフレ率（中国では小売物価指数をもってインフレ率の主要な指標としている）は公式発表では前年比18.5%、推測によれば都市部では30%前後に達したとされるまでになったのである。

こうしたインフレの破局的進行のもとで、当然のことながら指導部内において改革派に対する保守派の圧力が高まり、経済政策についての主導権は趙紫陽から保守派の老人グループに支持された國務院総理李鵬に移り、政策の方向は改革から調整と引き締めの保守的な方向に急転換することになり、改革のヴィジョンはその影を大幅に薄めることになったのである。

8月末に開かれた國務院常務会議、および9月下旬に開かれた党13期3中全会がその政策急転換の場となったのである。

3 経済過熱とはなにか

以上、経済改革の最初の10年間（第1、第2段階）の軌跡をたどってきたが、この時期、とくに第2段階における問題の焦点は、改革の進展が同時に経済過熱ともいふべき不正常的な状況を引き起こし、それがインフレの昂進をまねき、さらには現在、すなわち第3段階（1988年以後）における保守派主導の局面をまねいたことにある。

それでは、経済過熱とはなにか。それはどうして起こったか。

中国の経済成長は経済改革の段階にはいつてから、とくに工業部門の成長は全般的に高い水準で推移してきた。そのなかでも1984年10月の12期3中全会、87年10月の第13回大会のように改革の新しい展開が打ち出されるごとにそれを受けて投資と消費の過度の拡大が起こり、その結果「超高度成長」つまり経済過熱⁽⁵⁾という現象を引き起こしてきたのである。

統計によれば、1984年の工業総生産額は前年比16.3%増であったが、85年には21.4%増という高さとなり、87年10月の13回大会における改革の進展との関連でいえば、87年の工業生産17.7%増につづいて88年にはふたたび20%の大台に乗って20.8%に高まった。いずれもそれぞれの年の計画目標を大きく上まわっている。

表1 総需要の総供給超過率（1983～88年）

（単位：％）

	1983	1984	1985	1986	1987	1988
総需要の総供給超過の比率	4.57	16.56	11.25	13.45	13.6	16.2
GNP成長率	10.1	14.5	13.0	8.3	10.6	11.2
年末の前年末現金(Mo)流通量に対する増加率	20.6	49.5	24.7	23.3	19.4	46.7

出所) 吳敬璉・胡季 [1989] 17頁.

表面的にみれば成長率が高いことは肯定的に評価されるべきことのようにあるが、この時期における中国の高すぎる工業の成長率は多くの否定的な結果を生み出したのである。

第1には、産業構造の上で各部門間の不均衡を生み出し、投資は多くのばあい加工工業とくに消費財工業など短期間に高い収益を得られる部門に集中し、経済成長全般のボトルネックになっているエネルギー、原材料、交通運輸などの基礎的な産業部門には投資が向かわないことになる。資料によれば、1988年における加工工業の全工業総生産額に占める比率は43.9%に達し、その増大速度は採掘、原材料工業のそれをおよそ12ポイント上まわり、全国工業平均発展速度のおよそ2倍の高さであった⁽⁶⁾。こうした不均衡の結果、原材料、エネルギーとくに電力の不足が高まり、交通輸送の緊張が起こったのである。

それは第2に、総需要の過度の拡大を引き起こし、いわゆる「国民所得の超過分配」⁽⁷⁾と、総供給が総需要に追いつかないという否定的な状況をもたらすことになり、それは当然のことながらインフレを昂進させる原因となった。吳敬璉の論文は、表1のような数字をかかげて、経済過熱とインフレの関連を示唆している。

それでは、中国では改革の進展とともに、なぜこうした経済過熱という否定的な現状が起こることになったのか。

第1に、経済過熱については、コルナイの提起した「投資飢餓症」という概念がこの問題の分析用具としてきわめて適切である。

投資飢餓症とは、企業が自己責任をとらなう独立した商品生産者として確

立されておらず、「ソフトな予算制約」と国の「温情主義」のもとで、積極的に投資をふやし、生産をふやそうとする傾向をいう。改革がある程度進み、企業の自己資金がふえたが（1984年段階で企業の純収益の約21.59%が留保されるまでになっていた）、依然として官僚制による庇護のもとにおかれているという条件のもとで起こる現象である。

第2には、その投資の方向に規制するマクロコントロールのメカニズムが有効に機能せず、とくに価格体系のゆがみによって、投資の内容構成が不均衡となり、投資は当面の国民経済が緊急に必要なエネルギー、原材料、交通輸送などに向かわず、誤った価格シグナルに導かれて短期間に利益の上がる加工工業に集中することになるのである。

要約していえば、中国の改革のこの段階においては、ミクロの次元での企業の活性化は大きく進んだものの、その企業の投資・生産行動を誘導して均衡をもたらすべきマクロコントロール装置の未完成と機能不全のために経済過熱という否定的な現象を結果することになったということである。

マクロコントロール装置の最大の欠陥は、先にものべたように価格体系のゆがみにあった。第13回大会以後、改革派があえて価格改革にとりくむ重大な決意をした根拠もまさにここにあったのである。しかし、その意図は不幸にしてインフレの激化が先行したことによって挫折した。

経済過熱とは、改革がなお非整合的であり、企業の官僚制国家への従属が依然として支配的である段階においては避けられない現象であったといえるであろう。

III 改革路線の後退と引き締め政策への転換

（第3段階——1988年以後）

1 13期3中全会における転換とその意義

1988年の夏は、指導部内の改革派と保守派の対立が尖鋭化し、その闘争の結果優位に立った保守派の主導のもとで、政策路線の急転換が行なわれたという激動の季節であった。

政策路線の変化——改革からの後退と引き締め政策への転換——は、この年の9月に開かれた党の13期3中全会において公然化されることになる。こ

のとき以後、保守的な老人グループに支持された李鵬総理が、趙紫陽総書記（当時）にかわって経済政策の実権を握ることになったのである。

13期3中全会は「経済環境の整備、経済秩序の整頓」（以下「整備、整頓」と略称）を基本的方針としてかけ、全面的な引き締め政策と保守的な政治路線をとることになる。ここでその後の諸決定を総合して、政策転換の主要な内容を要約すれば、ほぼつぎのようなものとなる。

(1) 当面インフレ抑制のために全面的な資金引き締め政策をとる。1989年度の目標はインフレ率を「前年よりも明確に下まわるようにすること」におかれた。当然、価格改革の課題は完全に棚上げされる。

なお全面的な引き締め政策の期間は当初は1989、90年の2カ年間とされたが、のちに89年10月末から開かれた第13期5中全会においてはさらに1年以上延長して「3年間もしくはそれより若干長い時間」をかけて達成することと変更された。

(2) 現指導部は当面のインフレ昂進の主要な原因を、総需要が総供給を超えて膨張し、それによって貨幣供給量が増大したことによるものと認識し、それを抑えるためにもっぱら行政的措置によって需要を抑制することを主要な対策とする。そのためにまず固定資産投資の規模を大幅に縮小し、賃金、奨励金、「集団消費」を減らして消費基金を抑える。

銀行融資の抑制とともに利率スライド制貯蓄などを導入して預金の増大と貨幣の回収をはかる。

(3) 経済成長率を低く抑え、1989年の計画目標はGNP7.5%、農業4%、工業8%増とする。同時に産業構造の不均衡を是正するために傾斜政策をとってエネルギー、原材料、交通輸送などボトルネックの打開をはかる。

(4) 対外的には「改革と開放は継続する」と宣伝し、国内的にも「計画経済と市場調節を結合する」という方針をかけたが、実際には主として伝統的な行政措置にたより、計画経済の優位を強調して事実上市場原理の導入は抑制されることになる。江沢民総書記は1989年9月末の報告において「当面、国民経済を整備、整頓する過程で計画の主導的役割をより多く強調しなければならない」と率直にのべた。その意味はいうまでもなく、マクロコントロールの欠陥を、市場機構のよりいっそうの導入と完備によってではなく、

伝統的な官僚制的統制経済に復帰することによってつじつまをあわせようということにほかならない。

さらに、1989年11月に開かれた13期5中全会で採択された「一層の整備・整頓と改革深化に関する決定」では、端的に「計画体制を改善し、指令性計画の範囲と割合を適切にふやし、指令性計画の厳粛性を強め、指導性計画の実施方法を完全なものにする」とのべるまでにいたっている。

比較的客観的な立場に立っているとみられる香港の『中国経済新聞』⁽⁸⁾ (1989年11月6日)はこの問題について、今後二、三年は計画経済の程度と範囲は増大するだろうし、企業はその生産、経営、販売、賃金などについてこれまでよりもきびしい「検査、監督および統制」を受けることになるだろうと指摘し、さらにこれまですでに開設された生産手段市場、証券交易所などは試験的に継続されるだろうが、これ以上ふやされることはないだろう、とのべている。

一言にしていえば、転換以後の政策方向は、改革へのヴィジョンを事実上欠落させたものになってしまったということである。

保守派による引き締め政策への転換のもう一つの側面は、経済の分野だけでなくイデオロギー分野全般におけるしめつけの強化である。1988年4月から5月にかけての天安門広場における学生、知識分子の抗議はこうしたしめつけに反対し、民主化を要求する運動であった。しかし現指導部は6月4日に武力をもってそれを制圧した。それに続いて大量の学生・知識人の逮捕と追及、「思想教育」の強化、大学生の軍事訓練、「雷鋒に学ぶ」思想運動など6月4日の弾圧以後しめつけはますます強化されている。日本の新聞報道によれば、共産党中央組織部は最近社会科学院、人民日報社、光明日報社などに現役軍人を指導幹部として送りこむことを決めた、といわれる（『朝日新聞』1990年6月10日）。

さらに、経済面においても同じく精神的復古現象がみられるようになっていく。去る2月、黒竜江省を視察した江沢民総書記は、毛沢東時代に強調された「大慶精神」を持ち出し、「石油戦線だけでなく全国各産業の労働者、知識人もこれを学ばなくてはならない」と強調した（新華社1990年3月7日電）。

それでは、保守派の主導による引き締め政策の結果はどのようなものとなったか、またなりつつあるか。それは一言にしていえば、経済の低落、行き詰まりと混乱ということに尽きる。

まずここで、1989年における引き締めの実績をみておくことにしよう。保守派指導部は引き締めの重点をまず固定資産投資の圧縮におき、それをきびしい行政的措置によって推進してきた。

国家統計局の発表によれば（『北京週報』1990年5月15日、18頁）、1989年全体の社会固定資産投資は4000億元となり、前年より500億元減少し、比率にして11%の圧縮となった（価格上昇分を考慮に入れると実質的な下げ幅は20%以上であった、とされる）。固定資産投資のうち、基本建設投資についてみると、その額は2.3%減少した（物価上昇分を考慮に入れると12%減、新華社1990年2月26日電）。プロジェクトの数からいえばこれまでに全国の基本建設1万8000余項目が停止され、それによって今後数年間の基本建設投資675億元が⁽⁹⁾圧縮された。

銀行融資の規模も大きく圧縮され、その結果、企業の流動資金が極端に欠乏することになり、企業と企業のあいだ、企業と銀行のあいだで債務返済不能の現象が広まり、1989年1～9月の期間に、企業債務とどこおりの規模は1000億元を超えた（『北京週報』1989年11月28日、12頁）。こうした状況は企業の正常な生産活動を妨げている。

融資の引き締めはまた多数の企業、とくに郷鎮企業の倒産を引き起こしている。

2 経済成長の低落、市場の冷えこみ、失業増大

以上のような引き締め措置は1989年後半にいたって国民経済とくに工業部門の急速な落ちこみをもたらすことになる。89年全体の工業総生産額は前年比6.8%増であった（88年の成長率は20.8%）。89年および90年の月別推移をみると、表2および表3のごとくである。

なお1990年の動向について若干の補足をすれば、1～2月を通算して前年同期と比較すれば0.9%減、1～3月を通算して同じく前年同期と比較すれば0%、つまり同水準ということになっている。つづいて4月、5月には工

表2 1989年工業生産成長率の月別推移

	88年12月	89年1月	2月	3月	4月		
工業生産総額(億元)	1129.5	974.4	841	1104	1136		
前年同月比増(%)	18.3	8.2	7.5	14.8	13.7		
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1145.8	1118.9	1063.9	1066.3	1089.8	1058	1096	1168
11.1	2.4	9.6	6.1	0.9	△2.1	0.9	3.4

出所) 国家統計局の発表による。

表3 1990年工業生産成長率の月別推移

	1月	2月	3月	4月	5月
工業生産総額(億元)	915	887.5	1120	1158	1194
前年同月比増(%)	△6.1	5.6	1.4	2.0	4.2

出所) 国家統計局その他の発表による。

業生産の若干の回復がみられる、ということになる。また平均日産額にもとづいて計算した国家計画委員会および国家統計局の数字によれば、1月は前月つまり1989年12月より9.3%下降したことになっている(『金融時報』1990年3月20日、香港『文匯報』同年3月19日)。

[補注] 上掲の表の成長率の指数はすべて前年同期比の指数であって、上述の1月についての計画委員会の指数を例外として、系統的な前月比の指数は公式発表からはえられないのが実情である。したがって工業生産の客観的な動向を知る上では難点があるが、現在のところやむをえない

上掲の数字からほぼ明らかになるように、中国の工業生産は今年に入ってさらに低落の傾向をたどるようになる。こうした状況は、国の財政収入の過半を占める国営企業の利潤・税金の減少とならざるをえない。国家統計局の発表によれば、今年の第1四半期には予算内国営企業の納税前利益は277億元で、前年同期比20.6%減となった(新華社1990年4月23日電)。

中国の現指導部は当初、工業生産の下降現象は整備・整頓政策の肯定的結果であると楽観的に説明してきたが、1989年の10月前後からは一転してその否定的影響に目を向けざるをえなくなったのである。

以上のように、工業生産の急速な低落が起こった原因は多様であり、一般的にみれば固定資産投資の引き締め、流動資金の不足など投入面の問題が指

摘されるであろうが、ここでは中国の当面の経済状況のなかで、需要面からくるきわめて特異な現象として、市場の冷えこみ（原文では「市場疲軟」といわれる）、滞貨の増大という側面についてもっと掘り下げて解明しておく必要があるように思われる。この特異な現象については、中国の諸文献はこれまでのところすでに多くの論文を発表してさまざまに論じてはいるが、現実の問題はなお未解決のまま続いている。全般的状況をみるために最近の『経済日報』（1990年5月15日）に発表された評論員論文を引用しておこう。

「1989年6月にはじまり今日に及ぶ国内消費品小売市場の不景気状況はすでに10カ月以上持続している。」「この10カ月の期間、1989年8月から11月までの連続4カ月間は社会商品小売総額はマイナス成長となり、そのために国内経済界の切実な関心を引き起した。去年の12月から今年の2月上旬までは、たまたま元旦と春節（注：旧正月のこと）の二大節日とぶつかり、市場の売行きはいくらか回復し、一部の同志は市場の趨勢について楽観的な見かたをした。しかし2月の中旬にはいつてからは、国内市場の状態は再度下降し、売れ残り商品の範囲はひじょうに広まっている。3月末の統計によれば、全国29の省、市、区のうち19地区の社会商品小売総額はすべて去年より下降した。市場変化の速さ、起伏の大きさは人びとをしてとらえどころがないという感じを深めさせると同時に、わが国の消費品市場はそもそも何故に冷えこむようになったのか、という問題を考えさせるようになっているのである。」

滞貨の増大は消費物資（1989年10月の時点でカラーテレビの滞貨は200万台を上まわった、『中国经济新聞』1989年10月30日）だけにとどまらない。1989年の10月前後から生産財とくに非鉄金属、鉄鋼、石油化学工業などにも滞貨の増大現象が広まり、さらにエネルギー部門にも及びはじめたと指摘されるようになった（『経済日報』1989年11月23日）。これは消費財産業の生産低下による生産財需要の減少、資金不足などによるものとされている。90年1月の国家統計局の発表によれば、89年全年の生産財の全国販売額は2342億元で、前年比0.8%減であったという（『人民日報』海外版1990年1月25日）。

全国の都市で人びとが争って消費物資とくに家電製品を買い漁り、預金の引きおろしに走ったのはつい先頃、1988年の夏のことであった。それから約1年ののちになぜ状況が逆転してこうした需要激減、市場冷えこみという奇

異なる現象が起こることになったのか。中国の文献はつぎのような諸要因をあげている。第1には、前の年の住民の衝動的な買い漁りにより家電など消費財、しかもあまり質のよくない製品まで前倒しで大量に買い込んでしまったこと、第2には、政府が政策的に利率の高いスライド制貯蓄を設けたために住民の手もとにある資金が貯蓄に向かったこと、第3に、賃金、奨励金、集団消費などが極力抑制され住民の収入が減ったことなどである。

たしかに、これらの諸要因は一定の根拠をもっているといえよう。しかし先に引用した『経済日報』評論員論文は問題をさらに一步掘り下げて、つぎのように総括しているのである。「われわれは今日の市場冷え込みを、その本質からいえば一種の“構造的冷え込み”ということができるであろう。その原因はつぎの点にある。わが国の長期にわたって形成された価格のゆがみ、奇形的に発展した製品構造は需要の構造に適應していないのである。したがって購買力が一歩高まり、市場がかなり豊富になり、消費者がより多くの市場選択権をもつようになってから、わが国の製品構造はついに社会的需要の側からの抵抗を受けたのである。市場は、いまだかつてなかったような“冷え込み”という形式をもってわれわれに構造調整の要求を提起したのである」（『経済日報』1990年5月15日）。

以上、評論員論文の指摘はやや抽象的であるが、その意味するところは、中国の製品の品質が劣悪である上に、産業構造、製品構造が消費者の需要の変化によって適切に調節されることのない、伝統的な非市場原理によって支配されたものであることを指摘したものにほかならない。1988年のインフレ予期心理の高まりのなかで、消費者は商品ならなんでも買うという異常な行動を見せたが、その波が収まると購買欲を一挙に失ったのである（李鵬はこの現象を「広範な住民のあいだに、値上がりするものは買うが、値下がりするものは買わないという消費心理がある」ためと解釈している。『北京週報』1990年4月17日、文献欄9頁）。しかし、企業の側は需要の減少に適應して品質を改善しあるいは生産を減らすという市場原理にもとづく正常な反応と調整機能を欠落しており、依然として同じ製品を大量につくりつづけ、莫大な滞貨をつくりだし、生産と資金の循環の停滞現象を生み出したということである。

したがって市場の冷え込みという現象は、中国経済における市場原理の機

能不全にあること、市場原理による調整を媒介すべき価格体系のゆがみ（社会主義国の価格体系は“ゆがんだ鏡の王国”になっている）、一言にしていえば経済改革とくに市場原理によるマクロコントロールのメカニズムが正常な機能を喪失していることの結果として起きている現象だということである。

問題の解決は引き締めを続けるか、それとも緩和するかではなく、改革を深めるのかどうかという問題なのである。

引き締め政策強行のもう一つの否定的結果は、失業の増大である。

失業増大の原因はすでにのべたような建設プロジェクトをはじめとする固定資産投資の大幅な圧縮、銀行融資の引き締めによる弱小企業とくに農村の多数の郷鎮企業の倒産にある（1989年中に約300万の郷鎮企業が閉鎖された。『日本経済新聞』1990年3月9日）。なかでも都市の建設プロジェクトで働いていた多数の農村出身労働者や、郷鎮企業に吸収されていた農村の余剰労働力が、職を失って農村に帰らざるをえなくなっている。

資料によれば、1989年に郷鎮企業が吸収した農村余剰労働力は1988年より50%減少した。ここ数年のあいだに農業から2次、3次産業に転移した大量の労働力は再び農業にもどり、その数は建築部門からの帰農者だけでも500万人に上っている。その結果、現在中国の農村ではおよそ8000万人の剰余労働力が「出路を待っている」といわれる（『中国経済新聞』1989年11月20日）。

これら失職農民は、1989年のはじめ頃から職を求めて各地を流れ歩く、いわゆる「盲流」という異常な流民現象を生み出しており、これは1990年になってもなお昨年を上回る規模で続いており、広州、上海、北京などの駅前広場は野宿して職を求める多数の失業農民で埋まっている。その数は数百万に上り、もっとも多い広東省だけでも50万とも100万ともいわれている。こうした異常な現象は都市の交通、飲食、衛生、社会治安などの上で重大な問題となっている。

以上の農村出身労働者の失業に加えて、都市自体の失業状況も重大化している。国家統計局の公表によれば、1989年末における都市失業者の数は378万人で、失業率は2.6%、88年に比べて0.6ポイント上昇した（香港『文匯報』1990年4月25日）。玩崇武労働相は最近「このままでいけば失業率は4%を超えることになろう」と言明したという（『日本経済新聞』1990年6月2日）。も

とも都市の企業はいわゆる「在職失業者」を多数かかえており、その数は2000万にも及ぶとされている（中国の最近の「社会失業率」は約2%なのに全人民所有制企業の「在職失業率」は15~20%にもなっている。『中国経済新聞』1989年11月20日）。——なお別の資料によれば、全国8000万の企業職員・労働者のうち冗員は約3000万つまり37.5%という（『経済日報』1988年8月17日）。今年の2月の調査によれば、最近の引き締めと企業体制合理化の要請のなかで、全国全人民所有、集団所有企業で4.3%のレイオフが実施されているという（香港『文匯報』1990年4月5日）。こうした状況からみて、都市の失業問題も今後大きな問題となることが予想される。

3 引き締め政策の破綻

前項でのべたように、1988年9月にはじまった保守派指導の引き締め政策は、インフレを抑制するという大義名分はあったにせよ、経済成長の低落、市場の冷えこみ、失業の増大などの否定的な諸結果を生み出してきた。後にのべるように、インフレそのものに対してもそれを完全に抑制しえたわけではない。

こうした状況に対し、保守派指導部もこれまでのような引き締め一本槍の政策ではやってゆけなくなり、その政策は破綻せざるをえなくなったのである。

この新しい変化は、昨年つまり1989年第4四半期ごろからはじまり、今年に入ってからかなり明確な現実の動きになりつつある。その動向については、まずつぎの三つの状況を指摘しておく必要がある。

第1は、当面経済の活性化をはかるためには財政・金融の引き締めを緩和せざるをえなくなっていることであり、第2には、これまで抑制してきた経済改革と開放のさまざまな措置を復活させ、再び重視せざるをえないという動きが出てきたことである。第3には、しかしながらイデオロギー面での引き締めは依然として強化され、また同時に経済政策の面での転換もなお限定的で、また整合性にも欠けており、政策全体が矛盾ととまどいに満ちたものとなっていることである。

まず第1の引き締め緩和の動きからみていくことにしよう。去る3月の全

国人民代表大会における報告のなかで、李鵬総理はつぎのようにのべた。「国务院は〔中略〕つぎのような措置をとることを決定した——金融を適度にゆるめ、一部の融資をふやし、主として企業の流動資金の増加と商業・物資・貿易の買付資金の増加にふりむけること、預金利率と貸出金利を適宜調整し、〔中略〕一部商品については値上げもすれば値下げもするという価格調整を適宜行なうこと、などがそれである。」

実際には、投・融資緩和の措置は、李鵬発言に先立ち1989年11月ごろから実施されてきている。これまでの緩和実績をみると、89年11月には人民銀行が秋作食糧の買い付けのため200億元を支出した（香港『文匯報』1989年11月8日）ほか、企業への1000億元にのぼる追加融資、今年、90年の3月には246億元の同じく追加融資、5月には在庫増に苦しむ家電、産業機械などの企業向けに500億元の融資を決めた。同時に企業への貸出金利を1.26ポイント引き下げた（『日本経済新聞』1990年5月18日、および5月29日）。にもかかわらず、今年に入ってからの上工業生産の伸びが依然として思わしくないことから、中国の経済関係紙はさらにいっそうの融資と金利引下げを要求する論調を強めている、といわれる（『日本経済新聞』1990年5月18日）。

さらにきわだった転換は、これまで極力抑えこんでいた消費を、まるで手のひらをかえしたように、逆に奨励するような措置がとられるようになったことである。去る3月、胡平商業相は「これまでの消費抑制政策は生活水準の低迷を招いた」とまで公言し、それまで抑制してきた家電製品の消費拡大を国民に呼びかけた、という（『日本経済新聞』1990年3月11日）。『人民日報』（1990年5月27日）は評論員論文を發表して「消費は経済発展の潤滑剤である」と論じ、個人消費の重要性を強調した。またつぎのような新華社報道（1990年4月3日）もみられる。それによれば、今年の3月、政府は3億8000萬元を支出して自動車製造企業の滞貨となっている製品を企業から買い上げ、自動車市場にテコ入れた。中国汽車貿易会社の当事者によれば、同会社は今年の上半期に6000台の在庫自動車を買上げる計画という。

香港『文匯報』（1990年3月19日）の報道はこの新しい政策動向についてつぎのような解説をのせている。「中国はこれまで数年間にわたる高消費を批判し、今年は再び適度な消費を提起し、また集団購買力を適当に緩和し、若

干の不合理な価格を調整することになったが、その目的は冷えこんだ市場を活性化させ、それによって国民経済を生産、交換、分配、消費の良性循環の軌道にのせるためである」と。

しかしこのような急激な転換が、果たして十分なマクロ的分析と見透しをもってなされたかどうか、大きな疑問を感じざるをえないところである。

つぎに現時点における経済改革措置復活の動向についてみよう。

先に引用した去る3月の全国人民代表大会における李鵬報告は、改革に関する限りなお限定的、消極的な方針に止まっている。報告は当面の政策の第6項目として「経済体制改革の深化と完成は、企業改革の深化とマクロ規制システムの健全化に重点を置くこと」とのべており、そこでは「当面の改革は整備・整頓に奉仕すべきもの」であることが強調され、また計画経済と市場調節に関する抽象的な議論がながながとつづいている。また企業の経営請負制の「整備と発展」、工場長責任制の「堅持と改善」について触れているが、同時に「企業の党組織に政治・思想面の指導を十分に発揮させ」ることをあわせて強調しているのである。

しかし上述のように引き締め政策が行き詰まり、経済の低落が深刻化するとともに、地方レベル、企業管理者レベル、さらにはエコノミストのなかからかつての趙紫陽主導時期の改革措置を再提起する動きが出はじめており、内外の注目をひいている。そうしたなかで工場長責任制の強化、郷鎮企業の役割の見直し、沿海地域発展戦略の再重視などが表面に出てきており、また石炭価格の引上げなど、部分的ではあるが価格改革の措置もとりあげざるをえなくなっている。西側ではこうした傾向をみて、改革派の主導権が再び強まる可能性もあると観測している。

郷鎮企業についてみると、とくに政府がいま頭を悩ましている大量の失業者を吸収する役割が大きいことに現指導部も着目せざるをえなくなったものであり、政府は今年に入ってから、これまで非効率として淘汰する方針をとってきた郷鎮企業の保護育成にのりだし、いわゆる「大進大出」（大いに輸入し、大いに輸出する）を奨励し、さらには必要な資金を積極的に融資するまでに転換したのである。ちなみに今年5月の国営企業の工業生産額は前年同期比2%増にすぎなかったのに対し、郷鎮企業は7.9%伸びているので

ある（『日本経済新聞』1990年6月20日）。

しかしこうした経済改革への再傾斜は、先にものべたように、現在までのところ明確なビジョンをもち、統合的な政策体系をもつてうち出されたものとはいいがたく、経済の低落傾向に対する応急的対策としてとられていること、さらにもう一つは、他方におけるイデオロギー的、政治的しめつけは依然強化されたままであるということについてもう一度指摘しておく必要があろう。また現局面の特徴としては、経済政策における中央政府の指導性が衰え、上海、広東などの動向にみられるように、地方政府が積極的にイニシアティブをとっているのに対し、中央は状況に押されて追随するという状況がみられることをつけ加えておこう。

4 スタグフレーションの諸局面

現指導部の引き締め政策は、急上昇しはじめたインフレを抑制して、大衆的パニックと社会不安を鎮静化させることを大義名分としたものであった。その後の事態を明らかにするために、1988年以後のインフレーションの月別推移を見ておくことにしよう（表4参照）。

表の数字は、ここでも前年同期比の指数がとられており、現実のインフレ率上昇の動向を正確に反映していない。具体的にいえば、この指数によれば1989年の下半期から上昇幅が縮小傾向をたどることになっているが、それがやや過大に反映されているのである。というのは、その前年つまり88年の下

表4 小売物価総指数上昇率（前年同期比）

（単位：%）

1988年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比上昇率	9.5	11.2	11.6	12.6	14.7	16.5	19.3	23.2	25.4	26.1	26.0	26.7
1989年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比上昇率	27.0	27.9	26.3	25.8	24.3	21.5	19.0	15.2	13.0	8.7	7.1	6.4
1990年	1月	2月	3月	4月								
前年同月比上昇率	4.1		3.3	3.1								

出所）『中国統計月報』各号、新華社電その他（1990年1～4月の指数は新華社1990年6月4日電）。

半期から89年初めにかけての時期の上昇率が高かったという現実的要因があるからである（しかし毎月の前月比に関する指数についての系統的公表がないので、最近のインフレ率の継続的上昇幅を数字的に確かめることはいまのところ不可能である）。なお全年平均のインフレ率についていえば、88年は18.5%、89年は17.8%で、ほぼ同じ水準に止まったことを付記しておこう。

こうした状況を背景として、中国の諸文献では1989年1月頃からこれをスタグフレーションと規定するかどうか、についてさまざまな討論が行われるようになった。もちろん当局側はこれを否定する見解をとり、李鵬も89年5月「妥当な措置をとればスタグフレーションは避けることができる」と発言している（『経済日報』1989年5月10日）。しかしエコノミストのあいだからは、スタグフレーションの可能性を指摘する向きが少なくなかった。たとえば北京大学の厲以寧教授は「もしもインフレがさらに悪化し、金融引き締めが行きすぎれば、スタグフレーションは起こりうる」と指摘している（『経済日報』1989年1月4日）。

たしかに1989年中頃まで、20%を超えるインフレ率が継続し、他方すでにみてきたように生産が低落傾向に陥り、失業が増大するという局面が出現していた限り、事態はすでにスタグフレーションの局面に入っていたとみなす十分な根拠があると思われる。しかしながら当局側は、その後インフレの上昇幅が「月を追って縮小し」、とくに90年に入ってからの傾向が固まって来たことを強調している。たとえば最近の新華社報道（1990年5月3日）は「政府が実施しているインフレ抑制政策が顕著な成果をあげている」とし、さらに張盤國務院發展研究センター副主任の「中国のインフレ性の物価上昇はすでに抑制された」とする発言を紹介している。同報道によれば、その根拠は「通貨発行量が1988年の700億元近くから1989年の210億元へと大幅に減少したためである」とされている。

この新華社報道はさらに、専門家の見通しとして「今年上半期の全国小売物価総水準の上昇幅を10%以下に抑えることは完全に可能であり、うまくいけば5%前後に抑えこむことも可能である」とも指摘しているのである。

しかし中国経済の現状を客観的に分析するならば、このような楽観説に十分な根拠がないことは明らかである。筆者としては、現状をいわば「潜在的

スタグフレーション」と規定することが適切ではないか、と考えている。この問題については、中国のエコノミストの1人、魏傑も同じ規定を提起し、⁽¹⁰⁾「スタグフレーション形成の体制的要因がとりのぞかれない国においては〔中略〕せいぜい物価凍結など強制的、行政的方式に依拠して顕在的スタグフレーションを潜在的スタグフレーション（原文は隠性滞脹）に転化させるだけで、その結果はさらに悪化したスタグフレーションを潜在させることになる」とのべていることを紹介しておこう。

筆者が「潜在的スタグフレーション」と規定する根拠は、現在のところ、表面的にはインフレ進行の幅の縮小傾向がみられるけれども、内在的には再びインフレの昂進につながる多様な潜在的要因が依然として強く残存しているからである。

その第1は、現在一部物資の値上がり抑制は主として行政的措置とくに多額の補給金の支出によるものだということである。当局が顕著な成果とする副食品価格の「安定」の状況がその例である。*China Daily* (Oct. 13, 1989) の記事は、1989年10月の時点で国家統計局の調査結果を引用しながらつぎのように指摘している。それによれば、89年に入ってから副食品の小売価格はたしかに前年12月と同じ水準に止まった（最近数年間の実状は、副食品の値上がりが全般的な小売価格上昇の主要な原因であった）。それは各主要都市で“買いもの籠プロジェクト”（注：副食品値下げのための強力な行政的措置）を進めた成果である。しかし同時に国家統計局の調査は「このように価格を低く抑えるために巨額の政府補給金」が必要とされたことを示唆している——と上掲 *China Daily* の記事はのべている。それによれば、北京、上海、天津を含む28の主要都市においては、89年の上半期に、豚肉供給のために10億元以上、野菜の供給のために2億元以上の補給金が支出された。若干の専門家たちは「副食品への巨額の補給金が地方政府の相当な重荷になっており、また中国の価格システムの問題点を悪化させている」と指摘し、さらに補給金としての支出が多いために他の産業への必要な投資を困難にしているといっている、という。

今年の3月の時点で『金融時報』にのった馬徳倫の論文もほぼ同じ問題点を指摘し、つぎのように書いている。「1989年の物価上昇の勢いが弱まった

のは行政的統制と財政補給金増加によるものである。統計によれば、若干の大都市の小売物価指数が1ポイント下がるのには補給金を1～2億元増加する必要があり、地方財政への圧力はひじょうに大きい⁽¹¹⁾。」

こうした財政負担の増大は、いうまでもなく政府の財政赤字をふやし、通貨増発の原因ともなり、インフレ再発の潜在要因となっているのである。(現に、1990年8月に入ってから報道によれば〔新華社1990年8月18日〕政府は「食糧生産を奨励し、補給金負担を軽減するため」食糧価格引上げの方針を決定した、とされている)。

その第2は、現在住民の手中に膨大な購買力が蓄積されていることである。資料によれば、住民の手もとにある現金は約2000億元、預金は5146億余元、あわせて約7000億余元の購買力があることになる(香港『文匯報』1990年3月20日、楊培新発言)。一時期住民の手もとにある現金を吸収する目的で、定期預金の利率スライド制をとった結果預金が急増したが、1990年に入ってから利率を下げるなどの措置をとったといういきさつがあった。

いずれにしてもこの7000億元という潜在的購買力の圧力はひじょうに大きく、『経済日報』(1990年5月1日)の記事は、これを“籠の中に閉じこめられた虎”にたとえ、「いつでも逃げ出して市場に衝撃をあたえる可能性がある」と警戒を呼びかけている(1990年5月1日)。

また最近日本の旅行者の観察によれば、人民銀行が4月15日から金利を下げたのを受けて、住民は金の購入に走っており、大連の友誼商店の金製品売場のショウウィンドーの前は「先を競って“品定め”をする男女の熱気でムンムンしていた」という(『日本と中国』1990年6月5日)。

今後の状況の変化によって、住民のインフレ予期心理をさらに刺激するようなことがあれば、その結果はスタグフレーションの再現ということにならざるをえないであろう⁽¹²⁾。

第3には、中国のインフレの現状において、コスト・プッシュの要因は依然として大きな役割を演じている、ということである。すでに指摘したように、現保守派指導部のインフレ対策は、投資規模の縮小、融資の圧縮、消費抑制など総需要を引き締める側面だけを追求し、供給の側からの対策、すなわち企業体制改革による生産効率の向上、マクロコントロールの機能を確立

して、産業構造、製品構造の不均衡とゆがみを是正し、製品コストを引き下げ、「有効供給」をふやすための努力は欠落していたのである。

他方、中国の諸文献では、資金の引き締めがゆきすぎるほどになっているのにインフレが依然後退しない原因として、とくに1988年、89年に入ってから、生産財の値上がりによる製品コスト上昇の要因が指摘されるようになっていたのである。『中国——発展と改革』に発表された論文は「構造のゆがみが生産手段価格を上昇させ、1988年5月には工場渡し価格は10.4%上昇した」という事実を指摘しつつ、「現行体制のもとにおいてはコストの増加も物価上昇の一つの重要な原因であり」、中国のばあい「コスト・プッシュとダイヤモンド・プルの混合性インフレの特徴がますます明らかになっている」とのべているのである。⁽¹³⁾別の資料によれば、89年最初の8カ月間に工業製品生産コストは20.2%上昇し、前年同期に比べて8.9ポイント増大した、という（香港『文匯報』1989年10月15日、AP北京駐在記者の報道）。

生産財、とくに石炭、鋼材など基礎的原材料の価格が上昇すれば、現在の中国の経済体制のもとにおいては、各企業が合理化や技術革新の導入によってそれを吸収する可能性はないので、これは工業製品価格全般の上昇の原因となるのは必然である。「コスト上昇およびその副作用が物価を高騰させるのに対しては、ダイヤモンド・プルの作用と同様に対処が困難である」と別の文献は書いている（『中国経済新聞』1989年9月11日）。

今後はさらに石炭価格の引き上げが日程に上るなど、コスト・プッシュの要因は増大することが考えられることからすれば、たとえ現在はインフレの進行がやや鈍化しているようにみえても、スタグフレーションの可能性は決してなくなっていないと判断せざるをえないのである。

IV 暫定的なまとめ——経済効率向上の課題

前項において、現指導部は最近にいたってこれまでの引き締め政策をかなりの程度緩和せざるをえなくなっていることを指摘したが、もしもこのような再転換が今後ひきつづき進行するとすれば、再び総需要を拡大し、インフレの再昂進とならざるをえないであろう。香港の『九十年代』誌は、引き縮

表5 工業生産効率に関する若干の指標

	工業全員労働生産性		工業製品コスト低下率(%)		工業販売利益率(%)		工業資金利益率(%)		工業生産額1万円当たりエネルギー消費量(標準炭換算—t)		
	本期(元/人)	前期比増大率(%)	本期	前期	本期	前期	本期	前期	本期	前期	低下率
1989年	18916	1.6	-22.4	-12.3	17.27	19.30	19.41	21.99	4.82	4.89	1.43
1990年第1四半期	4320	-2.2	-6.5	-15.8	14.39	17.17	12.66	18.23	5.29	5.03	-5.17

注) 工業全員労働生産性の統計範囲は全人民所有制独立採算工業企業。

工業製品コスト低下率、工業販売利益率、工業資金利益率の統計範囲は全人民所有制預算内工業企業、エネルギー消費量の統計範囲は県および県以上の全人民所有制および集団所有制工業企業。

工業製品コスト低下率欄のマイナスはコスト増大を示す、エネルギー消費低下率も同じ。

出所) 『経済日報』1990年2月7日および1990年5月4日。

めが緩和されれば市場の冷えこみ状況はある程度改善されるだろうが「薬〔注：テコ入れのための資金を意味する〕が足りなければ顕著な改善はありえないし、逆に薬が多すぎればインフレの再燃ということになるだろう」と指摘⁽¹⁴⁾している。

そうだとすれば、中国経済にとって唯一の出路は改革を深化させて経済効率を高める以外にはないことになる。しかもその前提条件として価格管理体制の改善と価格体系の是正を進めることが当面もっとも重要な課題となるであろうことは疑いない。

中国の経済体制にとっての重大な欠陥の一つは、これまで一貫して経済効率の低さということにあった。これに関連して中国のエコノミストは、これまで経済改革が一定の進展をみせたにもかかわらず、経済成長の型は「効益型」成長ではなく、依然として「速度型」あるいは「投資増大による外延的成長」⁽¹⁵⁾型であることを指摘している。

国家統計局その他の機関のまとめによれば、最近における経済効率に関連した指標は表5のごとくである。

表5に見られるような経済効率の継続的低下がどのような要因によってもたらされたか。この問題については、ひきつづき立ち入った研究が行われなくてはならないであろう（これは今後の研究課題として残すことにしたい）。い

ずれにしても、中国経済の現在の行き詰りを打開するためには、あくまで経済改革を深めて経済効率を高め、経済成長の型を「外延的成長型」から「効益型」に切りかえていくほかはない、ということになる。これが本章の暫定的結論である。

[補論]

以上、本論はその執筆時期の制約から、1990年5月前後までの経済実績にもとづいて、中国経済の動向を分析したものである。ここでさらに、それ以後の公表データにもとづいて、若干補足をしておきたい。

まずその後に発表された1990年上半期（1～6月）の工業実績について。

国家統計局の公表によれば、6月の工業生産は、それまでの不振をやや取り戻して、工業生産総額1752億元、前年同期比5.9%増となった（「これは今年になってからの工業生産増大幅の最高である」——新華社1990年7月11日）。

そこで1～6月、つまり上半期全体では、工業生産総額は9254億元に達し、前年同期比2.2%増となったのである。

こうした若干の変化をふまえ、保守派指導部はこれを工業生産が回復しはじめた明らかな兆候と主張し、そのスポークスマンである袁木は7月29日の談話のなかで、これを「整備・整頓が相当大きな成果をあげた」ことの証明として強調している（『経済日報』1990年7月29日）。袁木はさらに「このような勢いをつづけていけば、今年の工業生産の計画目標である6%増の達成は実現できる」と断言しているのである。また上半期のインフレの進行については、昨年同期比3.2%上昇に止まったことを指摘し、1990年全体では7～8%以内に抑えることが可能であるとして「物価の継続的下落」をも指摘したのである。

それでは、それに続く6月以後の工業生産はどのように推移したであろうか。

公表によれば、7月の工業生産総額は1542億元、前年同期比2.9%増（新華社1990年8月8日）となり、6月に比べてまずその伸び幅が低下した。その月間総生産額は6月のそれに比べて209億元減少し、平均日産額をとって比較すると15.8%低下したとされている（同上）。

つづいて8月の実績は総額1562億元で、前年同期比4.6%増と報道されている(新華社1990年9月8日)。しかしこの絶対額を不振であった前月つまり7月のそれと比べてみるとわずか20億元増、1.3%増にしか達していない。ピークであった6月の総生産額に比べると約189億元の減少となる。

こうした最近の状況からみて、保守派指導部が5、6月の一時的回復だけを根拠に楽観的見解をくりかえしているにもかかわらず、経済の行き詰まりは決して打開されていないことが確認されるのである。

なお新華社電(1990年7月11日)によれば、国家統計局の「官員」が、今年の工業生産増大の計画目標である6%を達成するには、下半期において毎月8%増を継続実現しなければならない、と指摘していることもつけ加えておくことにしよう。

7月、8月の工業生産の動向については、なお次の3点を指摘しておく必要がある。

第1点についていえば、全人民所有制(国営)企業の伸びは前年同期比7月0.7%、8月1.2%と低位にあり、集団制企業はそれぞれ1%、4.8%の伸び、集団制企業のうち郷営企業は5.7%、9.3%の伸びとなっており、指導部がもっとも重点をおくべきだと強調している国営大・中型企業の発展が依然として極度に不振となっていることである。

第2点として指摘されることは、本章のなかでもすでに指摘した経済効率の低下傾向が依然として改まっていないことであり、1～7月の予算内工業企業の納税前利益は、前年同期より20.2%減少している(新華社1990年8月8日)。

第3点は、8月になってからの「新しい動き」として、これも現指導部がもっとも重点を置くエネルギー、素材産業の「伸び率が落ち、マイナス成長にさえなった」とされていることである(以上は新華社1990年9月8日)。報道によれば、8月の原炭の生産は前月より2.8%減少し、発電量の伸び率は1.7ポイント下落し、エネルギー生産総量は昨年同期比で1.9%減少し、粗鋼の伸び率は前月比で4ポイント下がっている。

新華社通信はその原因として「国内の総需要の不足と、工業構造調整の遅れの影響」と指摘している(新華社1990年9月8日)が、それについての具

体的分析はなされていない。

以上は工業生産を中心とした考察であるが、他方今年の農業生産は比較的好調と伝えられ、夏作食糧の収穫量は9935万トンとなり、史上最高であった昨年（1989年）の夏作穀物をさらに6%上まわったと報道されている（新華社1990年8月1日）。（しかし人口の増加との関連でいえば、1989年の時点で食糧の総生産額は史上最高となったが、1人当たりの食糧占有量からみれば、84年には395.5キロであったのに89年のそれは369キロとなり6.6%の減少となっている——香港『文匯報』1990年9月6日）。また農村における流通機構の欠陥から、数年前の豊作のときと同じように、農民の収穫物販売の困難（いわゆる“売糧難”）という現象が現われていることが指摘されている（同上）。

いずれにしても、経済状況のこうした圧倒的不振によって、保守派指導部は大きな困難に直面しており、極度の困惑から一つには趙紫陽時期の改革措置を断片的に、体系を無視して復活させるという動きをとり、また他方では指導部内の対立を激化させる要因となっている状況にある。これからの下半期の政治的、経済的動向がさらにいっそう注目されるところである。

[注]

- (1) 本節の叙述に含まれた資料は、煩雑を避けるために、一部を除いて引用文献を挙げることを省略した。詳細な典拠については拙著『現代中国の経済改革』学陽書房刊、1988年を参照されたい。
- (2) 経済体制研究所総合調査組 [1985] 3頁。
- (3) 国務院の「暫行規定」とは「工業企業自主権拡大に関する暫行規定」（1984年5月）および「計画体制の改善についての若干の暫行規定」（1984年10月）の二つを指す。
- (4) 吳敬璉・胡季 [1989] 17頁。
- (5) 吳敬璉（「把国民経済的増長速度控制在適度の範囲内」『人民日報』1985年5月17日）の指摘するところによれば、1984年後半（注：党の「経済改革に関する決定」が採択された12期3中全会前後を意味している）には、改革の機運の高まりとともに一種の表面的な好景気ともいべきブームが生まれ、企業には「投資して生産をやりさえすれば高額の利潤を獲得できる」という期待が生まれ、「各種の公司、企業が雨後の筍のように発展した」という。
- (6) 石向欣 [1989]。

- (7) 「国民所得の超過分配」とは、貨幣形態による第1次分配が、実物形態による最終分配を超過すること、つまり貨幣をもって支払われる消費基金が実際に供給可能な消費財の額を上まわること指している（『経済学周报』1985年4月11日号による）。
- (8) これは北京経済日報社と香港経済導報社の共同編集による刊行物である。
- (9) 劉建軍 [1990] 16頁。
- (10) 魏傑 [1989] 111頁。
- (11) 馬德倫 [1990]。
- (12) この点については、中国の文献もこれを重視してつぎのようにのべている。「スライド制預金、利率引上げは市民から預金を吸収するという点では著しい効果をあげた。しかし預金はいつでも現金化が可能で、広い意味では貨幣供給量の一部であるところから、いったん貯蓄に変動が生じたばあいには金融安定にとってはマイナスになる時もある。」「それに加えて、スライド制預金は銀行経営のコストアップにつながる。」（韓建国「対外債務は返済可能な範囲内」『北京週報』44号、1989年10月31日、13頁。）
- (13) 王力・謝多等 [1989] 13-14頁。
- (14) 林衡 [1990] 48頁。
- (15) 魏傑 [1989] 110頁。王積業 [1990]

〔参照文献〕

- 王積業 [1990] 「經濟增長的速度型与效益型」『金融時報』4月24日。
- 王力・謝多等 [1989] 「1988年通貨膨脹成因与治理对策的研究」『中国——發展与改革』第4期。
- 魏傑 [1989] 「談談我国經濟生活中的滯脹現象」『金融与經濟』第5期（『復印報刊資料——国民經濟計画与管理』1989年7期）。
- 經濟体制研究所綜合調查組 [1985] 「改革——我的面臨的挑戰与選抉」『經濟研究』第11期。
- 吳敬璉・胡季 [1989] 「1988年通貨膨脹加激的原因分析」『財貿經濟』第5期。
- 石向欣 [1989] 「加工工業過熱原因及治理方案探討」『經濟日報』3月31日。
- 馬德倫 [1990] 「今年市場走勢及对策」『金融時報』3月20日。
- 林衡 [1990] 「李鵬面前的經濟難題」第5期。
- 劉建軍 [1990] 「基本建設規模的壓縮のいちおうの成果」『北京週報』第48期。

第2章 ソ連・東欧の激動と中国への教訓

I ソ連型社会主義の崩壊

1 1989年以來の激動の性格

「1989年の社会主義諸国を揺るがしたあの激動は、春4月に始まった中国の民主化運動の未曾有の高まりをきっかけとするものにほかならなかった。……100万人を越す人びとが徹底した非暴力主義による平和パレードを天安門広場周辺に繰り広げた……のちに東欧諸国に民主化の波が訪れたとき、多くの抗議行動が中国で見られたのと同様の非暴力的で平和的なデモンストレーションの方式を採用したことは、決して偶然ではなかったと思われる。明らかに、東欧諸国の民衆は中国の経験から多くを学んでいた⁽¹⁾のである。」

たしかに、巨視的にみればこのような見方も可能であろう。われわれ東欧研究者は、とかく東欧諸国内部に累積された矛盾と、ソ連に対する二重の従属（直接的従属と、ソ連型政治経済システムの直輸入による間接的従属との二重性）への反発に東欧諸国の激動の主因を見がちであるが、全世界的なソ連型社会主義の崩壊過程が進行中であるとすれば、中国と東欧における運動の相互作用は無視できない。しかしながら、東欧諸国の民衆がそれほど中国の問題に関心を持っていたかどうかは疑問であり、東欧諸国における西欧からの強烈なインパクト、それと一体化した対ソ自立の要求、その結果としてのナショナリズムの噴出は、中国の民主化運動にはみられないものであったのではなからうか。

ソ連型社会主義への批判、とくに、個人支配にまで到達した一党支配の政治構造に対する批判は、東欧諸国ではすでにほとんど結実し、ソ連でも進行中であるが、中国では中斷した。ここではまず、東欧諸国での事態の進行を要約してみたい。ソ連のゴルバチョフ政権のもとでのペレストロイカ（建て

直し)とグラスノスチ(言論の自由)の進行は、東欧諸国にも深刻な影響を及ぼした。ゴルバチョフは、1987年から88年にかけて東欧諸国を歴訪し、ポーランドとハンガリーにおける改革の進行を激励し、他の東欧諸国にもソ連なみの改革を要請した。しかしながら、チェコスロヴァキアが変わりばえのしない書記長交代を行い、伝統的に親ソ的なブルガリアが口先だけのペレストロイカ支持を表明したほかは、東ドイツのホーネッカー体制とルーマニアのチャウシェスク体制は自らの体制の安定を誇示して改革の必要を認めなかったのである。89年5月のゴルバチョフの訪中は中国の民主化運動にも刺激を与えたが、東欧諸国でのその後の事態の進行はおそらくゴルバチョフの思惑をも越えるものであったろう。

後段でのべるように、東欧諸国における体制内改革の度重なる失敗は、従来の政権党の主導による、「プラハの春」型の上からの改革を不可能にした。天安門事件とまさに同日、1989年6月4日に実施されたポーランドの部分的自由選挙は、「連帯」を中心とした反体制勢力の圧倒的勝利(上院100議席のうち99議席を獲得)となった。制限選挙のため下院では多数を確保しえた統一労働者党は組閣に失敗し、89年9月に「連帯」顧問のタデウシュ・マゾヴィエツキを首相とする連立内閣が成立した。少数派となった統一労働者党は90年1月に党名を「ポーランド共和国社会民主主義」としたが、党員数は激減している。ハンガリー社会主義労働者党は89年10月に「ハンガリー社会主義党」と改称したが、ここでも党員数は激減し、90年3月の自由選挙では得票率11%で保守政党の民主フォーラム、自由民主同盟、独立小地主党につぐ第4党として完全野党となった。

改革に及び腰だったチェコスロヴァキアとブルガリアでは、党改革のテンポの差が選挙の勝敗を分けた。1989年11月のプラハの100万人デモに押されて「プラハの春」の見直しを行ったチェコスロヴァキア共産党は、党名を変更することなく90年6月の自由選挙にのぞんだが、「予想以上の健闘」といわれ第2位を確保したものの、得票率は13%にとどまり、反体制の市民フォーラムの過半数獲得を許した。他方で、35年にわたるジフコフ書記長の個人独裁体制に対する批判が強かったブルガリアでは、共産党がジフコフ側近を一掃して「社会主義党」と改称して90年6月の自由選挙にのぞみ、首都

ソフィアでは劣勢であったものの全国的には過半数を獲得して東欧ではただ一つ引き続いて政権を担当することになった。

改革を拒否した東ドイツとルーマニアは、もっとも劇的な展開を示した。1989年9月以降、ハンガリーとチェコスロヴァキアを経由しての東ドイツ市民の大量出国は、10月7日に建国40周年を迎えた東ドイツの政権をゆるがし、11月には27年ぶりにベルリンの壁の取り壊しが開始された。政権党の社会主義統一党は「民主的社会主義の党」と改称して90年3月の自由選挙にのぞんだが、選挙結果は第3位で16%の得票率であった。いずれも西ドイツの同名の政党から資金的にも人的にも全面的な支援を受けたキリスト教民主同盟と社会民主党が上位に進出したが、なかでもキリスト教民主同盟は保守3党の連合で48%を獲得して政権を担当することになった。東ドイツの自由選挙の投票率は93%と異常に高く、東西ドイツの再統一への民族的熱狂と甘い期待が投票率を押し上げ保守連合の勝利をもたらし、東ドイツ（ドイツ民主共和国）の国家としての消滅は不可避となった。ルーマニアでは、チャウシェスク体制の崩壊が流血の惨事とルーマニア共産党の消滅をもたらした。89年11月のルーマニア共産党第14回大会は満場一致でチャウシェスクを6期連続して書記長に選出したが、12月の反チャウシェスク・デモにルーマニア国防軍が合流してチャウシェスク夫妻は逮捕・処刑され、ルーマニア共産党は雲散霧消し、旧党内改革派が主導する救国戦線が実権を掌握し、90年5月の自由選挙で圧倒的勝利をおさめた。

かくして、東欧全域で従来の一党支配は自由選挙の結果つぎつぎと崩壊し、社会民主主義政党をとびこえて保守政党が政権につき、当面の経済危機脱出のために完全な自由市場経済への移行を主張している。「労働者階級の前衛政党」の一党支配と、中央集権的行政指令型経済計画化とを特徴とするソ連型社会主義（1930年代に形成されたスターリン型社会主義）は崩壊した。従来からの政権党が政権を掌握しているブルガリアにせよソ連にせよ、もはやこのソ連型社会主義にはもどりえない。しかしながらまた、これら諸国で社会主義の枠内での民主的再生が可能であるという保証はなく、むしろ事態は資本主義の復活へ、それも西欧型福祉国家とはほど遠い19世紀的資本主義へと向かう危険が指摘されている。こうした状況は、中国にとっても不可避な展

望となるのであろうか。それをまず考えてみたい。

2 中国型社会主義は存在可能か

中国の現状を、いまだソ連型社会主義の枠内にあると規定することは可能であろうか。過去においても、そして現在ではなおさら、中国はソ連型とは異なった独自の中国型社会主義を建設しているのではなかろうか。1979年4月、労働者自主管理研究会議訪中国の一員として2週間にわたって北京、南京、杭州、上海を訪問したあとで、筆者はつぎのように書いた。「わずか2週間の見聞で巨大な中国を語ることは無理なことを承知の上で、あえてその印象を総括すれば、中国社会主義がすでにソ連社会主義と同質のものになっているとはいえないが、少なくとも、かつてソ連で行われたような論議と政策が現在の中国の当面する諸課題に対してかなりの有効性を持つと一般に認識されており、それは正当であると考えられること、したがってまた、ソ連社会主義を分析するさいの視角が、中国社会主義の実態を分析する視角としても有効であろうということが、筆者なりの結論である。⁽²⁾」

当時すでに、文化大革命と大躍進に対する批判が開始されていた。「1949年以来の中華人民共和国の歴史の中から、文化大革命と大躍進をのぞいたら何が残るか。1949～52年の国民経済復興期、1953～57年の第1次5カ年計画期、1961～65年の調整期である。これらの時期はすべて、劉少奇が主導権を握って経済運営を行った時期であり、それゆえに『劉少奇路線』として文化大革命当時に打倒の対象となり、劉少奇は『中国のフルシチョフ』として非難され追放されたのであった。第1次5カ年計画当時の中国は、『向ソ一辺倒』というスローガンがあったことでも知られるように、ソ連型の重工業優先・中央集権的行政指令型の計画化をおし進めてスターリン型の政治・経済機構をつくりあげようとした。毛沢東が主導した大躍進と文化大革命は、ソ連型社会主義が定着することによってもたらされる諸矛盾を、非ソ連型の手段で解決しようとする試みであった。大躍進が失敗し文化大革命が否定されつつある現在の中国は、ふたたびソ連社会主義に接近する以外にないようにみえる。⁽³⁾」

ソ連・東欧諸国では、ソ連型社会主義の欠陥に対する批判と是正の努力が、

スターリン死亡の直後から進行していた。それは、表面上は経済政策論争として、内容的には政治体制批判として行われていた。すなわち、スターリン時代に定着していた経済政策の手直し——それは現存のソ連型社会主義の経済構造の欠陥を認め、スターリン時代的ソ連型経済政策が社会主義建設の基本型であるという正統性をゆるがすものである——は、1950年代なかばにおけるマレンコフの政策転換（重工業優先の緩和）とフルシチョフ農政（農業収奪から農業保護への転換）にはじまり、60年代なかばの経済改革論争に発展した。他方で、56年のソ連共産党第20回大会で公然と開始されたスターリン批判は、ソ連においてはスターリン個人の批判にとどまりスターリン体制——スターリン以後も存続した中央集権的官僚的政治機構——そのものへの批判に発展することを抑制されたが、東欧諸国、とくにチェコスロヴァキアにおいては、68年の「プラハの春」において、中央集権的経済計画化方式への批判が、この方式と不可分に結びついていた官僚的政治機構への批判に発展した。まさにそのために、「プラハの春」はソ連の武力介入によって凍結されたのであった。スターリン的対外政策への修正としてのソ連とユーゴの和解（1955年）は、スターリン時代に独自に進行していたユーゴ型労働者自主管理方式が他の東欧諸国にも解禁されるかに思われたが、ソ連型社会主義の政治構造が大きく変わらないかぎり、（当のユーゴにおいても）労働者自主管理の定着は困難であった。結局のところ、ソ連・東欧における1960年代の経済改革論争は、問題が経済政策のあれこれの選択にとどまらず、既存のソ連型社会主義そのもの、すなわち官僚的政治構造と一体化した中央集権的計画化方式が経済的不均衡の主要な原因であること、したがって政治構造、社会制度の民主的改革が必要不可欠の条件であることを明らかにしながらも、その民主的改革を妨げる政治の壁があまりにも強固であることをも、同時に示したのであった。

1979年当時の筆者の印象は、つぎのようなものであった。「毛沢東の死後、そして『四人組』追放後の中国は、ようやく毛沢東批判としてのスターリン批判を実際に開始できる時点に達したのである。しかし、『劉少奇路線』が打倒の対象になってからのこの20年間に、ソ連・東欧では前述のようなさまざまな事態が進行していた。これらの事態をひきおこしたのと同じような客

観的要因は中国にも存在していたのだが、その発現は文化大革命によっておしとどめられていたのである。したがって、現在の中国は、『四人組』が追放された1976年秋以来、経済政策の手直し、スターリン批判、経済改革論争、ユーゴ型労働者自主管理の再評価、『プラハの春』およびその逆流を、圧縮された形で同時に経験しているようなものである。……ソ連の経済改革に対する『修正主義』のレッテルはそのままにして、いまやまったくソ連・東欧の1960年代と同じ用語で経済改革論争が展開されている。ユーゴの労働者自主管理についても、最近の中国では具体的な紹介が行なわれている（中国社会科学院世界経済研究所の東欧研究スタッフ10人のうち、ユーゴ担当は4人であった）。しかし……政治構造の改革がないかぎり、自主管理は実体化しない。『プラハの春』は、あれほど大規模にはないが『北京の春』とよばれる民主化要求の壁新聞その他で再現された。この『北京の春』が政治の壁につきあたって底冷えがしてきたのも、まさに『プラハの春』と同様である。かくして、『四人組』追放後、現在の中国は、かつて忌避したソ連型社会主義のソ連型ミニ修正への道をひたすらあゆんでいるようにみえる……⁽⁴⁾」

これは10年前の印象である。その後、中国では、農村における改革と対外開放がソ連などに先行して実施され、都市における改革も着手された。上原一慶氏は、天安門事件以後に、中国における改革を、ソ連と比較してつぎの2点にまとめている。

「①経済の一部の改革→他部門との矛盾→他部門・分野の改革へ、という試行錯誤の積み重ねによる改革の進展。周知のように、中国では農村における改革と対外開放が先行した。農村では人民公社が解体されて、農家請負制が発展した。対外開放の面では外資導入法が制定され（1979年7月）、西側の資本を社会主義体制にビルト・インすることが認められ、経済特区も設立された。これが都市における改革を促し、1984年10月の中国共産党第12期3中全会における『経済体制改革に関する中共中央の決定』をもたらした。ここでは、農村から都市へ改革の重点を移すこと、国家-企業関係の改革、特に企業の活性化が課題になった。企業の活性化、国家と企業の関係を変えていこうとすると、企業を取り巻く外部的諸関係、例えば市場、価格、金融、財政、あるいは政治面の改革が必要にならざるをえない。1986年頃からそれ

が課題になってきた。中国の今日までの改革の過程は、大体以上のようにたどることができよう。経済の一部分の改革から始まってそれが他部門と矛盾し、そして他部門、他分野の改革へという試行錯誤の積み重ねによる改革が、ソ連と比較した場合の（ただし、構想レベルであるが）中国の特徴ということができよう。中国の改革はいわば、文化大革命がもたらした経済的、政治的危機からの脱出のために緊急避難的に、羅針盤のないままに航海に出て、航海しながら徐々に方向性を明らかにしていくというようにもいうことができよう。その結果、現状では、古いメカニズムと新しいメカニズムが併存しているという状況がみられる。……

②政治改革に『四つの基本原則』という枠がはめられ、極めて限定的であり、かつ、その実行も遅れている。……『四つの基本原則』とは、『社会主義の道』、『人民民主主義独裁』、『共産党の指導』、『マルクス・レーニン主義と毛沢東思想』の堅持である。このなかでは3番目の『党の指導』がポイントである。……以上、まとめてみると中国の改革の特徴は、大胆な、しかし斉合性を欠いた経済改革と政治改革の遅れであると総括できよう。⁽⁵⁾」

これをどう評価すべきか。中国は明らかに中央集権的行政指令型計画化方式からは離れつつあり、農業改革と対外開放においてはソ連や東欧諸国よりも先行しているが、新しい経済運営モデルに到達したとはいえない状況にある。また政治的には、一党支配が堅持されているという点では明らかにスターリン型政治構造が存在している。したがって、現在の中国はいまだ、「ソ連型社会主義のソ連型ミニ修正」の範囲内にあり、独自の中国型の社会主義的改革方式が見出されたとはいえない状態にあるといわなければならない。したがってまた、ソ連・東欧におけるソ連型社会主義の崩壊は、中国にとっても今日のきびしい教訓となるはずである。

II ソ連・東欧における体制内改革の試み

1 総合的改革の必要性

ポーランドのヴェジミエシュ・ブルスは、1961年の先駆的労作『社会主義経済機能の一般的諸問題』（邦訳題名は『社会主義経済の機能モデル』、1972年

の英語版題名は『社会主義経済における市場』)において、社会主義制度におけるすべての経済決定を3グループに分割している。⁽⁶⁾すなわち、基本的なマクロ経済的決定(中央レベル、すなわち国家機関の直接決定)、経常的経済決定(企業レベル)および消費と労働に関する個人レベルの決定である。ブルスは、個人レベルに関する決定は「ふつう(例外的な時期を除き)分権化され、市場を媒介として実現されなければならない」とし、第2グループの企業レベルの決定が集権化されているか分権化されているかという点で、従来(1930年代に形成されたソ連型の)集権化モデルと、彼が提唱する分権化モデル(市場メカニズムの適用をとまなう計画経済モデル)を区分する。

しかしながら、歴史的には、個人レベルに関する決定まで(つまり、3グループすべての経済決定において)集権化された、戦時共産主義モデルが存在し、理念としてはその後も生き続けたのである。この理念は、中国の文化大革命において明らかに復活している。その意味で筆者は、ブルスのいう集権化モデル、すなわち1930年モデルを、「理念としては戦時共産主義モデルを基本的に継承しながらも、具体的な目標としては一国社会主義的な経済自立化をめざし、現物的計画化に大きく傾斜しながらも暗黙のうちに商品・貨幣関係を計画の中に事実上おりこんでいる、本来的に二律背反的な計画化方式であった⁽⁷⁾」と書いたのである。

ブルスのいう「経済決定の多重レベル」は、社会主義社会における諸利害の対立の存在を根拠としている。単一の全社会的利害が無矛盾に成立しているという幻想への批判が、1960年代の経済改革の発想の出発点であった。当時、岡稔氏は次のように書かれていた。「ソ連邦の計画経済において、これまで経済的刺激的制度が予想外の結果や逆効果さえひきおこすような欠陥をもっていたという事実は、何によるものであろうか。それは、社会主義のもとにおいても、個人または個別企業の利益と国民経済全体の利益との間に、融和しえない対立が存在するためではない。それは、社会主義のもとでの個人の利益と企業の利益と社会全体の利益との合致ということがこれまできわめて安易に考えられていたことに由来している。……以前には、一方においては個人の利益と社会の利益の合致が社会主義のもとではアプリーオリに保障されているかのようにみならず安易な独断論が存在すると同時に、他方にお

いては、たとえ利害の背反が生じたとしても、それは公益優先の政治的・道徳的アピールと大衆的カンパニアによって容易に片づけられるかのように、みなされていたのである。⁽⁸⁾」このような「政治的・道徳的アピールと大衆的カンパニア」が、まさに文化大革命の象徴であった。

個人の利益と企業の利益と社会全体の利益が現存社会主義のもとでは即自的に一致せず利害の対立と矛盾が客観的に存在するとすれば、3者の対立を調整するためには3種の解決策が必要であることは自明であろう。社会全体の経済的利害と企業経営上の日常的利害とが一致しなければ、国家機関があらかじめすべてを決定して企業に命令する「中央集権的行政指令型計画化方式」は経済的に不合理であり、企業に自主的な決定権を認めなければならない。これが、「経済改革」の課題である。企業と個人との間にも利害の対立は存在する。従来、社会主義国の国営企業は問題なく社会主義的な性格のものとして、建前上はそこで働く労働者が企業の主人公であるとされてきた(国家が労働者国家であるから、国家の所有と経営は労働者自身の所有と経営にほかならないという論拠で)。しかし、現実の国営企業においては経営と労働が分離し、労働者は疎外されている。労働者が真に企業の主人公となるためには、まず職場・企業の民主化、自主管理が必要である。これが「労働者自主管理」の課題である。また、現実の社会主義国家は個人としての労働者・市民の利益を十全に反映していたわけではなく、むしろ実態は官僚機構の支配であった。したがって、労働者・市民の立場から国家機構を民主的に改革することが必要であり、これが「政治的民主化」の課題である。したがって、少なくともこの「経済改革」、「労働者自主管理」、「政治的民主化」の三つの課題は、いずれも現代社会主義にとって必要不可欠の課題である。

筆者は1985年に次のように書いた。「経済改革は、現段階の社会主義においては国家と企業と個人の3者の利害が一致せず、その間の調整が必要である、という認識から出発した。この3者の利害が、中央集権的計画化によって矛盾なく一致しているというのが、放棄された『計画の神話』であった。しかしこの3者の利害を調整するためには、国家と企業との関係の調整(企業の自立性確立を中心とした経済改革)だけではなく、企業と個人との関係の調整(自主管理を含む、職場における民主主義)、および国家と個人との

関係の調整（国政レベルでの民主主義）が必要である。このような多面的な調整を通じて、経済的に合理的で政治的に民主的な社会主義体制をいかにつくりあげるか、ということが現代社会主義の中心的課題であると思われる。⁽⁹⁾」

この総合的改革が、現代社会主義が生きのびるための必須の条件であった。しかしながら、1989年以前に試みられてきた体制内改革は、いずれも諸般の制約から一つの課題だけに集中し、その結果はさらに多くの矛盾を生み出してきた。これらの部分的改革が挫折または不徹底に終わったことが、1989年の激動をもたらし、社会主義体制の全般的危機となったのである。なお、あらかじめ中国の場合にふれておけば、84年10月の中国共産党12期3中全会の「経済体制改革に関する中共中央の決定」では、農村の改革での成功に引き続く都市での改革について、「主として二つの面における関係の問題を立派に解決すべきである。すなわち、国と全人民所有制企業との正しい関係を確立し、企業の自主権を拡大すること、また従業員と企業との正しい関係を確立し、企業における勤労者の主人公としての地位を保証することがそれである」とのべられている。ここでは、前述のような国家と企業と個人との3者の利害の調整を念頭において、国家と企業との関係における、企業の自主性確立を中心とした経済改革と、企業と個人との関係における自主管理の方向とが提示されているのである。ただし後者の点では、後段で「工場長責任制の実施」が強調されており、自主管理はまだ先送りになっていた。また、国家と個人との関係における政治的民主化の方向は提起されておらず、「党の指導」が強調されている（『北京周報』1984年10月30日、別冊付録）。したがってここでは、後述するようなハンガリー型経済改革が意図されていたとみるべきであり、政治的民主化運動が容認されず89年6月の天安門事件へと発展する危険性がすでに含まれていたとみることができよう。

2 東欧における個別的改革の挫折

前項でのべた、「経済改革」、「労働者自主管理」、「政治的民主化」の三つの課題にそれぞれ独自にとりくんだのは、1968年から開始された、「誘導市場モデル」の導入を意図したハンガリーの経済改革、50年以來のユーゴスラヴィアのいわゆる「自主管理社会主義」の試み、および68年の「プラハの

春」におけるチェコスロヴァキアの政治的民主化である。これらはいずれも総合的改革にはほど遠い一面的な改革であり、それゆえに不徹底にとどまらざるをえなかった（「プラハの春」は総合的改革に発展する以前に武力介入によって挫折させられた）。80年以降のポーランドは、改革の着手が遅れたために、自主的な労働運動の急速な拡大によって強制されて経済危機の中で三つの課題すべてに一挙に取り組みざるをえないという、いわば四重苦の状態に追いこまれ、政治的不安定のもとで軍政下の経済改革を選択し、その結果は四重苦をますます深めることになったのである。

1968年1月1日から開始されたハンガリーの経済改革、「新経済メカニズム」の導入が経済改革の側面のみ集中して、「プラハの春」のような政治的民主化に発展しなかったのは、すでに56年にソ連の武力介入を経験したハンガリーが介入の再現の回避に努力したこと（政治的民主化をタブーとしかきり経済改革そのものとしてはソ連もかなりの幅を容認する用意があった）、「プラハの春」へのソ連からの圧力の高まりがますます政治的民主化の危険を実感させたこと（労働者自主管理の導入も同様の理由で不可能であった）以外に、ハンガリー動乱以後、一党支配の枠内である程度の民主化（反体制分子への融和政策）が実行され、当面の経済改革の進行に必要な、政府への国民の信頼が存在していると判断されたことが理由となっている。

このような、政治的民主化を回避し労働者自主管理をもタブーとした経済改革は、つねに国民の前に経済的成果を明らかに示すことによつてのみ、体制の安定を保証しうるものであった。実際に、経済改革導入後の最初の5年間はハンガリー経済は順調に拡大し、「ハンガリー経済の黄金時代」とさえいわれて、政治的民主化抜きに経済改革は成功したように思われた。しかしこれは、当時の世界経済の順調な拡大にハンガリーが便乗した結果であり、国際競争力が経済改革によっていちじるしく改善されていたわけではなかった。1973年の石油ショック以降、ハンガリーでは国際収支の悪化から国内経済の引き締めへに転換せざるをえなくなり、国民の実質所得は低下した。部分的な市場導入は所得格差を拡大し、経済政策に対する批判は80年代を通じて一党支配の政治体制に対する不信の高まりとなってあらわれた。

ハンガリーの経済学者J. コルナイは、経済改革における意図と実態の乖

離の原因について、「規制体系の人工的性格」と、「ソフトな予算制約」の二つをあげている。⁽¹⁰⁾ハンガリーでは、価格と賃金についての複雑な規制システムが導入され、しばしば改訂された。「生きた諸組織が、買い手をめぐって、そして結局のところ利潤や生存・成長をめぐって相互に競争し合う現実的市場競争を、何びとも人工的に模倣しえない。しかるにわが国では、きわめて複雑な法的諸規制によって、生きた競争を机上で（ほとんど成果のない）シミュレーションをしようとしているのである。」

赤字企業の倒産を容認する「ハードな予算制約」の強調は、擬似的なものにすぎなかった。「真の分権化のもっとも重要な基準は、諸困難を分権的に請負っているか否かである。つまり、企業が自分の肌で困難を実感しうるように、国民経済レベルの諸困難の解決を企業に『権限委譲』しうるか否か、である。……持続的な損失が『死』つまり企業整理へと導くのではない。それとは逆に、収益性への考慮なしに、『企業の死』、整理・合併が行政的な決定によってなされるのである。市場が自然淘汰を行っているのではなく、官庁が生死を命じているのである。」

ハンガリーの1968年改革を主導したR. ニェルシ（前ハンガリー社会主義党議長）も、84年の論文で、改革が途中で停滞すれば当初に存在した政治的信頼が消滅する危険があるとして、短期的にリスクをおかしてもさらに改革を進めるべきであると主張した。市場メカニズム利用のいっそうの前進は、これまで聖域であった「雇用の保障」と「価格の安定」とに手をつけることを意味する。これは過渡的に社会的緊張を引き起こす可能性があるので、政策の方向に関して広汎な社会的支持が必要であり、政治的民主主義の拡大、なかんずく議会制民主主義の活性化が要求される。⁽¹¹⁾つまり、いっそうの市場化といっそうの民主化の併進構想であったが、長期化し硬直化したカーダール体制は上からの体制内改革を発展させる機会を逸し、89年にカーダールと交代したニェルシも、事態の進行に追い越されてハンガリーは保守勢力の主導のもとで市場化に走ることになったのである。

次に、ユーゴスラヴィアの「自主管理社会主義」とチェコスロヴァキアの1968年の「プラハの春」の問題点について略述しよう。周知のように、ユーゴスラヴィアではすでに50年にソ連型社会主義の官僚的性格を批判してひ

とたび国营化された企業を労働者自主管理に移行させた。企業はほぼ完全に自立的であり、企業単位の労働者集団が労働者評議会を選出し、経営に責任を持つ労働者評議会は企業長を公募して任命し解任する。自主管理企業はもっぱら市場において経済合理性を追求し、国家計画は生産者に対する情報提供サービスにとどまり、企業は独自に計画を作成する。しかしながら、このシステムは現実の労働者の自主管理能力を過大評価して社会全体の利害調整手段を欠いていたために、それぞれの自主管理企業が無政府的市場経済の中で企業エゴイズムを発揮し、ユーゴスラヴィア経済を深刻な危機に追いこむ結果となった。経済的危機は、中央集権的統合機構としての国家および党の役割を強化する方向に作用した。もともとユーゴスラヴィアでは、職場・企業における直接民主主義が重視された反面で代議制民主主義は軽視され、社会全体の利害調整は実際にはユーゴスラヴィア共産主義者同盟の一党支配にゆだねられていたのである。この意味で、労働者自主管理の背後には強力な中央集権化が不可欠であった。かくして、合理的な経済運営方式も民主的な政治体制も欠如した「自主管理社会主義」はユーゴスラヴィアの壮大な実験を「自主管理の神話」として、労働者自主管理の有効性にも疑問を持たせる結果となったのである。

チェコスロヴァキアにおける1968年の「プラハの春」は、チェコスロヴァキア共産党の主導のもとに、複数政党の参加する議会制民主主義を復活させて政治的民主化を大きく前進させようとする試みであった。この直接の契機は63年のマイナス成長に端的にあらわれた従来型計画経済の破綻に直面しての経済制度の全面的再検討であったが、68年4月のチェコスロヴァキア共産党行動綱領は「時代おくれの経済管理制度が保持されたより深い理由は政治制度のゆがみであった。社会主義的民主主義は適時に拡大されなかつたし、革命的独裁方式は官僚主義に墮落し、チェコスロヴァキアのあらゆる生活分野における進歩を阻害するものとなった」と分析して、政治的民主化を最優先課題とした。集会および結社の自由の実現が公約され、その前提条件として新聞・雑誌に対する検閲が廃止されて自主的な出版が可能となった。この結果として共産党をも批判する言論・出版の自由が実現し、「プラハの春」（もともとは毎年春のプラハ音楽祭をさす言葉であった）が謳歌された。

ブレジネフ時代のソ連は「プラハの春」を1956年のハンガリーになぞらえて反革命の野放し状態であると批判し、68年8月20日夜から翌日にかけてワルシャワ条約機構5カ国の軍隊総計60万を動員してプラハをはじめチェコスロヴァキア全土を制圧した。この軍事的圧力を背景に9月には早くも検閲が再開され、翌年にかけてドプチェク第一書記をはじめ50万人の改革派党員が除名された。「プラハの春」の圧殺はチェコスロヴァキア内外に深刻な影響をあたえた。この圧殺によってその後20年以上も累積されることになった国民の不満は、チェコスロヴァキア共産党主導による体制内改革の再現をほとんど不可能にしたのである。ソ連でも、この軍事介入に批判的な党員は除名され、65年9月から開始されていたコスイギン経済改革も改革派への逆風のために中途半端に終らざるをえなかった。東欧全域にわたって政治構造の民主的改革はタブーとされ、経済改革が政治改革へと発展する道は閉され、そのことが経済改革それ自体をも不徹底にとどまらせることになったのである。

「プラハの春」の改革自体も、それが短命に終らざるをえなかったために多くの点で不十分なものであった。政治的民主化が最優先課題とされたために、その他の課題は相対的に軽視され、あとまわしにされた。経済改革の出発点としての弾力的な価格システムの導入は1967～68年に個人所得の急速な上昇とインフレ的物価上昇を生じさせた。また、チェコスロヴァキアの改革は党内の改革派官僚が主導したためにテクノクラート型改革として出発し、69年以降に自主管理制度の導入が検討されることになっていた。当時、オタ・シクを補佐してこれらの改革の立案にあたったイジ・コスタは、のちに次のように書いている。「チェコは、ソ連の勢力圏にある国のなかで、比較的高度の工業発展段階において非資本主義的所有構造を前提としながら、経営自主管理の要素を国民経済計画の分権的体制のなかへ統合しようと試みた、最初の国である。成功するための前提条件は、ユーゴとは比較にならないほど満たされていた。その試みはやりとげることができなかった。それは外部の力の優位によって芽のうちに摘みとられた。……ユーゴの労働者自主管理の長年にわたる経験、および短命に終わったチェコの68年から69年にかけての民主化の萌芽は、社会主義における計画と自主管理の統合を図るときに生ずる問題点と解決の可能性を示している。」⁽¹²⁾

かつて1970年代の中国では、小改革、中改革、大改革という分類がされていた。小改革はソ連型（コスイギン改革）、中改革はハンガリー型、大改革は市場指向に自主管理を織りこんだユーゴ型とされ、「プラハの春」型の政治的民主化は言及されていなかった。天安門事件以後の中国が、東欧におけるソ連型社会主義の崩壊からもっとも学ばなければならないのは、まさにこの問題ではなかろうか。

3 ゴルバチョフ改革の構想と障害

1965年9月に開始されたソ連のコスイギン経済改革は、企業に対する義務的計画指標の削減を中心としたものであり、リーベルマン論文が提案したような弾力的価格制度は導入されず、生産手段が商品ではないことを前提とした資材・機械補給制度も維持された。しかも、前述のようにこの程度の改革でさえも「プラハの春」介入後の逆風のために中途半端に終わざるをえなかったのである。その後東欧諸国では、前節でのべたような各種の改革が進行したが、ソ連のブレジネフ時代は無為に終始しゴルバチョフによって「停滞の時代」と非難されている。ゴルバチョフ政権発足当時の問題点は、ソ連では東欧諸国とは異なっておりまだ体制の危機が顕在化せず、したがってゴルバチョフはまず改革の必要を上から説得しなければならない、ということにあった。しかし説得が成功するにつれて改革への期待が高まり、今度は逆に約束された改革の成果が上から上がらないことに対する不満が政治的な危機を発生させることになったのである。長砂實氏によれば、「『ゴルバチョフ経済改革』が当初に到達目標とした新しい経済メカニズムはまだ部分的にしか、不完全にしか実現されていない。総合的な改革にはほど遠い。したがってまだ部分的、一面的にしかそれは機能していない。他方で、古い経済メカニズムは壊されながらもまだかなり強く作用している。結果として、全体としてのソ連の経済メカニズムは強度な機能不全の状態にある。経済改革と経済危機との同時進行の根源はここに⁽¹³⁾ある」とされている。

それでは、現在の「ゴルバチョフ改革」の構想はどのようなものであるのか。経済改革担当のアバルキン副首相は、1989年11月に開かれた「ラジカルな経済改革の諸問題についての全連邦学術・実践会議」で報告するに先立っ

て、「ラジカルな経済改革、当初および長期の諸措置」という文書を討議資料として公表した（『経済新聞』第43号、1989年10月）。以下、この文書の内容を要約してみよう。冒頭では、危機意識があらさまにのべられている。「ラジカルな経済改革は、ペレストロイカの成功の決定的な要因であり核心である。しかしながら、4年間の苦しい努力のあと、まさに経済においては期待された改善は生じなかった。状況は悪化を続けている。人々の中には憂慮が増大し、それが左右の過激派に利用されようとしている。したがってもう一度改革の構想、目的、実行過程を考え直し、経済を危機的狀態から脱却させる具体的で現実的な措置を検討することが必要である。」

最初の項目、「最終目的」では、経済の健全化のために労働と経営への有効な刺激と社会的生産の効率的な調整が必要であるとして、所有形態の多様性、所有・生産・分配の労働的基礎、主要な調整手段としての市場の利用（金融市場、労働力市場を含む）、発達した社会保障制度、計画的な国家的経済規制の5点を、新しい経済システムの基本的特徴としている。次の「たどってきた道」はゴルバチョフ政権発足以来の過去4年間の総括であるが、「ラジカルな経済改革の実施は民主化なしには、政治システムの変更なしには不可能である」として、1989年を政治改革の開始、ペレストロイカの質的に新しい段階としている。

第3項目の「移行期の選択肢」では、「保守的（漸次的移行）」、「ラジカル（市場制限の一举廃止）」、「ラジカルで穏健（市場形成促進と規制メカニズム創出）」の3種の方策が提示され、「ラジカルで穏健」が望ましいとされている。第4項目の「移行期の経済メカニズムの基本的諸要素」は、「社会主義的所有の多様な形態の発展」、「金融・信用制度のペレストロイカ」、「労働支払の改革」、「市場の形成」、「組織構造のペレストロイカ」、「対外経済活動のペレストロイカ」の諸節に分けられている。最後に「改革の諸段階」として、第1段階（1990年）は移行期の経済メカニズムを創出する準備段階、第2段階（1991～92年）は移行期の経済メカニズムの発動、第3段階（1993～95年）は改革発展のプログラムを実現する段階とされている。

これらの構想にもとづいた次期5カ年計画（1991～95年）案の作成は1989年12月の人民代議員大会で承認され、それ以降、所有法（1990年3月）、所得

税法（1990年4月）、企業法（1990年6月）などが制定されている。しかしながら、前記のアバルキン構想そのものが内容的に折衷的で矛盾を含んでいる上に、具体的な改革措置の実行には各方面からの反対が強い。90年6月に、ソ連最高会議はルイシコフ首相提案による、パンの3倍値上げを含む市場移行計画案の差し戻しを決定し、ゴルバチョフ大統領も経済改革案に対する論議が不十分であったことを認めざるをえなかった。ルイシコフ首相に対する批判（それはいわゆる「改革派」の側からも「保守派」の側からも出ている）は、実際にはこれまでの経済政策の失敗の責任を問うものであり、政府に対する信頼の欠如がラジカルな改革の実施の障害となっている状況は、70年代のポーランドの度重なる改革試行の挫折を想起させるものである。ここでは、経済的に合理的な改革案が政治不信のための抵抗によって流産を重ねたのであった。

4 経済改革の可能性

前述のように、中央集権的行政指令型計画化方式は、需要の多様化に対応した供給の弾力性を保証することに成功しなかった。いまや、この型の計画化方式にもどることは不可能である。それでは、一路、市場指向型の経済改革に向かうのが合理的なのであろうか。ここには二つの主要な問題がある。一つの問題は、社会主義経済における経済改革はもともと計画と市場という「水と油」を融和させる困難な試みであり、「計画の神話」を「市場の神話」で代替すればすむような簡単なものではない、ということである。もう一つの問題は、ソ連型社会主義が崩壊しつつある諸国で、果たして市場は期待通りに機能するか、ということである。周知のように、かつて鄧小平は、「白い猫でも黒い猫でもねずみを取るのは良い猫だ」と語った。ねずみを取る（生産力を高める）のに、白い猫（社会主義的な方法、計画経済）で駄目なら黒い猫（資本主義的な方法、市場経済）を使ってもいい、という含意だと解釈されるが、白い猫でも黒い猫でもねずみが取れなかったらどうすればいいのか。

前者の問題に関連して、J. コルナイは、1980年の論文で、効率性と社会主義倫理という2種類の価値体系の衝突が社会主義経済のディレンマである

と指摘している。コロナイによれば、「効率的な管理と組織化にとって一般的な有効な原理」として、(1)管理者と勤労者をとともに等しくよりよい業績に向けて刺激するような物質的かつ倫理的インセンティブ・システムが必要である、(2)狭隘な資源の経済的利用、効率的でない活動の停止、(3)あらゆる状況・外的環境への迅速かつ柔軟な適応、(4)意志決定者の企業家精神、つまり創意性、革新の気性、危険負担が必要とされる、(5)ゆだねられた問題や決定に対して、すべての意志決定者は個人的責任を負わなければならない、の5条件があげられ、他方、「社会主義経済の倫理原理」として、(A)社会主義的賃金制度の周知の原理（「各人はその労働に応じて」と「同一労働同一賃金」）、(B)社会主義は弱者を容赦なく放逐する資本主義的競争の残酷さを一掃する（連帯の原理）、(C)社会はつねに完全雇用を保証しており、ひとたび獲得された水準は将来にわたっても保証される（安全の原理）、(D)短期利害、部分利害に対する長期利害、全体利害の優先、があげられている。

「社会主義的諸原理をとなえる経済学者のあいだでは、この二つの価値体系——効率性と社会主義的倫理の価値のあいだに矛盾は存在しないという見解が根づいてきた。おそらく、この考えはポーランドの偉大な経済学者オスカー・ランゲの社会主義理論に関する1930年代に書かれた古典的研究〔土屋清訳『計画経済理論』社会思想社、1951年所収〕の中でもっとも明瞭に表明されている。ランゲはワルラスの感化をうけた分権的市場経済を示してみせている。それは効率的に機能し、同時に社会主義的諸原理にもとづいて構築される社会システムに問題なくフィットする経済である。……経験に照らしてみればこの伝統的な考え方は実証されなかった。一方での効率性の(1)~(5)の条件と、他方での社会主義の(A)~(D)の倫理原理とのあいだに衝突がおこるのは避けられないように思われる。社会主義経済の数々のディレンマは、まさしくこの2種類⁽¹⁴⁾の価値体系の衝突によってひきおこされているのである。」

一応成功しているかにみえたハンガリーの経済改革も、このディレンマの例外ではなかった。「おそらく、これまでのハンガリーの実践の最大の成果の一つは、矛盾の克服が完了したとか、解決されたとかいった幻想を抱かせようとしたことではなく、試行錯誤や探求の課題を背負いこんでいることを明らかにしたことである。……『純粋な』そして完全に『原理通りの』『無

矛盾の』社会などは存在しない。現実のシステムはどんなものでも相互に矛盾した原理や要請の実際的な妥協の上に成り立っている。……われわれが明らかにしなければならないのは、さまざまな社会システムにおいて、社会的諸勢力によって規範的諸原理のあいだにどのような妥協がもたらされているか、ということである。妥協、矛盾の運動形態が、できるかぎりより合理的でより有益なものたらしめるために貢献すべく努力してみなければならない。……」⁽¹⁵⁾ 矛盾はできるかぎり民主的に調整しなければならないし、改革の実践にさいしてはできるかぎり広範なコンセンサスが必要である。コルナイはそのことを、後述するような「中国の改革者への助言」の中でもくりかえして強調している。

後者の問題、果たして社会主義経済で市場が期待通りに機能するかという問題については、もともと市場は計画の枠内では機能しえないし市場導入は価格のつりあげ、不当利得などのマイナスをもたらすだけだという見方も強い（ソ連における協同組合の普及はこの点で一般民衆に反感を持たれている）。他方で、当面のマイナス現象はまだ市場が中途半端にしか導入されておらず企業間競争が本格化しないために生じているのであって、市場が本格的に導入されれば解消するのだという見方もある（この見方によれば、ソ連の協同組合はまだ普及が足りないのである）。

しかし、市場を有効に機能させるためには、ただ規制を解除して自由放任にすればいいというわけではない。現代の資本主義市場は完全な自由市場ではなく、国家のさまざまな規制と住民運動その他からの規制を受けることによって正常に機能しているのである。社会主義経済にとって必要なことは、第1に、従来の計画的要素を全面的に除去することではなく、国家がマクロ経済管理政策を合理的に運用すること（諸種の法的規制、金融・財政政策、社会政策、行政指導などによって）を学ぶことである。第2には、そのような法律・制度を総合的につくりあげ、それを市場の実態に応じて機動的に運用できるような人材を養成することが必要である。第3には、自主的な労働運動、生活協同組合、住民運動、環境保護運動などが市場批判者として自由に行動することが保証されなければならない。このような条件を抜きにした盲目的な市場導入は、市場のメリットを生かすことができないばかりか、市

場のマイナスが従来の計画のマイナスよりもさらにひどく国民生活を圧迫する可能性がある。チェコスロヴァキア科学アカデミー経済研究所のドイバ所長は、「本当は自由市場経済がどんなものであるか誰にもわかっていない」と告白し（『毎日新聞』1990年6月10日付）、ポーランド全国労組連盟のミオドヴィチ議長は、「ポーランドは社会保障制度を欠いた19世紀の資本主義になりそうだ」と警告している（『朝日新聞』1990年6月14日付）。黒い猫でもねずみが取れず、社会主義諸国が無政府的市場経済と対外債務の累積によって、ラテンアメリカ諸国と同様の破産状態に追いこまれる危険性は高いのである。

III 中国経済体制改革への教訓

非手啓二氏は、1984年10月の中共12期3中全会の「経済体制改革に関する決定」に関連して、中国の改革目標モデルについて次のように指摘している。

〔(1) ハンガリー型改革を参考としながら、企業に対する国の管理を直接統制中心から間接統制中心へと漸進的に転換させようとしている。こうした改革としては、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ポーランドに続く社会主義国では4番目の試みである。

(2) 指令性計画の漸次的縮小、指導性計画の漸次的拡大という改革の基本方向は明確であるが、目標モデルにおける指令性計画、指導性計画、市場調節の3者の具体的比重、および指導性計画の内容と実施形式の2点については現在でも相当幅のある見解が存在している。この意味では、目標モデルについて十分な合意が形成されていない。計画的商品経済論は、計画的に力点をおく見解も、商品経済に力点をおく見解も含んでいる。それゆえ、『決定』は、ハンガリー改革に近い改革も、実質的に指令性計画を相当に残した改革も許容しうる論理構造をもっている。とくに指導性計画は、理解の仕方によって事実上指令性計画にとどまる危険性をはらんでいる。

(3) (2)で述べたことは、実は中国指導部における改革構想をめぐる見解の不一致の現われの一つである。先に、改革構想をめぐる三つの時期が区分されることを指摘した〔1979～80年の第1期は『計画調節と市場調節の結合』と定式化される考え方が、81～83年の第2期は『計画経済主、市場調節補』と定式

化される考え方が、84年以後の第3期は『計画的商品経済』と定式化される考え方が有力になった]が、それはこの改革構想の相違、したがって中国指導部における異なる改革構想潮流の力関係の変化によるものである。これが改革の規模ないし深度、さらに改革戦略をめぐる相違となって現われ、改革推進の不安定要因をなしている。……⁽¹⁶⁾」

政治的不安定要因を含みながら、中国の経済体制改革がハンガリー型をめざしていたことは明らかであろう。ハンガリー型の中国への適用可能性の検討をさしおいて（ハンガリーと中国との経済的諸条件の差が大きいことはいうまでもない。ハンガリー全体の人口は上海市の人口に等しいのである）、政治的には一党支配を維持しながら経済的には市場傾斜を深めて1980年代半ばまで大きな破綻を示さなかったハンガリーの状況は、中国の当局者にとっては興味をそそるものであったろう。84年10月決定に至る過程で、84年2月の『経済研究』は、中国社会科学院経済学家代表団の「匈牙利経済体制考察報告」と、雷熱・涅尔什（レジェ・ニエルシ）の「匈牙利経済体制改革の経験」を掲載している。また中国は85年にハンガリーからコルナイを招いているが、コルナイはそのさいに“Some Lessons of the Hungarian Experience for Chinese Reformers”と題する、タイプ原稿56ページにおよぶ報告を準備している。

中国とハンガリーの大きな差異（大国としての中国の自立性と、コメコンおよびワルシャワ条約機構の一員としてのハンガリー、中国における発展段階の低さとハンガリーにおける中程度の発展段階、両国における政治・社会・文化史の全面的な相違など）を前提にした上で、コルナイはあえて、両国には比較分析を有意義にする十分な類似性があると主張する。それは、ひとしくソ連型の高度に中央集権的な経済管理と強制的な加速的成長パターンからの脱却過程にあることである。コルナイは中国との直接比較はほとんど行っていないが、彼の勧告の中でのハンガリーの経験の強調点を、若干抜き書きしてみよう。

「システムが『社会主義』の名に値するか否かを決定する主要な判定基準として、所有形態を取り上げることはできない。規範的な意味においては、生産が効率的に行われ、生活水準や生活の質が向上しているシステムが、社

会主義なのである。公正が貫徹し、平等な機会がすべての人々に与えられる。障害者や病人を社会が救済する。資源の合理的な配分において、経済計画が重要な役割を果たす。これらすべての要件は、一定領域における私的活動や私的所有とも完全に両立するのである。⁽¹⁷⁾」

「ハンガリーでは、改革への移行にあたって『旧メカニズム』つまり官僚的指令システムの徹底した批判的分析が行われた。……つねに逆行の危険が存在していた。旧システムの完全な批判がなければ、この逆行の危険はより強いものになっていただろう。この過去に対する批判的な態度こそ、ハンガリー改革の力の源なのである。ただ弱点は将来に対する明確な展望の欠如にある。……ここに未解決の問題がある。『果たして、現実的であつ実践的で、プラグマティックなアプローチでシステムの革新を進めながら、同時に人々を鼓舞し動かすような将来ヴィジョンを提起することがそもそも可能であるや否や』という問題である。……もっと後にそれができるかもしれないし、⁽¹⁸⁾他の国が成功をおさめるかもしれない。」

「現在の〔ハンガリー経済の〕困難と改革とはどの程度の連関をもっているだろうか。……『改革の故に』ではなく、『改革にもかかわらず』困難が生じたという見解に筆者は同意する。〔しかし〕ハンガリーにおける現在の経済的な困難は改革過程を促進するものにはなっていない。……ここから他国にとって重要な教訓が導かれる。目標設定に十分に慎重で、産出や生活水準のひかえ目な上昇にのみつとめ、このペースを持続する方がベターである。持続できないような急成長から減速ないしは下降すると、改革への大衆的⁽¹⁹⁾支持がそなわれる……。」

「インセンティブをより強調すれば、所得格差を導く。種々の理由から競争についていけない人々がいる。……これらの社会層には特別な配慮が必要である。不幸なことに、改革の初期には、この種の社会政策に十分な熟慮が重ねられなかった。……効率性の要請と他方における社会的公正・平等・安定の公準とのあいだには、大きな対立や矛盾が存在する。……このディレンマを解決する一般的な処方箋はない。……社会政策の改善が改革過程の有機⁽²⁰⁾的部分とならなければならない。」

「制度的な変化、つまり重要な措置の包括的な戦略や最終的な到達点の青

写真については、長期的計画がぜひ必要である。……ハンガリー改革はこのような戦略も写真ももってこなかったし、いまだもっていない。……合理的な思考に訴えるだけで、すべての違いが払拭されるとは考えられない。相互に対立する社会的勢力や利益集団があり、また政治権力をめぐる争いもある。それでもなお、中国の事情を知らない外部の観察者とはいえ共通の改革プランを支持する広範な国民的コンセンサスを獲得するという楽観的なシナリオを、除外するわけにはいかないだろう。⁽²¹⁾」

このコルナイの「楽観的なシナリオ」は、ハンガリーについても実現しなかったし、ソ連のアバルキン構想に対する国内的反応においても、実現は困難であることが容易に予想される。天安門事件以後の中国では、「広範な国民的コンセンサスの獲得」はますます困難になっているのではなからうか。上原一慶氏は、天安門事件以前においても次のように冷静に分析している。

「……改革の進展がさまざまな問題、軋轢を引き起こさざるをえないことは容易に理解されよう。企業自主権の拡大、工場長責任制の強化は、党や行政の中間組織、幹部の既得権と矛盾せざるをえないし、また、破産などのネガティブ・インセンティブを労働者がどこまで容認しうるかはかなり問題の残るところである。その一方、改革を経済面から政治、思想面へおし広げようとする知識人、学生などの存在がある。彼らが、党、行政の中間幹部等から反発を招いていたことは疑いない。

このような軋轢、矛盾を背景に1986年12月から1987年1月の胡耀邦解任にいたる事件が生じたと思われる。……この一連の経過から少なくとも次の2点を指摘することが可能であろう。第1に、改革には一定の限界があること、少なくとも現在の段階では、改革はあくまで効率化を中心とするものであり、それに必要な限りで政治体制改革に手がつけられるとしても、それが直ちに政治、思想面の民主化に結びつくものでないこと。第2に、しかし効率化を中心とする改革と開放は、今日の条件のもとではひきつづき行なわれなければならないことがあらためて確認されたことである。

ここには、開放体制下の社会主義として、改革と開放がもはや後もどりできなくなっている現実が示されているといえよう。その意味で、開放体制下の社会主義として、今日の中国は、効率化と社会主義の価値体系との調和と

いう、きわめて困難な課題をかかえこみながら効率化を追求せざるをえないといえよう。この場合、効率化の基準に合わないものの切り捨て、それも合理的根拠のないままの切り捨てという方向に進む可能性もあることは見落としてはならないであろう。また、資本主義世界経済、その経済秩序の変動に対応しつつ、なお資本主義経済への依存を強めるという困難な課題にも直面している。⁽²²⁾……」

天安門事件以後、国内におけるコンセンサスの形成が困難になっている上に、資本主義諸国からの経済制裁はますます中国の経済的困難を深めている。中国は果たして、天安門事件と1989～90年の東欧の激動から何を学ぶのであろうか。一党支配の強化と無政府の市場経済の横行は、おそらく最悪の選択であろう。

[注]

- (1) 加々美光行 [1990] 1頁。
- (2) 斎藤稔 [1979] 93頁。
- (3) 同上, 86頁。
- (4) 同上, 90-91頁。
- (5) 上原一慶 [1989] 52-54頁。
- (6) Brus [1961] 邦訳105頁。
- (7) 斎藤稔 [1976] 117頁。
- (8) 岡稔 [1968] 97頁。
- (9) 斎藤稔 [1985] 191頁。
- (10) Kornai [1983] 邦訳(上) 54-57頁。
- (11) Nyers & Tardos [1984] 1-18頁。
- (12) Kosta [1974] 邦訳268頁。
- (13) 長砂實 [1990] 79-80頁。
- (14) Kornai [1980] 邦訳175-178頁。
- (15) 同上, 189-192頁。
- (16) 井手啓二 [1988] 218頁。
- (17) Kornai [1985] 邦訳39頁。
- (18) 同上, 43頁。
- (19) 同上, 44-45頁。
- (20) 同上, 48-49頁。
- (21) 同上, 58-59頁。

(2) 上原一慶 [1987] 222-223頁。

〔参考文献〕

- 井手啓二 [1988] 『中国社会主义と経済改革』法律文化社。
- 上原一慶 [1987] 『中国の経済改革と開放政策——開放体制下の社会主义』青木書店。
- [1989] 「中国における改革・開放政策と天安門事件」『地域研究ジャーナル』（松山大学）第1巻第1号。
- 岡稔 [1968] 「国民経済の計画管理制度」『社会主义経済論』（経済学全集21）筑摩書房。
- 加々美光行 [1990] 『現代中国の黎明——天安門事件と新しい知性の台頭』学陽書房。
- 斎藤稔 [1976] 『社会主义経済論序説』大月書店。
- [1979] 「中国型社会主义は存在するか」『経済志林』第47巻第3号。
- [1985] 「現代社会主义における改革の努力」『前衛』第523号。
- 長砂實 [1990] 『『ゴルバチョフ経済改革』の現局面』『どうなるソ連・東欧経済』新日本出版社。
- Brus, W. [1961] *Ogólne problemy funkcjonowania gospodarki socjalistycznej*, PWN, Warszawa. 邦訳『社会主义経済の機能モデル』（鶴岡重成訳）合同出版, 1971.
- Kornai, J. [1980] “Efficiency and the Principles of Socialist Ethics,” *Contradictions and Dilemmas, Studies on the Socialist Economy and Society*, Budapest. 邦訳「効率性と社会主义倫理」『反均衡と不足の経済学』（盛田常夫・門脇延行訳）日本評論社, 1983.
- [1983] “Comments on the Present State and the Prospects of the Hungarian Economic Reform,” *Bulletin of Japan Statistics Research Institute*, No. 8. 邦訳「ハンガリー経済改革の現状と展望上, 中, 下」（盛田常夫訳）『世界経済評論』1983年5, 6, 8月号。
- [1985] “Some Lessons of the Hungarian Experience for Chinese Reformers.” 邦訳「経済改革の教訓——中国の改革者への助言」（盛田常夫訳）『経済改革の可能性』岩波書店, 1986.
- Kosta, J. [1974] *Sozialistische Planwirtschaft. Theorie und Praxis*, Opladen. 邦訳『現代の社会主义——理論と現実』（野尻武敏監訳）新評論, 1978.
- Nyers, R. & Tardos, M. [1984] “The Necessity for Consolidation of the Economy and the Possibility of Development in Hungary,” *Acta Oeconomica*, Vol. 31, No.1-2, Budapest.

第3章 経済改革と「ブルジョア自由化」批判

I はじめに

中国で1989年に起きた6・4天安門事件は政治面の激動であったが、その背景には経済改革もたらした経済過熱による1988年夏の経済的・社会的危機があった。

事件の中で成立した江沢民体制は事件の煽動者の摘発、参加者への教育・指導を進める過程で「ブルジョア自由化」反対闘争を組織した。中国の最大の課題である経済改革の中で生じた「ブルジョア自由化」傾向への批判は、その改革の主導者である趙紫陽前総書記が批判の対象であるだけに、厳しく行われている。

まず事件以降の改革政策の変化が大きくないことを確認し、さらに1984年以降の改革政策の展開をふまえた上で、多彩な改革理論の中でどの部分が「ブルジョア自由化」傾向として批判されるようになったのかを概観してみたい。

II 天安門事件と経済改革

1 調整強化で強まる改革見直し気運

1989年の天安門事件は、前年8月の経済過熱による大衆的換物パニックにみられた経済的・社会的な危機が背景となっていた。このため、同事件によって登場した江沢民体制は、前年9月からすでに開始されていた経済調整にいちだんと力を入れた。その結果、工業総生産額の伸び率は88年の20.8%から、89年には6.8%へと鈍化し、さらに90年第1四半期には伸び率ゼロにまで落ち込み、失速を回避するための適当な需要刺激策が必要なほどにまで、

経済調整の効果が上がったといえる。

こうした中で江沢民体制は、1989年から91年に至る3カ年の経済調整政策を実行することになり、89年11月9日、中共第13期5中全会は「一層の整備・整頓と改革深化に関する決定」という形でその具体策をとりまとめた。

この3カ年調整計画の中では、経済改革の深化と対外開放を引き続き推進することが明言されているが、実際には集中が強調され、企業改革についても経営請負責任制を引き続き実行し、改善してゆくことが提起されているだけで、株式制などの所有制改革の実験には言及されていない。また価格改革についても、すでに実施された措置については集中性と計画性を強める方向が示されており、新たな展開は予定されていない。全体としては、改革は前進への展望を欠く中で足踏み状態にあり、むしろ後退を迫られるのではないかと懸念されている。

3カ年調整計画に対する民衆の改革後退への懸念のなかには、「経済特区と外資企業に対する政策が変わる」、「農家戸別経営請負制が変わる」、「個人経営、私営企業に対する政策が変わる」というものから「1990年にはボーナスが廃止される」という極端なものまであった。このため『人民日報』は社説「党と国家の政策は変わらない」（1989年12月24日付）を發表し、一連の改革措置は変わらないとの政府発表を再確認するに至った。

そこで、本節ではまず経済改革の政策面で、天安門事件以後どんな点が変わり、どんな点が変わらなかったかを確認しておきたい。

2 改革政策における変化

財政収入、特に中央政府財政収入の拡大 財政の地方政府による請負体制について、「決定」は、地方の財政積極性を向上させたプラス効果のほか地区封鎖、市場分割、重複投資を助長する等の弊害があったとして、中央への財政の集中を高める方向で改革を進める、とした。国民所得に占める財政収入の比重、全国財政収入に占める中央財政の比重を高めるため、⁽¹⁾当面具体的には、地方から中央への財政上納を増やし、地方補助を適当に削減するほか、条件のある地方では「分税制」を試験的に実行することになった（李鵬「全国人民代表大会における政府活動報告」（1990年3月20日）、『人民日報』1990年4

月6日)。「分税制」とは税種を中央固定収入、地方固定収入、共管収入に分け、この枠組を地方の特殊性に応じて運用するものである。⁽²⁾金融面でも中央のコントロールが強化されることになった。

国営大中型企業の重視へ 趙紫陽総書記の下で「社会主義初級段階論」が採択され、個人経営(「个体戸」)、私営企業の発展が過度に強調された点への反省から、「決定」では個人経営、私営企業に対しては、生産財の販売や長距離間の卸売業等への参入を禁ずるなど市場管理を厳しくし、また個人収入の申告制度と納税制を厳しく適用する方針を決めた。

これと対照的に、国営大中型企業の中核的作用を十分に発揮させることが強調された。調整期における限られたエネルギー、原材料、輸送便宜を、重点とされる大中型の効率の良い企業に優先的に供給することになった。これは、社会主義体制の中核として国営企業の役割が再評価されてきたことと関連している。経済改革における個人経営、私営企業と国営企業の評価の変化については第IV節で詳説する。

郷鎮企業へのコントロールを強化 近年急伸を示してきた郷鎮企業に対しては、「決定」では「調整、整頓、改造、向上」の方針の下に健全経営に向けて指導を強化してゆくことになった。品質が悪く、管理が劣り、経済効率が悪く、国営大中型中核企業と原料やエネルギーを取り合いするような郷鎮企業を整理しようというものである。

1990年5月になって郷鎮企業を積極的に評価する論評もあらわれるようになり、88年9月から1年半以上続いた郷鎮企業の整理・整頓も一段落したようである。この論評によ⁽³⁾ると、89年に約300万の郷鎮企業が整理され100億元分の投資が圧縮されたという。88年の郷鎮企業数は1888万であったので、16%の企業が整理の対象になったことになる。

対外貿易における適度な集中の実行 1988年に実施された対外貿易請負制は、対外貿易の発展を促しているが、外貨の分散と対外貿易秩序の混乱を助長している、として「決定」は次の6点の集中措置の実行を決定した。

①大口の一次産品の輸出と重要物資の輸入は、国の指定した対外貿易会社が統一的に取り扱う。②国営の専門的対外貿易公司、工業・貿易公司および対外貿易取扱権を持った生産企業以外の対外貿易公司是取り締り、撤廃し、

個人による対外貿易の取扱いは禁止する。③対外貿易取扱権をもつ生産企業は、他社の製品を買いつけて輸出したり、輸入物資を転売したりしてはならない。④外貨留保に関する地区ごとに異なる優遇政策を原則的に廃止する。⑤別に国の規定がある場合を除いて、対外貿易の外貨決済はすべて銀行が行う。⑥対外債務借入れの窓口を整頓、整理し、あちこちから借り入れる現象を克服する。国から下達された借り入れ規制指標を厳格に実行する。

これらの集中措置から、逆に対外貿易秩序に生じている混乱の実態が浮かび上がってくる。

企業党組織の政治的核心としての作用を強調 1989年8月の「中共中央の党の建設を強化することに関する通知」のなかで、「企業の党組織は企業の政治的核心である」とあらためて規定された。この規定は、法的にもすでに固められている工場長（社長）の法人の長、企業を中心としての機能を揺るがすものではないか、との疑惑を生じさせた。

党中央組織部の説明では、趙紫陽前総書記が曖昧にした党の指導および思想政治工作の機能を明確にしたにすぎないとしている。しかし、現実の企業内の人間関係では、微妙な力関係の変化をもたらす可能性を持っているといえる。

3 変わらない改革の基本政策

以上、江沢民体制が3カ年調整計画の中で示した改革政策の変化を見てきた。

財政における集中強化、国営大中型企業の重視、郷鎮企業へのコントロール強化、貿易体制の引き締めなどは、これまでの経済過熱の中で解決を迫られていた問題ばかりであり、必要な調整に属するもので、改革の基本政策に変化はないと評価することができる。このことは、経済改革がもはや後戻りを許されない段階に到達していることを反映しているとみられている。

新体制の下では、中国全体の安定に最大の力点が置かれており、政治の安定がその前提で、経済の安定はその基礎であるとされている。このため鄧小平主席は、当面あらゆる論争を避け、少なくとも2年はやらず、1987年の第13回党大会の路線、方針、政策は変えないことを要請している。⁽⁴⁾

したがって、経済改革はしばらく足踏み状態に陥るが、天安門事件に連座した経済界の人々はごく一部であり、各界の大部分の経済改革実務家が健在であるため、改革の再始動は困難ではない。問題は中央のリーダーシップの政策選択にかかっている。

党組織の企業における核心作用の強調は、「ブルジョア自由化」批判の中で政治工作幹部の職場復帰と発言力強化を促すことになり、改革ムードは一時的にかなり後退することが予想される。

III 経済改革の展開過程

中国の経済改革は、1984年10月の中共12期3中全会で採択された「経済体制改革に関する決定」以降本格化する。そこで第III節では1984年「決定」で固められた枠組について確認し、第13回党大会での社会主義初級段階論採択によるその枠組の拡大について見た上で、1984年以来実践的、理論的に充実され、展開されてきた改革の新しい領域、および改革構想の多元化とその具体化における問題点を概観する。

1 1984年「決定」で固められた枠組

(1) 生産力論。「社会主義の根本的任務は社会的生産力を発展させることにある」と論断した。これは社会主義についての新しい解釈であり、1956年中国共産党第8回大会で生産の発展を強調した論点の発展であるという。⁽⁵⁾

(2) 商品経済論。社会主義経済は「共有制を基礎とする計画性のある商品経済である」と論断した。これは、計画、市場、商品生産の関係についての論争の帰結であるが、計画と市場の関係については今日まで論争が続いている。

(3) 計画方法論。「社会主義計画経済は必ず自覚的に価値法則に依拠し、これを運用すべきである」、「指導性計画は主として経済のテコの運用により実現する」ものであるが、「指令性計画もまた必ず価値法則を運用すべきである」と論断。

(4) 企業論。国家と企業の関係では「政企分離」、「所有権と経営権の分

離]、「法人」の地位の確立などの方向が固められた。

(5) 具体的政策の主な側面。

- ①都市工業での改革では、工場・企業の自主権の拡大、工場長（社長）責任制の普及、利潤上納の納税制への改革、政府と企業の分離が、組み合わされてセットとして進められることになった。
- ②計画体制の改革では、指令性指標の数を減らし、指導性計画部分を拡大することに力点が置かれた。
- ③「価格体系の改革は全体の経済体制改革の成否のカギである」として積極的に価格改革を推進することになった。

2 「社会主義初級段階論」の意義

中国の経済体制改革の大枠は1984年の「決定」で固められ、計画性のある商品経済の下、国営経済のほかに集団所有制経済、私営経済など多様な経済形式を積極的に発展させることになったが、この発展がどこまで到達すれば社会主義の枠組に抵触することになるのか、また利子のような非勤労収入の位置づけ等に困難があった。

1987年10月の第13回党大会は「社会主義の初級段階における党の基本路線」を決定した。「社会主義初級段階論」の骨子は、①中国はすでに社会主義制度の確立を終えている。②しかし、いまだにその初級段階にある、というものである。近代化した社会主義の実現は2050年頃に到達される目標であり、当面は工業化と生産の商品化、社会化、近代化を実現することが主な課題となる。

「社会主義初級段階論」の採択で集団経営企業と私営企業、特に私営企業の存在と発展が公認されることになった。また、労働に応じた分配に入らない預金や債券の利子収入、株券の配当収入、経営者収入に含まれるリスク報酬などが、違法でない限り公認されることになった。

3 拡大した改革領域

次に1987年3月の国务院経済体制改革研討小組弁公室の「1987年経済体制改革試案⁽⁶⁾」により、改革の新たな領域がどの方面に拡大しつつあるかを見て

おきたい。1986年の経済過熱抑制の成果が上がったとの評価に立って積極的な改革案になっている。

前文では当面の問題点として、大中型企業の活力不足、生産財市場と資金市場が小さすぎること、マクロ経済管理の科学的で有効な方法が探りあてられていないこと、をあげている。

企業改革の深化 国営小型工商業でリースまたは請負経営を積極的に推進する。小型商業は競売に付すことも可能。国営大中型企業でそれぞれの特徴に応じた経営責任制を実行する。企業の連合投資による新会社は一般に株式形式をとってよい（現実には1987年4月から大中型企業で経営請負責任制が急速に普及された⁽⁷⁾）。

工場長（社長）責任制と工場長任期目標責任制を全面的に推進する。横断経済連合を広範に組織し、業種、部門、所有制、地区間における分割・封鎖を打破する。行政的公司で企業を管理するものは6月までに独立採算企業に転換し、出来ないものは廃止する。

商品市場の発展 国家統一配分物資の種類と数量を減らし、銅材、セメント、木材、石炭などの生産財市場を発展、改善する。貿易体制については今年は大きな改革を行わず1988年の大規模な改革に備える。

資金市場の発展 商業手形引受、手形割引業務、債券・株式発行、を拡大、改善し、專業銀行と保険会社の企業化のテンポを早める。同業金融機関間のコール取引を促す。

マクロ経済管理の改善 全国信用計画を編成する。全国国際収支計画を編成する。計画内重点建設のための資金を集めるため、一般向け債券の発行を銀行に委託する。

改革試験を立派に行なう ①重慶、広州、武漢、瀋陽、常州など27都市の金融改革試験で末端銀行の企業化の道を探る。②16の中級都市での機構改革の試点を立派に行う。③企業経営メカニズム改革の試行。ごく少数の国営企業で慎重に株式制の試験を行う（1986年11月頃、全国で株式制度の試験が活発に行なわれたが、効果は思わしくなかったという⁽⁸⁾）。中央と地方、地区間、企業間の株式による資本連合は奨励し、企業の社会向け、当企業従業員向けの株発行は厳格にコントロールする。④住宅制度改革の試験。煙台、唐

山、蚌埠等の都市での住宅制度改革の試験を全力をあげて立派に行う。

4 各派の改革構想とその具体化の問題点

1984年以来都市、工業面で行われた一連の初歩的な改革と新たな実験をふまえて経済改革の道筋がかなりはっきりしてきたこと、10年来の改革の中で中国政府、シンクタンク、学界などの専門家が育ち、経験も積み重ねられたことから、経済改革についてもいくつかの考え方の異なったグループが生まれてきた。

1987年10月に国家経済体制改革委員会は、全国の8グループに、88年から95年の今後8年間の経済体制改革の中期構想の研究・立案を委託し、その成果は1988年7月までに集約された⁽⁹⁾。

改革の突破口に関する4派の考え方 各グループの報告を見ると、今後の改革の突破口について大きく四つの考え方に分かれていることが指摘できる。

①価格改革派。國務院發展研究センターの吳敬璉と周小川のグループがそれで、競争のある市場体系の建設が新体制の全体の機能を発揮させるための基本条件であり、価格改革は困難で危険を伴うが、早くやらないとますます困難で危険になるとしている。このため1年目は準備、2～4年目は基本的転換を実行し、5～8年目は改革の強化・改善をはかる、というかなり強硬なスケジュールを主張している。

②企業改革派。北京大学の厲以寧教授のグループがそれである。王珏を中心とする中央党校グループも企業改革派に属する。企業所有制の改革が改革の中心であり、価格改革は改革の帰結であり突破口となりえない、とする。スケジュールとしては、最初の3年間は企業経営請負制の発展と充実、株式制の実験を続け、4～5年目に請負制から株式制への移行を行い、6年日以降は株式制の全面的実施をはかる。

③総合派。劉洪、洪佳和を責任者とする国家計画委員会グループ、劉国光、張卓元を責任者とする中国社会科学院のグループは、市場、企業、政府のマクロ経済管理、での総合的な推進が必要と主張している。

④漸進派。吳樹青教授を責任者とする人民大学のグループは、1988年から95年の8年間は社会主義初級段階の中前期にあたるため、この期間に新体制

の基本的枠組を形成することは不可能であり、枠組形成の基礎的条件を整備することが課題だ、としている。現段階では生産力の発展水準に対して国有経済の範囲が大きすぎるため、非国有経済の発展をはからなければならない。株式制度は横断連合企業には有効であるとしているが、一般国営企業の株式化は時期尚早としている。

1988年価格改革案の登場 1988年5月鄧小平中央軍委主席が一定の危険を冒しても物価改革を断行すべしと発言、8月の中共中央政治局第10回全体会議で「価格・賃金改革に関する原案」が原則的に採択された。これは、価格改革により「国家が市場を調節し、市場が企業を導く」体制を実現すべく、今後5年前後で価格関係を初歩的に調整することを目標としていた（『人民日報』1988年8月19日）。

その「原案」採択の発表は8月末の全国的買占めパニックを引き起こし、9月に入ると経済の全面調整に急転換せざるをえなくなり、価格改革は棚上げされるに至った。

「原案」は、国家計画委員会が臨時的に作った国务院の価格委員会が作成したものを政治局全体会議が採択したもので、その内容は1989年に鋼材価格を調整する程度のゆっくりしたペースのもので、これも調整強化への転換で取り止めになったといわれる⁽¹⁰⁾。

1988年2月27日国务院が承認した国家経済体制改革委員会の「1988年の経済体制改革深化総合案」（新華社4月19日）、3月末の人民代表大会での李鵬首相の政府活動報告、のいずれにも88年の改革の課題として価格改革があげられていなかった。また前出の国家経済体制改革委員会の8グループへの委託答申案の討論会は6月初めに北京で開かれており、答申が集約されたのは7月1日であった。

以上の材料から判断すると、1988年の価格改革構想は、5月頃鄧小平主任が急提提起し、趙紫陽総書記と李鵬首相がこれに追従したものとみられ、十分な事前検討と政策的なフォローアップがなされないままに登場し、流産してしまったといえる。

IV 改革における「ブルジョア自由化」批判

1 私有化批判

株式制，経営請負制，私営企業の展開 1984年の中共中央の「経済体制改革に関する決定」に沿って，企業の所有制をめぐる改革の試みが次々にくりひろげられた。従来の国営企業の所有制と経営メカニズムを改革する方向として株式制，経営請負制が実行され，また「社会主義初級段階論」の採択で私営企業の急拡大がみられた。こうした動きは全体として国有制の改革をどういう方向に導くのかをめぐって，資本主義の再評価，国有制を否定する議論をも生み出すことになった。

まず株式制，経営請負制，私営企業の展開について簡単に見てみよう。

①株式制。1983年から企業内での資金集めのために株券を発行することが認められるようになり，84年には北京に「天橋株式有限公司」が成立し，外部発行も行われるようになった。しだいに，資金集め的手段から改革の有力な方向として国営企業の株式会社化が検討されるようになり，86年には広東，厦門，上海などで「株式，債券管理暫定弁法」が公布され，株式会社設立ブームが生じた。年末までに株式制企業が6000～7000に達し，60余億元の株が発行された。

1986年10月から11月にかけて総理弁公室と書記処は，70%が国家株，20%が企業株，10%が従業員株という構想を宣伝して株式化ブームを盛り上げたが，11月野村証券副会長の伊藤正則が趙紫陽総理と会見し，国有財産を食いつぶすやり方に激しく反対して，株式ブームは下火になり，請負制が重視されるようになったという（『世界経済導報』1989年4月30日⁽¹¹⁾）。

②経営請負責任制の普及。趙紫陽首相は1987年4月に上海で調査を行い，各種の形式の経営請負責任制を推進し，大中型企業を活性化すべきだと指摘した。4月以降，経営請負責任制は急速に普及し，年末までに大中型国営工業企業で各種形式の経営請負責任制を実行している企業は82%に達した。

経営請負責任制の具体的内容については多様な形式があるが，今回普及されている主な形式は「両保一掛」と称するもので，企業は納税と利潤上納を

約束し、国家の指定した技術改造項目実行を請け負い、賃金総額と実現した利潤・税金（税前利益）とを結びつける、というものである。⁽¹²⁾

③私営企業の急伸。1987年の第13回党大会以降、私営企業の定義は、個人が経営し、雇い人8人以上の企業と公式に確定された。

私営企業は1984年から85年にかけてかなりの発展を示したが、85年後半からの引き締めで発展の速度は鈍り、1987年の私営企業公認により急伸を見せた。公式統計によると、1987年末、全国1300余万の个体工商戸のうち従業員8人以上の私営企業は約11.5万を数え、雇用者は184.7万人であった。このほか、28.3万の合作経済組織のうち実質上私営のものは6万で雇用者は96万人、さらに集団企業の名義で登録されているが実際は私営のもの5万、雇用者は80余万人であった。以上を合計すると、全国の私営企業は22.5万戸、雇用者は360.7万人となる。これに対し國務院農村発展センターは全国の農村の私営企業は約40万であると推計しているという。⁽¹³⁾

1988年4月可決の「憲法修正案」では「国家は私営経済が法律規定の範囲内で存在し発展することを許容する。私営経済は共有制経済の補充である」という規定が加えられ、6月には「私営企業暫定条例」等三つの法規が公布され、法的環境が整えられた。

ブルジョア自由化と批判された論調 天安門事件に至る民主化要求運動の中で、経済改革の方向に関して「四つの基本原則」に反するとされるいくつかの論調が現われた。その後批判の中でとりあげられたものをみると次のようなものがある。

①「私有制宣言」。4月民主化要求グループの中から「中国の希望——私有制宣言」という文書が出された。この宣言は10カ条にのぼる共有制の罪状をあげ、「共有制というこの禍根を除かなければ中国に真の民主と自由はありえず、富強になりえない」とのべているという（『人民日報』（海外版）1989年12月4日）。

②国有制の歴史的使命完了論。経済学者吳敬璉は、「国有制の使命は世界的にすでに完了し、国有制はすでに最終的に否認さるべき段階に来た」とのべたという（『世界経済導報』1989年4月3日）。

③民営化論。オーストラリア・モナシュ大学在籍の黃有光、楊小凱は、中

国では数年の準備の下に一挙に民営化を断行すべきだ、と主張した（『世界経済導報』1989年2月6日、2月20日）。

④私有化論。華生、張学軍、羅小朋が『経済研究』1988年9、11、12月号に発表した「中国の改革10年」、および『中国——発展と改革』1989年2号に掲載した「中国改革の展望と方策」で主張した改革案のエッセンスは私有制にほかならない、という。⁽¹⁴⁾

⑤資本主義と社会主義の両体制接近論、並行発展論。孫越生、李震は両体制の「収斂」論を展開し、洪韻珊、吳耀輝は両体制並行発展論を展開した、とされる。⁽¹⁵⁾

趙紫陽と「ブルジョア自由化」批判 吳樹青中国人民大学副校長は1989年8月23日に北京大学学長として赴任したが、趙紫陽前総書記批判を含む経済学界での「ブルジョア自由化」批判にもっとも熱心な人物であり、9月1日には北京大学経済系等の開いた私有化批判座談会に出席、講話を行った。⁽¹⁶⁾また北京大学経済研究所は10月25日に「国营大中型企業所有制改革理論討論会」を開き「株式化」批判をめぐって激しい討論が行われた。⁽¹⁷⁾

吳樹青は8月7日の『経済参考』紙に「趙紫陽同志が『私有化』の世論をあと押しした」と副題する長文の「私有化」批判論を展開した。⁽¹⁸⁾

吳樹青は私有化論者の理論と策略を六つにまとめて逐一反論している。それは以下のようになっている。①生産力の基準に名を借りて社会主義と資本主義の区別を否定、改革の政治方向を取り消すもの。②「収斂論」を持ち上げて社会主義と資本主義の本質的区別を曖昧にするもの。③経済生活における所有制の地位と作用を否定して、商品経済の要求に従って所有制を改造または再建すべきだとするもの。④共有制の内実を歪曲して共有制が社会主義の経済的基礎であることを否定するもの。⑤生産力の変化を口実にして共有制が生れた歴史的必然性を否定するもの。⑥産権関係明確化を口実に私有制の魔力をほめそやし、共有制の作用を否定するもの。

吳樹青によると、趙紫陽は、①公然と私有化を主張しなかったが、フリードマンと話をしてから共有化度の低いセクターに傾斜政策をとり、国营企業は郷鎮企業のみをメカニズムを導入すべきだと何度も主張し、私有化論者を力づけた。②改革・開放と四つの基本原則を分裂、対立させたのは重大な誤りで

ある。趙紫陽によれば、何が社会主義の道かは誰も明確にできないので、社会主義の堅持を言わない、あるいは少な目に言うのでよい、という。③党内においてブルジョア自由化を容認、支持する趙紫陽らは、「思想解放」「経済面では反自由化をやらない」というスローガンの下に私有化論者の視点をあふれさせ、マルクス主義の立場を堅持している同志に対して圧迫、打撃を与えた。このためにまやかしの理論家が横行するようになった、という。

10月の北京大学の討論会では、「株式化」、「株式制」がごく一部の私有化論者に利用された点が批判されたが、「株式制」が国营大中型企業の改革の方向となりうるかどうかで論争が行われた。⁽¹⁹⁾北京大学は厲以寧教授以下「株式派」の論客が多いので論争はかなり激しかったようだ。

2 近代経済学と「ブルジョア自由化」批判

次に、事件以後、いわゆる近代経済学、中国でいう「西方経済学」の受容について、どのような批判が行われているか、とりあげてみる。

中国社会科学院出版の『中国社会科学』誌は、1990年1号に胡代光北京大学経済学院教授の「西方経済学に学ぶいくつかの問題」⁽²⁰⁾という論文を、同2号に譚崇台武漢大学経済学院名誉院長の「10年来のわが国における開発経済学の研究と応用」⁽²¹⁾という論文を相次いで掲載した。

この2論文は、いずれも中国の改革・開放のために近代経済学の学習は有用である、との立場を明示している。しかし、胡代光論文は、近代経済学の推理分析、計算予測技術、管理手段に学ぶことは可能だが、盲目的に崇拝し、そのままそっくり受容することはできない、と述べ、批判的受容の立場を強調している。

胡代光論文は、近代経済学学習において批判すべきいくつかの傾向をあげているが、主なものは次の4点である。

①「国有財産の私人化」「個人所有制の再建」「私有制宣言」などの主張、「国营企業の『産権』が不明瞭」という議論を批判し、計画経済と市場調節を結合した社会主義の商品経済運行メカニズムを堅持しなければならない、とする。②ケインズの理論を中国の条件を考えずに導入して財政赤字無害論を流行させた誤り（譚崇台論文もこの点を強調している）。③完全な市場経済

の実現が改革の目標であるとして、計画の機能を意図的に過小評価する傾向。
④構造的インフレ不可避論、およびフリードマンに影響された価格の全面自由化で一挙に市場均衡を実現できるというユートピア的考え方。

この2論文によって、中国では天安門事件以降の「ブルジョア自由化」批判の中でも近代経済学の学習の方針は大きく変化していないことがわかる。批判は一応これまでみられた若干のゆきすぎた傾向とその影響を是正しようという範囲にとどまっているが、問題はむしろマルクス経済学陣営の内部に浸透している近代経済学の影響の方であろう。

3 市場経済論批判

計画と市場の関係については、重要な政治的節目にその定式が変化してきた。天安門事件以降は改革の目標は「計画経済と市場調節を結合した経済運行メカニズムを創出する」ことにある、とされるようになった（『江沢民総書記の講話（9月29日）』『人民日報』1989年9月30日）。

1982年の12回党大会では、「計画経済を主とし、市場調節を従とする」原則が採用され、84年の中共中央の「経済体制改革に関する決定」では、「社会主義経済は共有制を基礎とする計画性のある商品経済である」という規定になった。これには、社会主義経済は完全な市場調節による市場経済と異なるものである、という注釈がついていた。

1987年の第13回党大会では、84年の決定の原則に加えて、改革により実現すべき新しい経済運行メカニズムは「国家が市場を調節し、市場が企業を導く」メカニズムであるべきだ、とした。同時に計画調節と市場調節という手段を立派に運用してバランスのとれた経済発展を実現すべし、とされた。

天安門事件以降、13回大会の定式を否定したわけではないが「国家が市場を調節し、市場が企業を導く」という規定は使用されなくなり、「計画経済と市場調節を結合する」という新しい言い方に統一されることになった。⁽²²⁾

この言い方は鄧小平中央軍委主任が天安門事件直後の6月9日に戒厳部隊幹部を接見した時に「われわれは引き続き計画経済と市場調節の結合を堅持する。これは変えてはならない」と述べたこと（『人民日報』1989年6月27日）に由来している。「ブルジョア自由化」批判の中で、13回大会の規定では市

場経済の役割の評価が強すぎて当面の引き締め体制に適合しない面があるため、新しい言い方が生まれたものと考えられる。

経済改革は1984年以来本格化して、市場の育成、所有制の改革深化の方向で多くの実験が積み重ねられてきた。その中で理論面でも多彩な展開が試みられている。天安門事件以降展開された「ブルジョア自由化」批判の中で吳樹青が展開したような批判は、9月の江沢民講話以降ほとんどみられなくなり、天安門事件に直接関与した陳一諮や華生などの一部急進グループへの批判を除いて、改革における理論探索は学術的観点として依然自由な論争に委ねられている、とみることができる。

[注]

- (1) 雲志平・王洪 [1990]。
- (2) 余小平 [1990]。
- (3) 王堅 [1990]。
- (4) 鄧小平 [1989]。
- (5) 浜勝彦 [1987 a] 228頁。
- (6) 国家経済体制改革委員会 [1988] 186-196頁。
- (7) 浜勝彦 [1987 b]。
- (8) 矢吹晋 [1989]。
- (9) 国家経済体制改革委員会総合規画司 [1988]。
- (10) 矢吹晋 [1989]。
- (11) 矢吹晋 [1989] も参照。
- (12) 浜勝彦 [1988]。
- (13) 張厚義, 秦少相 [1988]。
- (14) 李茂生 [1989]。
- (15) 川井伸一 [1990]。
- (16) 北京大学経済研究所 [1989]。
- (17) 同上 [1989]。
- (18) 吳樹青 [1989]。
- (19) 北京大学経済研究所 [1989]。
- (20) 胡代光 [1990]。
- (21) 譚崇台 [1990]。
- (22) 劉国光 [1990]。

[参考文献]

- 雲志平・王洪 [1990] 「努力提高財政收入和中央財政收入的比重」『求是』4号。
- 王堅 [1990] 「從吳軍突起到調整提高——我國鄉鎮企業發展述評」『瞭望』22号。
- 胡代光 [1990] 「關於借鑒西方經濟學的幾個問題」『中國社會科學』1号。
- 國家經濟體制改革委員會 [1988] 『中國經濟體制改革規畫集 (1979~1987年)』中共中央黨校出版社。
- 國家經濟體制改革委員會綜合規畫司 [1988] 『中國改革大思路』瀋陽出版社。
- 北京大學經濟研究所 [1989] 「學術動態：堅持社會主義公有制，批判私有化」，「學術動態：堅持，改善和發展社會主義公有制」『經濟科學』6号。
- 吳樹青 [1989] 「堅持改革開放的社會主義方向——兼評趙紫陽同志予以鼓勵“私有化”輿論」『經濟參考』8月7日。
- 張厚義・秦少相 [1988] 「我國私營經濟的現狀」『中國農村經濟』12号。
- 鄧小平 [1989] 「鄧小平對李鵬，姚依林的談話要點 (5月31日)」，「鄧小平同志同楊尚昆，萬里，江澤民，李鵬，喬石，姚依林，宋平，李瑞環同志談話要點 (6月16日)」『鏡報』(香港) 8月号。
- 譚崇台 [1990] 「十年來我國對發展經濟學的研究和應用」『中國社會科學』2号。
- 北京大學經濟研究所 [1989] 「學術動態：堅持，改善和發展社會主義公有制」『經濟科學』6号。
- 余小平 [1990] 「在我國實行分稅制的基本構思」『財貿經濟』2号。
- 李茂生 [1989] 「國有制改革：困境，陷阱和前景」『經濟研究』9号。
- 劉國光 [1990] 「重要的是尊重價值規律」『求是』12号。
- 川井伸一 [1990] 「中國の現代資本主義見直し論」(小林弘二編『中國の世界認識と開發戰略』アジア經濟研究所)。
- 浜勝彦 [1987 a] 『鄧小平時代の中國經濟』並紀書房。
- [1987 b] 「引き締めを強化する中國經濟」『中國經濟』(JETRO) 5月号。
- [1988] 「1987年の中國」『アジア動向年報 (1988年版)』アジア經濟研究所。
- 矢吹晋 [1989] 「中國經濟改革戰略とインフレ対策」『日中經濟協會會報』3月号。

第4章 「改革」農政と農業問題

I 「改革」農政下の食糧問題

1978～84年の食糧生産の発展はめざましく、年率4.9%の増加率を示した。この食糧増産のテンポは政策担当者の予想をはるかに超えるものだったようである。

1982年末の全国農村工作会議において、万里は、中国共産党第11期3中全会（1978年12月）後の食糧政策について、政府は農民を休ませるために食糧の輸入を決めた、と報告している（『人民日報』1982年12月23日）。

1979年9月の11期4中全会では「今後比較的長い期間にわたって全国の食糧買い付け指標を1971～75年の水準に安定させる」（『人民日報』1979年10月6日）ことを決定していた。政府の買い付け食糧は主に都市住民への供給食糧である。都市人口は、71～75年の平均の約1億5323万人から1980年には1億9140万人へと24.9%増えている。4中全会では、政府が必要とする食糧はざっと25%増えているはずなのだが、買い付け量は増やさないことに決めている。その代わりに、大量の食糧輸入をその後しばらくの間続けることを政府は決めたのである。3中全会の改革によっても食糧生産が大幅に増えるとは予想していなかったのであろう。第6次5カ年計画では、85年の食糧生産目標は3億6000万トンであり、これは80年からの伸び率としては年平均2.5%である。経済を混乱させたと言われた時期、つまり改革前の65～78年における食糧生産の年平均増加率は3.5%であった。だから、3中全会直後の食糧生産の見通しは極めて控えめだったのである。

3中全会後の食糧生産の増加率は既述のように高かった。食糧の政府買い付け量の増加率も生産量の増加率を逐年上回るようになった。『中国統計年鑑』によると、食糧輸入は1982年の1600万トン余をピークに減少し、85年に

は580万トン余に下がった。

3中全会直後から1984年までの食糧生産の増大、とくに82～84年の大豊作を背景として、将来の食糧生産に対する見通しは極めて楽観的になった。81年12月に設立され後に国务院農業発展研究センターへと昇格し、「改革」10年（3中全会後の10年）の農業政策をリードした中国農村発展問題研究グループ（以下「研究グループ」と略称する）は、84年の大豊作の直後に2000年に向けての食糧事情を次のように予測していた。「1984年の食糧総生産量を基数として年率2.5%の割合で増加するならば、2000年の我が国の食糧生産量は6億435万トンに達する。そのときの人口を12.5億とすると1人当たり488kgである。種子用、醸造用およびその他工業用食糧5435万トンを差し引いてもなお5億5000万トン残り、1人当たり440kgを消費することができる。こうして、1人当たり250kgの飯米と50kgの肉類の需要を満たすことができる。これは、アメリカ、ソ連などの国が1人当たり国民総生産額1000ドルであった頃の食物消費水準に相当する⁽¹⁾」と。

ところが、上のような楽観的な予測が行われたその年（1985年）に食糧生産は大幅な減少を示し、その後も停滞を続けている。この停滞が始まるとすぐに、それまでの農業政策に対して批判的見解が現れ始めた。中心的論点は、農業投資の減少にともなう農業生産力基盤の低下という点である。1980年以降、国家財政からの農業基本建設投資は減少し、水利建設への労働力動員メカニズムは崩壊し、生産力基盤は弱体化しつつあったが、それでも3中全会後の数年間は食糧生産は増加した。この点について慮文は「過去の建設の基礎がなかったならば、このような成果は得られなかったであろう。……この数年農地の水利面については、基本的に古い資本を食い潰してきたのである。農家経営制（原文では「家族承包制」）の実施以来、大部分の地方で農地の水利建設を止めてしまった。他方では、少なからざる水利施設が壊れ、既存の施設も久しく修理されていない。……水利施設の効果は大幅に低下した⁽²⁾」と指摘している。また、『農民日報』の評論員も「最近ある専門家は、農地基本建設投資が少なくなり、農業は新たな停滞の時期に入っている、と警告している。中央の同志もこの意見が注目に値することだと認めている」（1986年7月22日）と述べていた。

1985年以降の生産の停滞とは対照的に、食糧消費は80年代の半ば頃から急増し始めた。「改革」10年の食糧の生産と消費の推移を図1に示した。生産量と食用消費量の数値は『中国統計年鑑』から、総消費量の数値は農牧漁業部経済政策研究センター食糧研究グループがまとめた論文から得られたものである。

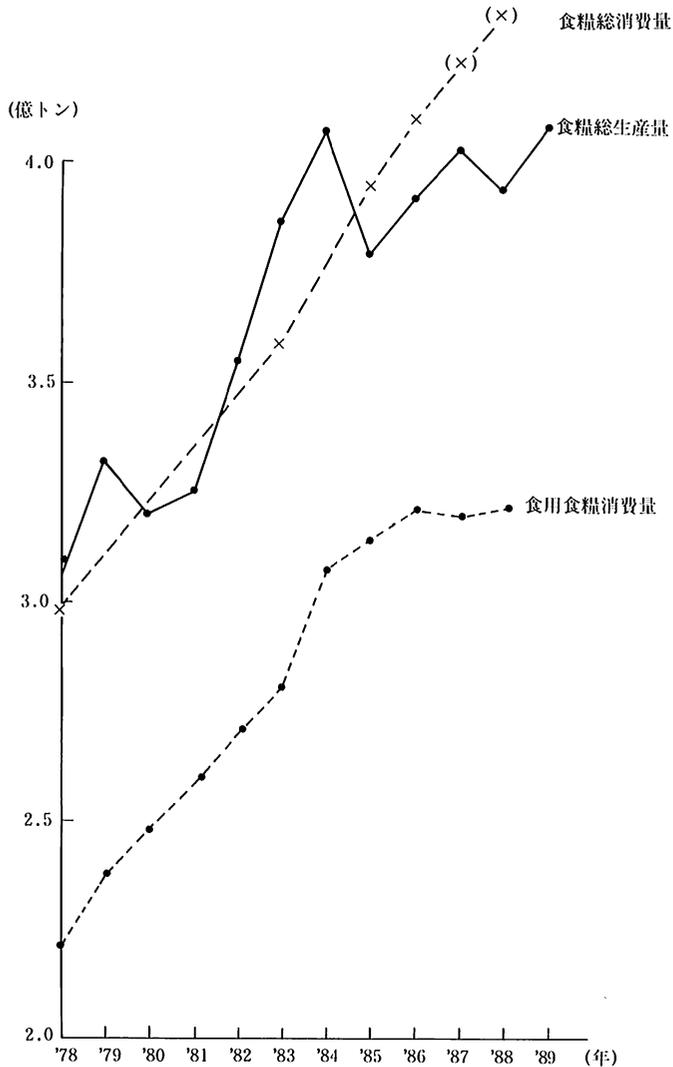
1979～83年の5年間の食糧総消費量の増加は6050万トン、年平均1210万トンであった。その後84～88年の5年間は年平均1520万トンずつ増えたことになる。食糧研究グループによれば、84年までは生産が消費を上回り、6年間の累積で余剰は7425万トンであったが、85年以降は消費が生産を上回るようになり、85～87年の3年間で不足は5530万トンだったという⁽³⁾。

総消費量のうち食用消費量の増加率が1984年以降鈍化し、86年以降停滞しているところに注目したい。総消費量と食用消費量との差は、種子用、工業用（『中国統計年鑑』によれば、醸造用・製菓用食糧は食用食糧に含まれる）、飼料用の食糧、そして損耗であるが、その大部分は飼料用の食糧である。したがって、84年以降の食糧総消費の増加は飼料用食糧の急増によってもたらされているのである。飼料需要を急増させた要因は、所得の上昇に伴う食生活水準の向上、より具体的に言えば肉類消費の増大である。

図によれば、飼料用食糧の消費は1980年代の半ば頃から急増しているが、肉の生産量、消費量がこの時期から飼料用食糧消費の増加率と対応して増えたわけではない。この矛盾は、中国における家畜の伝統的飼養形態（個々の農家が1～2頭の豚を身近にある雑多な飼料で飼育する半自給的形態）と近代的飼養形態（商品生産としての養豚）との飼料用食糧転換率（肉生産量／飼料用食糧消費量）の違いによって説明することができよう。伝統的飼養形態のもとの飼料転換率は非常に低い。しかし、この飼養形態のもとでは増大する都市需要に対応することはできない。商品経済の発展によって、80年代の半ば頃になってようやく家畜の近代的飼養形態が普及し始め、飼料需要を急速に増加させた、と。

1978年末の11期3中全会からちょうど10年を経た88年末の全国農村工作会議では、農業が国民経済の基礎であること、食糧問題が経済発展の死命を制する問題であることが再び強調された。

図1 食糧の生産と消費



注) 食用食糧消費量は1人当たり食用食糧消費量に人口を掛けた値。食糧総生産量とともに『中国統計年鑑1989年』より、食糧総消費量は『農業経済問題』1988年5期、3頁より、87,88年は推定値。

田紀雲は次のように述べている（『人民日報』1988年12月17日）。

「当面の農村問題あるいは農業問題とは、主として食糧問題である。……問題は、我が国の食糧、綿花の生産が1984年に大台に乗って以降再び停滞しているところにある。この状態が改善されずに続くならば、改革に対して、国民経済の発展や国民生活の安定と改善に対して深刻な影響を与えるであろう。」

「人口の増加、国民の生活水準の向上、食物構造の変化にしたがって、食糧に対する需要はますます増大するであろう。……食糧需要の増加は不可逆的な傾向である。現在我が国の人口は毎年千数百万の速さで増加しており、食糧の消費は毎年1000～1500万トンの速さで増加しているのであるが、耕地は毎年20～27万ヘクタールの速さで減少しているのである。」

「見落としてはならないことは、農業問題は決して局部的な問題なのではなく、全局に関わる問題だということである。一般的な経済工作上的の問題なのではなく、経済上の重要な戦略問題であり、政治問題でもある。」

3中全会後の経済発展によって国民の生活水準も急速に向上したが、一度引き上げられた生活水準は、社会的混乱なしには引き下げられないであろう。まさに、田紀雲が述べているように、食糧需要の増大は不可逆的な傾向であり、食糧問題は政治問題なのである。上の引用からわれわれは、生産力基盤の弱さを背景とした食糧生産の停滞と人口の増加、生活水準の向上にともなう食糧消費の増大によって、食糧問題が深刻な問題として浮かび上がってきたことを知り得る。

上述の農村工作会議に出席した全国各地からの代表との座談会において、趙紫陽は「これからさき農業を発展させるには、次の三つの条件に頼らねばならない。一つは、政策に頼って農民の積極性を引き出すことである。……二つは、科学技術に頼ることである。……三つは、投資の増加に頼ることである⁽⁴⁾」と述べている。至極当然のことが述べられたに過ぎぬように見えるが、三つ目の「投資の増加に頼る」というのが重要な意味をもっている。3中全会後の農業政策は、趙氏自らが提案した「政策と科学に頼る」方針のもとで進められてきたからである。

1980年9月に華国鋒に代わって首相の座に就いた趙紫陽は農業基本建設に

における水利重点主義に批判的であった。趙氏は1980年初の『紅旗』誌に掲載した論文⁽⁵⁾の中で「今後の数年間、農業の増産は主として政策と科学に頼るべきだ」と提案していたが、「政策に頼る」とは、農家経営制の導入によって農民の生産に対する積極性を引き出すということである。「科学に頼る」とは、農業生産を増大させる技術的な措置として、優良種子の普及、灌漑の工夫、家畜飼料の合理的な配合など科学的な栽培、科学的な飼養に重点が置かれるべきだということである。さらに、従来の水利建設に触れて次のように言う。

「自己の力量に合わせて段階的に農業基本建設を続けて行かなければならない。私がここで言うのは、農地基本建設ではなくて農業基本建設である。……というのは、これまで言われてきた農地基本建設では内容が少し狭すぎる。口を開けば水利、農地改良、土壤改良では狭すぎる。農業基本建設はもっと内容が広い。水利、土壤改良も含まれるし、交配施設、種子センター、乾燥施設、倉庫などの建設も含まれる。」

「今後はむしろ水利建設投資を少なくして、資金をその他の急を要する事業に使わなければならない。現在われわれは農業科学技術面の基本建設が非常に遅れている。」

1981年11月に開かれた第5期全人代第4回会議で『経済建設に関する10大方針』が趙首相によって報告され、農業は政策と科学に頼るという方針が確認された。他方では、国の財政支出については、今後は中央財政の投資範囲を次第に縮小し、主にエネルギー、交通、新興工業に振り向けるという方針が示された（『人民日報』1981年12月1日）。

国の農業投資政策における明確な方針転換であった。1980年代に入って国家財政における農業投資は大幅に減少した。趙紫陽の言う農業基本建設投資も増えなかった。国の財政投資政策において農業投資が重視されていたときには、地方財政もまたその大半が農業投資に振り向けられていた。しかし、国の財政投資政策の転換は、1980年代初からの財政制度の改革とあいまって、地方財政における農業投資をも急速に減少させる方向へと導いたようである。この間の事情は、「地方の財政請負制度が実施されてからは、地方各級政府は財源を拡大し財政収入を増やすために競って工商業に投資した。……農業

は……自然災害の危険が大きく利益が少ない。しかも、食糧生産が増えれば増えるほど財政補助は大きくなる。当然の成り行きとして誰も関心を示さなくなった。“農業を基礎とする”というスローガンは指導者の談話の中にだけ見られるようになり、“口先農業”となってしまう⁽⁶⁾と説明されている。

3中全会後の農業政策の特徴の一つは、土地基盤整備に対する投資の減退である。だから、1988年の農村工作会議で「投資の増加に頼る」方針が付け加えられたことは、従来の農業政策の軌道を修正する重要な意味をもつのである。

それでは、この政策転換に至るまで、つまり食糧生産に対して楽観的な見通しが支配していた時には、農業生産はどのような条件によって支えられると考えられていたのであろうか？ 既述の「研究グループ」は、1984年に前年までの実績をもとに行った食糧需給予測の中で、需要に対してその後の実勢を上回るほどの増加を見込みながらも、生産が持続的に需要を上回るだろうとの結論を出していた⁽⁷⁾。

「研究グループ」の高小蒙論文⁽⁸⁾は、「われわれは今後の17年間に食糧生産は安定的に増加し、毎年2.5～3.0%の割合で増大することは確実に可能なことだと考える」と述べ、以下のような根拠を挙げている。

第1に、中国の解放後の食糧生産の発展速度、世界の食糧生産のこの30年間の発展速度と比較して、2.5～3.0%という年増加率は決して高くはないこと。

第2に、農家経営制の実施によって農民の生産に対する積極性が高まっていること。農民が相当の自主権を持つようになったので、仮に政策に誤りが生じたとしてもそれに抵抗する能力は非常に高まっており、これこそが今後の安定的な増産を保証する重要な条件となっていること。

第3に、中国の収量は世界の先進的な水準と比べて大きな遅れがあり、増産の可能性が大きい中・低収量農地の割合がまだ非常に高いので、増産の可能性が非常に大きく、今後の科学技術の普及による増産の可能性も大きいこと。

歴史的に見て決して高すぎる増加率を想定しているのではないこと、世界の先進的な水準と比べて大きな遅れがあり、しかも増産余力が大きい農地が

広範に存在すること、これらは増産の潜在性を示すものであるが、それ自身では現実的な可能性を示すものではないだろう。これらを現実的なものとするためには前提条件として生産力基盤の整備がなければならない。解放後の中国が、耕地の生産力を回復し、高めるために、国家投資を軸として膨大な労働投入を蓄積してきたことは周知のところである。「研究グループ」はこの事実に関心でなかった。

農家経営制への移行は、確かに農民の生産に対する積極性を喚起した。しかし、その積極性を維持するためには、それを支える条件が必要である。一つは、個々の経営体の範囲を超える基礎的条件の整備、もう一つは、個々の経営体が自らの蓄積によって経営を拡大することを可能にする農業の収益性と社会経済的環境の保証である。これらはいずれも農家経営制そのものによって生み出される条件ではない。ところが、高氏が農家経営制下の農民の自主権こそが将来の農業生産の安定的な成長を保証する条件だとしていたように、「研究グループ」は農家経営制そのものを過大評価していたようである。

II 商品経済の発展と食糧專業戸

1982年11月15日の全国農村工作会議で万里は3中全会後の農業政策を「8億農民の積極性を十分に発揮させるために、生産隊と社員に自主権を与え、自留地・家庭副業・集市交易を復活・拡大し、各種の責任制を打ち立てねばならないことを強調してきた。農業構造を調整し、農民に休養を与えるために、国家は毎年1500万トンの食糧を輸入し、大幅に主要農副産物の買い付け価格を引き上げることを決め、その後さらに多種経営（訳注：一般に食糧作物以外の経営種目を指し、広い意味で非農業を指すこともある。以下では多種経営という用語をそのまま用いることがある）を発展させることを決めた」と概括し、「これらが農民の積極性を引き出し、それまで停滞していた農業を発展させたのである」（『人民日報』1982年12月23日）と述べている。

生産隊と社員に自主権を与え、各種の責任制を打ち立てる政策が急速に農家経営制へと導いたことは周知のところであろう。農家経営制のもとで商品

経済の発展に伴って食糧生産形態のどのような発展が考えられていたのか、これが本節の検討課題である。

3中全会においてそれまでの食糧中心政策が改められ、食糧作物以外の種目が発展し始め、農村の経済構造が変化し始めた。表1, 2, 3は3中全会後の農村経済構造の変化を表示したものである。

農村社会総生産額を農業生産額と非農業生産額とに分けてみると、1978～83年の最初の5年間には、農業生産額と非農業生産額の年平均成長率はそれぞれ14.5%と16.5%で余差がなかった。そのため、社会総生産額に占める農業生産額の割合はやや低下したにとどまった。78～80年には農業生産額の構成比は微増すらしている。しかし、83～87年の4年間には農業生産額の年平均成長率14.2%に対して、非農業生産額の年平均成長率は25.2%と極めて高い値を示した。1984年以降は農業生産額が占める割合は急速に低下している。

農業の内部では、食糧作物とそれ以外に分けてみると、3中全会の直後に食糧作物の構成比は急落した。ただしこれには食糧の1978年の豊作、80年の不作という条件を考慮しなければならない。3中全会以降農業の内部では食糧作物以外の種目の成長が速かったが、78～80年の数値にはその趨勢が増幅されて表示されているのである。その後は84年以降の食糧生産額の構成比の低下が特徴的である。

農村労働力の構成でみると、1983～84年に転換期があったようである。84年以降農業従事者の占める割合は急速に低下し始めた。83年までは農業従事者の割合はやや低下したが、農村労働力総数の増加数のほうが多く、農業従事者の絶対数は増加していた。しかし、84年以降は、構成比が低下したばかりでなく、農業従事者数そのものも減少し始めた。労働力構成の推移は農村社会生産額における構成比の推移と完全に符合している。

農村経済の多様化とともに、「専業戸」、「重点戸」といわれた新しい農村経済の担い手が現れてきた。余国躍の説明によると「専業戸」、「重点戸」とは次のような農家である(『人民日報』1982年6月14日)。

農家経営制のもとで、農家は多種経営を行い分業化を進めた。それとともに、専門的な技術や経営能力を持った専業戸・重点戸が現れてきた。

表1 農村社会総生産額部門別構成比の推移

	1978	'80	'83	'84	'85	'86	'87
農村社会総生産額(億円)	2038	2792	4124	5034	6340	7554	9432
同上構成比 (%)	100	100	100	100	100	100	100
うち農業総生産額 (%)	68.6	68.9	66.7	63.2	57.1	53.1	49.6
農村工業生産額(%)	19.4	19.5	20.0	23.1	27.6	31.5	34.8
" 建築業 " (")	6.6	6.4	7.8	7.4	8.1	7.8	7.7
" 運輸業 " (")	1.7	1.7	2.0	2.6	3.0	3.2	3.5
" 商業 " (")	3.7	3.5	3.5	3.7	4.2	4.3	4.4

出所) 『中国農村統計年鑑』1985, 1986, 1988年版。

表2 農業総生産額部門別構成比の推移

	1978	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87
農業総生産額(億円)	1397	1923	2181	2483	2750	3180	3620	4013	4676
同上構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
うち耕種作物(")	76.7	71.7	70.5	70.5	70.6	68.6	63.0	62.2	60.7
うち食糧(")	59.0	52.1	49.6	49.0	49.3	45.4	39.3	39.4	36.5
林業(")	3.4	4.2	4.5	4.4	4.6	5.0	5.2	5.0	4.7
牧畜業(")	15.0	18.4	18.5	18.3	17.6	18.3	22.0	21.8	22.8
副業(")	3.3	4.0	4.5	4.7	4.9	5.4	6.3	6.9	7.0
漁業(")	1.6	1.7	2.0	2.1	2.3	2.7	3.5	4.1	4.8

出所) 前表と同じ。

表3 農村労働力部門別構成比の推移

	1978	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87
農村労働力総数(万人)	30638	31836	32672	33867	34690	35968	37065	37990	39000
同上構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
うち農林・牧・副漁業(%)	89.7	90.4	90.7	88.8	87.9	84.2	81.9	80.2	79.2
うち耕種(%)	83.8	83.8	84.7	83.1	81.5	70.9	63.3		
農村工業(%)	5.7	6.1	6.1	6.1	5.8	6.7	7.4	8.3	8.5
その他(%)	4.6	3.5	3.2	5.1	6.3	9.1	10.7	11.5	12.3

出所) 前表と同じ。農村労働力数には国营農場労働力数が含まれていない。

専業戸には、①集団から専業的種目を請け負いそれを発展させてきた請負専業戸と、②従来の自給的・半自給的家庭副業を商品生産にまで発展させた自営専業戸との2種類がある。

専業戸・重点戸は養殖業に多く、その他野菜、綿花、果物、薬材などの耕種作物や副業生産物の加工業、さらに運輸業、建築業、飲食店経営、旅館経営など多岐にわたる。重点戸は専業戸へと進む過渡段階にある農家である。

しかし、この専業戸・重点戸の概念に全国的な統一基準が設けられていたというのではない。各地域がそれぞれに基準を設けて、それぞれに専業戸を分類していた。

江蘇省南通県は長江の河口に近い沿岸の南通市からおよそ30km内陸に入ったところにある農村地域である。南通市は、無錫市、蘇州市、常州市とともに江蘇省南部の郷鎮企業が発展し、農村工業化が進んだ地区である。1983年夏と84年初めに行われた南通県の専業戸に関する調査報告は、この県の農家の実情を次のように報告している⁽⁹⁾。

1983年に無作為抽出によって行った県下335生産隊の悉皆調査によると南通県の農家は下表のように分類される。

純農家というのは、家族の成員が皆農業生産（ここでの農業は耕種作物）に従事していて、他にわずかに副業にたずさわるがそこからの収入は非常に少ない農家である。半農家というのは、家族の中に工業や副業や商業などに従事するものがおり、同時に農業にも従事する農家である。離農家というのは、家族の全労働力が社隊企業や副業やそのほかの非農業生産活動に従事している農家である。離農家と言えども大半は土地の配分を受けていて耕作を行う。「口糧田」（自家飯米用の農地）も「請負田」（税、村への納付、供出食糧などに対する義務を請け負った農地）も持たない農家は離農家の4分の1であった。したがって、全農家の2.5%が完全に土地耕作から離れてい

表4 南通県農家の分類（1983年、335生産隊）

	総戸数	うち		
		純農家	半農家	離農家
戸数(戸)	11266	4201	5944	1121
割合(%)	100	37.3	52.7	10.0

表5 南通県農家労働力の就業部門別構成 (%)

純農業労働力	集団企業労働力	副業専業労働力	他出労働力	兼業労働力
51	29	4	7	9

表6 南通県専業戸の経営種目

	手工業	栽培業	養殖業	労務業	商業
戸数(戸)	8206	1191	2606	3557	2341
割合(%)	45.9	6.7	14.5	19.9	13.1

たことになる。

1970年代の初期には90%以上が純農家であり、この頃から工業や副業が始まった。半ば

頃から社隊工業が広く普及し始め、80年代初めに急成長期を迎えた。同時に建築業が急速に発展し、集団副業も生まれた。続いて農業から分離してきたのが家庭副業や個人経営の事業である。これが専業戸の基盤であった。

農家労働力の就業部門別の構成は表5の通りである。表中の兼業というのは農業（耕種作物）と他の種目との兼業である。

南通県の1983年の専業戸数は総農家数の約12%を占めたが、このうちの1万7897戸の調査によると、専業戸の経営種目は表6のように分類できる。

手工業とは、刺繍、織物、手下げカバン、椅子、ソファー、カーテン等の日用品加工や竹器、セメント板の製造等である。栽培業は、野菜、苗木、薬材、食用菌等の栽培である。養殖業には、家鴨、鶏、兎、豚、牛、ミンク、蜜蜂などの養殖があり、労務業は建築、運輸等である。商業にはサービス業が含まれる。

すでに1979年から農家経営制を導入していた農業地帯安徽省滁県地区の⁽¹⁰⁾1981年の専業戸に関する調査報告は次のように述べる。

「滁県地区では農家請負制を実施して3年余り経ち、農業生産は急速な発展を遂げた。農家は既に衣食の問題を基本的に解決し、手元に金が余るようになり、労力も余るという状況になった。……余った金をどこに投資したら良いのか？ 余った労力はどこに出口を求めれば良いのか？……調査においてわれわれは、多種経営や家庭副業が比較的良いところでは家族員のなかで

分業が始まり、技術を持ったものが専門的性質を持った生産を始めるようになって、一群の専門戸（これらの農家はいずれも1～2種目の養殖業、加工業あるいはそのほかの副業を主体とし、専門種目の収入が800元以上で農家総収入の50%以上を占め

表7 安徽省滁県地区の専門戸¹⁾ (1981年)

専門の種目	戸数	総専門戸数に占める割合
養豚・牛・羊・馬	16107戸 ¹⁾	40.7%
養蜂	471	2.2
養兔・家禽	3806	9.4
養漁	14826	36.8
養蚕	530	1.3
織物	2642	6.6
苗木	267	0.7
花き	5	
製種	751	1.9
狩猟	875	2.2

る)が現れているのをみいだした。」このような専門戸が、1981年の滁県地区の統計によると、4万280戸あり、これは農家総数の6.3%であった。専門戸の内訳は表7の通りである。

ここでは、専門戸とは配分された耕地での耕種作物のほかに農家の従来の副業種目を拡大し、商品生産にまで高めた農家である。

上の専門戸のうちから、ある養蜂規模拡大農家の例が次のように紹介されている。

蔡集公社銭李大隊の養蜂専門戸李生湘は、一家6人、労働力は2人である。1980年には耕地10ムーを請け負い、13箱の蜜蜂を飼っていた。ところが二またをかけていたために8回も蜂に逃げられ、400元近い損害をこうむるといふ災難にあった。農業と養蜂との間の深刻な矛盾である。夫婦2人での計算によると、1ムーの耕地はコストを引いた年純収入は130元余にすぎない。10ムーの耕地で1年の収入は1300元である。4ムーの「口糧田」だけを残して飯米を確保し、毎年20余箱の蜜蜂を飼えば、養蜂だけで収入は2000元を超え、これに4ムーの耕地からの収入500元余を加えると年収入は3000元近くになる。こう計算して、李は養蜂に専念するために4ムーの「口糧田」だけを残して6ムーを生産隊に返した。

この李氏の例を紹介した後報告者は、「国あるいは市場が彼らの口糧、飼料、副食品等に対する必要を保証することが出来れば、……彼らは土地を全部出して農業からはなれ、自分が経営する専門生産に専念し、完全に専門の

道を歩むことができる。こうすれば、農業に従事する農家は土地を拡大し、農業経営の規模を拡大し、これらの農家も農業専業戸となるだろう。調査の状況から見てこの段階に至るまでにはなお相当の時間を要する。当面は、……請負田を辞退して口糧田だけにする農家は未だ極めて少ない」と述べていた。

専業戸の生成、この現象は全国的な傾向であったようだ。既述の1982年末の全国農村工作会議で万里もまた農村経済の発展を「生産責任制の全般的な実施によって労働効率は著しく高まり、労働力は大いに節約され、生産量は増え収入も増えた。これによって広範な農民は余った労働力と資金を積極的に利用し、多種経営を発展させ、分業をすすめ、農副産物の商品生産の発展を推し進めてきた。商品生産の発展、これが農村経済の新しい局面の基本的な特徴である」と総括し、「注目すべきことは、全国各地で、技術がすぐれ、経営能力を持った専業生産者が数多く現れてきたことである。彼らは、集団から専業部門を請け負った専業生産者と共に、多種経営の中からある1種目を突出させ重点を有する兼業農家となっており、その中には専業戸へと発展する農家も多く、この傾向はますます進んでいる」（『人民日報』1982年12月23日）と述べて、「専業戸」という商品生産の担い手が現れてきたことを指摘していた。

例として挙げた南通市と滁県地区における専業戸の経営種目の相違は、農村経済の発展、多様化の進展度の違いと見てよいだろう。農村経済の発展による労働力の非農業への移動、農家経営の多様化による商品生産の発展、これが1980年代に入ってから中国農村の特徴的な動向であった。

それでは、農村経済の発展とともに、食糧生産はどのような方向に進むのであろうか？ 再び万里に登場してもらおう。この点について農村工作会議での万里報告は、上の滁県地区の調査報告とほぼ同様な見通しを述べている。すなわち、

「現在の請負経済は主として土地耕作の請け負いである。各種の異なる経営種目に従事する重点戸は大多数が土地の請負を放棄してはいない。しかし、多種経営と専門種目の分業の発展とともに、ますます多くの専業生産者や経営者が徐々に耕作から離れ各種の専業戸となって発展することは必然的な過

程となるだろう。』

「大量の人々が徐々に土地から離れ土地耕作以外の各種の専業生産に従事するようになれば、土地耕作もまた専業化生産にしていくことが出来るだろう。このとき初めて農業生産の商品化率を高め社会化を実現することが出来る。」

しかし、それには相当時間がかかるだろうと万里は見通していた。政策的には、党中央は1984年の1号通達で請負権の譲渡という形での農家間の土地の貸借関係を認め、2年後の1986年の1号通達で請負権の譲渡によって土地を食糧生産を専門的に行う農家に集中し、経営の合理化を積極的に進める方針を打ち出した。

土地耕作を徐々に専業化生産にすること、これを山西省雁北地区では県委員会が公社、大隊を指導して推進した。すなわち、食糧専業戸の育成である。農家経営制によって耕地が細分化され、零細な規模の個別経営農家が広範に存在しているという状況のもとでどのように食糧専業戸を育成したのか？

以下はその例である（『中国農民報』1983年3月21日）。

雁北地区の主要な食糧生産県の一つである大同県では、1982年に商品食糧5トン以上の農家131戸（総農家数の0.3%）が販売した食糧は県買い付け食糧の3.1%を占めた。

県委員会はこの実態を総括し、国へもっと多くの食糧を提供するためには食糧専業戸を大いに発展させ、彼らを積極的に支持しなければならないと判断した。そして、1982年の冬から1983年の春にかけて、県委員会は公社、大隊を指導して1軒1軒調査を行い、5トン以上販売できる農家が2000戸あることを知った。

県委員会は彼らを支援するために予備地を彼らのところに集中し、軍人遺族など労働力が不足している農家や専業戸の請負地の譲渡をすすめた。また、食糧専業戸の科学的耕作を指導するために、県下16公社の中心地区4カ所に技術サービスセンターを設置し、優良種子の供給、種子の処理、病虫害防除、技術指導などに責任を負った。このほか、資金、種子、資材等の優先的供給、貸付、生産資材のための前払い措置などの優遇措置を講じた。

この頃、食糧専業戸育成のための支持政策は、雁北地区だけではなく全国各地で進められたようである。

土地の集中については、「各地では土地の調整や請負権の譲渡に対して融通性のある多様な方法が採用された。自ら請負地を辞退しようとする農家に対しては、直ちに彼らを支持して集団を通しての譲渡を認め、また自分で相手を探して譲渡することをも認めた。多種経営をうまくやっている農家に対しては、積極的に彼らの専業生産を援助し、彼らができるだけ早く土地から離れるための条件を作った。土地を放棄する農家に対して、使用期間中の土地改良や施設増加などの土地に対する投入資金を譲り受ける農家から合理的に保証させた」という。

食糧専業戸を支持するために次のような措置が採られた。

(1) 食糧作物の価格条件の不利を是正するために集団が食糧専業戸に資金援助をすること。

(2) 農業銀行、信用合作社が食糧専業戸に優先的に低利の貸付を行うこと、また、食糧部門は食糧専業戸との契約に際して30%の前渡金を支払うこと。

(3) 食糧農家の負担を軽減すること。江蘇省宜興県の例——集団への公積金、公益金、管理費、義務労働等の負担を面積割りから、面積、労働力、人口の比例割合に改め、ムー当たり負担をそれまでの30元から20元に減らした。浙江省鄞県の例——ムー当たりの集団への公積金を20～25元から3～7元に減らした。文教・衛生関連の支出を土地負担から受益者負担に改めるか、あるいは土地と労働力の比例負担として土地負担をムー当たり7元から2元に下げた。

(4) 食糧専業戸に化学肥料、農薬、種子、農業機械などを優先的に供給すること。

(5) 食糧専業戸に対して物的奨励を与えること。例えば、販売食糧1戸当たり5トン以上あるいは1人当たり1トン以上の農家に対して、化学肥料、農業機械などの物的奨励を与える。

こうしたことの結果、1983年には各地で食糧専業戸が急速に増加したという。とくに江西省、山西省での増加が顕著だったようで、江西省では食糧専

業戸は総農家数の7.5%、山西省では6.0%になったという⁽¹¹⁾。

山西省雁北地区で5トン以上の商品食糧を販売した農家は、1981年には239戸あり農家総数の0.04%であった。1982年には1142戸に増え0.2%になった。翌1983年には大幅に増えて1万2000戸に達し、2.1%になった⁽¹²⁾。上述のような食糧専業戸育成政策が効を奏したのであろう。

しかし、3年後の大同県の土地集中に関する報告は、「1983年に土地調整の面積は総耕地面積の1.2%であった。1984年には2.6%を占めたが、1985年には0.9%になった。この数字から見て、わが県の土地集中の速度はますます早くなるというようには進んでいない」と述べ、さらに「経営種目が不安定なものに対しては、彼らの経営水準の向上を援助し、少しずつ収入を安定させて土地から離れるのを促進する。土地から離れるのを望んでいてその条件が備わっていないものに対しては、急いで土地を離れさせてはいけない」と従来の政策に反省を加えた⁽¹³⁾。

雁北地区の1985年の状況について党地区委員会の趙常富・明海君が報ずるところによると⁽¹⁴⁾、

食糧専業戸の請負辞退が深刻である。懐仁県の10戸の比較的大きな食糧専業戸の調査によると、1985年の食糧作付け面積は前年と比べ15%減少し、生産量は27.8%落ちた。専業戸だけでなく一般の農民も食糧作付け面積を減らしている。

雁北地区では1985年の化学肥料の施肥量は対前年7.4%減少した。

工・副業が発達している地域ばかりでなく、純農業地域でも耕作放棄による荒地現象が目立つようになった。

化学肥料、石油など生産資材の価格が上昇したにもかかわらず、1985年からの食糧に対する「倒三七」（契約量の3割を公道価格、7割を超過買付価格とする）の買付価格によって、トウモロコシの売渡し価格は50kg当たり2元ほど減少した。

同様な労働力による収入が、石炭掘りでは年に少なくとも2000元、建築の請け負いで1300元になるが、農業労働では700～800元にしかない。

他の作物と比べても食糧作物による収入は少ない。ムー当たり収入は食糧約80元、油料100～150元、甜菜150～200元、野菜700～800元である。

食糧作付け農民に対する負担が重いだけでなく、政府からの農業投資が減少し、一部の地方では農業補助金や食糧専業戸に対する援助資金を取り消した。

農村経済の発展とともに食糧生産から離れる農民が食糧生産に専念する農民に土地の請負権を譲渡し、それによって食糧生産農家の規模も拡大し、食糧生産も専門化するだろうという見通しは、政策的提案がなされると同時に既に暗礁に乗り上げていたかのようである。

III 農家の経済行動

3中全会後の生産責任制、つまり農家経営制の導入が、農産物価格引き上げ政策と相俟って農民の生産に対する積極性を引き出したことは否定すべくもない。全国でもっとも早く農家経営制を導入した安徽省滁県地区における導入当初の調査報告は、食糧生産が大幅に増加することを伝えると同時に、「農家経営制の実施以降農民の利益と農業生産は密接に関連するようになった。耕作の積極性は高まり、自ら消費を抑えても生産投資を増やそうとする傾向が現れた。滁県地区購販組合系統の販売状況から見ると、この3年来生活物資販売の年平均増加率は10%を超えていないが、農業生産資材販売の年平均増加率は20%を超えている⁽¹⁵⁾」として表8のようなデータを示している。

全国的に見ると、農家経営制の普及は1980年代に入ってからであった。この農家経営制の普及と対応して、80～81年とやや停滞した食糧生産も急速に増加し始めた。農家経営制は農民の生産に対する積極性を引き出し、農業生産への投入を増加させたようである。『中国農村統計年鑑』によると、農家の生産性固定資産の額は表9のように推移した。81～83年の増加率は、純収入の伸び率をはるかに超えていた。

表8 安徽省滁県地区購販組合系統
販売額の推移

	1978	1979	1980
販売額 (億元)	2.16	2.47	2.84
うち生活物資(%)	69.5	66.8	61.2
生産資材(%)	24.1	25.5	28.6
その他 (%)	6.4	7.7	10.2

1985年の食糧生産の減退によって食糧危機の可能性が叫ばれるようになってから、華中師範大学の曹陽氏は80年代前半における農家の投資行動の背景を次のように説明している。

表9 農家の生産性固定資産・純収入の推移（1人当たり元）

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
純収入 (1)	223.4	270.1	309.8	355.3	397.6	423.8	462.6
固定資産投資(2)	6.8	11.7	18.4	16.9	18.7	16.7	20.5
(2)/(1) %	3.0	4.3	5.9	4.8	4.7	3.9	4.4

出所) 『中国農村統計年鑑』1985, 1986, 1988年版。

すなわち、「旧来からの“農村＝農業＝耕種作物”という局面のもとでは、農民の選択は一方に限定されており、……農産物価格の上昇は、生産量の増加と農民の収入の上昇に対して明らかに刺激的な作用を及ぼす⁽¹⁶⁾」と。

3中全会以前には、農業生産では食糧中心政策が採られていた。農村での第2・3次産業は始まったばかりで余り発展していなかった。3中全会の後、農業における多角的発展、農村工業など第2・3次産業の振興が図られるようになったが、これらは、収入源として不安定であったばかりでなく、就業の機会も限られていた。だから、「改革」の初期には、農民の経済行為の中心は耕種作物、とくに食糧の生産にあったといえよう。これが、曹氏のいう「農村＝農業＝耕種作物」の局面である。3中全会後に食糧価格は引き上げられた。さらに、公定価格での買付量を1971～75年の平均量に固定し、それを超える分に対して50%のプレミアムを付けるという価格政策のもとでは、販売量を増やせば増やすほど平均価格が上昇する仕組みになっていた。この価格制度が後に国家財政の負担を重くしていくのであるが、ここではこの問題には触れない。このような外部条件を背景として、農家は食糧生産に対する投資を増やしたのである。

農家経営制の導入によって耕地は全農家にほぼ均等に配分された。1984年の冬から1985年の春にかけての、西藏を除く全国28省・市・自治区の93郷の社会経済典型調査が示すところによると、1万481のもとの生産隊のうち、耕地を人口に応じて配分した生産隊は70.1%、労働力に応じて配分したのは7.7%、人口と労働力の双方に応じて配分したのが21.3%、能力（技術水準や経営能力）に応じて配分したのが0.4%であった。1農家当たり耕地は8.35ムー（0.56ヘクタール）、この耕地が平均9.7カ所に分散しており、1カ所当たり0.86ムー（5.7アール）であった⁽¹⁷⁾。各農家は小地片をいくつかの分散

したところに持つようになった。耕地の肥沃度、住居からの距離等の条件を公平にするためである。この耕地配分方式は農業生産にとって種々の不合理をもっていたが、当初は農民の個別的耕地経営に対する意欲は非常に高まりを見せ、ほとんどの農民が耕地を要求し、均等な配分を要求したという。ようやく衣食にこと足りるという状態のもとでは、耕地は農民が生活を維持していく上での唯一の基本的な生活手段だったからである。

1 農家当たり60アールにも達しない零細な経営規模では、投資がもたらす利益は直ちに限界に達し経営発展への道はふさがれてしまうであろう。前出の表9で示されていた1984年以降の農家固定資産投資の停滞はこの事情の反映であろう。農民は発展し始めた商品種目あるいは他産業へ転換することに出口を求めなければならないが、これらはいずれも安定性に欠けている。だから、将来への見通しが持てないとはいえ、土地耕作を放棄することは基本的な生活条件をも失ってしまう可能性すらあり冒険である。1984年初めに党中央が耕地の請負期間を15年に延長する通達を出した後、政策的意図とは逆に、人口に応じた配分がさらに増え耕地はさらに細分化したという⁽¹⁸⁾。他の部門への冒険は、基本的な生活条件を保証する範囲内で行われなければならない。このような意味で農家は零細な土地経営を維持せざるを得ないのである。この零細土地経営を超える資金、労働力によって不安定だが所得を増加させる他の部門への進出を始めることになる。これが零細経営の危険を回避する方法である。零細な土地経営を軸としてその周辺に多種経営部門が形成されるのである。

こういう状況について、農村発展研究センターの卢迈・戴小京両氏は、センターと浙江、湖北、山西、寧夏の省・自治区下の8県の調査隊が共同で実施した調査に基づいて次のように述べ、農業生産の発展に対する制約要因と零細経営農家の行動様式を指摘している。「周辺で冒険するという行動様式は農家経営の同質性を生み出す。6万6000戸の家計調査から見ると、所得階層別に見ても商品化率階層別に見ても、農家の1人当たり食糧播種面積は非常に接近している。油料作物、豚の飼育にも同様な特徴がある。しかしこれらの農作物は、需要の弾力性が低いかあるいは国家が価格水準を抑えていて高収入を上げるのは難しい。」こうして、零細経営のもとでは「周辺で行動

するという行動様式は非農業領域に広がり、農家の兼業化を生み出す」。しかし、「農家にとっては非農業への就業も安定的な軸の外側の周辺にすぎない。こうした状況のもとでは、非農業への就業は農産物商品化の促進に対して制約的な作用を及ぼし、さらに商品農産物供給の衰退に導くことすらある。同時に種々の原因によって、余剰労働力の非営利的就業と対応して……大量に潜在する貨幣が消費領域に流入する傾向をもつ。」⁽¹⁹⁾

1980年代に入って、表1、2、3によると、とくに84年以降農村の第2・3次産業は急速に発展し、農村の余剰労働力に対する就業の機会は増えてきた。農民にとっては就業のための選択肢が増えたわけである。しかし、農村における各種産業の発展は農家間の分業を促すのではなく、農家内の分業を促すにとどまっている。

1984年に実施された前出の農村社会経済典型調査の報告によると、農村における業種別の労働報酬には著しい差がある。すなわち、1労働日当たりの労働報酬は、耕種作物4.9元（食糧作物はさらに低い）、畜産4.4元、農産物加工業8.4元、商業・飲食業8.6元、運輸業・工業品加工業15.0元であった。⁽²⁰⁾農村経済の発展につれて、農民が所得を増やしていくためには農業はむしろ重荷にすらなってくる。こうして、農民は農業に対する各種の投資を減らすようになる。しかも、近年農村の生産性固定資産の中では工・副業機械、運輸機械の占める割合が急速に増加していて、農業用固定資産の割合は減っている。しかし農民は、農村経済の発展に対して家庭内分業として対応しており、新たな就業部門の安定性が確保されないかぎり土地耕作を放棄しようとはしない。

党中央書記処農村政策研究室および国务院農村発展研究センターによる1987年の農村固定観察点調査の食糧生産に関する報告は、農民の資金投入の実態を次のように報告している（『農民日報』1988年1月16日）。

「投資割合という点からは、1986年の1戸当たり平均の食糧作物生産費用は288.3元で、農家経営生産費用の28.4%であった。この割合は1984年より9.5ポイント低下している。投資金額の面では、86年を84年と比べると、食糧作物生産費用は8.7%減少し、減少幅が最大であった。その他では林業がわずかに減少し（-0.9%）たが、その他の部門はいずれも増加した。」

「一部の耕種作物を主体とする村で2・3次産業が少なく、食糧以外の経営種目が多くないため、食糧耕地に対する農民の投資がある程度増加している以外は、多数の村で程度の差はあれ投入が減少した。」

「農村経済の発展におけるこの新しい問題は、食糧栽培の利益が相対的に低いこと、また食糧栽培農家の社会的負担が重いことと関連している。」

上の報告で、2・3次産業の発展が遅れたところでは農民の食糧生産投資がいくぶん増えたと指摘しているところは注目すべきである。これらの地域は、経済の発展段階がまだ既述の「農村＝農業＝耕種作物」の局面にある地域であろう。言い換えれば、農村経済の発展に従って農家は兼業化へと進み、食糧耕地への投入を減らすようになるということである。

同じ農村固定点観察調査の農村資金に関する調査は、農民の投資意識を次のように概括している（『農民日報』1988年1月20日）。

「伝統的消費意識が依然として農家の投資意識を支配している。農村で個々の農家経営が実施されるようになって以来、農家は単なる消費単位から、消費と生産の二重の機能を備えた実体へ変わった。1生活単位としては、習慣の影響で農家の消費意識は濃厚である。しかし、生産単位としては、少なからざる農家が自分たちが置かれている経営主体としての地位を本当に認識するには至っておらず、投資意識は強くない。」

上の引用における「伝統的」とは、人民公社体制下の農家に対してのことであろう。人民公社体制下では、生産機能はもっぱら生産隊にあり、農家は消費単位であった。ここで問題としたい点は、農家の経営主体としての認識が足りず、そのため投資意識が低いとしていることである。1980年代の初め頃は、農家経営制の導入によって農民の生産に対する積極性は高まり、経営の自主権を得たことがその後の農業生産を持続的に発展させていく重要な条件であるとすら考えられていたのである。ほんの数百年をしか経ていない1980年代の半ば過ぎには、外部条件の変化にともなって、農民は、生産に対する積極性を失い農業に対する投資を減らすようになってしまった。ここでは、意識そのものが問題とされるべきではなく、意識を変化させた背景こそが問題とされるべきだろう。

農家の兼業化において農外に流出する労働力は概して強壯な労働力であり、

劣弱な労働力が農業に残される。農村では労働力が過剰だとされているが、劣弱な労働力のもとでは、零細な規模ではあっても必ずしも過剰ではない。この事情は耕作の粗放化あるいは耕作放棄として伝えられているところでもある。

農村「改革」の最初の数年間農業生産に対する積極性をもたらした農家経営制も、農村経済の発展、農村経済構造の変化とともにその限界を顕在化させていると見なければなるまい。

IV 結論的要約

これまで述べてきたことを簡単に要約しておこう。

3中全会後の国民の生活水準の向上によって、食糧の総消費量は急速に増加し始めた。1980年代の半ば以降この傾向はとくに顕著になった。食物構造が変わり、肉類の消費が急速に増加し始め、飼料用食糧需要が急増したからである。他方、食糧生産のほうは84年までは順調に増加してきたが、1985年に大幅な減少を示して以来停滞が続いた。食糧消費が生産を大幅に上回る傾向が現れている。生産の停滞を背景として、それまでの農業政策に対する批判が見られるようになった。80年代に入って農業基本建設投資を縮小したために、農業生産力基盤が著しく弱体化してしまったという批判である。こうして、3中全会からちょうど10年を経た88年の全国農村工作会議で、再び国家財政からの農業基本建設に対する投資を増やすという方針が確認された。

しかし、3中全会後の農業政策にはもう一つ重要な特徴がある。

結論的にいえば、それは農家経営制に対する過大評価である。「研究グループ」に代表されるように、農民の自主権が確立されるがゆえに、農家経営制そのものが農業生産力の発展を支えると考えられたのである。当時の理論家たちは、この過大評価を、中国農業の技術的後進性のゆえに、あるいは農業本来の特性のゆえに、家族経営こそが農業生産に適しているのだと言って補強した。

3中全会において、従来の食糧中心政策が改められ、農村経済の多角的発展が推しすすめられるようになった。商品経済が発展し始め、同時に食糧生

産から他の部門への労働力の移動が始まった。農家経営制の導入に際しては土地を均等に請け負わせる方法が採られたが、商品経済の発展と労働力の移動は土地の請負権を譲渡するという現象を生み出した。こういう情勢を背景として、商品経済がさらに発展すれば、土地を手放す農家がさらに現れ、土地は耕作に専念する農家に集中するだろうという見通しが立てられ、食糧専業戸育成政策も採られた。当初はそのような発展があり得るかに見えたが、1980年代の半ばに政策的支持が減退するとともに、食糧専業戸もまた衰退的傾向を示した。

農家経営制下の農民は、社会経済的環境の変化とともに異なる経済行動様式を示した。すなわち、当初は商品経済が展開し始めたとはいえ未発達で、農民にとっては就業の選択肢も少なく、経済活動は基本的に土地耕作に限られていた。こういう条件のもとでは農民は農業投資に対して積極的な姿勢を示していた。しかし、農村経済がさらに発展し就業の機会が増えると、労働力の他の部門への移動が進んだが、農民は農家内分業としてこれに対応し農家の兼業化が進んだ。農家の兼業化は、零細規模での農業経営の同質性を生み出し、農業（食糧）生産の商品化と農村経済の発展に対して障害となる可能性すらはらんでいる。このような展開の根拠は、農村経済の発展によって生じた農業（食糧）生産による所得の相対的な低下と兼業種目の所得源としての不安定性にある。

1988年の農村工作会議は、国家財政からの農業投資を増やすことを確認し、農民に対して再び労働蓄積を呼びかけることによって、これまでの農業政策を修正した。これが実行に移されるならば、農業（食糧）生産の低収益性をいくぶんかは和らげることが出来るであろう。しかし、それでもなおこれまで農業生産の発展に対する障害となってきたもう一つの基本的な要因は基本的にそのまま持ち越されることになるであろう。

[注]

- (1) 中国農村発展問題研究組 [1985] 5頁。
- (2) 慮文 [1986] 1-2頁。
- (3) 中華人民共和国農牧漁業部経済政策研究中心食料研究組 [1988] 3頁。

- (4) 趙紫陽 [1988] 55頁。
- (5) 趙紫陽 [1980] 15-20頁。
- (6) 孔祥亮 [1989] 9頁。
- (7) 中国農村發展問題研究組 [1986] 21-23頁。
- (8) 高小蒙 [1986] 8-20頁。
- (9) 宋林飛 [1984] 45-60頁。
- (10) 賢雲・陳恒峰・包学丞 [1982] 33-37頁。
- (11) 中国農業年鑑編輯委員會 [1984] 221頁。
- (12) 白興華 [1985] 39頁。
- (13) 賀銳 [1986] 19頁。
- (14) 趙常富・明海君 [1986] 38-40頁。
- (15) 白南生・徐寬・趙明宇 [1985] 143頁。
- (16) 曹陽 [1988] 6頁。
- (17) 中華人民共和國農牧漁業部 [1986] 305頁。
- (18) 中華人民共和國農牧漁業部 [1986] 310頁。
- (19) 慮邁・戴小京 [1987] 71-72頁。
- (20) 中国農業年鑑編輯委員會 [1986] 308頁。

[參照文獻]

- 賀銳 [1986] 「有關土地集中經營的幾個問題」『農業技術經濟』第2期。
- 賢雲・陳恒峰・包学丞 [1982] 「從屬專業戶的產生看包干到戶的前景」『江淮論壇』第6期。
- 孔祥亮 [1989] 「增加農業投入的五個政策性障礙」『農業經濟問題』第12期。
- 國家統計局農村社會經濟統計司 [1985, 1986, 1988] 『中國農村統計年鑑』中國統計出版社。
- 宋林飛 [1984] 「農村專業戶的現狀與前景」『中國社會科學』第4期。
- 曹陽 [1988] 「我國種植業面臨的危機及其出路」『農業經濟問題』第8期。
- 中国農業年鑑編輯委員會 [1984] 『中国農業年鑑』農業出版社。
- [1986] 「全國農村社會經濟典型調查情況總述」『中国農業年鑑』，農業出版社。
- 中華人民共和國農牧漁業部經濟政策研究中心食料研究組 [1988] 『糧食短缺及經濟政策的調整』『農業經濟問題』第5期。
- 中国農村發展問題研究組 [1985] 「國民經濟成長階段和農村發展」『經濟研究』第7期。
- 「我國糧食供求的現狀和變動趨勢」 [1986] 『農村・經濟・社會』第4卷，農村讀物出版社。
- 高小蒙 [1986] 「歷史性的轉折」『農村・經濟・社會』第4卷，農村讀物出版社。

- 趙紫陽 [1980]「研究新情況全面貫徹調整的方針」『紅旗』第 1 期。
—— [1988]『新華半月刊』第 11 期。
- 白興華 [1985]「大型糧食專業戶的調查」『經濟調查』第 4 輯。
- 白南生·徐寬·趙明宇 [1985]「“雙包到戶”後的勞働力和資金變動趨勢」『農村·經濟·社会』第 1 卷，知識出版社。
- 趙常富·明海君 [1986]「糧食生產與價值規律」『農業技術經濟』第 4 期。
- 慮文 [1986]「要增加農業的物資投入」『農業技術經濟』第 3 期。
- 慮邁·戴小京 [1987]「現階段農戶經濟行為淺析」『經濟研究』第 7 期。

第5章 中国鉄鋼業の展開と産業組織

I はじめに

本章の課題は、中国鉄鋼業における産業組織の検討を通じ、実体経済の変化に即して経済改革を論ずることにある。鉄鋼業および中国の産業組織全般に関しては少なからぬ先行業績があり⁽¹⁾、本章もこれらに依拠するところが少なくないが、あえて意図する点を強調すれば、つぎのようにいえよう。すなわち1949年以降の産業組織の形成をあとづけ、経済改革期に現われた変化とその歴史的含意を浮き彫りにすること、および今日の鉄鋼産業をめぐる市場組織の情報を整理・検討し、この面での経済改革の到達点と問題を明らかにすることである。また筆者自身についていえば、1978年の段階で「中国における中小鉄鋼企業の存立条件」と題する小論を書いており、不十分なながらも70年代における鉄鋼業の産業組織と地域的市場構造について分析した⁽²⁾。したがって本章はその問題意識を引き継ぐものともいえる。

一般的理解では、中国の従来⁽³⁾の経済システムは1950年代にソ連から導入された中央集権的計画経済であり、そうしたシステムの変革こそ経済改革の課題ということになろう。しかし筆者の理解では、こうした中央計画的システムが効果的に機能したと思われるのは第1次5カ年計画期（1953～57年）、大躍進以降の調整期（1963～65年）あたりにとどまる。それ以外の時期には制度的な地方分権化が行われたり、政治変動の結果経済運営が混乱していたり、あるいは両者が相乗する事態が生じていたように思われる。このうち大躍進期（1957年以降）、小躍進期（1970～72年）の制度改革については今日の経済改革の前史としてとらえるべきだ、というのが筆者の基本的立場である⁽³⁾。そうであるがゆえに、また実体経済の変化に即して今日の改革・開放政策をとらえるためにも、解放前にルーツがあり、第1次5カ年計画期にプロトタイ

ブが形成され、大躍進・小躍進期に修正され、さらに今日大きく変化しつつある中国の産業構造・産業組織の変遷を歴史的にあとづけることが必要となる。さらにいうならば、産業組織の分析に不可欠な市場組織の変化をとらえることにより、今日の経済改革にあって一つの眼目であるところの企業自主権の拡大と市場経済化が、一体いかなる内実をもったものであるのか、明らかにすることができよう。

なお、本章では特に素材産業の代表的業種である鉄鋼業にしほって議論を展開した。当初の予定では、加工・組み立て型製造業の典型として自動車産業についても同様の作業を行うつもりであったが、紙数の都合で別稿に譲らざるをえなくなった。⁽⁴⁾ いずれにせよ上述の課題を果たすためには、産業としての成熟度や需要構造の相違を踏まえ、鉄鋼・自動車のみならず各業種における産業組織の比較が必要であることはいうまでもない。本章は、こうした試みのいわば第一歩ということになるが、行論で明らかにされる事態は、多分に他産業についても同様にあてはまる制度上の問題点にかかわるものである。補完的な別稿が準備されているとはいえ、本章はそれ自体として完結した内容が目指されている。

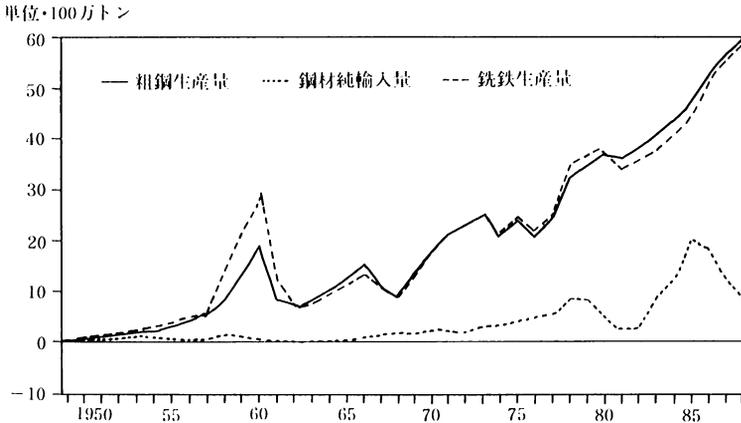
II 鉄鋼生産の推移

1 鉄鋼生産と国内供給

中国における近代的な鉄鋼業は1890年に創設された漢陽鋼鉄廠にはじまる。その後、日本の侵略や外国資本の進出、うち続いた内戦を経て、1949年の中華人民共和国成立時に新政府が引き継いだ。鉄鋼関連の資本としては、旧日本占領下の鞍山に銑鋼一貫製鉄所、本溪・石景山（現在の首都鉄鋼公司）に高炉製鉄所、大連・撫順・唐山・天津・上海に平電炉⁽⁵⁾の製鋼所、龍煙（河北省）・海南島に鋳山等が、それ以外の地域については太原・大冶・重慶・昆明などに若干の鉄鋼メーカーがあったにすぎない。⁽⁵⁾ ちなみに49年以前の粗鋼生産は、43年の92.3万トンがピークであったといわれる。⁽⁶⁾

さて図1に示したように、鉄鋼生産は1950年代末以降、急増・急減を示し、その後60年代後半の落込み、70年代半ば以降の停滞のあと、80年代初頭の若

図1 鉄鋼生産および鋼材輸入



出所) 国家统计局編『中国統計年鑑』各年版(中国統計出版社), 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑1984』中国対外経済貿易出版社, 1984年より引用・計算。

干の停滞を例外として増大傾向にある。このうち、50年代末以降の変動は大躍進政策とその後の調整政策によって、60年代後半の落ち込みは当時繰り広げられた文化大革命の影響によって、70年代半ばの停滞は毛沢東晩年の政治的混乱によって、一般的に説明されよう。80年代初頭の停滞はこの時期にとられた調整政策の影響と思われる。時期による攪乱はあるものの、生産は拡大する趨勢にある。とはいえ、78年以降の粗鋼生産の伸びは年率6.5%にとどまり、この間の生産国民所得(物的概念)の成長率9.2%を大きく下回っている⁽⁷⁾。

他方、鋼材の輸出入は1960年代初頭の一時期を除き純輸入の状況にある。60年代初頭の場合は大躍進の反動で粗鋼の国内供給自体落ち込んでおり、こうした中での鋼材輸出は奇異な感じを否めない。需要の減退もさることながら、対ソ負債の返済のため、無理な輸出を行った可能性が高い。ともあれ、60年代半ば以降、時期による変動はあるものの、鋼材輸入は増大する趨勢にあった。このうち80年代初頭の落ち込みはこの時期の調整政策の結果であろうし、85年前後の急増は経済改革による景気の過熱と貿易規制の弛緩によるものであろう。87年以降の落ち込みは、引き締め政策を反映したものであろう。

う。このように、鋼材輸入の変動は多分に景気反応的なものである。ここでは在庫変動という経済制度にかかわる大問題について言及する余裕はないが、ともあれ、国内の鉄鋼需給はこの間基本的にタイトに推移してきたと押さえておく。

つぎに銑鋼比率をみてみると、中国鉄鋼業の大きな特徴として銑鉄生産に傾斜している構造がみてとれよう。とりわけ大躍進期、1970年代後半の時期に顕著となっている。つまりこの時期、新たな鉄鋼生産設備は高炉段階にとどまる傾向にあったか、製鋼・加工部門が相対的に立ち遅れる状況にあったことになる。

2 鉄鋼生産の地域構造

表1にみられるように、解放直後に遼寧、北京、山西、河北、上海、湖北、四川といった地域に偏在していた鉄鋼生産は、経済発展の過程で全国的に取り組まれるようになった。しかも屑鉄・電力の供給があれば取り組める製鋼部門のみならず、高炉設備を必要とする製鉄部門まで全国的に行われている点に、解放後の鉄鋼産業配置の大きな特徴があるといえよう。また、内陸部の新たな鉄鋼産地の場合是一般に銑鉄生産に傾斜している状況がみてとれよう。

ちなみに中国の場合、鉄鉱資源はおおむね全国に分散している。代表的な鉄山としては、鞍山・本溪（遼寧）、冀東（河北）、攀枝花・西昌（四川）、太原・古交・嵐県（山西）、南京（江蘇）、蕪湖（安徽）、包頭（内蒙古）、鄂州・大冶（湖北）といったあたりが挙げられ、その他各地に中小の鉄山がある。1984年における鉄鉱石生産は1億2800万トン、うち大型鉄山は69.3%、中型は9.1%、小型は21.6%、というシェアとなっている（規模区分については表5参照）。中小鉄山は全般的に貧鉄であり、その場合、粗鋼1トンの生産につき鉄石4～5トン、石炭2トン、その他0.5トン必要であるという⁽⁸⁾。すなわち重量減損の程度が高く、国内資源に依拠するかぎり、鉄鋼業の立地が鉄山に近接する傾向は不可避である。しかし資源賦存と開発・輸送のコストを考慮に入れると、海外から高品位の鉄鉱石を輸入し、臨海部で銑鋼一貫生産を行う選択もありうる。78年以降プラント導入が行われた宝山製鉄所の場

表1 地域別鉄鋼生産構成

		52年	65年	80年	85年			52年	65年	80年	85年
北京	銑鉄	17.7	10.7	8.0	7.4	河南	銑鉄		0.5	2.5	2.6
	粗鋼	0.1	2.9	5.4	5.7		粗鋼		0.9	1.7	2.1
天津	銑鉄			1.2	1.9	湖北	銑鉄	1.3	7.6	10.0	10.1
	粗鋼	5.1	3.0	3.4	2.4		粗鋼	3.4	10.0	9.8	11.0
河北	銑鉄	2.3	3.6	6.6	6.5	湖南	銑鉄	0.7	0.6	2.4	2.6
	粗鋼	4.9	2.4	5.1	5.3		粗鋼	…	0.3	1.9	2.3
山西	銑鉄	11.2	6.0	4.5	5.2	広東	銑鉄	…	…	1.2	1.4
	粗鋼	6.8	3.3	4.0	3.9		粗鋼	0.1	0.5	1.1	1.5
内蒙古	銑鉄		4.7	3.6	4.2	広西	銑鉄	0.1		0.5	1.0
	粗鋼		2.8	3.6	3.7		粗鋼			0.6	0.8
遼寧	銑鉄	59.0	49.5	27.3	23.4	四川	銑鉄	5.1	2.6	7.6	7.3
	粗鋼	69.9	41.8	24.4	21.9		粗鋼	3.6	4.4	8.9	8.4
吉林	銑鉄			0.8	0.9	貴州	銑鉄	0.8	0.1	1.1	1.3
	粗鋼		0.1	0.7	0.8		粗鋼		0.2	0.2	0.4
黒龍江	銑鉄			0.5	0.7	雲南	銑鉄	1.0	0.8	1.3	1.6
	粗鋼	0.1	2.6	1.4	1.6		粗鋼	0.1	0.6	1.2	1.2
上海	銑鉄		2.6	4.5	4.9	チベット	銑鉄				
	粗鋼	5.3	19.8	14.0	12.2		粗鋼				
江蘇	銑鉄		0.6	2.5	2.2	陝西	銑鉄	0.1		0.4	0.5
	粗鋼	0.2	0.5	1.8	2.1		粗鋼		0.1	0.7	0.7
浙江	銑鉄	0.1	0.3	0.9	0.8	甘粛	銑鉄			1.3	1.5
	粗鋼		0.4	1.1	1.2		粗鋼	…	0.1	0.5	0.6
安徽	銑鉄	0.2	4.7	5.6	5.5	青海	銑鉄				
	粗鋼		2.1	3.7	4.2		粗鋼			0.5	0.5
福建	銑鉄	0.1		0.8	0.9	寧夏	銑鉄			…	…
	粗鋼			0.6	0.7		粗鋼			…	…
江西	銑鉄	0.1	0.8	0.8	1.3	新疆	銑鉄	0.1	0.5	0.4	0.5
	粗鋼		0.1	1.0	1.7		粗鋼	0.1	0.4	0.3	0.4
山東	銑鉄	0.1	3.8	3.7	3.8						
	粗鋼	0.3	1.1	2.4	2.7						

出所) 国務院全国工業普查領導小組办公室・国家統計局工業交通物資統計司編『中国工業經濟統計資料1986』中国統計出版社, 1986年, 257頁。

合は、まさにこうしたケースであり、鉄鋼生産における政策転換を如実に示すものといえる。

III 鉄鋼業の形成過程

1 設立時期別現存企業数

表2では鉄鋼関連の現有企業名簿から、設立年次別、業種別のクロス・セクション・データを作成した。これらが明示されていない企業については除外しており、原資料の包括範囲ともども、資料的に限界のあることをあらかじめお断りしておく。また設立年次とは、基本的に工場の建設が始まった年次であり、操業開始時ではない。

さて、鉄鋼業のみならず企業制度全般にかかわる中国の特徴として、企業における属地的もしくは属部門的性格の強さを指摘できる。原資料でみるかぎり、一部の巨大企業を除き、一般に1企業は1事業所もしくは1地域内の複数事業所より成り立っている。また鋁山部門や耐火材料・コークス製造といった周辺部分のみならず、研究、資源探査、エンジニアリング、施工といった分野に至るまで鉄鋼関連の企業もしくは事業単位（国家予算で人件費・経費がまかなわれる組織）に含めて考えられている。さらに、冶金工業部の系列以外の、例えば労働改造部門や軍需産業、さらには県レベル以下の集団セクターなども鉄鋼業に含まれている点に注意を要する。

以上の点に留意しつつ、表2からうかがえる事実は、現有企業の約4分の1にあたる部分が1958年の大躍進期に設立されている点である。これに次ぐのが70年前後の小躍進期、さらに65、66年段階の文革・三線建設期ということになる。すなわち企業規模をひとまずおいて考えれば、今日的にみてもいわば極左的な経済政策のとられた時期に企業の新設が多数みられたことになる。他方、本表によるかぎり78年以降の経済改革の時期には、企業の新設・新規参入が基本的にみられなかったことになるが、原資料で補捉・紹介される程度に達した企業が少なかったということにすぎず、実際には後述のように、この時期にも少なからぬ企業の新設がみられた。

ともあれこうした統計的事実を記述情報で補完すると、以下のような鉄鋼

表2 年次別・業種別鉄鋼関連企業設立状況

	鉱山	高炉	一貫	平・電炉	圧延・加工	研究・探査・設計・施工	周辺	分類不詳	合計	
1900年代				1					1	
1910年代	1		2	3			3		9	
20年代					1		1		2	
30年代		3		3	4		1		11	
40年代	3	1	3	4			3		14	
うち48年							1		1	
うち49年	2			2			1	1	6	
1950年	2		1		1		2	1	7	
51			1		1		1	2	5	
52					4		1	3	8	
53			1	1	2		1	1	5	
54		2	1	1	1			3	8	
55			1		2		4	1	8	
56	1		1	3	6		2		13	
57	1	3	4		2		1	2	14	
58	11	13	17	18	24		7	21	112	
59	2	1		1	1			1	6	
60	2				2		1		5	
61									0	
62	1								1	
63	1	1		1			1	1	5	
64			1	1	2		1		5	
65	2	1		2	7		5		17	
66	2	1	3	6	5		1	9	27	
67	1	1		1	2		1	1	7	
68		1	1	2	6			1	11	
69		9	1	3	2		1	3	21	
70	8	17	4	9	4		13		55	
71	4	5		1				5	15	
72	1	2	1	1	4		1		10	
73	1			1				2	4	
74		1			5				6	
75	2				6		3		11	
76	3	2		1				1	7	
77	1							2	3	
78			1	2			2	1	6	
79		1		1	2		1	3	8	
80	4		1		2				7	
81									0	
82	1							1	2	
83									0	
84	1								1	
85							1		1	
合計	56	65	45	67	98		35	88	4	458

出所) 中国冶金企業名録編輯部 [1985].

業の形成過程を描くことができる。

2 鉄鋼業の形成過程

まず、第1次5カ年計画期にはソ連より中央集権的な計画経済制度と重工業優先の発展戦略が導入され、また実体経済の面でもソ連からのプラント導入が大々的に行われた。鉄鋼業に対する新規固定資本投資（「基本建設投資」）は工業全体の18.6%にあたる46.1億元に達し、表3の重点項目に集中的に投入された。

しかし第1次5カ年計画中の56年、毛沢東により「十大関係について」と題する論文が出され、集権化のゆきすぎや大企業偏重に対する是正方針が示される⁽¹⁰⁾。これを受けて1957年から58年にかけて、計画経済の地方分権化や中央工業・地方工業の同時発展が打ち出される⁽¹¹⁾。鉄鋼にかんしても三つの大型企業（当時の基準で粗鋼年産50万トン超。鞍山、武漢、包頭）、五つの中型企業（同5～50万トン。太原、重慶、石景山、馬鞍山、唐山）、18の小型企業（同5万トン未満。邯鄲、承德、長治、臨汾、通化、南京、杭州、合肥、三明、新余、濟南、安陽、鄂城、漣源、韶関、柳州、貴陽、昆明）の新設・拡充が決定された⁽¹²⁾。

ただし1958年以降の大躍進の過程で鉄鋼の大幅増産が提起され、状況が一変した。7年でイギリスに追いつくというスローガンのもと、58年の粗鋼年

表3 第1次5カ年計画期（1953～57年）の鉄鋼産業重点項目

1. 東北鉄鋼基地の形成	拡充	鞍山（粗鋼57万トン）・本溪（高炉2基110万トン）、大連鋼廠、撫順鋼廠
	新設	チチハル特殊鋼廠（15万トン）、吉林鉄合金廠、熱河粗鉄廠、吉林炭素廠、營口大石橋耐火材料廠
2. 華中鉄鋼基地の発展	新設	武漢鋼鉄公司（1期160万トン）
	拡充	大冶特殊鋼廠（東ドイツより圧延設備の導入）
3. 華北鉄鋼基地の形成	新設	包頭鋼鉄公司の新設（1期156万トン）
	拡充	太原・石景山の製鉄所、天津・唐山の製鋼所、唐山耐火材料廠
4. その他		上海の製鋼能力拡充、馬鞍山の高炉建設 西南地区の充実（綏江鉄鉦の建設、重慶・昆明鋼鉄、重慶特殊鋼廠の拡充、成都無縫鋼管廠20万トン・プラントの導入〔ハンガリーより〕） 中小鉄鋼建設（烏魯木濟・濟南・安陽・瀋陽）

出所) 陳 [1989] 107頁, 譚・湯 [1986] 187頁.

産1070万トンを目標に全国各地で小型高炉に対する大衆的・地域的な取り組みが展開された。⁽¹³⁾

さて1961年になると、大躍進政策に対する全面的な調整が行われ、経済運営も中央集権に回帰した。60年段階で約3000あった鉄鋼関連企業は65年に至るまで516に整理・削減され、とりわけ地方レベルに2800前後あった企業は大部分が閉鎖され、316企業を残すのみとなった。⁽¹⁴⁾ 鉄鋼業に対する投資としては、主として首都鋼鉄公司、太原鋼鉄公司、天津鋼廠、唐山鋼廠、上海第1・第3鋼鉄廠、馬鞍山鋼鉄公司の拡充、上海第5鋼鉄廠、南京梅山鉄廠(上海向け鉄鉄供給基地)の新設、58年より着工された成都無縫鋼管廠(ハンガリーより20万トン・プラントを導入)の続行に向けられたにすぎなかった。⁽¹⁵⁾

65年以降、冷戦構造の緊迫化に伴い、内陸での資源開発と工業移転をめざす三線建設が始まる。準戦時下ということで、基本的に自力によって、すなわち既存企業の技術陣と、第1次5カ年計画期に重点項目の建設にあたった施工隊に依拠して行われた。⁽¹⁶⁾ まず四川省の攀枝花(鉄鉱・炭坑立地)、貴州省の水城(電力立地)、酒泉(鉄鉱立地。58年着工、調整政策で中断)に投資が集中され、つづいて西南、西北の長城、貴陽、陝西、西寧、石咀山の特殊鋼・鉄合金工場の建設が行われた。さらに「小三線」と称し、東部の山間地域にも平電炉工場が配置された。

鉄鋼における三線建設の典型的事例は四川、貴州、雲南の省境に位置する攀枝花鋼鉄公司で、65年に建設を開始、70年出鉄、71年転炉操業、72年圧延設備稼働と建設が進み、今日では西南地方有数の鉄鋼一貫重点企業となっている。⁽¹⁷⁾

さて文化大革命の影響を受け、1960年代後半に鉄鋼生産は停滞し、鋼材輸入を拡大せざるを得ない状況が生じた。他方、69年には中ソ武力衝突が起これ、中国は米ソ両大国と対峙せざるを得なくなる。熱核戦争に備え、工場の分散と自給的な経済圏の建設が不可欠な戦略として登場する。また食糧自給のための生産財供給を確保すべく、県レベルでの工業化が打ち出され(いわゆる「五小工業」)、小型鉄鋼業の試みが再開される。さらにこうした課題を実現すべく、中央集権的計画経済の地方分権化が全面的に行われた。こうして大躍進で試みられ、60年代前半に切り捨てられた小高炉・小鉄鋼が多数復

活する。局地的市場圏を対象とし、新たに自主権を賦与された県財政からの補助金によって、こうした企業の存続が保証されることになる。⁽¹⁸⁾かかる政策は後に大躍進と同様、否定的な意味合いをこめて小躍進と呼ばれる。この時期に取り組みられた比較的規模の大きなプロジェクトとしては河南省の舞陽鋼鉄廠（70年建設開始）が代表的であるが、鉄鉱供給の見込み違いから、後に鉄鋼一貫生産を断念している。⁽¹⁹⁾

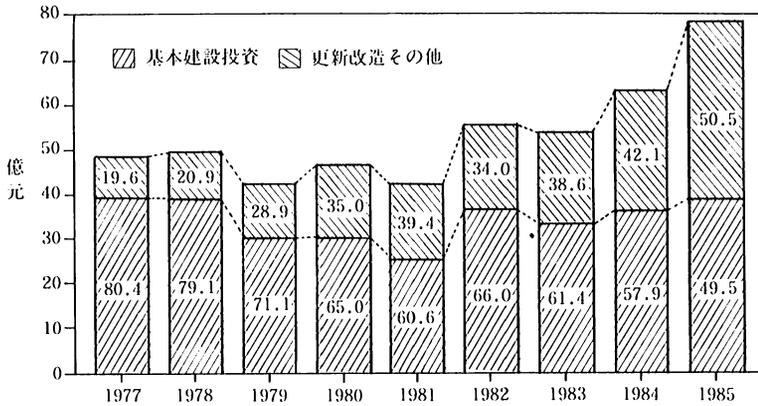
こうした冷戦構造下の分権的経済発展戦略は、1971年の米中関係改善、中国の国連復帰、72年の日中国交回復を契機に転換する。時あたかも日中国交回復の当日、武漢鋼鉄公司の冷間圧延設備に対する新日鉄のプラント輸出契約が締結されたが、工業のみならず経済政策全般における転換、対外開放を象徴するものであった。

とはいえ、1970年代半ば前後の鉄鋼に対する産業政策は、政治的な混乱もあり、必ずしも明確なものではない。76年の段階で粗鋼生産に占める大企業（年産100万トン以上）の比率は68.7%、同じく中小企業（同100万トン以下）の場合は22.4%（その他は非鉄鋼企業・非冶金工業部系統）となっており、さらに77年から78年にかけて、中小鉄鋼企業の規模拡大をはかるべく、積極的な設備投資も行われた。しかしこれらの地方中小鉄鋼企業の赤字は78年段階で6.4億元に達したという。⁽²⁰⁾

鉄鋼業に対する産業政策は1977年末から78年初めにかけて開催された「鉄鋼業は大慶に学ぶ」全国会議（『人民日報』1978年1月18日）で転換に向かったと思われる。この会議を契機に地方中小企業の整理・再編が打ち出されるとともに、設備投資は既存企業の更新改造と、不足する鉄鉱資源の開発に傾斜配分された。⁽²¹⁾また宝山製鉄所第1期工事が、ターン・キー・プロジェクトとして新日鉄から導入されることになったのもこの時期である。こうした大規模プラントの導入は鉄鋼以外にも及び、後に「洋躍進」として批判され、華国鋒追い落しの口実となり、また80年代初頭の調整政策の背景となった。

さて1978年以後、中小鉄鋼企業の整理が進む。こうして354の小鉄廠、438高炉、合計6600m³が閉鎖され、製鋼部門の整理も進んだ。⁽²²⁾すでにみたように、70年代後半以降、鉄鋼生産の伸びは経済成長率を下回っている。新規投資については宝山製鉄所が目立つ程度で、図2に示したように既存企業の改造に

図2 鉄鋼固定資本投資とその内訳



出所) 中華人民共和國冶金工業部計画司, 情報研究総所 [1986] 107頁.

⁽²³⁾重点が置かれた。ちなみに第6次5カ年計画期間(1981~85年)中に宝山第1期工事に投入された投資は110億元で、この時期の鉄鋼関係基本建設投資総額170億元の64.8%に相当したという。⁽²⁴⁾

しかし他方で、1980年代前半についてみれば、再び小高炉・小電炉を増設する動きがみられた。⁽²⁵⁾たとえば河北省の場合、85年第1四半期に小型製鉄所が13企業、17高炉、合計容量527m³が稼働中で、建設中のものが7企業、8高炉、合計195m³あり、さらにこの他、新設もしくは再開を計画中のものが14企業、19高炉、618m³あったという。そして86年段階でこれらが稼働すると、合計で34企業、44高炉、1340m³となり、78年の調整前の40高炉、1095m³を上回るという。⁽²⁶⁾

なお、1986年段階で90年を最終年次とする第7次5カ年計画が策定されたが、重点施策として既存大企業、とりわけ鞍山、南京梅山、武漢、本溪、山東萊蕪の改造・拡張、不足製品の重点生産を掲げ、新規投資には消極的であった。⁽²⁷⁾

1980年代後半は経済過熱と引き締めが循環的に生じ、政治的にも不安定な状況となり、鉄鋼も不足基調が続いた。こうしたなか、80年代末には再び西側からのプラント導入による供給力の拡大が打ち出され、冀東製鉄所、石臼

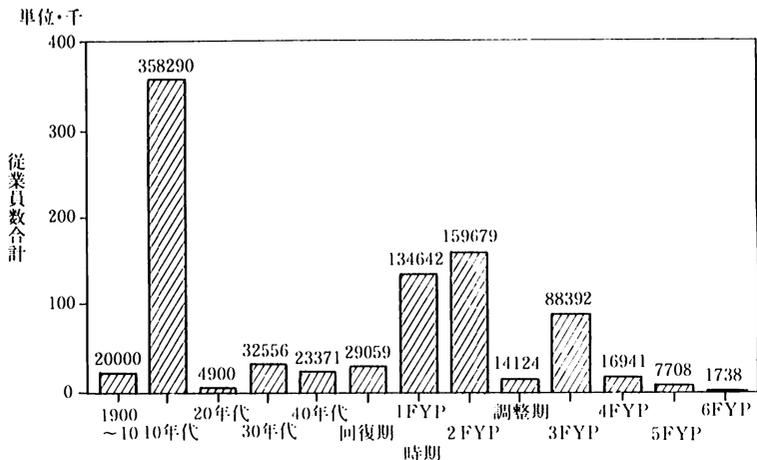
所製鉄所の新設についての協力要請が日本企業によせられたという（『日本経済新聞』1989年11月18日）。前者の場合は鉄鉱立地、後者の場合は原材料を輸入にたよる臨海型の立地になろうが、とくに冀東の場合は華国鋒の「洋躍進」政策にも含まれており、巨大製鉄所の新規投資計画は、今日の段階においても形を変えて踏襲されているといえよう。

3 設立時期別現有規模

さて以上の形成過程を踏まえ、次に設立時期別の鉄鋼企業現有就業者数をみてみよう（図3）。資料の問題点は表2と同様である。いわば多業種にわたる鉄鋼業の規模を就業者数によって代表させ、集計値としており、規模の大小にかかわる労働生産性の相違が反映されていない点に留意しなければならない。

さて現代中国の場合、1企業おおむね1事業所ということから、ひとたびなんらかの形で設立された企業は、属地的に発展する。一般に設立時期が古ければ古いほど、その間の拡大・垂直的統合により、現有規模が大きくなる点を割り引かねばならないが、現在の鉄鋼業の生産力的ルーツは明らかであ

図3 設立時期別現有従業員数合計



出所) 中国冶金企業名録編輯部 [1985] より集計。

ろう。すなわち、解放以前に主として外国資本により設立された企業、大躍進期に設立された企業、第1次5カ年計画期に設立された企業、三線建設期から小躍進期にかけて設立された企業の順に、就業者数の面で今日の鉄鋼業を支えていることになる。表2と対照すれば明らかなように、解放前、および第1次5カ年計画期に新設された企業は1企業あたりの規模が大きく、逆に大躍進、三線・小躍進期の企業は数の割にスケールが小さい。ただしすでにみたように、大躍進・三線期の企業にも、規模の大きなものも含まれている。

他方、その他の時期には今日からみてめばしい規模の企業が設立されていないことになる。しかしこのことは、これらの時期に鉄鋼業の発展がみられなかったという意味ではない。企業の新設が少なかっただけで、むしろ既存企業の更新・改造に発展の重点が置かれていたと考えるべきであろう。なお1985年時点での操業企業ということで、78年創設の宝山が捕捉されていない点も留意されなければならない。

4 鞍山鋼鉄会社の発展

さて最後に、個別企業の発展過程ということで、解放前から存在し、中国最大かつ最重要企業の一つである鞍山鋼鉄会社の粗鋼および鋼材生産の推移を表4でみてみよう。このうち1960、65、72、73年の統計数字はアメリカ議会報告によるものであるが、その他は中国側の公表値である。またアメリカ議会報告の数字も基本的に中国の資料に依拠している模様である。

ともあれ、両系列の数字に多少の出入りがみられるが、ありそうな数字ではある。すなわち鞍山の場合、東北を占領したソ連により、日本の植民地時代の設備はおおむね持ち去られ、第1次5カ年計画で改めてソ連のプラントを導入し、拡充したという経緯がある。大躍進期の数字にはこの時期特有の奮闘のあととバイアスが含まれていると思われ、1957年の数字がノーマルなものと考えられる。この数字に依拠するかぎり、57年から78年までの21年間の伸びは年率3.6%ということになる。また78年から87年にかけての経済改革期には年率わずか1.4%の成長にとどまる。ちなみに中国全体の鉄鋼生産の伸びは、前者の期間に年率13.3%、後者の期間については6.6%の成長が

表4 鞍山鋼鉄公司における鉄鋼生産の推移 (万吨)

	粗鋼	鋼材		粗鋼	鋼材	鋼材指令性
1949	11		1971			
1950	53		1972	530		
1951	70		1973	590		
1952	90	52	1974			
1953	100	45	1975	553.13	285.41	
1954			1976	553.41	307.18	
1955		84	1977			
1956		146	1978	680		
1957	322	226	1979			
1958	419	320	1980			
1959	575	248	1981			
1960	540		1982			
1961			1983	680.72	449.76	
1962			1984		414	
1963			1985	726	504	452.28
1964			1986	749	520	461.7
1965	430		1987	771		469.8
1966	505.9	267.47	1988			486
1967			1989			502.2
1968			1990			526.5
1969						
1970	450					

出所) 尾上悦三 [1971], 355頁, 国家統計局工業交通物産統計司編『中国工業統計資料 1949~1984』中国統計出版社, 1985年, 271頁, 国家統計局 [1987] 331頁, 冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1987] 535頁, 鞍山年鑑編輯部編・出版『鞍山年鑑1985』, 1985年, 74, 75頁, 鞍鋼經濟研究所 [1987], Joint Economic Committee of the U.S. Congress, *China ; A Reassessment of Economy*, 1975, 陳・湯 [1986] 144頁, 國務院經濟技術社会發展研究中心主弁, 中国經濟年鑑編輯委員会編『中国經濟年鑑1988』經濟管理出版社, 1988年 V, 86頁.

達成された⁽²⁸⁾。ソ連流の巨大工業として第1次5カ年計画期に再生した鞍山鋼鉄公司は、自らの発展という意味では社会主義的經濟成長の牽引車たりえなかったといえよう。なお、表4には鞍山鋼鉄公司の鋼材生産に関する第7次5カ年計画期の指令性計画指標を示した。84・85年段階においても鋼材重量にして約9割が国家に対し公定価格で計画出荷する部分ということになる。

IV 鉄鋼業の産業組織

1 企業規模と生産集中度

表5では1979年段階で策定された規模区分を示す。こうした大中小の区分のほか、中央の冶金工業部との関係から、重点企業、地方中小企業、その他の工業部門の企業という区分も設けられている。鉄鋼業の場合には中央・地方の冶金工業部・局系統の企業が圧倒的シェアをもつ。

このうち重点企業は、基本的に垂直的統合の進んだ大型企業および中小の一部特殊鋼企業よりなり、さらに冶金工業部の「直属企業」と冶金工業部・省級政府の二重指導を受ける「直供企業」に区分される。後者は原料調達、生産、販売の面で冶金工業部の計画に包摂されるものの、人事権、所有権は省レベルに帰属する。一方、地方中小企業の場合は省内で管理することになっている企業ということになり、このうち比較的規模が大きいか、もしくは垂直的統合のみられる企業を「中小骨幹企業」と称し、一般の地方中小企業と区別している⁽²⁹⁾。したがって、一つの地域に所管行政レベルの異なる鉄鋼企業が複数存在するようなこともしばしばみられる。たとえば安徽省の馬鞍山市には冶金工業部直属の重点企業である馬鞍山鋼鐵公司、地方中小企業として安徽省に所属する慈湖鉄廠、馬鞍山市に所属する馬鞍山市鋼鐵廠があり、近年にいたるまでそれぞれ独立に、競合する製品を作っていたという⁽³⁰⁾。

表6 (a, b) では1986年段階における重点企業および中小骨幹企業の創

表5 鉄鋼関連企業の規模区分

		単位	大 型	中 型	小 型
鉄鋼一貫企業	粗鋼年産	万トン	100以上	10-100未満	10未満
特殊鋼企業	粗鋼年産	万トン	50以上	10-50未満	10未満
独立高炉企業	鉄鉄年産	万トン	100以上	20-100未満	20未満
独立鉄山	鉄鉱石年産	万トン	200以上	60-200未満	60未満
その他	固定資産原価	万元	5000以上	2000-5000未満	2000未満

出所) 李成瑞主編『統計工作手冊』中国財政経済出版社、1986年、826頁。

原資料は、国家計画委員会、国家建設委員会、財政部「加強基本建設管理的幾個規定」(1978年)。

b 中小骨幹鉄鋼企業生産指標 (1986年) (万トン)

	所在地	創設年次	粗鋼	鉄鉄	鋼材	コークス	耐火材料	鉄鉱石
中小骨幹企業合計			962.87	1048.42	960.21	754.63	30.01	1812.48
邯鄲鋼鉄総公司	河北	1958	80.4	81.03	51.48	81.14		
邢台鋼鉄廠	河北	1958		32.63	6.72	29.12		
承德鋼鉄廠	河北	1958	15	19.67	10.91			
石家荘鋼鉄廠	河北	1958	15.94	13.39	12.56			
凌源鋼鉄廠	河北			7.66				39.6
石人溝鉄砪	河北							
碁村鉄砪	河北							38.24
臨汾鋼鉄公司	山西	1958		21.43	4.52	20.08		36.02
長治鋼鉄廠	山西	1947	24.04	26.86	12.68	16.5		23.15
呼和浩特鋼鉄廠	内蒙古	1958			11.09			
新撫鋼廠	遼寧	1958	20.82	20.21	22.82			
北台鋼鉄廠	遼寧	1959	1.34	22.37	1.53	1.04		139.65
凌源鋼鉄廠	遼寧	1958						
保田鉄砪	遼寧	1967						
瀋陽軋鉄廠	遼寧	1933			14.54			
瀋陽線材廠	遼寧	1935			12.6			
大連軋鋼廠	遼寧	1938			12.47			
大連第二軋鋼廠	遼寧	解放前			13.23			
錦西鋼管廠	遼寧	1952			10.45			
通化鋼鉄廠	吉林	1958	27.84	33.9	18.71	47.47		
板石溝鉄砪	吉林	1958						157.48
西林鋼鉄廠	黒龍江	1966	13	10.31	7.08	8.81		
哈爾濱軋鋼廠	黒龍江				24.38			
南京鋼鉄廠	江蘇	1957	35.06	37.96	27.78	26.34		
無錫鋼鉄廠	江蘇	1958	13.62		23.7			
徐州鋼鉄廠	江蘇	1958		16.31	3.56	15.98		
蘇州鋼鉄廠	江蘇	1957	8.95	16.04	14.72	10.43		
吉山鉄砪	江蘇	1971						51.25
鳳凰山鉄砪	江蘇							6.08
冶山鉄砪	江蘇							37.96
利司鉄砪	江蘇							33.28
皋崗鉄砪	江蘇							3.45
杭州鋼鉄廠	浙江	1957	30.91	32.15	45.65	27.63		
潘涇鉄砪	浙江							108.22
合肥鋼鉄公司	安徽	1956	26.83	20.51	17.9	16.2		
鐘山鉄砪	安徽	1976						15.6
黃梅山鉄砪	安徽							7.21
蕪湖鋼鉄廠	安徽	1958		9.15	1.21	14.41		
三明鋼鉄公司	福建	1958	29.07	30.6	22.03	21.03		
潘洛鉄砪								57.82
新余鋼鉄廠	江西	1958	14.2	44.32	10.75			67.94
江西鋼廠	江西	1965	50.05		37.62			
南昌鋼鉄廠	江西	1957	7.82	9.05	19.33			
萍鄉鋼鉄廠	江西	1954	17.07	26.04		13.02		3.59
鉄坑鉄砪	江西	1960						27.89
七宝山鉄砪	江西							33.17
濟南鋼鉄廠	山東	1958	54.21	69	38.11	47.80		
萊蕪鋼鉄廠	山東	1970	19.97		12.61	51.75		31

	所在地	創設年次	粗鋼	銑鉄	鋼材	コークス	耐火材料	銑鉄石
青島鋼廠	山東	1958	40.62		33.62			
張店鋼鉄廠	山東	1958		15.26	5.77			
濟南鉄廠	山東	1958		20.6				
金嶺鉄砿	山東	1949						65.11
黑旺鉄砿	山東	1958						72.83
韓旺鉄砿	山東	1977						33.74
安陽鋼鉄廠	河南	1958	64.88	68.68	50.19	56		44.12
洛陽鋼廠	河南	1966	9.21		11.41			
鄂城鋼鉄廠	湖北	1958	27.42	28.57	31.57	40.45		21.38
漢陽鋼鉄廠	湖北	1953						
下陸鋼鉄廠	湖北	1958	11.76	7.52	11.31	10.41		
大冶山鉄砿	湖北							4.48
澧源鋼鉄廠	湖南	1958	46.44	47.11	39.52	53.3		19.1
冷水江鉄廠	湖南	1958		19.41				4.72
湘東鉄砿	湖南	1970						49.12
韶關鉄廠	広東	1966	33.27	29.03	31.53	22.93		
広州鋼鉄廠	広東	1958	30.36	26.36	26.6	22.73		
広州軋鋼廠	広東	1921			12.36			
大冶山鉄砿								171.11
柳州鋼鉄廠	広西	1958	30.42	24.21	30.52	20.15		6.42
威遠鋼鉄廠	四川	1930	12.13	10.16	9.29	2.11		
成都鋼鉄廠	四川	1958	10.06	3.58	20.48			
達県鋼鉄廠	四川	1958	10.12		7.7			
瀘沽鉄砿								16.1
昆明鋼鉄公司	雲南	1938	49.43	59.08	40.09	50.15		113.55
略陽鋼鉄廠	陝西	1965	5.97	9.59	4.06			20.16
蘭州鋼廠	甘肅	1958	23.5		17.84			
新疆八一鋼鉄総廠	新疆	1951	17.56	16.46	15.61	6.44		
雅滿蘇鉄廠								29.09

出所) 冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1986] 259-326頁、

冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1987] 195, 201, 202, 337-368, 535, 539頁、

中国冶金企業名録編輯部 [1985].

設年次および現有生産能力を示した。これまでの叙述を補強するものであるが、大躍進期以降、いわば分散的に取り組まれた企業の少なからぬ部分が、今日において地域レベルの鉄鋼生産の中核的な存在となっていることが理解できよう。その他、数では圧倒的な一般の中小企業の場合には、大部分が大躍進・小躍進期に創建された企業ということになる。⁽³¹⁾

ちなみに、1986年における重点企業および中小骨幹企業を合計した銑鉄、粗鋼、鋼材の生産量は4390, 4756, 3545万トン、全国の総生産量は5064, 5220, 4058万トンで、生産に占める割合はそれぞれ86.7, 91.1, 87.3%となる。⁽³²⁾ これらのみでは捕捉率に問題があるが、その他の企業は基本的に中小規

横で、個々の市場シェアは1桁以下の無視しうる値と判断されることから、表6をもとに産業組織論でしばしば市場寡占度の指標として用いられるハーフィンダール指数(HI)を計算した。

$$\text{すなわち、} HI = \sum S^2 = \sum (x / \sum x)^2$$

$$1 \geq HI > 0$$

ただし、 x ：個別企業の生産量

その結果は、銑鉄0.0459、粗鋼0.0515、鋼材0.0522となっており、一見するときわめて競争的な生産構造をもつ。とりわけ銑鉄生産にこの傾向が強くなり、この分野に中小規模の企業が集中していることになる。これは高炉生産が大手一貫メーカーの寡占状況にある日本の常識からすると異常な事態である。すなわち中国の場合、銑鋼一貫企業による寡占が未成熟で、高炉のみの中小企業が多いということになる。そして粗鋼生産、鋼材生産とおりてくるに従い、わずかではあるが寡占的傾向が生ずる。

以上の分析、とりわけ鋼材についての分析は、製品の種別や質を考慮に入れていない点で欠陥がある。価格体系が製品の希少性を反映しているとすれば、生産額指標を用いるべきであろうが、銑鉄、粗鋼、鋼材別のデータを手にするのは至難である。大企業と中小企業の間で、鋼材にかんしては一種の「棲み分け」も成立しているようだが、この点については後述する。

ともあれ、こうした「競争的」構造が大躍進、三線建設・小躍進の各時期に加速化されたことは確実であるが、では今日の経済改革の時期はどうか。表7に示したように、粗鋼および銑鉄のいずれをとっても重点企業の比率が低下し、中小企業の比率が上昇したことになる。粗鋼生産の場合には1985年と86年で趨勢の逆転がみられるが、これは宝山の稼働開始という、いわば特別な要因によるものであろう。

以上の傾向は、1980年代においても小高炉、小電炉の増設が行われたとする先ほどの叙述を裏づけるものである。中小企業における企業の新設もしくは設備の拡張は顕著であったことになる。

ならば、1978年以降の中小企業整理の方針はいかに解釈すべきか。一面で選別的な性格のものであったといえそうであり、他方で不徹底なものであったともいえそうである。あるいは鞍山にみられるような大企業の伸び悩みに

表7 鉄鋼生産の規模別構成

(万吨、%)

	粗鋼生産の規模別構成								鉄鋼生産の規模別構成									
	全国 生産量	冶金系統						非冶金系統		全国 生産量	冶金系統						非冶金系統	
		重点 企業	同比率	中小 企業	同比率	非鋼鉄 企業	同比率	合計	同比率		重点 企業	同比率	中小 企業	同比率	合計	同比率		
1980	3712.1	2896.8	78.0	578.6	15.6	17.8	0.5	218.9	5.9	3802.4	2783.6	73.2	976.0	25.7	42.8	1.1		
1981	3560.3	2740.9	77.0	619.9	17.4	15.6	0.4	183.9	5.2	3416.6	2468.6	72.3	921.1	27.0	26.9	0.8		
1982	3715.8	2833.2	76.2	668.3	18.0	17.8	0.5	196.5	5.3	3550.9	2590.4	73.0	934.8	26.3	25.7	0.7		
1983	4002.1	2970.0	74.2	769.1	19.2	19.9	0.5	243.1	6.1	3737.8	2666.0	71.3	1041.5	27.9	30.3	0.8		
1984	4347.5	3171.8	73.0	877.5	20.2	23.9	0.5	274.3	6.3	4001.2	2807.3	70.2	1149.2	28.7	44.7	1.1		
1985	4679.4	3340.4	71.4	1006.5	21.5	26.3	0.6	306.2	6.5	4383.7	2982.2	68.0	1318.7	30.1	82.8	1.9		
1986	5220.8	3793.0	72.7	1094.1	21.0	26.7	0.5	306.9	5.9	5063.5	3342.7	66.0	1542.4	30.5	178.4	3.5		

出所) 冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1987] 509頁,

対し、中小企業が機敏に需要の拡大に対応し、またそのための条件があったということになろうか。逆にいえば、大企業の場合こうした条件に欠けたということになろうか。あるいは、そもそも大企業は経済効率に劣るということであろうか。

2 規模・範囲の経済と経営状況

表8の場合、断片的な数字であり、一貫生産における間接費の割り振り方、工場内価格の計算方法など不明な点も残るが、粗鋼生産費、粗鋼利税額、資金利税率のいずれの指標をとっても重点企業、すなわち垂直的統合の進んだ大型企業が経済効率の面で優れていることを示す。鉄鋼業における規模の経済性に鑑み、常識的な数字といえよう。

他方、1960年代初頭や78年以降とられた中小企業整頓政策の背景として、中小企業の経営が多くの場合欠損にならざるを得ず、財政からの補助金を必要とした点が指摘される⁽³⁴⁾。大躍進、小躍進期に続き、経済改革期においても、地方分権の制度改革を前提とし、地域レベルで赤字鉄鋼業に対する補助金支出の合意が成立した可能性もある。しかし一方で、表9に示されるように、この間の鉄鋼業の経営状況は、大きく改善されたといってよい。また、そもそも利潤総額は欠損総額を上回り、産業全体としては黒字であった。78年以降、欠損企業の一部は整理されたが、他方で景気の上昇にともなって赤字企業の黒字転換も進んだことになる。しかも企業数の推移をみるならば、83年

表8 鉄鋼生産と規模の経済

	高炉 ¹ 平均容 量 m ³	鉄鉄生産費 元/トン	転炉 ² 容積 公称トン	粗鋼生産費 元/トン	粗鋼利税額 元/トン	資金利率率 %
重点企業(80年)	833	161	44	243		
(84年)	803 ¹⁾		45 ²⁾		262	34.4
中型企業(80年)	176	204	9.5	306		
地方中小(84年)	76 ³⁾		7.3 ⁴⁾		212	
中小骨幹(84年)						20.4

注) 1) 66基平均, 2) 52基平均, 3) 359基平均, 4) 112基平均,

なお、利税額とは利潤・税金を含めた額、資金利率率(%) = 実現利税額 / (純固定資産 + 平均流動資金)。

出所) 陳棟生 [1988] 115頁, 譚・湯 [1986] 147, 149, 150頁。

表9 鉄鋼関係国营企業の欠損状況

	企業数	うち欠損企業		利潤総額 (億元) A	欠損企業 欠損額 (億元) B	B/A × 100
		数	比率(%)			
1972	1165	753	64.64	37.07	10.01	27.00
1973	1103	680	61.65	39.92	11.13	27.88
1974	1069	705	65.95	28.96	15.34	52.97
1975	1083	692	63.90	27.46	16.28	59.29
1976	1076	712	66.17	23.36	18.94	81.08
1977	1142	712	62.35	24.35	16.66	68.42
1978	1152	598	51.91	44.46	10.73	24.13
1979	1070	536	50.09	52.20	8.98	17.20
1980	957	415	43.36	57.16	4.18	7.31
1981	842	381	45.25	55.62	3.90	7.01
1982	790	281	35.57	59.01	3.23	5.47
1983	764	139	18.19	91.31	1.05	1.15
1984	783	64	8.17	106.02	0.33	0.31
1985	816	37	4.53	78.93	0.12	0.15
1986	885	91	10.28	82.01	0.38	0.46
	採掘・選鉱	216		2.98	0.10	3.36
	その他	669		79.03	0.28	0.35
1987	899	108	12.01	87.21	0.63	0.72
	採掘・選鉱	209		2.61	0.09	3.45
	その他	690		84.61	0.44	0.52
1988	923			103.84	0.72	0.69
	採掘・選鉱	211		2.69	0.25	9.29
	その他	712		101.15	0.47	0.46

出所) 房・呉 [1989] 381, 382頁, 国家統計局 [1987] 314, 315頁, 同 [1988] 377, 378頁, 同 [1989] 324, 325頁。

を底として、それ以降むしろ新規参入が顕著に進んでいることがうかがえる。前出の表2の場合には85年段階の主要既存企業ということで、80年代の新設企業についてはもとより捕捉状況に問題があったわけであるが、おそらく冶金工業部系統の国営企業と思われる表9の数字の語るところ、大躍進・小躍進期に引き続き、経済改革期の半ば以降にも鉄鋼関連国営企業の新設が顕著にみられたことになる。得られる状況証拠からして、こうした企業が大企業である可能性は小さく、すなわち中小企業の可能性が強い。

以上をまとめると、1978年以降の経済改革期についてみると、景気の上昇にともない鉄鋼業全体では経営状況が改善され、総体として成長産業となっている。83年以前には産業組織の整理がすすんだものの、84年以降、内容的には効率の悪い中小企業がむしろ伸び、相対的に経済効率の良い大型企業の伸びが停滞的であることになる。効率のよい企業が規模をさらに拡大し、悪い企業が整理・淘汰されるという近代的な経済発展においてみられるべき趨勢が、経済改革期の後半ではみられなかったことになる。

3 市場構造と製品価格

表10では鉄鋼製品の品目別規模別シェアを示した。いわば高度な技術・設備を要する高級品、大型製品ほど重点企業で作られ、中小企業は一般にそれ以外の、いわば低級品目の分野で強いことになる。つまり中小企業が得意とするのは、建設工事用の鋼材・線材といった分野であり、さらにいえば景気変動の影響の大きな分野ということになる。70年代末以降の高成長と、それにとまなう住宅、工場、公共施設などの建設工事の増大に鑑み、建設資材に対する需要が急増したことは明らかである。こうした鋼材・線材に対する需要の急増が、中小鉄鋼企業のシェア増大につながったことは想像に難くないが、大企業にとっても機械工業、耐久消費財産業等に向けられる高級品の需要が増大したはずである。ただしこうした需要は製品輸入の拡大によってかなりの程度満たされたともいえる。⁽³⁵⁾ 中小企業が地場の需要を背景に伸び、他方、大企業は高級品の供給を十分に担いきれなかったともいえようか。

以上の議論では鉄鋼製品の価格問題に言及しなかったが、この間の趨勢としては公定工場渡し価格の全般的引き上げと、市場流通の容認・拡大があげ

られる(表11参照)。後者については国家計画(国家計画委員会および冶金工業部によって確定・下達される計画)の超過達成部分に対する企業自主権の容認、および地方レベルの企業についての国家計画の不適用の2側面があるように思われる。鉄鋼製品全般のマクロな物価統計は与えられていないが、統制外流通の状況については表12、13で示される。両表がクロスする1988年の鋼材供給の数字から判断し、

国家計画に包摂されず、かつ自家販売でもない流通も約4分の1存在することになる。物資部門(生産財供給部門)を通じた市場流通がこの部分に入るのか、企業の自家販売に含まれるのか定かではないが、例えば84年における上海の重点直供企業(宝山はこの段階で未完成)の場合、鋼材生産量は447万トンで、国家計画による指標は378万トン、これに市レベルの指令性指標30万トン、原料供給とバーターで生産される部分30.7万トン⁽³⁶⁾が加わり、自家販売部分は8.3万トンにすぎなかったという。84年段階ということで表12、13と厳密な比較はできないが、つぎのようにいえよう。すなわち、重点直属企業の場合は国家計画に、重点直供企業の場合はさらに地方計画に包摂される比率が大きく、自家販売の余地が乏しい。逆に中小企業の場合は、地方計画に含まれる部分があるとしても、自家販売部分の比率は重点企業よりも高いということになろう。また上海の場合は基幹的かつ相対的に独立した大工業地帯であることから、直供企業にたいする地方計画も指令的性格のものである。他方、中小企業に対する地方計画の場合は、中央計画で与えられる供給メニューを補うべく、地方政府が地場の中小企業におろす性格のものであり、すでにみた赤字企業の減少という傾向および表11で示される趨勢に鑑み、こ

表10 鉄鋼業(鋼材生産)の規模別
“棲み分け”状況(1984年) (%)

	重点企業	中小企業	その他
重軌条	100.0	—	—
軽軌条	73.7	26.3	—
大形鋼	98.3	1.7	—
中形鋼	72.7	26.6	1.2
小形鋼	44.7	50.8	4.5
優質形鋼	87.7	11.8	0.5
線材	47.3	51.3	1.4
中厚板	83.8	16.2	—
薄板	88.4	10.9	0.7
ケイ素鋼板	89.2	10.6	0.2
帯鋼	53.5	44.0	2.5
シームレスパイプ	72.1	26.9	1.0
溶接パイプ	47.3	44.2	8.5

注) 生産額比率か生産量比率であるのか明確でない。
出所) 譚・湯 [1986] 152頁。

表11 鉄鋼関連の価格調整と市場化（1980～88年）

80年	1月	(国家物価総局, 財政部, 冶金工業部) 銑鉄, コークス価格の引き上げ(製鋼用銑をトンあたり150元から200元, 鋳物用を同じく220元に, コークスを73元から90元に), ただし鋳用は引き上げず, 政策的赤字として処理.
	2月	(冶金工業部) 鉄鉱石価格の引き上げ. 地方での地場生産・地場販売の場合は省レベルにおける価格決定に委ねる.
	3月	(冶金工業部・国家物価総局) 鋼材, 鋳鉄管価格の調整.
	7月	(国家物価総局, 冶金工業部, 商業部) 鋼材価格の引き上げ.
	9月	(国務院) 引締め政策のもと, 自主権拡大試行企業に対し, 在庫調整のための製品価格引き下げを容認.
	10月	(国務院) 一部商品のフロート価格化と生産財の価格引き上げを容認, あわせて地元産業保護のための市場封鎖を禁止.
81年	6月	(国家物価総局) 「重工業産品価格に関する若干の暫定規定」, 不足品, 地方供給価格で簿利・赤字のものについて20%のフロートを容認.
	同	(国家物価総局) 一部鋼材につき重点企業価格を上回る地方価格設定を容認.
	8月	(国務院) 計画を超過して生産された生産財に関し, 市場流通を容認.
82年	8月	(冶金工業部, 国家物価局) 鉄合金価格の引き上げ.
83年	1月	(国家物価局) 鉄鋼製品価格についてもフロートを容認.
	1月	(冶金工業部・国家物価局) 鋳物用銑, 製鋼用銑に新規格を導入, あわせて価格引き上げ.
	7月	(冶金工業部) 勝手な引き上げ, 計画外流通への転用, 租税公課の転嫁, 協議価格・価格外負担の強制等の市場の混乱に警告.
	7月	(冶金工業部) コークスの地域外移出価格の実質引き上げに警告.
	8月	(冶金工業部・国家物価局) 8大大手の価格引き上げに警告.
	10月	(国家物価局) 地方鉄鋼の超過生産分に技術革新費200元を上乗せすることを禁止.
84年	5月	(国務院) 国営企業で生産される生産財のうち計画超過分の自主販売については上下20%のフロート価格を認める.
	8月	(国家物価局) 鉄鉱石, コークス, 銑鉄, 鋼塊等の生産者価格を調整.
85年	1月	(国家物価局・国家物資局) 計画内製品の転用を禁止するとともに, 計画外の自社販売製品価格のフロート上限20%を撤廃.
	6月	(国家物価局) 貿易制度が代理注文制に代わったのに伴い, 輸入鋼材に対する価格差補給を財政部から直接ユーザーにおろすこととする.
86年	3月	(国家物価局) 重点鉄鋼企業が海外から原材料を輸入する場合, 国内価格との差額は企業努力で吸収せよとの通知.
	8月	(冶金工業部・国家物価局) 一部特殊鋼についての地方フロート価格の上限を引き上げ.
87年	5月	(国務院) 生産財価格, 公共料金の安定とカルテル行為の禁止を通達. (国家物価局) 業界団体・企業集団による独占行為を禁止.
88年	1月	(国務院) 生産財・交通料金の管理強化.
出所)		国家物価局物価研究所 [1980] 632-703頁, 国家計画委員会条法弁公室 [1987] 1193頁, 喬榮章 [1988] 53-94頁.

表12 主要生産財の中央政府統一配分比率 (%)

年次	鋼材	石炭	木材	セメント
1979*	77.1	58.9	85	35.7
1980**	74.3	57.9	80.9	35
1982**	53	51	57	25
1987**	47.1	47.2	27.6	15.6
1988*	46.8	43.5	25.2	13.6

出所) *『北京週報』1989年11月14日号、**石原享一「中国のインフレーションと経済改革」(『アジア経済』第30巻第2号)。

表13 鉄鋼製品の生産と供給 (1988年)

	生産量	販売量	うち自家販売	自家消費等	年初在庫	年末在庫
銑鉄	5500.2	1661.6	749.4	3913.8	106.7	60.5
製鋼用	3986.3	726.8	252.1	3293.6	41.3	25.3
鋳物用	1081.1	913.3	477.1	208.8	63.7	34.3
鋼材	4604.4	4524.6	1317.6	115.8	87.2	77.9

出所) 国家統計局編 [1989] 379頁。

の部分地域市場の実勢により見合ったものになっていると判断される。

つまり、現状の鉄鋼製品市場は、①国家計画により公定価格で供給される部分、②さまざまな段階の地方計画で供給される部分、③価格協議にもとづき企業が自家販売もしくは委託販売する部分、よりなっている。そして他の生産財と同様、趨勢としては年を追って中央の統制が緩和されており、またフロート価格の変動幅もなし崩し的に撤廃されるなど、市場化が進んでいるように思われる。

なお銑鉄と鋼材を比較した場合、自家販売比率で前者が高い。すでにみたように、銑鉄の供給の場合には中小企業の比率が高い。すなわち中小企業ほど規制がゆるく、したがって市場化の程度も高いといえようか。

4 中小企業の経営状況

さて、中小鉄鋼企業は経済改革期において粗鋼・銑鉄生産のシェアを拡大した。ここではこうした状況をもたらした中小企業の市場および経営状況について、中小電炉・圧延メーカーである西安鋼鉄廠を事例として⁽³⁷⁾みてみよう。この企業の場合、骨幹企業でなく赤字企業の典型として紹介されており、また高炉メーカーでなく、必ずしも標準的な企業ではない点、留意を要する。

西安鋼鉄廠は1966年に西安市所属の地方国営企業として創建され、83年以降、陝西省冶金片に移管されている。87年段階の職員・労働者数4313名、86年末の固定資産原価4394万元、同残存価値3713万元、年産能力は粗鋼5万トン、鋼材7万トン、主要製品は普通炭素鋼、低合金鋼。鋼材は主に建設材料として使われる。85年段階の資料では、86年を目標とする新規の設備投資計画が示されているが、87年段階の資料でみれば中止となった模様である。

当企業は1966年から87年までの21年間のうち、12年は赤字で9年は黒字経営であったという。このうち78年までは西安市が財政補填する「政策的欠損」企業であり、以後は企業自主権の拡大により、損益を自己負担する形となっている。66年から86年までの累積赤字は8000余万元、78年以降でも表14に示すように6年にわたって赤字で、赤字合計額は3474万元に達する。ただし、好況であった80、84、85年の場合は黒字で、利潤総額は合計529万元となっている。前出の設備投資計画は84、85年の好況を背景に打ち出されたものであろう。なおこれらの数字から逆算すると、77年以前の12年間は6年赤字、6年黒字ということになり、中小企業をめぐる全国的な状況と整合的でない。製品価格が統制される一方で地方財政により一定額の赤字補填が支出され、この部分は企業にとって赤字と意識されなかったものと思われる。

ともあれこの企業の場合、製品は機械工業・耐久消費財向けでなく基本的に建設材料向けであり、また規模の小さな電炉製鋼のため効率も悪く、競争力に劣る。したがって需給緊張で売り手市場のさいには販路が確保されるものの、景気が悪いと滞貨の山ができる体質にある。ちなみに、1980年の場合は農村の住宅ブームと都市の基本建設ブームで黒字転換し、逆に82年の場合は引き締めにより鋼材輸入の拡大が加わり、市場が低迷し、従業員がセールスに回ったという。また原料となる屑鉄の不足で、三つの電炉および小型の圧延設備は基本的に不完全操業の状況にある。さらに、不良品が発生し、86年には冶金工業部より1カ月の操業停止処分をくらっている。そしてこうした企業状況のほかに、表15のように、原材料、エネルギーなどの価格上昇や賃金・諸経費の増加といった要因が加わり、経営を圧迫しているという。

さて表14に示されるように、総生産額は大きく伸びているものの、1984年以降の変動をみれば、必ずしも安定したものとはいえない。販売収入と

表14 西安鋼鉄廠の主要経済指標 (1978~86年) (単位: 万元, %)

	78	79	80	81	82	83	84	85	86
総生産額	612	1118	—	1605	—	—	4478	3603	3502
販売収入	1129	2001	2594	1835	1477	3705	3303	1551	7050
利潤総額	-789	-274	232	-518	-887	-524	-482	188	109
資金利潤率	-21	-44	4.76	-9.296	-16.2	-1.12	—	17.3	6.28

出所) 房・呉 [1989] 350頁.

表15 西安鋼鉄廠における低合金鋼の生産費 (1982~87年2月)

	82	83	84	85	86	87. 1	87. 2
原材料	222.17	199.91	245.97	383.18	472.69	490.00	552.00
補助材料	63.83	80.46	88.99	121.38	150.33	238.00	309.00
燃料・動力	67.02	73.53	69.03	85.16	86.71	83.54	101.00
直接労働費	19.49	18.00	18.50	19.00	18.08	18.96	25.26
職場経費(含償却)	49.67	38.44	47.42	50.23	69.09	66.86	51.06
職場生産費	428.18	410.34	469.91	658.95	790.90	897.36	1008.32

出所) 房・呉 [1989] 354頁.

なるとさらに不安定である。とりわけ85年の数字は、それが正しいとすれば市場変動の大きさを如実に物語るが、利潤総額の水準に鑑みて誤植の可能性もある。いずれにせよ、総生産額と販売収入の差額は在庫変動ということになるが、そうなると総生産額を算出する場合の算定単価が気になるところである。製品価格の変動状況が示されないかぎり、本表からは産出規模の実際的な変化を知ることができない。

ともあれ、以上の情報が物語るところ、中小鉄鋼業の経営は好不況の影響と原材料入手の難易、すなわち市場の影響を受けやすいということである。しかもこうした市場化は1978年の制度改革を契機としている模様であり、おそらく既述の「鉄鋼業は大慶に学ぶ」全国会議での決定によるものと考えられる。

通常の市場経済の場合、好況期を産業の拡大期とすれば不況期は当然ながら合理化の時期となり、こうしたサイクルを繰り返しつつ技術進歩が進み、企業規模の拡大もしくは淘汰が実現することになる。とりわけ鉄鋼の場合、装置型の産業であり、景気の動向が市場に増幅されて反映されることから、不況期の市場の軟調に対しては、しばしばカルテルの結成などにより価格水

準の維持がはかれる。

こうしたことから考えると、地方レベルの鉄鋼企業に対し、投資主体であり、かつ人事権を握る地方政府により、不況対策や原材料の手当などの優遇政策がとられたとしても不思議でない。⁽³⁸⁾ 中小企業といえども鉄鋼の場合は数千人の雇用規模をもつ地域有数の大企業である。地域経済に対する影響を考えれば、地方政府にとってこうした企業を倒産させることは容易にできそうもない。表11では地場産業保護のための市場封鎖や企業間のカルテルを禁止する通達が見られるが、そうした行為が広範に行われていることを端的に示すものであろう。1988年半ば以降の引き締め局面においても、生産財について⁽³⁹⁾の地域的な市場封鎖の問題が各地から伝えられている。

生産集中度からみた鉄鋼業の市場構造は一見して競争的であった。好況期には市場の拡大により限界企業の問題は後景に退くが、しかし不況時には地方政府の庇護のもと、市場は閉鎖的となり、合理化されるべき産業組織が温存される傾向にあるように思われる。

5 重点大型企業の経営状況

重点企業の場合、経済改革期において宝山鋼鉄総廠の新設はあったものの、基本的に企業数の増加はみられなかった。そして鞍山鋼鉄会社の粗鋼生産の伸びが如実に物語るように、既存企業の更新・改造・拡張は需要の拡大を上回る規模で行われなかった。こうして粗鋼・鉄生産のシェアは低下した。ミクロレベルでの企業経営については首都鉄鋼公司において経営請負制がモデルとして試行されており、これらを含め、財務諸表にもとづく時系列的分析が待たれる。しかしここでは、許された紙数および資料の関係から、重点大企業の経営状況について、いくつかの情報と集計数字にもとづき問題点を指摘するにとどめる。

重点企業は改革前後を通じ基本的に黒字経営であり、利潤上納を通じ国家財政に大きく寄与してきた。たとえば鞍山鋼鉄公司の場合、建国以来85年までに、基本建設投資（新規固定資本投資）として56.68億元の財政資金が投入される一方、逆に国家に対し355.2億元の利潤上納・税金納入を行なったという⁽⁴⁰⁾。更新改造などの資金源に関する時系列的推移は明らかでないが、しか

表16 主要重点鉄鋼企業の実現利潤と留保額 (万元,%)

	1979~83年			1984年		
	実現利潤	留保利潤	留保率	実現利潤	留保利潤	留保率
鞍山	597553	52818	8.84	131407	23846	18.15
武漢	173573	41783	24.07	65941	24823	37.64
包頭	24958	9397	37.65	12508	8023	64.14
太原	71529	14538	20.32	17668	6289	35.60
首都	188291	38352	20.37	75022	29367	39.14
馬鞍山	89478	11328	12.66	24123	3459	14.34
本溪	84189	12770	15.17	20878	4199	20.11
攀枝花	55766	28477	51.07	17496	12617	72.11
上海	568161	55760	9.81	107533	14473	13.46
天津	129961	17919	13.79	24270	3287	13.54
唐山	49330	5852	11.86	11133	3603	32.36
合計	2032789	288994	14.22	507979	133986	26.38

出所) 冶金部冶金経済研究所大鋼調査組 [1986].

表17 更新改造その他の資金調達内訳 (投資総額を除き%)

	重点企業			中小企業		
	1983	1984	1985	1983	1984	1985
投資総額 (億元)	11.39	15.70	23.33	4.86	7.14	12.85
財政資金	7.02	8.98	1.24	12.14	12.32	2.02
国内借款	13.35	17.96	24.22	20.37	23.39	30.35
うち建設銀行	6.76	7.13	8.06	5.76	9.24	7.39
工商銀行	0.00	6.75	12.17	0.00	9.94	16.11
その他	6.32	4.08	3.99	12.76	4.20	6.85
外資利用	0.44	0.25	0.09	0.00	0.00	0.62
自己調達	78.93	72.48	73.00	66.46	62.89	60.86
うち冶金部	5.27	1.08	1.59	1.03	0.56	0.39
地方政府	3.25	1.40	1.67	6.79	4.20	4.51
企業・事業	70.41	70.00	69.61	58.64	58.96	55.64
その他	0.35	0.38	1.50	1.23	1.40	6.23

出所) 中華人民共和國冶金工業部計画司・情報研究総所 [1986] 129, 131 頁.

し国家にとって鞍山鋼鉄公司をはじめとする重点企業は、表16に示されるように、いわば超優良企業であったことは否定できない。ここでは利潤留保率の相違が気になるところであるが、自主権拡大の試行企業であるか否かによる⁽⁴¹⁾ところが大きいようである。

ともあれ、鉄鋼製品の公道価格は少なくとも重点企業の生産費を補償する

水準で決定されていると判断され、したがって一面で保護されているともいえる。反面、企業自主権の拡大にもかかわらず、一般の重点企業は償却基金すら十分に留保できないとされる⁽⁴²⁾。また国家計画による規制は地方中小企業に比べ明らかに強い（前出、表4参照）。中小企業が市場に反応し生産設備を拡張する一方、不況期には地方政府の保護が期待できそうであるのに対し、重点企業の場合は計画外生産についてもそのスケールから原材料の入手に問題があり、かつ計画外製品についての価格面での規制も強い。さらに生活関連の人員等も多数かかえこんでいるため、留保された資金もしばしば住宅等の非生産的用途に用いられねばならない。

さて表17では、改革期における更新改造その他の投資資金の調達状況を、重点企業、中小企業について比較した。いわゆる基本建設投資を除く固定資本投資ということで難はあるが、すでに図2に示した基本建設投資比率の低下状況、および宝山に対する優先配分の状況に鑑み、ある程度の一般化は可能であろう。すなわち、重点企業、中小企業とも自己調達資金、とりわけ自己資金を示す「企業・事業」の割合が高いが、重点企業の場合にとくに顕著である。すなわち中小企業の場合には、地方政府による財政外の調達を含め、政府部門、金融部門のいわゆる他人資本への依存が強いのに対し、重点企業の場合には相対的に自力更生的である。これは利潤留保の多寡にもよるが、いずれにせよ、中小企業の場合には地方政府、およびその管轄下にある金融部門の庇護を受けやすいことを示すものであろう。つまり改革期の1983年から85年における鉄鋼にかんするかぎり、重点企業の場合には中小企業に比べ予算制約がよりハードであったことになる。

こうした状況のもと、鞍山鋼鉄公司等では企業内外を対象とする債券発行、省内企業を対象とし製品の優先配分を盛り込んだ内債発行、さらには輸入代替製品の提供による外貨枠の獲得などを通じ、資金・外貨の調達も行なっているという⁽⁴³⁾。今なお成長産業である鉄鋼業にあって、とりわけ経営上の優位性を有するはずの重点企業が、コストのかかる資金調達のルートを新たに開拓せざるを得ないほど資金不足であるのは驚きである。資金調達の多様化は、もとより経済改革のめざす方向でもあろうが、上記の方法は希少な製品とのパートナーで同様に希少な資金・外貨を確保するということでもあり、

的供給との二重構造からなる。二重構造とはいえ、宝山や消費地に立地する平電炉メーカーを除き、基本的に原料地立地型の属地的企業がこれらの構造の担い手であり（もっとも屑鉄を原料とする平電炉メーカーの場合は、消費地＝原料地というべきで、例外は宝山のみか）、また企業規模の面でも連続性がある。

こうした構造は、規模の面では中国でいうところの大企業対中小企業の構造ということになるが、経済制度に即していえば、従来では中央計画と地方計画、現在では計画と市場の二層構造におおむね対応するものである。重点的大企業の生産が全面的に国家計画で規制されているかといえば、そうではない部分もあるし、属地的中小企業が十全な市場メカニズムのもとにあるかといえば、とくに不況期にはそうではなさそうであるが、ここでは便宜的に、前者を集権的計画的構造、後者を分権的市場的構造と呼ぶ。

問題を単純化し、ある地域に対するある鋼材の供給は国家計画によって配給される部分と、その地域の地場生産によって供給される部分の2本立てで、かつ品質は同一とする（図4参照）。前者は一律の工場渡し価格に輸送・保管費を加えた価格 p_0 で一定量 q_0 供給される。つまり、国家配給にかかわる供給曲線は点A (p_0, q_0) となる。これが地域内の需要曲線 DD_0 の外側にあるならば、超過供給量、すなわち国家配給量と供給価格に対応する需要量との差は、在庫となるか返上されるか、もしくは不足する他の地域になんらかの形で供給される。不足の経済にあって、生産財配給部門が過大な申告を行い、ともかく希少な資源を押さえておき、プレミアムをつけて横流しするようなことはありそうなことである。ただし、このように十分な供給が確保される場合でも、配給量を返上して地域内で自給することも可能性としては考えられる。地域内自給の供給曲線と地域内需要曲線の交点の価格が国家配給価格を下回る場合である。配給量の返上が可能なこと、地方レベルでの生産が許容されることが、そのさいの条件となる。配給価格が相対的に高い水準で設定されている場合にありうる事態ということになるが、中国においては高率の間接税が課せられる紙巻タバコの生産に、こうしたことからくる混乱が典型的にみられる。

通常の場合、国家計画はスケール・メリットのある大企業によって担われ、

国家配給点は地域内需要曲線の内側にある。そして大企業から遠方であればあるほど、輸送手段が未発達であればあるほど、配給価格は高くなる。改革前には国家配給価格が地域内のプライス・リーダーであり、地場生産はこれに従い、赤字生産の場合は地方財政より補填が行われた。したがって配給価格が高いほど財政支出は少なくなり、地場生産の可能性が高まったと考えられる。そして配給量、地場生産量の合計が、配給価格に見合う需要を満たせない場合には、財政補填に加えて、地方計画による割当も行なわれたと考えられる。

改革による基本的変化は、国家の配給以外の需給が基本的に市場メカニズムに委ねられるようになったことである。つまり国家計画により一定量の安価な供給を前提としつつ、その残余部分については市場メカニズムにもとづき、地場生産によって供給される。しかしその場合、地域的市場に対する国家計画の影響は不可避である。なんとすれば、配給量の配分方法いかんにより、残余部分の需要曲線の形状も異なり、したがって地場生産の需給均衡点も異なってくるからである。たとえば地域内需要曲線で示される需要のうち、高価格に対応する需要から優先的に配給がなされる場合（ケース1）、各レベルの需要に均等に比例配分される場合（ケース2）、さらに配給価格を下限とした低価格に対応する需要から優先的に配給がなされる場合（ケース3）を想定してみると、残余需要曲線の形状はそれぞれ $D'D''$ 、 DD'' 、 DD''' のようになる。地場生産の供給曲線は右上がりであり、生産されたものは地域内にかぎり消費されるとすれば、均衡点は B_1 、 B_2 、 B_3 となる。すなわち、地場生産の規模と均衡価格はケース3 > ケース2 > ケース1の順となる。また当然ながら生産者余剰の大小もこの順である。つまり地方政府において特定工業部門の発言力が強く、配給部門に対し影響力を行使しうる立場にあるとすれば、その工業部門傘下の工業企業の規模を極大化するような配給方法を要請するであろうことは容易に理解できよう。市場封鎖の傾向も同様である。

しかし他方、生産者余剰と消費者余剰を合計した結合余剰の大きさはケース1 > ケース2 > ケース3の順となる⁽⁴⁴⁾。したがって消費者余剰についても同様である。つまり地域経済もしくは消費者にとってはケース1が望ましいこ

とになる。こうして具体的な状況は、特定の地場産業および主管部門と地方政府、もしくはユーザーおよびその主管部門との力関係により、決定されることになろう。

なお、以上において地場生産による供給曲線は右上がりであるとしたが、長期的には地方中小企業においても規模および範囲の経済が追求されて⁽⁴⁵⁾おり、単純ではない。しかしこうした場合でも幼稚産業保護的な市場封鎖の問題は起こりそうである。いずれにせよ、地方政府と地場産業および局地的な市場との関係については、さらなる究明が必要である。

さて、こうした二重構造という現実の大きな枠組みは、行論から明らかのように歴史的に形成されたものである。大ざっぱにいうと、前者の構造は旧外国資本・民族資本の社会主義的改造と、第1次5カ年計画期にソ連より導入したターン・キー・プロジェクト、60年代半ばに内陸部に移植された三線建設、さらには78年に日本より導入されたターン・キー・プロジェクト（宝山）等により、生産力的基礎が与えられた。一方で後者の構造は大躍進、小躍進期の制度改革と政策により生産力的基礎が作られ、さらに経済改革期に発展したことになる。

このうち三線建設の場合には、基本的に自力により、既存企業から枝分れする形で大企業の新設、技術の移転が行われたという意味で、さらなる検討が必要とされよう。他方、同じターン・キー・プロジェクトの導入といっても、1950年代のソ連モデルと70年代の日本モデルでは内容が大きく異なることはいままでもない。鉄鋼業の戦後段階を画するといっても過言でない日本式の臨海型巨大鉄鋼コンビナートが中国に導入されるのは、韓国の浦江製鉄所の完成に遅れること10年、78年のことであった。しかも輸入プラントによる供給力の拡大は「洋躍進」批判という形で80年代初頭の調整政策により政策的に否定され、結果として臨海型工場立地の導入・転換も遅れてしまった。

ともあれ、大国であり、かつ各地に一定の鉄鉱資源を有する中国において、鉄鋼業の配置が原料地とりわけ鉄鉱石産地を指向することは、一面で立地論的な合理性をもつ。また、50年代から70年代にかけての米ソ両超大国との冷戦体制下であって（ソ連とは60年代以降）、鉄鋼業が内陸部に分散配置されることも、一面で軍事的地理学的合理性をもった。さらに、鉄鋼供給の不足に

直面した地方政府が、ボトル・ネックの解消と雇用拡大をめざし、地方分権化を契機に鉄鋼業に取り組んだことは、それなりに積極的なことである。そして改革期の10年に及ぶ高度成長の下、マクロ的および局地的な需要曲線は大きくシフトし、重点企業からの供給は立ち遅れ、輸入が増大する。他方、経済改革により地方中小企業の鉄鋼製品についてはフロート価格が導入され、市場価格は高騰する。中小企業および地方政府はこれに反応して供給を拡大したが、大企業は、そのスケールと計画経済の制約、および政策当局の選択から、これに十分に対応することができなかった。とりわけ工場渡し価格の統制と利潤上納制度は基本的に維持され、他方で投資制度が改革された結果、資金制約がタイトになった模様であり、企業の発展は立ち遅れた。

こうして大躍進・小躍進期に取り組まれ、結果的に資源のミス・アロケーションをもたらした中小鉄鋼企業が、経済改革期においても結果的に再生産された。つまり2度あることが3度あったわけである。とりわけ今回の場合は市場メカニズムが前面に登場し、景気の上昇と相俟って中小企業のシェア拡大につながった点が特徴といえる。

すでに述べたように、産業組織の変化を考える場合には、好況期のみならず不況期にも着目すべきである。とりわけ中国の市場化の程度は、不況期にこそ実態が示されると思われる。1960年代前半の調整期にはまさに政策的に大躍進の調整が行われ、小躍進についても78年段階で同様なことが行われた。今回の調整政策にあつては、経済改革の論理に従うかぎり、市場メカニズムにもとづき企業の整理・再編が行われるべきであろうが、現実はずしもそうした方向に向かっていないようである。

以上から判断し、不況時に企業の再編・整理が行われるようなメカニズムの構築がさしあたり必要となろうが、そのためには地方政府と企業の関係を改め、より開放された地域市場を創出することが前提となろう。また長期的には、集権的計画的構造と分権的市場的構造の二重構造を改め、重点企業に対する価格・制度面での規制を撤廃し、市場における平等な競争関係の創出をはかるべきであろう。そうした状況下において初めて産業組織の再編・合理化が進展することになろうが、当然ながら容易な課題ではない。

他方、鉄鉱資源の配置が分散的であり、かつ相対的に貧弱であることに鑑

み、一部原料の海外依存と輸入プラントによる臨海型コンビナートの新增設は今後の鉄鋼業の発展において不可避であろう。さらに製品需要の多角化・高度化の面からも、技術移転による既存大企業の改造、新規プラントの導入は不可避である。いわば重点企業の強化・新設が差し迫って必要となる。現状に鑑み、規制の撤廃、すなわち価格引き上げと利潤留保の拡大がただちに重点企業のテコ入れにつながることは明らかであるが、それが企業生産力の拡大に直結するか否かは別問題である。ミクロレベルの改革はさておき、技術導入の調整、資金・外貨の手当等の産業政策的介入は不可避であると判断される。

政策当局の選択としては、一方で市場化を促進し、他方で重点企業に傾斜した産業政策をとりつつ、産業組織の合理化を図るということにならざるをえない。世界の鉄鋼業の趨勢に鑑み、中小企業の整理・再編は避けられない。しかし中小企業は一面で地域経済の発展を支える存在である。その存否が地域経済に与える影響は大きい。鉄鋼業における産業組織の再編は、したがって経済の問題にとどまらず、優れて政治的な問題ということにならう。

[注]

(1) 筆者の目にするかぎり、鉄鋼にかんしてはすでに60年代より石川滋教授を中心とするアジア経済研究所の研究グループにより主として技術的側面から研究が行われており（同研究所刊『中国経済の長期展望』シリーズ参照）、70年代以降も日中経済協会の調査報告などでしばしば取り上げられている。また中国でも1985年以降、『中国鋼鉄工業年鑑』が出版されるようになり、譚・湯 [1986]、陳 [1988] などの産業組織に関する研究も行われている。

その他、産業組織論全般にかかわる日本人の研究としては、丸山 [1988]、菱田 [1990] が重要である。

(2) 田島 [1978]。なおこの作業に先行する業績として、化学肥料の市場構造分析を通じ小型化学肥料プラントの存立構造を明らかにした石川 [1974] が参照されるべきである。

(3) 田島 [1990] 参照。

(4) 田島 [1991]。

(5) 陳 [1988] 106頁。

(6) 譚・湯 [1986] 1頁。

- (7) 国家統計局 [1989] 31頁。
- (8) 譚・湯 [1986] 152, 153, 164頁にもとづく。
- (9) 以上の鉄鉱石生産についての記述は、国家統計局 [1989] 489頁。
- (10) 『毛沢東選集』第5巻、人民出版社、1977年所収。ただし、原テキストとの間に異同がある。
- (11) 田島 [1990]。
- (12) 譚・湯 [1986] 145頁。
- (13) この間の経緯については宇野重昭ほか『現代中国の歴史1949～1985』有斐閣、1986年、175頁に詳しい。
- (14) 譚・湯 [1986] 146頁。
- (15) 陳 [1988] 108頁。
- (16) 冶金工業部には直属のエンジニアリング部門が設計院および建設会社という形で各地にある。これらは各時期に枝分れする形で各地の工場および設備の建設を担ってきた。各建設会社の設立および発展の経緯については冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1986] 329-335頁に詳しい。
 なお丸山 [1988] 145頁によれば、三線建設期にも海外から若干の技術導入がはかられたようであるが、文革の影響から「数多くのトラブルが発生、結果として技術移転のコストをきわめて高くつかせることになった」という。
- (17) 陳 [1988] 108頁。
- (18) 田島 [1978]。
- (19) 陳 [1988] 109頁。
- (20) 譚・湯 [1986] 146頁。
- (21) 陳 [1988] 109頁。ちなみに第5次、第6次5カ年計画期(1976～85年)の鉄鋼関係固定資産総投資500億元のうち、32%は既存企業の更新改造に使われた。
- (22) 同上。
- (23) 周伝典「発展鋼鉄工業的幾個戰略和策略問題」『工業経済学報』1984年第1期。
- (24) 冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会 [1987] 423頁。
- (25) 譚・湯 [1986] 158頁。
- (26) 戚向東「当心小高炉再度興起所帶來的問題」(『经济管理』1985年第8期)。
- (27) 丸山 [1988] 155頁。
- (28) 国家統計局 [1989] 299頁より計算。
- (29) 譚・湯 [1986] 143頁。
- (30) 陳 [1988] 117頁。
- (31) 中国冶金企業名録編輯部 [1985] 参照。

- (32) 国家統計局 [1987] 282頁。
- (33) ただし、ここには重点企業、中小企業の数がそれぞれ変動するという問題がある。中華人民共和國冶金工業部計画司・情報研究総所 [1986] 4, 6頁によれば、周辺部分も含めた広義の鉄鋼企業数の推移は以下の表のとおり。重点企業数の増減がただちにシェアの変動に直結するとすれば、1983・84年の場合の重点企業のシェア低下は単に重点企業に指定される企業の減少で説明がつくことになるが、85年の事態は、各重点企業の生産拡大が、中小企業のそれに及ばなかったことを端的に物語る。

	1981	1982	1983	1984	1985
重点企業	130	132	102	103	114
中小企業	1118	1051	1106	1143	1204

- (34) 田島 [1978] 参照。
- (35) 董貽正「正確処理鋼鉄工業発展中の五個関係」『中国工業経済研究』1988年第3期。
- (36) 冶金部冶金経済研究所大鋼調査組 [1986]。
- (37) 房維中 [1989] 350-354頁, 中国冶金企業名録編輯部 [1985] 143頁。
- (38) 中国社会科学院経済研究所宏観経済管理課題組 [1988]。
- (39) 鉄鋼ではないが、各種生産財・消費財に対する市場封鎖の例が『日中経済協会会報』1990年5月号, 17頁に紹介されている。
- (40) 柳克鼎「鋼鉄工業技術改造の特点和経験」(『中国工業経済学報』1986年第4期)。
- (41) 冶金部冶金経済研究所大鋼調査組 [1986]。
- (42) 例えば鞍山鋼鉄公司の場合、第7次5カ年計画期間中に設備の更新・改造に24.6億元必要であるにもかかわらず、企業に留保される償却基金は15億元にとどまるという(鞍鋼経済研究所 [1987])。
- (43) 冶金工業部中国鋼鉄工業年鑑編輯委員会編 [1987] 171頁。
- (44) 証明は幾何学を用いて容易に可能であり、省略する。
- (45) 本章では十分に展開しなかったが、詳しくは田島 [1978] を参照されたい。

【参照文献】

- 鞍鋼経済研究所 [1987]「鞍鋼技術改造急需解決の幾個政策性問題」『经济管理』1987年第2期。
- 喬榮章 [1988]『中華人民共和國物価大事記』国家物価局物価研究所。
- 国家計画委員会条法弁公室 [1987]『重要経済法規資料選編』中国統計出版社。
- 国家統計局 [1987]『中国統計年鑑1987』中国統計出版社。

- [1988]『中国統計年鑑1988』中国統計出版社。
- [1989]『中国統計年鑑1989』中国統計出版社。
- 国家物価局物価研究所 [1986]『物価文件選編(1979-1983)』中国財政經濟出版社。
- 譚承棟・湯扶霄 [1986]『中国鋼鐵工業結構研究』山西人民出版社。
- 中華人民共和國冶金工業部計画司・情報研究總所 [1986]『中国鉄鋼工業統計1986』香港經濟導報社。
- 中国社会科学院經濟研究所宏觀經濟管理課題組 [1988]「地方政府行為及其機制改革」『中国工業經濟研究』1988年第3期。
- 中国冶金企業名録編輯部 [1985]『中国冶金企業名録』冶金部情報標準研究總所。
- 陳棟生 [1988]『中国産業布局研究』經濟科学出版社。
- 房維中・吳家駿 [1989]『工業企業虧損調查研究』經濟管理出版社。
- 冶金工業部中国鋼鐵工業年鑑編輯委員会 [1986]『1986中国鋼鐵工業年鑑』冶金工業出版社。
- [1987]『1987中国鋼鐵工業年鑑』冶金工業出版社。
- 冶金部冶金經濟研究所大鋼調査組 [1986]「搞好大型鋼鐵企業問題初探」『中国工業經濟學報』1986年第1期。
- 賀德龍ほか [1989]「論我国機械工業産業組織政策」『中国工業經濟研究』1989年第6期。
- 石川滋 [1974]「中国における技術発展の一研究」同氏ほか『中国の科学技術に関する一研究——科学技術資源の需要と供給のメカニズム』日本經濟研究所センター。
- 尾上悦三 [1971]『中国の産業立地に関する研究』アジア經濟研究所。
- 田島俊雄 [1978]「中国における中小鉄鋼企業の存立条件」『中国研究月報』1978年12月号。
- [1990]「中国の經濟変動——大躍進・小躍進と經濟改革」『アジア經濟』第31卷4号, 90年4月号。
- [1991]「中国自動車産業の展開と産業組織」『社会科学研究』第41卷第6号(近刊)。
- 菱田雅晴 [1990]「中国の企業組織構造」『中国の産業構造と經濟發展戦略』日中經濟協會。
- 丸山伸郎 [1988]『中国の工業化と産業技術進歩』アジア經濟研究所。

第6章 郷鎮企業論

I はじめに

1978年末の第11期3中全会後の、一連の経済体制改革のなかで最も注目されている成果の一つは、郷鎮企業の発展がもたらした農村における工業化の進展の事実であろう。

今日、郷鎮企業とは、農村地域に立地する、個人経営農家を除く、すべての業種にわたる非国営の企業群を指し、かつての人民公社時代の社隊企業の系譜を引く町・村営の公営企業に加え、個人経営、共同経営の私営企業、および公私混合経営企業など、多様な所有形態の企業を含む。経営規模においても、家族のみを従業員とし、ごくわずかの資金しか持たない零細経営から、従業員が2000人を超える、旅行用靴の生産工場や年間粗生産額が1億元を上回る化学繊維染色仕上げ工場（いずれも、江蘇省沙州県で、数値は1985年段階のもの）などの公営企業まで、その範囲は広い。1988年末の概況は表1にみられるとおりである。なお、後にも見るように、農村の非国営企業の名称、範疇は84年3月14日付の国务院通達で変更される。本章では、便宜上、78年までの時期については社隊企業、79年以降は郷鎮企業と呼ぶこととする。

この郷鎮企業の発展動向が中国内外の研究者の関心を集める理由は以下の4点に要約される。

① 公営企業の製造業部門（鋳業、木材の伐採・運送を含む）の名目の生産額は、1979～88年の10年間に、年平均で約25%増の急速な成長を遂げ、88年には全国の工業総生産額の約20%に達している（郷鎮企業全体では約25%）。第3次部門の成長も目覚ましく、今や郷鎮企業が単に農村経済のみならず、国民経済体系のなかで不可欠のセクターとなっている。

② 農家経営請負責任制（農業生産責任制）の導入の結果として顕在化し

表1 郷鎮企業の件数の推移

(上段は件数, 単位は万件, 下段は1企業当たりの従業員数)

		合計 (下段は平均)	農業	工業	建築	交通・ 運輸	商業・ 飲食
1978	郷鎮=公営企業	152.42 18.5	49.46 12.3	79.40 21.8	4.67 50.5	6.51 15.9	12.38 11.7
1988	公営企業	159.00 30.8	23.28 10.7	99.73 35.2	7.31 116.9	5.83 17.1	15.43 7.2
	個人企業	1,609.18 2.3					
	共同経営企業	119.99 8.1					
	郷鎮企業	1,888.16		773.52	95.58	372.55	623.23

出所) 1978年および88年の郷鎮企業は国家統計局 [1989 a] 245-246頁,

1988年の, 公営企業, 個人企業, 共同経営企業は中華人民共和國農業部[1989] 210-211頁より算出,

た, 農業部門の余剰労働力の雇用吸収効果が著しく, 1988年末には農村地域の労働力総数の約24%にあたる9500万人以上に就業機会を提供している。この「離土不離郷」(離農しても, 離村せず)として知られる, 農村地域で移住を伴わない, 農業部門から非農業部門への労働移動, ならびに郷鎮企業の先進地域で, 農村の経済, 政治, 文化面での中心地として建設が進む, 小城鎮への一部農村労働力の移住は, 完全ではないにしろ, 農村の余剰労働力が大量に大都市へ流入することを抑止する効果をもっている。

③ 一部沿海地域の製造業部門の輸出が順調に伸び, 外向型開発戦略を推進する原動力となりつつある。1988年初頭に議論が沸騰した, 労働集約部門の商品輸出拡大を梃子に工業化を促進する, という沿海開発戦略構想も, それまでの郷鎮企業による輸出実績が一つの論拠となっている。

④ 中央政府による投資や補助もなければ, 原材料の計画的な割り当てもなく, 販売ルートを保証もないという不利な状況のもとで, 郷鎮企業が急速な成長を遂げた要因は, 独立採算, 損益自己負担を原則とし, 市場動向に敏感な企業体質にあり, それは国営企業の制度改革のモデルになっている。

このような成果の反面, 郷鎮企業の急速な成長が, 原材料の不足, 価格の高騰をもたらしてインフレを加速したり, 国営企業との競争を激化させるなど, 国民経済の発展にマイナスの影響を及ぼしたことも事実である。また, その経営基盤は概して脆弱であるために, マクロの経済政策, さらには政治

情勢に左右されやすく、これまでもしばしば大量の企業が倒産、閉鎖に見舞われてきた。

しかし、それらの問題点を含めて、11年間の農村工業化の経験と実績は、途上国における工業化戦略に関わる議論に多くの論点を提供しているといえよう。

本章のねらいは、こうした問題意識から、いかなる条件のもとで郷鎮企業の発展が可能であったのかを解明することにある。論ずるにあたってはまず、従来の議論の主要な論点を整理し、郷鎮企業の発展をもたらした要因を検討する手がかりを見いだすことにする。ついで、郷鎮企業の発展動向とその要因を究明し、さらに、そうした発展をもたらした企業体質の特質にもふれることとする。そのことを通じて、今後の郷鎮企業の発展の可能性と問題点、開発戦略としての有効性と限界を明らかにしたい。なお、対象とする時期は、1988年までとし、必要に応じて最近年の事情にもふれることとする。

II 農村工業化をめぐる主な論点

はじめに、開発戦略として郷鎮企業の発展をどう捉えるか、についての議論を紹介しておこう。

中国の研究者の間では、前節の②の実績を、単に中国における経済改革の成果に留まらず、途上国における新たな工業化戦略を模索するうえで一つの素材を提供している、として高く評価する見解が一般的である。そこには、先進諸国の原蓄期、および今日の途上国の工業化過程における、農工間の不均等な発展、農村、農業の衰退、大都市におけるインフォーマルセクターの膨張などの現象を克服すべき経験として捉え、郷鎮企業の発展を軸とする農村の工業化は、まさにそれらの諸矛盾を解決できる、新たなタイプの工業化戦略である、という共通した意識がうかがわれる。

工業化戦略といっても、まとまった理論体系をなしているわけではないが、その骨子は、農村経済を非農業部門＝郷鎮企業と農業部門から構成される二重構造であることを前提としたうえで、郷鎮企業が農業部門の余剰労働力を吸収しつつ発展することにより、その二重構造が解消され、国民経済の一元

的な近代化へのステップとなる、という内容である。つまり、ルイス流の、都市の近代工業部門と農村の伝統農業部門からなる二重構造論の類推から、農村地域での工業化のシナリオを描く、いわば農村地域2部門間モデルともいうべき理論仮説である。⁽¹⁾

新たな開発理論の構築を指向する魅力的な構想であることは否定できないが、農村地域が一つの経済単位であることを前提とし、都市＝近代部門との連関性を不問に付すなど、開発理論として完成するには、少なからぬ問題点を残していることは否めない。しかも、理論として体系化するには、「離土不離郷」型の労働移動は、現実には戸籍制度により、農村から都市への移住が厳しく制限され、また、国営企業が、過剰就業状態にあるうえに、人事採用はオープンに行われていない、という中国に特殊な事情によるところが大きい点を考慮する必要がある。

しかしそれにも関わらず、今日の開発途上国の工業化過程において、工業部門の成長率が相当高い水準を維持する一方で、農業部門の余剰労働力が吸収されず、大都市でのインフォーマルセクターが累積的に拡大し、失業問題が深刻化するという現実には照らすと、郷鎮企業の発展を基礎とする、農村工業化についての研究の深化が開発理論に資するところ大であるように思われる。

こうした肯定的な評価に対し、80年代中頃から、「離土不離郷」型の労働移動の限界が指摘されるようになる（『経済参考』1988年10月7日）。

もともと、「離土」といっても、完全な脱農はごくまれなケースであり、郷鎮企業の就業者はほとんどすべてが、請負耕作地が配分される兼業農家層であった。所得水準の如何を問わず、いずれの農家も、都市戸籍をもつ住民とは異なり、食糧の配給を保証されているわけではない。しかも、郷鎮企業の経営は、マクロの経済政策、政治情勢の影響を受けやすく、経営基盤は一般に脆い。したがって、郷鎮企業の従事者は、最低限の飯米を安定的に確保する必要があり、農業外収入が豊かな場合でも不確実な将来に備えて、請負地の耕作権を転貸せず、粗放経営を行ったり、荒廃させたままにしておく例が少なくない。このことが、1985年以降の穀物生産の停滞をもたらす一つの要因となっているのである。

さらに、1988年頃から、「離土不離郷」型の労働移動の限界に関連して、郷鎮企業を中心とする農村の工業化戦略そのものを問い直す議論が展開されるようになる。論点は、次の二つの点に要約される。

第1は、都市化は工業化の必然的な所産であり、都市化がもたらす集積効果を軽視した農村の工業化論は有効な開発戦略とはなりえない、とする見解である。その論拠として、郷鎮企業の経営にしろ、小城鎮の建設にしろ、規模が小さく、分散しているために、資源利用の面でスケールメリットを發揮できず、投資効率が悪い、という点を挙げている。

そして第2の点は、現行の「離土不離郷」型の労働移動は、中国に特殊な都市・農村間の二重構造を解消するどころか、住民間の生活面での格差を固定化する、という批判である。これは、農民の都市への移動を制限しているうえに、都市戸籍をもつ、国営企業の就業者に与えられている、食糧、年金、各種手当、住宅配分など厚生面でのさまざまな優遇措置は続けるという、実情に対する批判であり、経済政策に留まらず、社会政策、さらには政治体制の改革に関わる課題を提起している⁽²⁾。

こうした批判は、たしかにこれまでの工業化の問題点を突いているが、そこから提起される代替的な戦略、自由な労働移動を前提とした、中規模都市を工業化の中核とする、中規模都市と農村間の2部門間モデルがどれほど現実にも有効性を持ちうるかは疑問である。それはともかく、従来の工業化の限界を指摘する研究者でさえも、立地条件を活かした郷鎮企業の発展とその雇用吸収効果を高く評価していることも事実なのである。つまり、上記の二つの論点は、郷鎮企業の発展と「離土不離郷」型の労働移動を、都市の近代工業部門、および農業部門との関係を視野に入れた、国民経済の開発戦略体系のなかでどう位置付けるべきか、を課題として提起している、といえよう。

ところで、政策担当者の間では、その活動が国民経済にマイナスの作用をもたらしている、という理由から、郷鎮企業を統廃合すべきであるとの見解が根強く存在している。

それは、一つには、郷鎮企業が高収益を期待できる業種において、乱立する傾向にあるうえに、一般に設備が旧式であるために、資源・エネルギーを浪費するからである。さらにより深刻な問題は、原材料の確保、製品の販路

をめぐって、国営企業との間、あるいは郷鎮企業間で競争が激化し、そのことが国営企業の経営上の障害となるとともに、原材料の価格の高騰をもたらし、インフレを引き起こす要因となっていることである。現実には、天安門事件後、経済引き締め政策の一環として、郷鎮企業を統廃合するための直接、間接の措置が講じられ、その結果、倒産、閉鎖する企業が続出したことは記憶に新しい。

しかし、1990年6月には国務院が、不況の長期化によって増大した失業者に対して雇用機会を拡大する必要から、農村地域の公営企業条例を發布し、再び郷鎮企業の育成に乗り出した（『日本経済新聞』1990年6月20日）。この事実が示すように、郷鎮企業が中国の経済改革の成否を左右するほどの重要なセクターとなっていることは否定し難い事実なのである。さらにまた、国営企業の体制改革の難航が予想されるなかで、郷鎮企業の経営者層のなかから今後の中国経済をリードする企業家が輩出することを期待する向きも少なくない。

要するに、双軌制のもとの国民経済体系のなかで、メインセクターとしての国営企業に対し、サブセクターである非国営企業がいかなる合理的な位置関係を保ちうるか、を検討することが迫られている、といえよう。

以上の他にも、個々の論点については、本論のなかで取り上げることとして、最後に、前節の④に関わる、郷鎮企業の企業体質にふれておくこととする。

かつて、趙紫陽が沿海開発戦略の推進を表明した談話のなかで言及したように、郷鎮企業の発展要因といえば、市場競争に適応できる企業体質にある、とする見解がいわば常識として定着している（『人民日報』1988年1月23日）。国営企業の体制改革が重要な政策課題となるなかで、「鉄飯碗」の体質を持ち、「大鍋飯」を食べる習性を打破するためには、独立採算、損益自己負担を原則とする郷鎮企業の管理機構を国営企業に導入すべきだ、とするキャンペーンもしばしば張られてきた（『人民日報』1988年8月12日）。

けれども、郷鎮企業は必ずしも、効率性を重視する、合理的な経営組織ではない点に留意する必要がある。たしかに、郷鎮企業は利潤の最大化を目指して、市場動向に敏速に対応するものの、その内実はといえば、経営効率を

重視し、一般に慢性的な赤字を抱え、それでも存続し、操業することが可能な企業体質なのである。そうした企業体質こそ、国民経済を攪乱させる要因⁽³⁾であるとして、経営組織の合理化の必要性を主張する人も少なくない。この点は、後に詳しくふれることとして、ここでは、郷鎮企業の企業体質についてのコンセンサスは、市場動向に敏感である、という点にあり、経営の合理性にあるのではないことを強調しておきたい。

さて、これまで紹介してきた議論を含めて、従来の郷鎮企業に関する研究は、サブセクターとしての非国営企業が農村地域において急速に発展することが可能となる、マクロ的な条件とメカニズムについての分析が不十分であった。この点の分析を通して、農村工業化の実績を再検討することが、開発戦略に関わる議論を活性化するうえで不可欠であると思われる。

III 農村工業化政策の展開

1979年の11期3中全会にはじまり、84年の12期3中全会を経て、87年の13回全国代表大会に至る過程で、経済体制改革は、市場原理を効果的に作動させる方向へ進んできたとみることができる。現実には、依然大きな比重を占める公有制を基礎とする計画経済の領域に規制されながら、市場原理が機能する経済の領域が、紆余曲折を経て次第に拡大してきた、といえよう。こうした潮流のなかで、郷鎮企業の経営活動が許容されることになる。

本節では、人民公社時代の社隊企業の発展過程の特質を指摘したうえで、中央政府が、郷鎮企業の経営活動に対する規制を緩和するために講じた一連の措置を概観し、それまでの農業支援、自立的な地域経済圏の形成を指向した農村工業化政策がどのように転換したかについて検討する。

1 社隊企業の発展

中国の研究者の間では、改革路線を支持する立場から、3中全会後の郷鎮企業の発展を1970年代の農村工業化とは断絶した、「無から生じた」過程として捉える向きが少なくない。しかし、いかに3中全会後の発展が劇的とはいえ、郷鎮企業が突如開花したというのでは事実認識においても、論理的に

表2 社隊企業の生産額の推移

(億元, 括弧内は対前年増加率%)

	社隊企業生産額	うち工業生産額	うち公社工業生産額
1971	102	78	39
1972	123 (20.6)	94 (20.5)	46 (17.9)
1973	141 (14.6)	103 (9.6)	55 (19.6)
1974	167 (18.4)	129 (25.2)	67 (21.8)
1975	213 (27.5)	169 (31.0)	87 (29.9)
1976	272 (27.7)	243 (43.8)	124 (42.5)

出所) 中国農業年鑑編輯委員会 [1986] 321頁。

も不自然であろう。そこでまず、70年代の社隊企業の発展動向を概観しておく。

表2にみられるとおり、1971～76年には社隊企業の生産額の名目の伸び率は、政治状況の影響を受け、変動があるものの、年平均21.6%、人民公社経営の工業生産額に限ると26.0%に及ぶ。また77、78年には、社隊企業総生産額が前年比それぞれ、43.7%、25.4%の伸びをみせ、社隊企業の就業者が農村総労働力の9.5%に相当する、2800万人以上に達し(『人民日報』1979年9月10日)、3中全会後の郷鎮企業の発展に劣らぬ成長の実績を示している。

省レベルにおいても、例えば、福建省の社隊企業の1973～76年の総収入額の名目の伸び率は28.9%に達している⁽⁴⁾。また、蘇南モデル地域一帯においては文革期の社隊企業の発展の目覚ましきはよく知られているとおりであり、その中心の一つ、塘橋郷に関しては、徐元明・葉鼎が70年以降85年までの農村工業化の連続的な発展過程を描出している⁽⁵⁾。

したがって、3中全会後の郷鎮企業の発展の特質を検討するうえで、単に市場原理の導入による結果としてではなく、1970年代の農村工業化の進展からの連続的な過程として捉える視角が必要不可欠である。そうした観点からの数少ない論稿の一つに、徐寛・沈曉莉・孫方明がある⁽⁶⁾。

それによれば、1950年代の、労働力を含む生産要素の逼迫状況のもとでの、強引な重工業偏重の農村工業化政策の失敗は当然の帰結としても、人口が急増する70年代においては、不足する農業資金を、農村経済の多様化、特に社隊企業の発展を通して調達する必要性があり、現実以下のような発展の可能性があった。それは、①指令性計画管理体制のもとでは、資源配分の方式

が現実の、多様で可変的な社会の需要に対応できず、空隙が生じ、いったん管理体制が緩むと、中小の企業は隙に乗じて入り込むこと、②農業部門の余剰労働力の有効利用、③投資資金が少なく、生産能力は短期間に形成され、効果がすぐに現れるなど、国营企業に対する有利性、④労働集約型企業として、労働資源の合理的利用。

つまり、社隊企業が急速に成長する背景には、指令性計画経済体制のはざまに、さまざまな制約のもとでの、半合法的な「市場」が存在し、中央政府もそれを黙認するという事情があった。そうした環境のなかで社隊企業が利潤を追求する動機は、人民公社、生産大隊、生産隊に資本形成を委ねられていたからであり、高利潤を獲得することができたのは、いわば小回りが利く、小規模な経営体であるがゆえに、「市場」動向に敏感に反応し、収益が期待できれば参入し、そうでなければ撤退、転業することが可能であったからである。

人民公社制度のもとで、さまざまな制約を受けながらも、地域レベルの非農業部門において資本形成を推進する機会が既に存在し、3中全会後の郷鎮企業にみられる行動原理が培われていた、とみることができるであろう。

ところで、周知のように、この時期の農村工業化政策のねらいは、農業の近代化を基礎に、自立的地域経済圏を形成することであり、その目的を達成するために鉄鋼、機械、化学肥料、セメント、石炭の五小工業の発展が特に推奨されていた。1978年の時点での社隊企業による生産額の構成比をみると、機械、建材の両部門で総生産額の53%、さらに冶金、化学、石炭・コークスを加えた、五小工業に関連する5部門の合計が68.9%、電力、石油をも加えると69.5%と、投入財、中間財の生産額が全体のほぼ7割を占めている。この限りでは、社隊企業の産業部門別生産構造は、中央政府の農村工業化政策を反映していた、といえるであろう。⁽¹⁾

こうした「市場」環境が、商品経済の原理の導入によって農村経済の活性化を凶ろうとする、3中全会後の政策転換を契機に、どのように変貌するかを次項で検討する。

2 3 中全会後の市場形成過程

双軌的な経済体制のもとでの農村工業化政策の基調は、農村の経済体制改革がスタートした直後、1979年7月3日付で国务院が發布した「社隊企業を發展させるための若干の問題に関する規定（試行草案⁽⁸⁾）」に示されている。そこで、この規定をやや詳しくみておくことにする。

まず、郷鎮企業の發展の目的は、第一義的には農業生産に、さらに、国民生活、大工業、輸出の振興に奉仕することであり、経営にあたっては、「因地制宜」（各地の事情にふさわしい方法、手段）の原則のもとに、現地の資源を基本とし、原料、動力の確保をめぐって、先進的な大規模工業と争奪することは避けるべきであるとしている。そして、郷鎮企業の経営を許容される範囲として以下のような業種を挙げている。

- ①農業関連の消費財、生産財の生産。つまり、農副産品加工、中小農具製造、農業用機械の修理とその部品加工、肥料・農薬・飼料加工。
- ②工業用原料、エネルギー、建築材料の採掘、生産・加工。具体的には、石炭、鋳産物の採掘、選鋳、メタンガス、レンガ、石灰、セメントの製造、水力・火力による1200万ワット以下の規模の発電。
- ③建築、運輸、荷物の積み降ろし。
- ④伝統的な工芸品、輸出向け商品の生産、および補償貿易。
- ⑤縫製、修理、旅館、飲食業。

さらに、条件の許す地方では、

- ⑥大規模工業の部品・半製品の生産請負。
- ⑦半端なもの、あるいは余分な原材料、廃棄物などを利用した小規模な化学、金属、冶金、および日用百貨の生産。

郷鎮企業の経営原則に関してはおよそ次のように規定している。まず、原材料の購入、製品の販売は、各種の方法で国民経済計画に組み入れるべきものは組み入れるが、人民公社が独自に生産計画を立ててもよいとしている。また、企業の運営にあたっては、独立採算、損益自己負担を原則とし、外部からの介入を戒め、行政当局に対しては必要に応じて、減免措置を採るべきことなどを強調している。

みられるように、郷鎮企業はかつての五小工業の領域に留らず、多方面の

業種へ参入することが合法化される。特に、国民経済体系のなかで、国営大規模企業のサブセクターとして、消費財供給、サービスの促進、輸出の拡大に貢献することが、新たな郷鎮企業の役割として重要視されるようになる。むしろ建前としては、農業支援を郷鎮企業経営の優先的課題として掲げているものの、農家経営請負制の普及、人民公社制度の解体と並行して、現実には農業の近代化を基礎とする地域経済圏の確立という、従来の農村工業化戦略は現実には消滅することになる。

そして、企業の運営にあたっては、計画経済の領域との関連をもちながらも、経済改革、対外開放を推進する基本政策のもとで、市場原理を原則とすることが認められることになるのである。

このような市場経済の領域での合法的な企業経営が具体的にどのように拡大したのかをみておくことにする。

まず、郷鎮企業の営業活動は空間的な広がりを見せるようになる。従来、郷鎮企業の活動範囲は、「因地制宜」の前提のもと、「三就地」＝「就地取材、就地加工、就地銷售」（原材料の確保、加工、販売を現地で行なうという）の原則に従い、建前としてはローカル市場に限定されていた。しかし現実には、行政当局によるコントロールがないままに、「三就地」の突破が進み、ことに1984年以降、県はおろか省を越えた、かなり広い範囲で原材料の調達、製品の販売を行なう企業が増加し、そのような趨勢を是認する風潮が支配的となる（『中国郷鎮企業報』1985年1月9日）。1985年の時点で、200の大型の郷鎮企業（平均就業者数369人）を対象とした調査によれば、市場競争の激しさから、製品のうち35%が省外へ販売されていた、という。こうして、町村のレベルの需要と供給に根ざし、ローカルな範囲での活動を基本としていた社隊企業の性格は大きく変貌することになる。

こうした営業活動の空間的な拡大を促進したのは、流通面での一連の規制緩和措置である。1983年2月26日付の「農村の商品流通体制の改革に関する若干の問題についての試行規定」、1984年7月19日の「農村の商品流通工作をさらに一步よりよくするための報告」などにおいて中央政府は、国営商業企業と供銷合作社以外の各種流通ルートの発展を奨励するとともに、一定の条件のもとで、農業用投入財、日用品などを自由価格で販売することを許可

し、また、都市に農産物と郷鎮企業の製品を扱う卸売市場を設置することを認可した。

こうして郷鎮企業が市場原理に基づいて経営をすすめる環境は制度的に整備され、それに伴い、原材料の確保、製品の販路も市場への依存度を強くする。市場への依存度は、地域や、原材料・エネルギー、製品の種類、また企業が公営か私営であるかにより異なるが、80年代初めの全国的なおよその割合として、郷鎮企業が調達する原材料のうち、20%は各級の計画配分による割当て、80%は市場での買い付けによるものであった。また、製品の出荷量のうち、5%は計画に基づく統一買い付け分、35%が国営企業、あるいは内外の貿易関係機関からの受注分、60%が自主生産、販売分であった。⁽¹⁰⁾

郷鎮企業の経営の拡大はまた、金融機関からの資金借入れ規制が緩和されたことによるところが大きい。一連の金融改革が進むなかで、国務院は1984年8月6日付で、中国農業銀行の「信用合作社の管理体制改革に関する報告」を批准する。この報告は、信用合作社の「官営」から「民営」への移行による、独立採算、損益自己負担を原則とする金融組織としての改組、特に民間の貸付・借入れの重視を提言している（『人民日報』1984年8月13日）。この批准を受けて、郷鎮企業への貸付は急速に伸び、郷鎮企業の急速な成長を促進することになる。

さらに、郷鎮企業の発展に関わる措置として、1984年10月13日付の国務院の「農民が集鎮へ入り、定住することの問題に関する通知」によって、農村戸籍をもつ住民が、小城鎮へ移住することを合法化したことがあげられる。この措置により、農業部門の余剰労働力が定住を前提に、郷鎮企業へ就業することが可能となった。ただし、県政府の所在地である鎮には適用されず、新移住者は食糧、食用油の配給を受けられない、など必ずしも、余剰労働力を小城鎮の郷鎮企業へ誘導する効果を持ちえていない。これまでのところ、労働移動の範囲は、かなり限定されているのが実情のようである。

一方、郷鎮企業の所有制度は、1984年3月1日付の国務院通知、「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告」によって大きく変化することになる。この通知は、人民公社制度の解体に対応して、社隊企業のうち、公社、生産大隊、生産隊が経営する企業をそれぞれ郷弁企業、村弁企業と名称を変

更したうえで、個人経営、各種共同経営をも含む、農村地域に立地する企業の総称として郷鎮企業の名称を用いることとしたものである。通知はさらに、各級の党・政府に対して、郷鎮企業を国営企業と同列に扱い、必要な援助を与えるように求めている。

個人企業については、國務院の同年2月27日付の「農村の個人経営の商工業に関する若干の規定」ですでにその存在を合法化し、発展を奨励していたのであるが、ここにおいて、建前としては、郷、村政府が所有する公営企業と同一に扱われることになる。さらにその後、1988年6月25日付で國務院が発布した、「中華人民共和国私営企業暫行条例」により、8人以上を雇う私営企業も合法的存在として、営業の自由が保証されることになる。

こうして、私営企業を含む非国営企業は、建前として国営企業と差別されないことになり、文字どおり、合法的な存在となるのである。しかし、現実には、「放」と「収」を繰り返す政治状況に左右され、86年後半から翌年1月にかけてのブルジョア自由化反対運動、および天安門事件後今日に至る、「収」の時期には個人経営の企業はもとより、公営企業も直接、間接の規制をこうむり、倒産、閉鎖に追い込まれる企業が続出することになる。つまり、郷鎮企業は依然として、政治情勢の影響をこうむりやすい、不安定な存在なのである。

3 中全会後の農村工業化政策の基本的な方針は、経営活動に対する規制を緩和し、経営の拡大を促進する環境を整備することによって、郷鎮企業の発展を図ることにあつた、といえよう。こうした政策を推進する中央政府のねらいは、自ら投資を負担することなく、農村の集団、個人の自助努力によって、農家収入の増大、雇川機会の拡大、および税の増収を実現することにあつた。つまり、従来のように、五小工業を基礎に地方の自立的経済圏の形成を指向するという、明確な開発戦略に基づくのではなく、いわば戦略なきレッセフェールな発展がこの12年間の農村工業化過程の特徴といえよう。

次節では、メインセクターとしての国営企業との関係に着目しつつ、郷鎮企業の成長の軌跡とその要因を検討する。

IV 郷鎮企業の發展動向とその要因

1 農村經濟構造の変化

産業部門別發展動向 まず表3で、公営工業企業について1978～88年の生産額の推移をみると、385億元から3550億元へと9倍強に増加する。この間の名目の年平均増加率は24.9%に及ぶ。同じ期間の国营企業の工業部門の増加率は12.1%であるから、郷鎮工業の生産額の伸び率は国营工業のその2倍を上回ることになる。

この10年間の各年ごとの成長率の変動幅は大きく、政治状況と関連して、經濟政策の基調が「収」か、「放」かによって左右されやすい郷鎮企業の性質を物語っている。しかし、1980年代には一貫して全国總生産額を大幅に上

表3 郷鎮企業の生産額の推移と社会總生産額に占める比率

(単位:億元, ()内は対全国生産額比, []内は対前年伸び率)

	工業			建築	交通運輸	商業飲食
	(1) 工業總生産額	(2) 郷・村營工業 (總額比%)	(3) 郷鎮工業 (總額比%)			
1978	4,237	385 (9.1)		35 (6.2)	19 (9.3)	18 (4.1)
1979	4,681 [10.5]	424 (9.1) [9.9]		47 (7.3)	23 (11.0)	17 (4.2)
1980	5,154 [10.1]	509 (9.9) [20.3]		60 (7.8)	25 (10.0)	23 (5.2)
1981	5,400 [4.8]	579 (10.7) [13.7]		70 (9.4)	25 (9.7)	32 (6.5)
1982	5,811 [7.6]	646 (11.1) [11.5]		100 (11.0)	29 (10.1)	37 (7.8)
1983	6,461 [11.2]	757 (11.7) [17.2]		136 (12.9)	33 (10.4)	47 (8.6)
1984	7,617 [17.9]	1,035 (13.6) [36.8]	1,245 (16.3)	217 (17.2)	47 (12.1)	148 (21.5)
1985	9,716 [27.6]	1,423 (14.6) [40.9]	1,827 (18.8) [46.7]	310 (18.7)	41 (8.4)	483 (43.0)
1986	11,194 [15.2]	1,820 (16.3) [27.6]	2,413 (21.6) [32.2]	523 (25.7)	256 (42.8)	280 (22.5)
1987	13,813 [23.4]	2,450 (17.7) [31.5]	3,243 (23.5) [34.4]	642 (26.4)	258 (37.8)	411 (27.8)
1988	18,225 [31.9]	3,550 (19.5) [44.9]	4,529 (24.9) [39.7]	828 (27.9)	473 (57.0)	695 (35.4)

出所) (1)は國家統計局 [1989 a] 51頁, (2)の1978～83年は國家統計局 [1989 a] 247頁, 1984年は中華人民共和國農牧漁業部 [1984] 145頁, 1985～1987年は國家統計局 [1988] 310頁, 1988年は國家統計局 [1989 a] 263頁, (3)は國家統計局 [1989 a] 247頁, 工業以外は, 國家統計局 [1989 a] 247頁, 社会總生産額は同書44頁。

回る伸びをみせている。おおまかにみて、前半（1979～83年）と比較して、経済過熱が問題視された後半（1984～88年）には成長率が加速し、平均して2倍以上の水準に達する。つまり、前半の成長率は年平均名目で14.5%であるのに対し、後半4年間は40.9%に達する。さらに、個人経営等を加えた郷鎮工業全体の85～88年間の成長率は38.1%と、異常ともいえる高い水準の増加率を記録している。

この間、全業種の公営郷鎮企業の、1従業員当たりの固定資本額は、643元（1978年）から2522元（1988年）へと3.9倍に増加する⁽¹²⁾。工業企業に限るとこの数値を上回るとみられ、成長は外延的拡大によるところが大きいことをうかがわせる。また、郷営の工業企業が1949～85年に投資した固定資本の累計額は381億元に達する。その年代別構成比をみると、81～85年の期間に37年間の投資累計額の65.6%、特に85年度だけで26.6%が集中している。物価上昇分を割り引いて考慮する必要があるものの、ここ数年で設備投資の量的拡大が急テンポで進み、80年代後半の急成長をもたらした、とみてよいであろう⁽¹³⁾。

なお、後半の超高速の成長要因については、さしあたり、前節でふれた、農業銀行、信用合作社による貸付規制の緩和によるところが大きいことを指摘しておく。また、1989年の景気の大大幅な落ち込みにもかかわらず、郷鎮企業は前年比15.8%増の成長率を維持していることもあわせて指摘しておこう（『中国郷鎮企業報』1990年6月5日）。

こうした高成長の結果を反映して、全国の工業総生産額に占める、公営工業企業の生産額の比率は、1980年前後には1割前後だったものが、88年には約2割に上昇し、また、88年の、郷鎮工業企業全体ではおよそ25%に達している。

工業部門の発展に誘発されて、建築、運輸・交通、商業・飲食の非農業各部門の生産額の伸びも著しい。各部門の社会総生産額全体に占める比率は表3にみられるように、急速に上昇している。

郷鎮企業が今や、非農業部門において、単に農村経済に留まらず、中国経済を支える重要なセクターとなっていることは明らかであろう。

非農業部門の日覚ましい発展とは対照的に農業部門においては、農家経営

請負責任制の普及を反映し、集団経営を継承する農業企業による生産額は農業総生産額のわずか2%前後に過ぎない(1978年2.6%, 84年1.6%, 88年2.0%)。しかも、この間、農村社会総生産額に占める工業部門の比率は19%から38%へと倍増しているのに対し、農業部門の比率は69%(78年)から47%(88年)へと大幅に低下している。その他の部門はほぼ横ばいであることから、全国規模でみた場合、農村地域においては、従来の穀物モノカルチュアから脱皮し、工業部門を重要な構成要素とする新たな経済構造へ変化する傾向を示している⁽¹⁹⁾。

雇用吸収 表4で、産業部門別の就業者数の推移をみると、農業部門においては減少、交通・運輸部門では横ばい、それ以外では、公営、非公営を問わず増加する傾向にあり、特に工業部門の増加が著しい。その結果、1988年度には郷鎮企業の就業者総数は9545万人に達し、農村労働者総数4億870万人(郷村労働者4億67万人と国営農場の労働者803万人の合計)の23.4%を占めるに至っている(公営の農業企業就業者を差し引いた、非農業部門の就業者9295万人の比率は22.7%)。

この事実こそ、郷鎮企業の発展がもたらす雇用吸収効果として高く評価されているのである。だが、この数値をもって、失業者を解消しつつ、農業部門から第2、3次部門への産業間の労働移動がスムーズに進んでいるとみなすのは早計であり、移動の内実をみておく必要がある。

まず、公営企業の就業者に限定して1978~88年の10年間の推移をみると、農村労働者総数に占める割合は、78年の9.0%から88年の12.0%へ上昇する(非農業部門に限定した比率は7.1%から11.4%)。この間の農村労働力の新規の増加数9521万人のうち、21.7%にあたる2067万人を郷鎮企業が吸収したことになる。この期間に公営の農業企業の就業者は608万人から250万人へと大幅に減少するのに対し、非農業部門の増加数は2426万人にのぼる。したがって、非農業部門に、農村労働力の増加分の25.5%が吸収された計算になる。さらに、公営の工業企業に限定すれば、農村労働者総数に占める割合は、78年の5.5%から88年の8.6%へと上昇する。この11年間の増加数1772万人は、農村労働力全体の増加数の18.6%に相当する。

一方、非公営の個人経営、ならびに共同経営などの企業は、1984年以降、

表4 産業部門別就業者数の推移

(単位、万人)

	1978	1979	1980	1981	1982	1983
農 業	608	533	456	380	344	309
工 業	1,734	1,814	1,942	1,980	2,072	2,168
建築業	236	298	335	349	421	483
交通・運輸業	104	117	114	107	113	110
商業・飲食業	144	146	153	153	162	165
合 計	2,826	2,908	3,000	2,969	3,112	3,235
農村労働力	31,349	32,506	32,635	33,343	34,533	35,357
対農村労働力比						
1) 全郷鎮企業	9.0%	8.9%	9.2%	8.9%	9.0%	9.1%
2) 非農業労働力	7.1	7.3	7.8	7.8	8.0	8.3
3) 工業企業労働力	5.5	5.6	6.0	5.9	6.0	6.1
	1984	1985	1986	1987	1988	
農 業	284	252	241	244	250	
工 業	a 2,549	2,782	3,041	3,339	3,507	
	b 3,656	4,137	4,761	5,265	5,703	
建築業	a 683	790	807	828	855	
	b —	—	1,270	1,364	1,485	
交通・運輸業	a 129	114	110	107	999	
	b —	—	541	615	684	
商業・飲食業	a —	—	100	105	112	
	b 455	1,686	1,122	1,288	1,423	
サービス業	a —	—	42	42	40	
	b —	—	—	—	—	
公営企業合計	① 3,849	4,152	4,392	4,702	4,894	
個人企業	② 702	1,881	2,562	3,156	3,675	
その他	③ 656	946	984	918	977	
郷鎮企業(①②③)合計	5,207	6,979	7,938	8,776	9,545	
農村労働力	36,623	37,848	38,782	39,801	40,870	
対農村労働力比						
1) 全郷鎮企業	14.2/10.5	18.4/11.0	20.5/11.3	20.0/11.8	23.4/12.0	
2) 非農業労働力	13.4/9.7	17.8/10.3	19.8/10.7	21.4/11.2	22.7/11.4	
3) 工業企業労働力	10.0/7.0	10.9/7.4	12.3/7.8	13.2/8.4	14.0/8.6	

注) 1983年まではすべて公営企業。1984年以降は上段aは公営企業、下段bは公営企業を含むすべての範疇の郷鎮企業。なお、1984～88年の構成比は、左側が全郷鎮企業のみ比率、右側は公営企業の比率。

出所) 1984年以降の公営企業は、中国農業年鑑編輯委員会 [1985] 128-129頁、同 [1986] 160-161頁、同 [1987] 284-285頁、同 [1988] 310-311頁、同 [1989 a] 208-209, 212-213頁、それ以外はすべて、国家統計局 [1989 a] 246頁。

就業者数は急速に増加し、1988年には、個人経営3675万人、共同経営977万人に達し、その合計4652万人は郷鎮企業全体の件数の91.6%、就業者数は公営部門にほぼ匹敵する48.7%に及ぶ（個人経営に限定すると、38.5%）。つまり、農村の工業化による非農業部門への労働移動、雇用吸収の進展といっても、1件当たり平均就業者数2.3人の個人経営や、8.1人の協同経営の零細企業、とりわけ前者によるところが大きいのである。

しかも、実質は個人経営でありながら、国営、公営企業の名義を借りて、営業し、関係機関へ登録する「掛戸経営」が相当の数に達するとみられる。これは、金融機関の口座開設や、販売市場の開拓にあたって公的企業の信用を必要とすることや、私的経営であるために白眼視されることを避けたり、あるいは脱税の目的で、広い範囲で行われている⁽¹⁵⁾。これら実質的には私的経営である企業の就業者も、公営企業の就業者として算入されている可能性は高い。

雇用吸収効果に関してさらに留意すべき点は、農家経営請負責任制と関連した、産業別就業者の統計に関わる問題点である。請負責任制のもとで、各戸に均等に請負農地が割り当てられ、当然のことながら、上記の非農業各部門の就業者もすべて、請負地を占有している。すでに指摘したように、公営企業の就業者、私企業の企業主といっても、完全に離農しているわけではなく、いわば半工・半農、半商・半農が現実なのである。統計上、農業人口と非農業人口とを区別する統一的な方法はなく、集計に当たっては、年間に就業する期間、収入源の大小を一応の目安としているのである（『農民日報』1989年9月7日）。したがって、わが国の第2種兼業農家に相当する層も、非農業部門の就業者としてみなされている可能性が大きい。

一般に、郷鎮企業の発展による、雇用吸収効果、非農業部門への労働移動の実績を強調する傾向が強いが、現実には完全な脱農層が吸収されたり、移動するのではないのである。このことが、農業の合理化を妨げる要因となっている反面、郷鎮企業が大量に倒産、閉鎖しても、失業問題の深刻さを緩和する機能を果たしているのである。

いずれにせよ、農家経営請負責任制のもとでの、土地の割り当て方式と相互に規定されるところに、農村工業化の特色があるといえよう。

表5 郷営・村営企業の総生産額の地域別構成比 (億元,%)

	1978		1988	
	総生産額	構成比%	総生産額	構成比%
北京	7.2	1.9	90.4	2.5
天津	8.8	2.3	105.3	3.0
河北	33.0	8.6	154.4	4.3
遼寧	22.5	5.8	173.8	4.9
上海	16.3	4.2	156.9	4.4
江蘇	62.6	16.2	894.0	25.1
浙江	21.7	5.6	438.9	12.3
福建	6.2	1.6	60.2	1.7
山東	45.2	11.7	432.5	12.2
広東	23.4	6.1	239.3	6.7
3省合計	129.5	33.6	1,765.4	49.6
10省市合計	246.9	64.1	2,745.7	77.2
全国合計	385.3		3,558.4	

出所) 1978年は、中国農業年鑑編輯委員会[1980]136頁。

1988年は、国家統計局 [1989b] 37頁。

企業による工業生産額のほぼ半分を占めるに至っている。

これら地域は、中国を代表する、工業が盛んな地帯であり、1988年の全国の工業生産総額に占める割合は6省3市で60.4%、3省で26.4%に及んでいる。このうち、江蘇、浙江、山東の3省は、工業地帯としての発展が郷鎮企業に負うところが大きい。各省の工業生産総額に対する、公営工業企業による生産額の比率は、江蘇41.6%、浙江38.9%、山東29.6%と相当高い水準に達している。

これに対し、1988年の公営工業企業の生産額が10億元以下の省、自治区は新疆、寧夏、青海、西蔵、貴州、内蒙古の6地方にのぼり、また甘肅、雲南、広西は10~20億元の規模であり、これら9省、自治区の生産額の合計の対全国比は、78年の4.8%から88年の2%強に低下する。

この11年間に上記以外の省で全国比を伸ばしているのは安徽省のみで、それ以外の省、自治区の構成比率にはほとんど変化はみられない。詳しい紹介

地域格差 まず、1978~88年の期間の、省・市別の郷営、村営の工業企業による生産額の構成比の推移をみておく(表5)。広西省を除く東部経済地帯、すなわち遼寧、北京、天津、河北、山東、上海、江蘇、浙江、福建、広東の沿海6省3市の生産額が全国生産額に占める比率は、1978年の時点ですでに56.6%に達しており、88年にはさらに77.2%へ上昇する。郷鎮企業の最先進地域として知られる江蘇、浙江、山東の3省に限ってみると、78年に33.6%、88年には49.6%と全国の郷鎮

は別の機会に譲るとして、発展のタイプも対照的であり、沿海地域においては全国市場、さらには輸出向けの、比較的加工度の高い製造業が中心であるのに対し、内陸部では地域内市場を対象とした、農産物加工や農業用資材、あるいは天然資源の供給が主である。

つまり、郷鎮企業の実績の著しさが喧伝されているものの、それは遼寧省以南、広東省以北の沿海地域の実績によるところが大きいのである。1978年以前から郷鎮企業が発展していた地域ではさらに進み、遅れていたところは停滞、もしくは緩慢な発展という、地域間の発展の格差は開く傾向にある。

2 製造業部門の発展動向とその要因

統計上の制約から、一貫した基準で部門別の生産動向を分析することはできないが、1978年の時点の農業支援型の公営企業の部門別生産構造がどのように変化したのかを中心に、およその傾向を概観しておく。

製造業の部門別生産動向 まず注目されるのは、表6、表7が示すとおり、繊維部門を中心に、消費生活に直接関わる、日用非耐久消費財、ならびにそれに関連した中間財を製造する軽工業部門が著しい成長を遂げ、消費生活に関わるセクターとしての重要性を増しつつある点である。特に、繊維部門の伸びは著しく、郷鎮企業の実績総額に占める構成比は、1978年の4.5%から83年には約12%へと上昇し、88年には全国総生産額のほぼ4分の1に達しており、郷鎮工業全体のなかで最も重要な部門の一つとなっている。

また、食品、製紙、縫製、文教用品、工芸美術、皮革・毛皮加工の非耐久消費財関連部門も高率の伸びをみせ、全国の実績総額に占める比率も、家具製造、工芸美術品で4割を超えるのをはじめ、その他の部門もいずれも2～3割に及んでいる。具体的な品目を数量ベースでみると、絹織物、紙類、食用植物油は全国比3～4割前後に達し、特に前二者の比率はこの8年間に急増している(表8)。

こうして軽工業部門は、前半において実績総額の16.8%から29.9%へと上昇し、さらに1988年には34.9%に達する。

このような産業構造の変化は、郷鎮企業に限らず、国民経済規模の趨勢といえる。11期3中全会後の、全般的な所得水準の向上により、消費財需要が

表6 1978～87年の生産額と構成比の推移

(単位：億元，括弧内構成比%)

	1978	1983	年平均実質成長率	1987
重工業部門	159.8[71.2]	278.6[64.6]	%	1,482.8[59.4]
冶金	4.3(1.9)	11.2(2.6)	21.5	100.3(4.0)
電力	1.1(0.5)	3.1(0.7)	24.2	6.5(0.3)
石炭・コークス	12.7(5.7)	22.8(5.3)	12.4	64.3(2.5)
石油	0.2(0.1)	0.3(0.1)	7.1	4.6(0.2)
化学	18.6(8.3)	37.6(8.7)	15.1	204.0(8.2)
機械	75.1(33.5)	109.3(25.3)	7.7	605.2(24.2)
うち農器具修理	41.2[18.4]	27.4[6.3]		
建材	43.7(19.5)	84.5(19.6)	14.1	432.2(17.3)
うちカワラ焼き	26.7[11.9]	46.6[10.8]		
森林	4.1(1.9)	9.8(2.3)	19.1	65.7(2.6)
軽工業部門	37.8[16.9]	128.6[29.8]		820.1[32.9]
食品	11.3(5.0)	35.0(8.1)	25.3	200.0(8.0)
紡績	10.2(4.5)	54.2(12.6)	39.8	355.8(14.3)
うち繊維	9.5[4.5]	52.1[12.1]		
裁縫	5.2(2.3)	16.4(3.8)	25.9	90.1(3.6)
製紙	2.4(1.1)	6.9(1.6)	23.8	64.1(2.5)
皮革	6.0(2.7)	5.1(1.2)	-3.0	14.2(0.6)
文具	2.7(1.2)	11.0(2.6)	32.5	95.9(3.8)
その他	26.7(11.9)	24.1(5.6)	-2.0	162.8(6.5)
合計	224.3	431.30	14.0	2,495.7

注) 1979年，1983年は実質価格表示。

出所) 1979年，1983年は，張毅 [1987] 57-59頁。

1987年は，中国郷鎮企業年鑑編輯委員会 [1989] 44頁。

増大するという事情のもとに，重化学部門を偏重した従来の産業政策を改め，消費財供給を重視し，軽工業の発展を奨励する中央政府のねらいが実現しつつある，といえよう。

一方，従来の郷鎮工業の基幹部門であった，建材，機械，化学，資源・エネルギーの部門は，化学を除き伸び率は緩慢であるために，郷鎮企業総生産額の構成比は低下する傾向にある。しかし，ほとんどの部門において，全国総生産額に占める比重は増加する傾向にあり，1988年段階でその比率は建材52%，金属加工44%，機械22%，化学44%，石炭22%，建材，および非金属鉱物の採掘・選鉱75%，プラスチック36%などと，国民経済を支える重要なセクターとなりつつある。

表7 郷営・村営企業による生産額と全国生産額に占める比率

(単位, 億円)

	郷営・村営企業 による生産額 (構成比, %)	全国生産額	全国比 (%)
重工業部門	2,178.90(61.09)	10,428.21	20.89
石炭	77.43(2.17)	346.19	22.37
鉄鉱採掘選鉱	11.54(0.32)	31.56	36.57
非鉄金属採掘選鉱	17.35(0.49)	77.17	22.48
建築材料および非金属鉱物採掘選鉱	89.57(2.51)	119.44	74.99
製塩	4.04(0.11)	32.52	12.42
その他鉱物採掘選鉱	0.71(0.02)	0.73	97.26
木材伐採・運送業	5.81(0.16)	108.44	5.36
電力, 蒸気, 温水	9.70(0.27)	433.05	2.24
資源・エネルギー 小計	216.15(6.05)	1,149.10	18.81
石油精製	7.29(0.20)	395.63	1.84
コークス	9.70(0.27)	47.89	20.60
化学	178.51(5.01)	1,168.83	15.27
医薬品	16.82(0.47)	294.35	5.71
化学繊維	12.53(0.35)	174.61	7.18
ゴム	34.32(0.96)	221.92	15.47
プラスチック	141.17(3.96)	397.41	35.52
化学 小計	400.34(11.22)	2,699.84	14.83
建築材料および非金属鉱物加工	541.96(15.20)	1,036.92	52.27
鉄鋼	85.48(2.40)	965.91	8.85
非鉄金属製錬, 圧延, 加工	59.56(1.67)	374.42	15.91
金属	234.89(6.59)	532.03	44.15
金属 小計	379.93(10.66)	1,872.36	20.29
機械	386.48(10.84)	1,738.52	22.23
交通運輸設備	56.15(1.57)	593.82	9.46
電気機械, および器材	141.05(3.95)	717.25	19.67
電子, および通信設備	43.31(1.21)	513.21	8.44
計器類	13.53(0.38)	107.19	12.62
機械 小計	640.52(17.95)	3,669.99	17.45
軽工業部門	1,262.30(35.39)	5,386.02	23.44
水産	1.51(0.04)	32.01	4.72
食品	233.00(6.53)	1,163.02	20.03
飲料	63.30(1.77)	330.85	19.13
煙草	0.31(0.01)	368.08	0.08
飼料	17.39(0.49)	97.18	17.89
紡績	459.30(12.88)	1,887.39	24.34
裁縫	119.35(3.35)	337.36	35.38
皮革・毛皮	62.22(1.74)	180.18	34.53
木材・竹・藤・草	46.58(1.31)	124.97	37.27
家具製造	40.53(1.14)	98.41	41.18
製紙	93.73(2.63)	358.64	26.13
印刷	31.17(0.87)	157.44	19.80
文教体育用品	24.22(0.68)	78.18	30.98
工芸美術品	69.69(1.95)	172.81	40.44
その他	125.26(3.51)	173.44	72.22
合計	3,566.46	16,289.93 ¹⁾	21.89
		18,224.58 ²⁾	19.57

注) ¹⁾は村営企業以上の, 各項ごとの生産額が表示されている分の合計。²⁾は個人経営などを含むすべての企業形態による生産額の合計。

出所) 国家統計局 [1989a] 263, 273-274, 295頁。

このうち、機械の構成比減に関しては、統計上の要因によるところが少なくない。小型で加工が比較的簡単な、木製、鉄製、竹製の農機具の生産を、かつて社隊企業で就業していた職人に請け負わせる例が多く、その分公営企業が生産額が減少することになるからである。いずれにしても、それらを含む中型、小型の農機具は、ほぼ全面的に個人経営を含む郷鎮企業で生産されて⁽¹⁶⁾おり、しかも磷酸肥料の比重は1988年に全国総生産量の4割弱であることなどの事実から(表8)、農業の投入財供給において郷鎮企業の重要性は依然大きいといえよう。

一方、新たな傾向として、特に1984年以降、従来に比べて高度の技術と多額の資金を要する、技術・資本集約型の部門が目覚ましく発展する。上述の、プラスチック、化学製品に加え、電気機械・機材種部品(1988年の全国比20%)、ゴム製品(36%)などがその例であり、また、電子機器・通信設備部門は全国比は未だ8%強にすぎないが、86~88年の3年間に生産額が2.6倍に増加する。

大型の生産設備を要する代表的な例は、広東の順徳県における扇風機生産であり、1987年度には、全国の総生産量の3分の1にあたる1000万台を生産し、うち380万台が輸出されている。その他にも、少数とはいえ、大都市近郊には、部品供給において全国市場の2~4割を占めるような企業が存在⁽¹⁷⁾している。

このように全国規模でみた場合、郷鎮企業は、農業部門の資材供給を担う点での重要性は従来と変わらないものの、自己完結型地域経済圏の土台となるような生産構造からは脱皮し、多方面の製造業部門において生産を拡大し

表8 郷鎮工業製品の全国生産量に占める比率
(1988年)

	郷鎮企業	総生産量	比率(%)
原炭(億トン)	3.2	9.8	32.7
セメント(万吨)	5,679	21,014	27.0
磷酸肥料(万吨)	217.3	369.2	58.9
機械製の紙とボール紙(万吨)	432.9	1,270.3	34.1
食用植物油(万吨)	200.7	480.1	41.8
生糸(万吨)	2.1	5.1	41.2
絹織物(億メートル)*	10.5	15.2	69.1
綿布(億メートル)	42.7	187.9	22.7
扇風機(万台)	1,991.4	4,495.5	44.3

出所) 郷鎮企業は中華人民共和國農業部 [1989] 232-240頁、全国は国家統計局 [1989a] 296-314頁、*は国家統計局 [1989b] 39頁。

つつあり、すでにいくつかの業種においては、国民経済に不可欠なセクターとなっている。

輸出動向 いま一つの新たな傾向として注目されるのは、一部地域の郷鎮企業の輸出産業化である。郷鎮企業による輸出動向についてはデータがきわめて限られているが、およそ次のような事実を確認することができる。

すなわち、郷鎮企業の輸出額は1980年には22.7億元で輸出総額の8.3%に達していたが、80年代前半は停滞気味で全国比は低下する傾向にあった。⁽¹⁸⁾輸出が急速に伸び始めるのは、表9にみられるとおり、86年からであり、その背景には、中央政府が外向型輸出政策を推進するなかで、同年夏に、郷鎮企業に対して外貨の獲得を奨励するキャンペーンを大々的に張る、などの事情があった(『中国郷鎮企業報』1986年7～8月の紙面参照)。88年前半に議論が

表9 輸出の推移と構成比 (単位、億元)

品目	1986	1987	1988
生地	20.6(20.7)	32.0(19.8)	42.9(16.0)
生糸・絹織物			13.0(4.8)
衣服	9.7(9.7)	17.8(11.0)	30.2(11.2)
繊維関係小計	30.3(30.4)	49.8(30.8)	86.1(32.0)
工艺美术品	15.3(15.4)	25.3(15.6)	37.9(14.1)
食品	9.6(9.6)	14.9(9.2)	27.1(10.1)
畜産物	3.5(3.5)	8.6(5.3)	11.5(4.3)
化学製品	4.3(4.3)	8.2(5.1)	15.0(5.6)
機械類	3.1(3.1)	7.9(4.9)	11.2(4.2)
軽工業品			28.7(10.7)
鉱産品	5.6(5.6)	7.8(4.8)	13.6(5.1)
特産物	2.5(2.5)	3.9(2.4)	4.8(1.8)
その他	25.3(25.4)	35.6(22.0)	32.7(12.2)
合計	99.5(100.0)	162.0(100.0)	268.7(100.0)
対前年伸び率(%)	127.2	62.8	65.9
全国輸出総額	1,082.1	1,470.0	1,767.6
対全国比(%)	9.2	11.0	15.2

注) なお、1985年の輸出額は、全国輸出総額808.9億元の5.4%にあたる62.2億元。

出所) 1986年、中国農業年鑑編輯委員会 [1987] 292-293頁。
 1987年、中国農業年鑑編輯委員会 [1988] 331-332頁。
 1988年、中華人民共和國農業部 [1989] 246-249頁。
 全国輸出総額は国家统计局 [1989] 633頁。

沸騰した沿海開発戦略構想は、このような郷鎮企業による、急激な輸出の拡大の実績を重要な論拠として打ち出されることになる。そして、この戦略構想の是非をめぐる論争とは関わりなく、86年以降、郷鎮企業の輸出は順調に伸び、88年には国内の商品輸出総額に占める比率が15.2%に達する。

輸出商品の構成比は1986～88年で大きな変化がみられず、繊維関係と工芸美術品が郷鎮企業の輸出を代表する2大部門といえよう。統計項目の違いから、全国輸出総額に占める比重を部門別に算出することはできないが、1987年度の紡績品の輸出額22億5000万ドルは全国の輸出総額81億1700万ドルの27.7%に達する、⁽¹⁹⁾という。他に、花火の輸出量が全国の6割を占めるなど、小間物、雑貨類の輸出比率は概して高い。⁽²⁰⁾

当然のことながら、輸出が盛んな省や市は沿海地域に偏在している。1988年度における輸出総額の省・市別の構成をみると、江蘇省54.1億元(20.1%)、広東省33.8億元(12.6%)、上海市32.5億元(12.1%)、浙江省30.2億元(11.2%)、山東省23.6億元(8.8%)と4省1市の輸出額は174.2億元であり、全国の郷鎮工業の商品輸出額の64.8%を占めている。とりわけ、繊維関係では、江蘇、浙江、上海の2省1市に、紡績の71.8%、絹製品の82.8%が集中している。⁽²¹⁾

ところで、上記の通常の輸出額とは別に、「三来一補」(「来料加工」——受託加工、「来件(料) 装 配 (定貨)」——ノックダウン、「来様加工(訂貨)」——サンプル加工、補償貿易)による、1988年度の、商品の引き渡し額が公表されている。それによると、同年度の引き渡し総額は29.4億元で輸出額の約11%の規模に相当する。そのうち全体の91%にあたる26.8億元が広東省から出荷されている。⁽²²⁾こうした状況は、開放政策がすすみ、外資と提携する権限が地方政府、企業へ委譲されるなかで、労賃の急騰から海外に生産拠点を求める香港資本がさまざまな形態で隣接する広東省に流入し続けていることによる。この「三来一補」型の外資との提携は、広東省のなかでも、珠江デルタ地域、ことに東莞市においてもっとも盛んであり、1985年の段階で、玩具、衣服、電子等の15業種、4000余りの製品の加工契約の件数は2000件を超え、⁽²³⁾全省の工賃受取り額の6割強に及んでいる。

こうした外資との提携は、福建省にも広がりつつある。同省の莆田市江口

鎮石西村は、電子時計の組み立て、加工を専業とし、1987年の生産量は約1億個で、香港市場における製品の5割前後はこの村で生産されたもの、と⁽²⁴⁾いう。

このように、低賃金労働を求める外資の、直接、間接の流入に対応して、沿海地域の郷鎮企業は広東省を中心に、沿海開発戦略構想に沿って、外貨獲得の柱として発展を遂げつつあるのである。しかし、前方連関効果、後方連関効果をもたないままに、文字どおり、国際下請加工基地としての様相を濃くしているのが実情である。

3 郷鎮企業の発展と国営企業

以上のような郷鎮企業の発展要因を、メインセクターである国営企業の動向との関連に焦点を当てて検討する。

周知のように、3中全会後、農家経営請負責任制の導入による農産物の大幅な増収、および政府による農産物買上げ価格の引き上げにより、農家の所得水準は全般に著しく向上する。1979～88年の消費水準＝購買力は実質で年平均8.1%の割合で上昇し、その結果、農家の消費意欲は高揚し、消費財需要は急増する⁽²⁵⁾。これに対して、国営企業の投資能力の限界、および市場動向に敏速に対応できない企業体質から、消費財の供給が需要に追いつかない、という状況が生じてくる。こうした状況は、経済体制改革が進展するに伴い、都市にも拡大することになる。消費財産業は、従来、国家による投資が特に不足していた部門であることから、郷鎮企業の参入も容易であった。消費財関連部門の郷鎮企業の急成長の背景には、こうした事情があった。

同様に、農家の消費需要の拡大に牽引されて、著しい成長を遂げたのが、鋼材、セメント、瓦などを生産する建材部門である。国営企業の供給が不十分であるうえに、五小工業の一つとして、人民公社時代からの発展の基礎があったこの部門の発展は、1980年代を通じて、全国の住宅投資の5割強を占める、農家の住宅投資によって支えられている⁽²⁶⁾。

所得水準の向上に対応して、消費構造が変化するなかで、農家の平均支出構成に占める住宅支出の比率は、1978年の3.2%から88年には14.9%に急上昇する⁽²⁷⁾。そのなかで、空前の住宅建設ブームを引き起こす原動力となったの

は、年間平均して家計支出額の2～3割を住宅関連資材の購入にあてる、年収500元以上の高所得者層であった。⁽²⁸⁾高所得者層の多くは、商工業の経営者であるが、彼らが余剰資金の多くを住宅建設に向ける要因の一つは、事業規模の拡大により資本家とみなされることを警戒し、個人住宅ならば、法律の保護を受けられる、という意識があるためと思われる（『温州日報』1988年4月23日）。

また、資源・エネルギー関連部門においても同じように、国営企業による供給不足が需給関係を逼迫させ、そのことが郷鎮企業の成長を促す基本的な要因となっている。特に資源・エネルギーの不足は、国民経済全体の成長に大きな影響を及ぼしているだけに、中央政府は低利で特別の融資枠を設けるなどして、この部門の郷鎮企業の発展を奨励している。

一方、都市、農村を問わず、耐久消費財に対する需要が高まるなかで、国営企業のなかで加工能力の限界から、郷鎮企業へ部品の生産を委託するケースが多くなる。大都市近郊の機械部門においては、国営企業の部品加工を請け負う郷鎮企業が相当の数にのぼり、北京、上海、天津の3市と江蘇、浙江両省の機械工業のほぼ5割は都市の工業企業に付設しているともいわれる。⁽²⁹⁾そのなかで特に有名なのが、北京の、「白蘭」を商標とする、国営電気洗濯機工場の下請加工の系列化である。この工場は、部品の98%を家庭企業を含む、農村地域の郷鎮企業へ委託加工させ、急増する洗濯機の需要にあわせて生産を拡大している。また、上海の宝山区においては、13の郷鎮企業が、国営の「鳳凰」「永久」の自転車の各種部品を大量に生産している（『中国社隊企業報』1984年4月13日）。

このような委託加工は、国営企業にとって、設備投資を節約できるうえに、工場や従業員用宿舎、食堂の敷地を確保しないですみ、郷鎮企業にとっても、原材料の確保、製品の販路が安定するなど、双方にメリットが大きい。⁽³⁰⁾大都市近郊の郷鎮企業の発展の目覚ましきは、こうした相互依存関係のもとでの下請加工によるところが大きいのである。

要するに、郷鎮企業の急速な発展は、国民経済全般が高度な成長を持続し、市場領域が拡大し、消費の膨張が問題視される状況のもとで、市場動向に敏感に反応し、国営企業の供給が不足し、高収益が期待できる領域へ参入でき

たことによる。しかし、現実には、郷鎮企業の市場進出に何ら行政上の規制が加えられることはないことから、高収益が期待できれば、国営企業の供給能力に余裕がある領域においても、郷鎮企業は無制限に参入し、その結果、同一の業種に郷鎮企業が乱立する一方、販路をめぐって、国営企業との間に競合が生じることになる。こうした事態に国務院は1981年5月4日付の「社隊企業が国民経済調整の方針を貫くことについての若干の規定⁽³¹⁾」で、綿紡績、煙草製造のように、国営企業の加工能力に余裕がある業種においては、郷鎮企業の新規参入を禁じた。そして、発展すべき部門として、食品、飼料、建材、建築、およびエネルギー資源開発など、現地の資源を利用し、国営企業による供給が不足している部門を挙げている。

しかし、この種の規定は行政当局による直接的な介入を伴うものではなく、以後、同種の通達が繰り返し公布されることから明らかなように、一部の業種においては郷鎮企業と国営企業との間で、販売市場における競合関係、同種の製品の過当競争は続いている。

こうした、郷鎮企業の市場参入の盲目性、国営企業と郷鎮企業との間の相互に無関連な発展は、都市と農村にそれぞれ類似した産業構造を生み出している、として工業化政策をめぐる議論の焦点の一つとなっている。その点を論証したのが、発展研究所の産業・企業研究室グループである。それによると、国営企業を中心とする都市の企業と郷鎮企業のそれぞれの14部門について、1984年度の生産額の構成比の相似係数をみると、全体で0.721、重工業部門では0.793、軽工業部門では0.929となる。こうした両者の類似性は、郷鎮企業の市場参入が基本的には、市場の需要シグナルの強さ、収益率の高さ、資源・技術障壁の低さ、および人的摩擦が小さいことといった外的な環境による⁽³²⁾。

さらに、韓俊が同様の手法で1987年度の相似係数を算出し、その結果が、全体で0.873、重工業部門0.850、軽工業部門0.955であることから、その後、都市と農村の産業構造の相似性がより強くなったことを指摘している。その要因として、郷鎮企業が基本的には労働生産性の高い部門へ参入する傾向が強いことを挙げている。ただし、資金、技術、資源立地の面での制約から参入の難しい部門もあり、郷鎮企業で建材部門の生産額の比率が高いのは、労

表10 1981～85年の投資累計とその構成比 (億元,%)

	郷 営	国 営
投資合計	250.2	2,961.7
鉱業・エネルギー	33.4 [13.3]	1,248.8 [42.1]
石 炭	12.6 (5.1)	313.9 (10.6)
石 油		408.0 (13.8)
その他	7.7 (3.0)	140.7 (5.7)
電力等供給	13.1 (5.2)	386.2 (13.0)
製造業	216.8 [86.7]	1,712.9 [57.9]
食品・煙草・飲料加工	22.6 (9.0)*	170.6 (5.7)
紡 績	27.4 (11.0)	169.5 (5.7)
建築材料, 非金属加工	62.3 (24.9)	142.9 (4.8)
機 械**	35.6 (14.2)	345.6 (11.7)
金 属	12.8 (5.1)	19.4 (0.7)
プラスチック	7.6 (3.0)	16.4 (0.6)
製 紙	7.0 (2.8)	30.3 (1.0)

注) *うち、食品が6.2%。

**電子機械、家電製品、輸送設備等も含む。うち、「機械」は8.9%。

出所) 郷営は、國務院全国工業普查領導小組弁公室[1988]第7冊、118-121頁、国営は、國家統計局固定資産投資統計局 [1987] 22-23頁。

働生産性は低い⁽³³⁾が、国営企業との競合が少ないことに原因があるとしている。

こうした指摘は、たしかに興味深いものがあるが、農村に都市と類似の産業構造を生み出す最大の要因は国営企業による供給不足であることを見落としてはなるまい。しかも、さきにみたとおり、総生産額に対する、郷営、村営企業による生産額の比率は、概して国家による投資額が不足している部門、あるいは伝統的な技術に支えられた、投資額が少なくてすむ部門の比率が高い。表10の郷営企業と国営企業の1981～85年の固定投資の業別累計額の構成比が示すように、必ずしも投資分野において、両者が競合、重複した関係にあるわけではない。特に、鉱業・エネルギー部門と製造業部門の二つの部門に大別した場合、両者の違いは顕著であり、国家がエネルギー部門への投資を重点的に配分せざるを得ず、その分だけ手薄になる製造業部門の投資分を郷鎮企業がカバーするという補完的な関係をみることができる。

国家による投資が限られ、しかも市場機構が部分的にしか機能していないという特殊な状況のもとで、郷鎮企業と国営企業との間に競合する関係が生じる一方で、見えざる手により棲み分けが進む。他方で下請系列化にみられ

るように、相互の依存関係の形成が、郷鎮企業の発展要因として重視されるべきであろう。

さて、郷鎮企業の急速な発展をもたらしたミクロ要因は、経営に柔軟性があり、優れた競争能力をもつ企業体質にあることは疑いのないところである。そのことは郷鎮企業が合理的で効率性の高い経営組織であることに由来するのではなく、むしろ合理性、効率性にとらわれずにすむ経営体であることが、柔軟性なり競争能力を生み出している。次節では、この点を検討したい。

V 郷鎮企業の企業体質

国営企業と比較すれば、郷鎮企業の生産性、経営効率が低いのは、自明のこのように思われる。事実、郷鎮企業が急速に生産を伸ばし、同業種の国営企業を転業に追い込むなどの具体的な事例を紹介したり⁽³⁴⁾、固定資産、投入資金当たりの生産額と利潤・税、ならびに同一業種の1労働者当たりの生産量において、いずれも郷鎮企業が大および中小の国営企業を上回る数値を根拠に、郷鎮企業の生産性、効率性の優位さを指摘する論文や著作が少なくない⁽³⁵⁾。けれども、1労働者当たりの生産額が、国営企業の1万4000元に対して、郷鎮企業は4000元と、郷鎮企業の労働生産性の低さを示すデータもあり⁽³⁶⁾、また、現在公表されている統計で唯一時系列の比較が可能な経営の効率性に関して、表11が示すように、少なくとも1986年以降、企業種にわたる郷鎮、村営の郷鎮企業の平均値は国営の工業企業のそれを下回っている⁽³⁷⁾。

いずれにせよ、統計の不足、不備から、現状では、国営企業と比較した、郷鎮企業の生産性、経営効率について客観的な評価は留保せざるを得ないのである。そこで本節では、ここ12年間の経営動向の分析を通じて、郷鎮企業の経営体質の特徴を明らかにしたい。

表11 投入資金100元当たりの利潤と税(単位、元)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988
郷鎮企業	24.10	19.94	19.20	15.53	13.32	14.13
全企業				20.43	19.95	20.53
国営企業	23.2	24.24		20.65	20.30	20.63

出所) 国家統計局 [1987], [1988], [1989a], 各年度の「農村郷鎮企業基本情況」, 「全国全部独立核算工業企業主要財務指標」, 「全民所有制独立核算工業企業主要財務指標」の項目。

1 経営分析

まず、表12で経営動向を概観しておこう。全業種にわたる大まかな数値であるが、およそ、次のような特徴を指摘することができる。

(1)収益性を示す、利潤／総支出、100元の固定資産、投入資金当たりの利潤は、いずれもはっきりとした低下傾向にある。

その要因の一つは、表でみる限り、労賃以外の生産費用（設備投資、原材料の購入費）の増大にある。それは基本的には、供給不足が深刻化している原材料・エネルギーのコスト高騰にあるとみて間違いあるまい。さらに今一つの要因は、激化する市場競争に勝ち抜くために、利幅を縮め、販売コスト

表12 郷鎮企業の経営動向 (単位、億元)

	1978	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
(1) 経営収支										
総収入	418.1	596.1	670.4	770.2	928.7	1,268.2	1,827.4	2,223.6	2,934.1	4,232.2
総支出	308.0	452.1	523.3	610.0	752.0	1,060.8	1,547.5	1,913.7	2,560.5	3,704.8
うち生産費	159.7	339.1	402.0	501.2	615.7	847.1	1,266.9	1,606.8	2,136.2	3,128.6
(賃金)	86.6	119.4	131.0	153.0	175.8	239.3	301.4	355.5	427.7	541.2
税金	22.0	25.7	34.3	44.7	58.9	78.7	108.6	137.3	168.1	236.5
うち所得税	7.4	7.9	9.5	12.5	18.9	26.1	32.7	38.6	43.9	59.8
純利潤	88.1	118.4	112.8	115.5	117.8	128.7	171.3	161.0	187.8	259.2
労賃以外の費用の総 支出に占める比率	23.7	48.6	51.8	57.1	61.5	57.3	62.4	65.4	66.7	69.8
(2) 収益性										
純利潤／総支出(%)	28.6	26.2	21.6	18.9	15.7	12.1	11.1	8.4	7.3	7.0
100元当たり										
固定資産の利潤(元)	38	45	30	27	25	22	23	17	15	16
資金の利潤(元)	29	24	22	19	16	12	12	8	7	7
資金の利潤・税金	37	29	28	26	24	20	19	16	13	14
(3) 利潤の用途										
使用利潤総額(1)	68.2	94.6	100.0	104.0	104.5	99.7	154.4	101.7	126.5	176.2
拡大再生産(2)	30.9	47.0	43.0	48.0	50.6	61.0	79.4	80.3	100.0	138.2
農機器購入	11.5	9.1	7	5	4.1	6.4	8.8	6.9	8.5	11.6
農田基本建設	11.8	9.4	8	7	7.2					
窮隊支援	3.1	4.2	2	2	2.3					
集団福利事業	4.0	6.8	7.0	9.0	11.4	15.7	19.7	14.5	18.0	26.4
{2}/{1} (%)	45.3	49.7	43.0	46.2	48.4	61.2	51.4	79.0	79.1	78.4

出所) 国家統計局 [1984]～[1988], [1989 a], 中国農業年鑑編輯委員會 [1980]～[1989].

表13 信用合作社との資金貸借

(単位、億元)

	金融機関から の借入総額	信用合作社か らの借入額	信用合作社へ の預金額	信用合作社と の貸借差
1979		14	22	-8
1980	56	31	29	2
1981	70	35	30	5
1982	82	42	34	8
1983	98	60	62	-2
1984	198	135	81	54
1985	278	164	72	92
1986	408	266	92	174
1987	577	359	105	254
1988	732	456	128	328

出所) 国家統計局 [1981] 192頁, [1984] 185頁, [1985] 527頁, [1987
a] 208頁, [1987b] 80頁, [1988a] 290頁, [1988b] 77頁, [1989
a] 243頁, [1989b] 75頁,

を低くする結果であると思われる。

こうした傾向はたしかに、市場経済の領域における企業経営の特質を端的に表わすものであるが、品質の改善、高品質の製品の開発能力がないままに、「低水準の過当競争」(『人民日報』1985年10月4日)によって生じる事態である。このような盲目的な経営活動こそ、資源・エネルギーを消耗し、需給関係を一層逼迫させ、景気の過熱をおおる原因として、郷鎮企業統廃合論の根拠となってきた。それはともかく、全般に収益性が低下し、赤字企業が増えているにも関わらず、容易に自然淘汰が進まないところに、郷鎮企業のもつ企業体質の一端がうかがわれよう。

(2)利潤の使途に関して、企業の拡大再生産に充てる比率が1984年以降着実に増大し、その分だけ、農業支援、集団福利など、企業外支出の比率は減少する。人民公社解体後、「以工補農」(工業をもって農業を補う)のスローガンのもと、地方政府は、地域レベルでの農工間の均衡発展をはかるための一種の農業税として、郷鎮企業へ利潤の一部納入を働きかけているが、表でみる限りは横ばい状態にある。このことは、人民公社の解体により、郷鎮企業が企業としての独立性を強め、自己資金による再投資の拡大を行なう体質になりつつあることを示している。

しかし、その一方、表には金額は示されていないが、さまざまな名目で地方政府が郷鎮企業に対して、資金を提供させる慣行が存続している。そのことが複雑な利害関係を形成し、農村経済の管理体制、行政機構の改革を難しくさせる一方、郷鎮企業の自己蓄積機能を弱体化させ、外部からの資金借入圧力を大きくしているとして、郷鎮企業を健全に発展させるためには行政からの完全な独立が不可欠である、と主張する人が少なくない。⁽³⁸⁾

(3)上記の点と関連して、信用合作社を中心とする金融機関からの借入金大幅に上昇しつつある。

1980～83年の郷鎮企業の運用資金の累計額2010億元の内訳は、自己資金1242億元(61.8%)、農業銀行、信用合作社からの借入れ235億元(11.7%)、その他部門からの借入れ65億元(3.2%)、その他資金468億元(23.3%)となっており、自己金融型の経営であったことを示している。しかも、表13から1979～83年の、毎年の郷鎮企業の信用合作社への預金額と借入額との差額はわずかであり、この5年間の借入総額は182億元に対して郷鎮企業の預金総額は177億元であることから、郷鎮企業の信用合作社からの借入金は、ほぼ自己資金の還流とみなすことができる。

1984年以降の郷鎮企業の急成長は、金融規制の緩和によるところが大きいことはすでに指摘したとおりであるが、同年度には銀行、信用合作社からの借入額が前年度の2倍強に達し、その後毎年約4割増のペースで増大することになる。しかも信用合作社との収支は、預金額が従来伸び率とほとんど変わらないことから、この年を境に、郷鎮企業の入超となり、入超額は年々大幅に拡大する傾向にある。

さらに、資金調達を拡大し、かつ確実なものとするとともに、債務の返済圧力を分散するねらいから、借入先を農業銀行、信用合作社のみならず、政府部門、民間信用機関、企業間信用などに多様化し、また従業員株式(股份)⁽⁴⁰⁾制の導入が試みられている。

こうして、郷鎮企業は従来自己金融型の経営から金融機関に依存する経営体質へと転換し、その結果、経営の拡大が容易になる反面、中央政府の金融政策に大きく左右されることになる。

このような信用機関に依存する企業経営の特質は、発展研究所と国家統計

局による大型の郷鎮工業企業約200社の調査を基礎にした、周其仁・胡庄君による優れた研究によって明らかにされている。その要旨は次のとおりである。⁽⁴¹⁾

i) 総資産額に占める負債額の比率は、平均5割を超えるほどの高さに達している。これは、収益性が低下したとはいえ、返済利率をかなり上回ることから、平均2～3年で投資を回収することができるからである。つまり、負債の拡大→資産の拡大→利益の拡大→負債の拡大、といった、負債が利益を拡大する循環が生じ、企業にはいわば「負債飢餓」症とでもいべき状況が存在している。

ii) 負債の償還圧力から、企業は増産を図り、最大限の利潤の獲得をめざす。特に、景気の高揚期には、貸出規制が緩和されることから、借入金を可能な限り増額して設備投資を拡大する。製品の販売競争が激化するのも、こうした事情による。景気の後退期には、労賃を切り下げてでも、経営の危機を乗り切る。

iii) 仮に、債務返済が不能の事態に陥ったとしても、競売市場がないために差し押えは行われず、生産が停止してもストックは現状どおり、「呼吸が停止しても、身体はそのまま」の状態で、操業が再開されるのを待つことになる。

こうした経営が成り立つ前提として、次の三つの条件が考えられよう。

その第1は、郷鎮企業の当事者に対する各種調査が明らかにしているように、企業を創設する最大の目的は、地域の農民の就業機会の確保と所得水準の向上にあることである。不景気の時でも従業員を容易に削減しないのは、まさにそうした創設の動機による。調査結果の中で、次いで創設の動機として多く挙げられる項目は、郷、村政府の財源の確保、財政収入の増加である。⁽⁴²⁾つまり、就業の最大化と社区（地域）全体の収入の増加とを起業の主たる目的とするがゆえに、郷鎮企業は独立した営利企業体というよりもむしろ、地域全体の利害関係に規定される経営組織としての性格を持つことになる（『中国郷鎮企業報』1989年7月21日）。

そして第2に、「ソフトな予算制約」のもとで、郷鎮企業が比較的容易に資金を調達することができることである。これは、金融制度が整備されず、マクロコントロールが欠如しているままに、農業銀行、信用合作社などの金

融機関が、恒常的にオーヴァーローンの状態にあることによる⁽⁴³⁾。

さらに第3に、非国営企業の財産権が曖昧で、倒産についての法規定がなく、債権・債務の発生と拘束は非経済的要因によるところが大きい点である⁽⁴⁴⁾。

こうして、収益性が低下するなかで、金融機関からの融資への依存度を高める一方、依然行政との関係が密接不可分なところに郷鎮企業の経営体質の特徴がある。最後に、項を改めて、このような企業の性格を規定する、行政機関、地域との関係について検討する。

2 経営組織

元来公営の郷鎮企業は、郷、村政府付属の企業であり、したがって、「鉄飯碗」⁽⁴⁵⁾、「大鍋飯」といった国営企業の体制と類似した企業体質をもっていた。

農業経営請負責任制の普及、人民公社制度の解体と並行して、江蘇省張橋郷における1972～83年の経験（『人民日報』1984年4月13日、および1984年8月10日）をもとに「一包三改」をスローガンとする、郷鎮企業の体質改革の推進の必要性を説く論調が強くなり始める。この「一包」とは、郷鎮企業の経営に請負責任制を導入することであり、「三改」とは、企業幹部の選任を従来の党・政府による任命から職員、労働者の選挙、合意による方法へ切り換え（終身制の廃止）、職員、労働者の採用にあたっては、終身雇用制から期限付きの契約制に改め（「鉄飯碗」の打破）、賃金の決定には一律固定・定額制に代えて、基本給に出来高による変動分を加える方式にする（「大鍋飯」の改善⁽⁴⁶⁾）、という内容である。

こうした改革の狙いは、企業の自主権を一層拡大し、経営の効率性を高め、合理的な企業組織への脱皮を目指すことにあり、その成果は国営の企業改革のモデルとなるべきものであった。1984年の段階のおおまかな推計で、全国の郷鎮企業の9割以上が「一包三改」を実施しているといわれ、改革がもたらした個々の企業、地域の成果の実例は、雑誌・新聞紙上で数多く報じられている⁽⁴⁷⁾。

しかし、社会科学院経済研究所などによる現地調査によれば、依然、経営責任者の任命は郷、村政府が直接行なうところがほとんどであり、また、地域により程度の差があるものの分配、雇用面でも政府の介入が続いている⁽⁴⁸⁾。

また今日、行政の介入がもたらす弊害として、利潤の過大な割り当て＝「攤派」が再三批判の対象となっている。政府が郷鎮企業を「金のなる木」、「小金庫」とみなし、規定の税額をはるかに上回る金額を納入させるために、企業の業績が悪化しているのである（例えば、『経済日報』1988年11月26日）。「一包三改」の必要性がしばしば強調されるのも以上のような事情を反映している（『中国郷鎮企業報』1987年1月2日。同、1989年3月10日）。

このように、現実には企業の、行政からの完全な分離が難しい最大の理由は、財産権が曖昧なまま、政府が郷鎮企業の実質的な所有者となっていることにある。創業資金の調達にしろ、金融機関からの借入れにあたっての担保の保証にしろ、政府以外にその責任を担える主体は存在しない。その政府から経営責任者に任命された者は、当然のことながら、自らの地位を考えて、市場動向よりも、政府の指令、意向により敏感に反応し、かつ従わざるを得ないことになる。⁽⁴⁹⁾

しかも、政府と不可分の関係にあるいま一つの理由は、再三指摘するように現実に存在するのは不完全な市場経済であり、そこでの原材料の確保、製品の販売は、「コネがなければ、にっちもさっちも行かない」状況にあるからである。双軌制のもとでは、政府の支えなくしては郷鎮企業の経営が成り立たないといっても過言ではない。

むろん、地域、企業により、行政からの独立性の強弱に差はあるし、今後の経済成長の動向に対応して企業としての独立性に変化が生じることは当然予想される。しかし、今日の全般的な傾向として郷鎮企業は、行政に依存せざるを得ない状況のもとで、就業機会の確保をはじめ、地域の利害関係に根ざした、合理的な企業とは異なる経営組織としての性格を持つことになる。こうした企業組織の特質は、顧幸偉の短いながらも優れた論評、「対郷鎮企業郷土特点的弁証分析」（『中国郷鎮企業報』1990年4月13日）で明らかにされている。若干の補足をしながら、その要点を示しておく。

経営目標——政府の利益、社區の福利、労働者の収入の三方面を満足させることにあり、これが実現されると、地域あげての榮譽に浴し、さらに多くの資源と発展の機会が与えられる。困難な時には西側の企業では想像ができないような、行政、世論の強力な支持が与えられ、奇跡さえ起こる。

しかし、この経営目標と裏腹の関係として、行政の過度の介入、寄付金の割り当て、各種名義の利潤の供出、企業とは少しも関連のない義務の負担などの重荷を郷鎮企業が背負うことになる。

経営者、工場長——多くは郷土色の濃い農民企業家であり、貧困を脱したいという強烈的な願望を持つ。苦勞に耐え、節約し、定まった経営方式にとらわれない。しかし、彼らは相対的に、知識の蓄積に乏しく、現代の管理水準、民主意識などに欠けている。

企業のなかでの労働者に対する工場長の地位は家長のようであり、彼の主張どおりに、万事が決定される。労働者の工場長に対する監督権と拘束力はないに等しい（『中国郷鎮企業報』1989年7月21日）。

人事、労働——例えば、創業時に協力した人は、人情のうえでしたこととして、金銭や物でのお返しを望まない。また、経営が困難な時に労働者は、数カ月給料がなくとも出勤する。しかし、その人情が競争関係よりも重視され、人事を縛ることになり、その結果、企業内部には近親者が多くなり、労働者総体としての素質が低下する。

なお、蘇南地域においては、労働者の採用にあたっては、農家の収入が均等となるよう、農家1戸につき1人を募集するところが多いが、それは雇用機会を均等化し、社区全体の福利を優先させる事例といえよう。⁽⁵¹⁾

意志決定——党・政府、郷鎮企業局、管理部門、工商、ならびに税務機関、銀行、社会团体など「姑が多すぎる」状態にある。ある機関は完全な決定権を、またあるものは部分的な決定権を持ち、また、決定に大きな影響力を持つ部門もある。西側の企業のように1人の経営者が高度な経営自主権を持つことはない。このことは、大衆の知恵を集め、大局的な長期の構想を皆で相談し、各方面に恩恵を与え、また面倒を見、良好な外的環境を造るという長所はあるものの、干渉が多すぎて管理の効率を悪化させている。

むろん、繰り返すまでもなく、こうした企業体質は各地の郷鎮企業に一樣に共通してみられるというわけではなく、郷鎮企業の先進地域と後進地域では体質に差があることは十分予想される。また、先の経営分析においては、再投資に向けられる利潤の比率が高くなり、郷鎮企業全体としてみた場合、企業としての独立性が強くなる傾向にあることを確認した。この側面からみ

る限り、上述の企業体質も不変的なものではないことを物語っている。

しかし、全般的な傾向としては、郷鎮企業は、社区全体の利益に貢献する重要な経営組織として存在するのであり、盲目的に利潤を追求するの、また、非合理的要素を多分に抱えるのもそのためである。社区全体の厚生水準を向上させる組織として期待されるがゆえに、地方政府、地域住民に支えられ、合理性、効率性にとらわれることなく、市場動向に柔軟に対応し、強靱な競争力を持ち得るのである。

すでに指摘したように、今日、研究者、政策担当者の間では、郷鎮企業の正常な発展を阻害しているのは、こうした企業体質にあり、合理的で独立した経営組織に改革すべきであるとの見解が一般的である。しかしその一方で少数ながら、現行の企業組織の長所を評価し、短所の改善を主張したり（例えば、顧幸偉）、あるいは、経済、社会、文化の後進地の場合と限定しながらも、現在の郷鎮企業体制の有益性を積極的に評価し、全国一律に行政と企業との分離、分権による企業の活性化、ハードな拘束などを推進することは適切ではない、とする見解もみられる⁽⁶²⁾。

たしかに、短期間で一律に、郷鎮企業を合理的組織へ改編することは、リスクが大きすぎるし、不可能であろう。合理的な企業組織へ改編されれば、雇用機会が減少するうえに、これまでの急速な発展を支えてきた非経済的、非合理的要素を失うことになるからである。企業組織の合理化によって、郷鎮企業がより一層発展するという確実な見通しはないのである。

VI 展 望

農業の合理化に伴うさらなる余剰労働力の顕在化が予想され、国営企業が抱える過剰就業問題の解決策が見出せないまま1980年代後半に入り、年平均1530万人という新規労働力の労働市場への参入が続いている。農業、および都市国営企業部門での労働の需給関係が改善される見通しがたたない状況にあって、郷鎮企業の発展を軸とした農村工業化は今まで以上に重要性を増すことになると思われる。今後果たして、これまでどおりの順調な成長を持続することは可能であろうか。

サブセクターとしての郷鎮企業の発展は、市場経済の領域が拡大し、国民経済全般の高成長が続くなかで、メインの国営企業による供給が不足するという状況のもとで可能であった。長期的にみれば、国営企業の体制改革が進み、供給能力が向上し、市場競争力が強化されることが予想される。そうなれば、少なくとも国営企業と競合関係にある業種の郷鎮企業の衰退は不可避であろう。また、天安門事件後にみられたように、一時的に政治情勢に左右されたり、金融引き締めなどマクロの経済政策の影響を受けて統廃合が繰り返される可能性も否定できない。ことに、短期的な利益を求めて繰り返される無秩序な過当競争に対しては、中央政府がより積極的に介入することはあり得よう。

しかし、当面現状の双軌制の枠組が大きく変化するとは考えられず、政府、国営企業による投資には限界があることから、今後も引き続き郷鎮企業が発展する余地は十分にあるとみられる。特に、国営企業との間の棲み分け、もしくは下請系列化によるパートナーとしての関係は、国営企業自体の発展に及ぼす影響は大きく、国民経済にとって不可欠の存在として郷鎮企業の役割は引き続き重視されることになろう。ただし、1984～88年にみられた超高速の成長は、中央政府がインフレを容認しない限りあり得ないことであり、したがって、今後も従来どおりの雇用吸収効果を期待するのは難しいとみられる。

発展の余地といえば、沿海開発戦略に沿う輸出産業としての発展にも期待が寄せられるところである。しかし、中央政府の積極的な輸出振興策があればともかく、単に個別企業の自助努力に任せるだけでは、海外市場での競争に勝ち抜くだけの経済能力を持ち得るのは一部企業に限られるであろう。

ところで、郷鎮企業の経営状態がすでに悪化の兆しを見せていることが今後の発展の困難さを予測させる。こうした傾向に対し1980年代後半から、「一包三改」の制度改革と並行して、先端技術の導入を含む、技術改良の推進によって郷鎮企業の経営体質を改善すべきだとする議論が目立つようになる。しかし、詳論するまでもなく、合理化による効率性の追求と雇用吸収力はトレードオフの関係にあり、郷鎮企業の資本・技術集約型企業への転換は、農業部門の余剰労働力の吸収力を低下させてしまうことは明らかである。農

村において就業圧力がより一層強まるなかで郷鎮企業の雇用吸収効果が弱まれば、農村工業化の意義が失われてしまうことになる。

いずれにせよ、今後郷鎮企業が主要な雇用吸収源として発展するうえで、国営企業との間の共存、補完関係の創出・拡大、地域間の合理的な企業配置、など中央政府による産業政策が不可欠となるであろう。

[注]

- (1) 中国社会科学院経済研究所 [1987]。序において、董輔初氏は、「伝統的な農業と近代工業とが併存する二重構造は、数多くの途上国の経済が発展段階に入る際に必ず通過する過程である。中国が農村のなかに非農業生産を発展させることは一つの選択の道を提供することであり、したがって、その他の発展途上国が目ざるところとなっている」(1頁)と述べている。
- (2) 劉純杉 [1988], 劉福垣 [1988], 農村工業化城市化課題組 [1988], 李享章 [1989], 郭書田 [1989] など。
- (3) 費孝通 [1984] 28-29頁 (大里・並木訳 [1988] 47-49頁)。ここで費孝通は、農民全体の収入の増加を目的とする限り、赤字を出すのも、過渡期においては適合的な経営形態である、として評価している。他に、周三多 [1987] 21-22頁などを参照。
- (4) 福建社会科学院《郷鎮企業研究》課題組 [1987] 14-15頁。
- (5) 徐元明・葉鼎 [1987] の第2章。
- (6) 徐寬・沈曉莉・孫方明 [1985] 252-255頁。他に、例えば、張毅 [1987] 46-47頁、袁崇法・劉志仁 [1986] 6-8頁が郷鎮企業の発展を1970年代から継続する過程として捉えている。
郷鎮企業の発展を含めて、3中全会後の経済発展の特質を経済運営の地方分権化という観点から、前史との連続性、ならびに断絶性において再検討することが今後の重要な課題として残されている、といえよう。さしあたって、田島俊雄 [1990] を参照。
- (7) 張毅 [1987] 57-59頁。
- (8) 中国経済年鑑編輯委員会 [1981] 96-100頁。
- (9) 周其仁・胡庄君 [1987] 16頁。
- (10) 同上, 56頁。
- (11) 張毅 [1987] 89頁。特定の地域の郷鎮企業の依存状況については、白若泳・孫方明 [1985] 121-122頁, 中国社会科学院経済研究所 [1987] 141-143頁, 杜海燕 [1988] 下巻, 25-26頁などを参照。
- (12) 1978年, 88年の数値はそれぞれ, 国家統計局農業統計司 [1986] 8, 250

- 頁, 中華人民共和國農業部 [1989] 212, 229頁より算出。
- (13) 國務院全國工業普查領導小組辦公室 [1988] 119頁。
 - (14) 國家統計局 [1989], 鄉鎮企業の数値は247頁, 全国の社会総生産額は44頁。なお, 社会総生産額に占める農業生産額の比率は20%前後とほとんど変化していない。これは, 農業部門の生産額の伸び率が, 都市, 農村を合わせた非農業部門の生産額の伸び率とさほど変わらないこと, 言い換えれば, 非農業部門の生産額において, 都市が農村を相当下回る, ということである。
 - (15) その実態は, 温州関係の論文, 記事に頻繁に出てくる。さしあたり, 袁恩楨 [1987] 179-180頁。
 - (16) 中国農業年鑑編輯委員会 [1983] 105頁。
 - (17) 中国鄉鎮企業年鑑編輯委員会 [1989] 60頁。
 - (18) 1984年, 1985年の鄉鎮企業の輸出額, 輸出総額に占める比率はそれぞれ, 27億元 (4.6%), 43.8億元 (5.4%)。中国農業年鑑編輯委員会 [1981] 111頁, 同 [1986] 9頁, 國家統計局 [1989 a] 633頁から算出。
 - (19) 中国經濟年鑑編輯委員会 [1988] V, 41頁。
 - (20) 中国鄉鎮企業管理百科全書編輯委員会 [1987] 16頁。
 - (21) 中華人民共和國農業部 [1989] 244-245頁。
 - (22) 同上, 245頁。
 - (23) 広東改革開放搞活理論研討会論文集編選組 [1988] 58, 60, 71頁。
 - (24) 中国經濟年鑑編輯委員会 [1988] V, 15頁。
 - (25) 國家統計局 [1989 a] 721頁。
 - (26) 同上, 477頁。
 - (27) 同上, 743頁。
 - (28) 國家統計局農村抽样調查総隊 [1985], 湖北省, 上巻, 38頁, 吉林省, 上巻, 176頁, 上海市, 下巻, 50頁, 安徽省, 下巻, 192, 216頁。
 - (29) 中華人民共和國農牧漁業部 [1986] 325頁。
 - (30) 周曰礼 [1985] 169頁。
 - (31) 中国經濟年鑑編輯委員会 [1982] III, 13-15頁。
 - (32) 發展研究所産業和企業研究室 [1986]。
 - (33) 韓俊 [1989] 56頁。
 - (34) 例えば, 範銀懷 [1986] 41-42頁に天津市の魚網工場の例が紹介されている。
 - (35) 謝百三 [1987] 365頁。また, 中国社会科学院經濟研究所 [1987] 184頁によれば, 炭鉱の1労働者当たりの生産量が, 1984年度の国营企業の場合, 903キロであったのに対し, 山西省原平県の鄉鎮企業は2.2トンであった。
 - (36) 張愛棠・朱偉奇 [1988] 17頁。
 - (37) 国营企業との生産性の比較においては, 国营企業の有する固定資産の住

宅、病院、学校など非生産性の資産、また、非生産部門に従事する労働者をいれるか否かで、結果は大きく異なる。

- (38) 陳錫文 [1985] 36頁。
- (39) 張毅 [1987] 113-114頁。
- (40) 農村における資金循環については、田島俊雄 [1988] 168-172頁を参照。
- (41) 周其仁・胡庄君 [1987] 41-66頁。
- (42) 杜海燕 [1988] 上, 40, 下, 22, 28頁。中国社会科学院経済研究所 [1987] 132, 227頁。
- (43) 中華人民共和國農牧漁業部 [1985] 11-12頁によれば、1982年末で86億元、クレジット基金の43%が未回収、回収不能であった、という。また、陳錫文 [1985] 36頁、参照。
- (44) 周其仁・胡庄君 [1987] 121, 21頁。
- (45) 周日礼 [1985] 172-3頁。
- (46) 謝百三 [1987] 376-396頁。周三多 [1987] 152-167頁。
- (47) 中国農業年鑑編輯委員会 [1985] 295頁。
- (48) 杜海燕 [1988] 上, 35-38頁。下, 21-25頁。中国社会科学院経済研究所 [1987] 127-172頁。
- (49) 中国社会科学院経済研究所 [1987] 130頁。
- (50) 杜海燕 [1988] 下, 28頁。
- (51) 費孝通 [1984] 51頁。(大里・並木訳 [1988] 87頁。)
- (52) 中国社会科学院経済研究所 [1987] 172頁。

〔参照文献〕

- 袁恩貞 [1987] 『温州模式与富裕之道』上海社会科学院。
- 袁崇法・劉志仁 [1986] 『中国農村工業化——郷鎮企業の發展和現状』中国國務院農村發展研究中心。
- 郭書田 [1989] 「対農村工業化、城市化与農業現代化的凡点思考」『中国農村經濟』1989年第2期。
- 韓俊 [1989] 「論我国農村工業發展面臨的扶植」『中国工業經濟研究』1989年第6期。
- 広東改革開放搞活理論研討會論文集編選組 [1988] 『広東改革開放研究』広東人民出版社。
- 謝百三 [1987] 『如何办好郷鎮企業』復旦大学出版社。
- 周其仁・胡庄君 [1987] 「中国郷鎮工業企業の資産形成、營運特征及其宏觀効応」『中国社会科学』1987年6月。
- 周三多 [1987] 『郷鎮企業經營之道』新華出版社。
- 周日礼 [1985] 『中国郷鎮經濟学』安徽人民出版社。
- 徐寬・沈曉莉・孫方明 [1985] 「論社隊企業」『農村・經濟・社会』第1卷。

知識出版社。

- 徐元明·葉鼎 [1987]『塘橋工業化之路』, 上海社会科学院出版社。
- 國務院全國工業普查領導小組辦公室 [1988]『中華人民共和國1985年工業普查資料』(第7冊·合營, 城鎮街道, 鄉辦工業) 中国統計出版社。
- 國家統計局 [1984]~[1985], [1986a]~[1989a]『中国統計年鑑』1984~1988年, 中国統計出版社。
- 國家統計局 [1986b]~[1989b]『中国統計摘要』1986~1988年, 中国統計出版社。
- 國家統計局農業統計司 [1986]『中国農村統計年鑑1985年』 中国統計出版社。
- 國家統計局農村抽樣調查總隊 [1985]『各省, 自治区, 直轄市農民收入, 消費調查研究資料和編』(上, 下) 中国統計出版社。
- 中華人民共和國農業部 [1989]『中国農業統計資料(1988)』 農業出版社。
- 中華人民共和國農牧漁業部 [1985]『農村資金的聚集和使用』 農業出版社。
- 中国經濟年鑑編輯委員會 [1981]『中国經濟年鑑1981年』 經濟管理雜誌社。
- 中国鄉鎮企業年鑑編輯委員會 [1989]『中国鄉鎮企業年鑑』 農業出版社。
- 中国鄉鎮企業管理百科全書編輯委員會 [1987]『中国鄉鎮企業管理百科全書』 農業出版社。
- 中国社会科学院經濟研究所 [1987]『中国鄉鎮企業企業的經濟發展与經濟体制』 中国經濟出版社。
- 中国農業年鑑編輯委員會 [1981]~[1988]『中国農業年鑑』 農業出版社。
- 張愛棠·朱偉奇 [1988]『吳軍突起的鄉鎮企業』 中国經濟出版社。
- 張毅 [1987]『中国鄉鎮企業概論』 上海社会科学院出版社。
- 陳錫文 [1985]「國民經濟的格局變動与鄉鎮企業的發展」『經濟研究』1985年10月。
- 杜海燕 [1988]「中国鄉鎮企業体制分析」(上, 下)『中国農村經濟』1988年第5期, 第6期。
- 農村工業化城市化課題組 [1988]「加快實現農村工業化, 城市与農業現代化的若干建議」『農業經濟問題』1988年第9期。
- 農村發展研究所產業和企業研究室 [1986]「論農村非農產業的發展」『經濟研究』1986年8月。
- 白若泳·孫方明 [1985]「社隊企業与經濟改革」『農村·經濟·社会』第2卷 知識出版社。
- 範銀懷 [1986]『百家鄉鎮企業』 農村讀物出版社。
- 費孝通 [1982]「小城鎮 再探索」, [1983]「小城鎮 大問題」(費孝通, 江蘇省小城鎮研究課題組「小城鎮 大問題」江蘇人民出版社, 大里浩秋, 並本賴寿訳 [1988]「江南農村の工業化」研文出版)。
- 福建省社会科学院鄉鎮企業研究課題組 [1988]『鄉鎮企業研究』 上海社会科学院出版社。

- 劉純杉 [1988] 「走向二元——根本改變我國不合理城鄉關係的唯一途徑」『農業經濟問題』, 1988年第4期.
- 劉福垣 [1988] 「關於農村城市化的幾個認識問題」『農業經濟問題』1988年第9期.
- 李享章 [1989] 「論双重二元結構与農業發展」『中国農村經濟』1989年第2期.
- 田島俊雄 [1988] 「農政改革下の中国農業——脱集團化の現状」(松浦利明・柴崎嘉之・田島俊雄・谷口信和『社会主義農業の変貌』農山漁村文化協会).
- [1990] 「中国の經濟變動——大躍進・小躍進と經濟改革」『アジア經濟』1990年4月.

第7章 対外開放と開発戦略

I はじめに

改革・開放から12年、中国経済は大きく躍進した。中国の主要経済指標をひもといてみると、1979～88年の10年間に、国民総生産の年平均成長率は9.6%という高い水準を記録し、このうち農業生産額の伸び率が6.2%、工業生産額のそれが12.8%となっている。⁽¹⁾したがって、78年を基準年とした88年の国民総生産の伸び幅は3.9倍、そのうち農業生産額が4.2倍、工業生産額が4.3倍である。⁽²⁾農業や工業を含め、この10年間に中国の国民経済における生産力が飛躍的に増大したことがわかる。

対外貿易についても、ほぼ同様の躍進がみられる。1979～88年、輸出入総額の年平均成長率は15.3%で、このうち輸出のそれが16.2%、輸入が15.3%となっている。⁽³⁾したがって78年を基準年とした場合の88年の輸出入総額は3.9倍増となり、このうち輸出が4.2倍、輸入が3.7倍である。⁽⁴⁾この間、中国の輸出が世界全体に占める割合が0.75%から1.43%へと倍増し、世界における順位も32位から17位までに上昇している。⁽⁵⁾いずれもが改革・開放の成果である。

結局、改革・開放が目指す経済開発の基本的戦略目標は、一言でいえば生産力の発展と向上にあったのである。1982年9月、中国共産党第12回全国代表大会で出された「翻兩番」(4倍増)の提言がこのことを如実に物語っている。つまり、1981年から今世紀末までの20年間、中国の経済建設の基本目標を絶えず経済効果を引き上げるという前提のもとで、農業と工業の生産を4倍に増やすことに設定したのである。⁽⁶⁾この目標は当時としてはかなり高く、野心的でさえあったが、ともかく経済発展戦略の基本目標を具体的に提言したことに大きな意義がある。⁽⁷⁾その後10年、生産力の発展においてそれなりの

成果を収めた。だが「翻両番」の提言は生産力発展の数量的な目標を明示しているのみでなく、経済効果の引き上げという生産力の質的向上をも目指している。⁽⁸⁾このためには商品経済・市場経済の発展が不可欠であり、市場メカニズムの導入による経済効果の向上が重要課題になってくる。そこで生産力の発展と向上を目指す改革・開放は、つきつめていえば、商品経済の発展と市場メカニズムの拡大をもたらすことを戦略体系の一環とせざるをえないのである。生産力の発展はおのずから国民経済全般の現代化にも寄与するというので、改革・開放はまた中国が目指す四つの現代化達成の戦略手段の一翼にもなっている。

そこで改革と開放の関係について考えてみると、改革とは制度改革であり、これまで経済発展を阻害してきた経済諸制度の改革が行われてきた。大きくは農村人民公社制度の改革や都市経済諸制度の改革がある。さらに細かくいえば、所有と経営の分離、企業自主権の拡大、多種多様な形式の生産責任制の導入、経済計画の緩和と市場経済の拡大、価格体系の整備、労働・賃金制度の改革など一連の体系的な制度改革がある。これらが目指すのは、繰り返すが、経済の価値法則を体現する商品経済の発展と市場メカニズムの拡大であり、それによる生産力の発展と向上である。これに対して対外開放とは、諸外国との経済交流を広げ、経済関係を緊密にしていくことである。政策的には経済特区の開放、外資の積極的導入、対外貿易の一層の拡大、沿海地域発展戦略などの一連の措置がとられている。対外開放はこれまで中国がとってきた姿勢を一変し、国際分業を肯定して、自ら国際市場への参入に努め、資本主義経済との接合過程で、資本主義の利点をも受け入れるものである、と理解してよい。これにより制度改革と同じく、その目標は、商品経済の発展と市場メカニズムの拡大を促し、経済効果の向上に結びつけて一層生産力の発展を図ることを目指している。結局、制度改革は対外開放の国内的条件を整備、提供し、対外開放は制度改革を国際的側面から支援し、促進する関係にある。そして両者は相互に関連しあい、いわば生産力の発展を駆使する車の両輪の関係にあるということがいえる。なお、これまでは対外開放が先に進み、制度改革が大幅に遅れているのが実情である。

対外開放は確かに経済発展に役立っているが、その具体的政策や開発戦略

はどのようになっているのか、この点を明らかにすることが本章の課題である。まず対外開放の背景と戦略的体系について述べ、つぎにこれまで展開されてきた開放政策を、経済特区、沿海地域、外資導入、対外貿易の順で、それぞれの開発戦略の事情や問題について考察してみたい。

II 対外開放の戦略的体系

中国は1978年12月の中国共産党第11期3中全会でもって、対外開放に踏みきった。文革後にとられたこの政策転換は、自力更生の原則を振りかざして排外的政策をとってきた過去にあやまちに対する反省からきている。四つの現代化を推進して経済発展をはかるためには、どうしても対外開放をして外国の利点を取り入れる必要がある。新中国成立以来の自力更生政策は、実際には鎖国政策にしかすぎなかった。

中国がこれまで対外開放政策をとらなかった、もしくはとれなかった理由はなにか。それにはそれなりの歴史的背景があった。第1に、1950年代、朝鮮戦争を契機にアメリカを中心とする西側資本主義諸国に敵視され、その対中封じ込め政策に遭ったからである。この間に対ソ一辺倒的政策をとり、ソ連からそれなりの援助を受けた。だが第2に、60年代、中ソ対立が表面化し、ソ連から援助停止、技術者総引き揚げの扱いを受け、ソ連・東欧との関係を大きく後退させざるをえなかった。ときあたかもベトナム戦争が激化するなかで、中国はますます国内にこもる状態におかれた。第3に、続いて文化大革命が起り、この過程で自力更生政策が歪曲され、これを対外経済交流と対立させて、盲目的な排外主義に走った。四人組は対外貿易を「洋務運動」と侮蔑し、技術導入を「洋奴哲学」と攻撃し、自力更生をあらかた自給自足と同列に扱い、徹底して鎖国体制をとった。⁽⁹⁾文革期の極左思想の影響による害毒はきわめて大きい。このほかにしいて述べるならば、中国には鎖国の伝統がある。「地大物博」（土地が広く、物資が豊か）で他国に求めるものなく、自ら世界国家をなすという中華思想の考え方が古くから王朝だけでなく民衆のなかにも強く残っている。ともあれ、これらの意味をも含めて、対外開放政策は中国にとって建国以来の一大転換であった。

そこで対外開放とはなにか。この点について、孫玉宗論文が明確な概念規定をしている。つまり「独立自主、自力更生の前提のもとで、平等互恵の原則を堅持して、対外貿易の発展、先端技術の導入、外国資金の借用を行い、積極的に対外経済協力を展開して、わが国の現代化建設を促進する⁽¹⁰⁾」ということである。ここで留意すべき点は、自力更生の立場を依然として崩していないことである。そのうえで対外貿易の発展や技術導入、外資利用等の対外経済協力を対外開放の内容とし、その目的を四つの現代化に寄与することにおく。この意味から、対外開放の概念には中国经济全体のあり方および中国の対外経済関係全般にかかわる戦略思想と指導原理が含まれていると解される。対外開放は中国经济をして必然的に開放経済体系に向かわしめざるをえない。そしてこの開放経済体系は商品経済発展の問題とも深くかかわっている。いうなれば、開放経済は商品経済発展の必然的結果である。それと同時に、商品経済の発展は開放経済がよってたつ内在的条件でなければならない⁽¹¹⁾。中国は制度改革にあたって商品経済の発展による生産力の向上を目指してきたが、対外開放政策はこの商品経済の発展を一層推し進める役割を担うと同時に、中国经济内部において商品経済のある程度の発展がないかぎり、開放経済体系もうまく機能しないのである。この意味では、開放経済は商品経済と表裏一体の関係にあるといわなければならない。商品経済の発展は必然的に開放経済を必要とし、また開放経済は商品経済の発展に依拠せざるをえないのである。

つぎに、開放経済は即外向型経済ではないが、しかし外向型経済は開放経済体系の重要な構成部分である。いいかえれば、開放経済は一面では外向型経済である。では、外向型経済とはなにか。路林書はこの用語についてつぎのように規定している。つまり「ある国が国内経済の健全な発展と成長を推進するために、国際市場に向けて開放し、国際市場の需要を指向して形成される経済構造および経済機構の体系である⁽¹²⁾」と述べている。ここで留意しておくべき点は、外向型経済の目的があくまで国内経済の発展と成長にある点である。そのうえで国際分業に参入し、それを指向するもろもろの戦略手段の展開が考えられる。

開放経済体系としての外向型経済における開発戦略の問題について、ほぼ

五つの重要な戦略課題がある。これを体系的に並べてみると、開放—沿海—労働集約型産業—輸出指向—国際経済循環という序列の五つのキーワードがある。この外向型経済体系に対して、それぞれに対応する開発戦略の選択肢がある。以下、史敏論文を参照しながら述べてみたい⁽¹³⁾。まず第1に、国際経済循環と国内経済循環の関係である。中国の論調は、上述の外向型経済の概念規定にもあるように、国際経済循環は国内経済循環をもって基礎とする認識に立っている。たとえば外向型経済において“両頭在外”（原料市場と製品市場の両方とも国際市場に求めること）であっても、その本体は国内にあり、国内から各種資源の直接・間接の投入が必要である。つまり、国内経済循環から切り離れた国際経済循環はありえない。それに10億の人口をもつ中国の国内市場は巨大であり、これを無視するような国際経済循環はおかしいのである。第2に、輸出指向と輸入代替との関係である。一般的にいえば、開発戦略の順序は輸入代替から先に発展し、ある段階で逐次輸出指向へ発展していく過程をたどる。輸入代替の発展は資本蓄積の面でも、技術面においても輸出指向の条件を整備する役割を果たす。そこで仮に輸出指向戦略を実行しようとしても、たとえば沿海地域でいきなり輸出指向戦略に進む場合でも、輸入代替戦略を避けて通ることはできない。いわんや、すでに述べてきたように、中国には巨大な国内市場があるので、なおのこと輸出指向と輸入代替の戦略的選択のかねあいを緊密に考える必要がある。

第3に、労働集約型産業と資本・技術集約型産業の関係である。中国には豊富で低廉な労働力があり、労働集約型産業に十分な比較優位をもつので、それを通して輸出指向産業ないしは外向型経済を発展させる条件が十分にある。一方、中国は資本・技術集約型産業を発展させる条件をも持っている。沿海都市にはそのような人的物的条件がそなわっている。とくに科学技術人員がこの地域に100余万人も蓄積されており、中国における頭脳労働の賃金コストは外国に比べて一層低廉であり、その点は優位である。したがって、労働集約型産業と同時並行的に資本・技術集約型産業を発展させる開発戦略をたてることが可能であり、また有利でもある。

第4に、沿海と内陸との関係である。沿海地域において外向型経済を発展させる多くの有利な条件があることはいうまでもない。しかしながら、だか

らといって内陸の条件をまったく度外視することはできない。内陸においても条件のある地域においては、それなりに外向型経済の発展が可能であり、その可能性を追求せねばならない。とくに外資導入の面で沿海地域を優遇しすぎて、内陸を差別するようなことは避けなければならない。逆にいえば、沿海地域の企業でもすべて輸出を指向することは不可能であり、相当の部分が国内市場に向かわざるをえない。したがって、沿海と内陸の協力および横の連繫を強める開発戦略を考えなければならない。最後に第5は、開放と改革の関係である。この点はすでに述べたが、要するに開放と改革はセットの関係にあり、両者は相互に緊密な因果をなして影響しあっている。たとえば沿海地域の外向型経済を発展させるためには、当面、対外貿易の制度改革を徹底させる必要がある。以上の五つの開発戦略の諸関係のほかに、都市大型企業と郷鎮中小企業の関係がある。沿海地域の郷鎮企業は外向型経済の発展を推進する過程で無視しがたい存在になっている。しかし、これらの郷鎮企業は技術力と経営人材に乏しく、情報にも欠けるという問題を抱えている。これらと都市の大型企業が手を結んで協力すれば、きわめて強い競争力が生まれ、外向型経済の発展に大きく寄与することはまちがいない。

中国の開放政策は、地理的、構造的そして戦略的にいって、「全方位の開放」を試みようとしている。それが東部沿海であろうと、中部または西北部であろうとすべて開放の対象になるべきであり、そして相手が社会主義国であろうが資本主義国であろうが、また先進国や発展途上国を問わず、相互に経済関係を深めるべきであると考えている⁽¹⁴⁾。対外開放は外から内へ、小から大へ、点から面へという方針をとり、経済特区→沿海開放都市と沿海経済開放区→内陸などの重層的な階梯を通じて逐次沿海から内陸に向けて推進される⁽¹⁵⁾。そして構造的、戦略的には上述の通り、国内経済循環を基礎にしながら国際経済循環を指向し、輸出指向発展はつねに輸入代替的發展とのかねあいで推進する。また、労働集約型産業は資本・技術集約型産業と同時並行的に発展すべきであり、郷鎮中小企業と都市大型企業との緊密な結合による発展の潜在力に留意することなど、対外開放の戦略は「全方位」という用語に示されるように、きわめて総体的、多面的性格のものであるといわなければならない。

以上の開発戦略の体系的構想を背後から規定しているのが、中国がおかれている歴史的社会的条件である。いわば開発戦略の与件であるが、中国ではこれを「国情」とよんでいる。国情にあった開発戦略、その国情とはいろいろあげられるが、ここでは人口、国土、低開発、そして社会主義の四つの特徴を取りあげてみたい。まず第1の特徴は、11億という巨大な人口を擁している国だということである。人口が多いことは労働力も豊富であることを意味するが、同時にそれが消費人口として大きな負担にもなる側面を見逃してはならない。人口の約8割が農民である。その教育水準が低いことから国民経済に大きな負担と困難をもたらしている。経済開発戦略がまず第1に考慮すべき要因は、この巨大な人的資源の活性化をいかに考えるかにあるといわなければならない。

第2の特徴は、広大な国土をもち、地域格差が非常に大きい国だということである。国土が広く大きいことは、天然資源が豊富であることを意味するが、しかし人口で平均してみた資源の1人当たり賦存量は必ずしも多くはない。国土面積のうち山地が33.3%、高原が26.0%、盆地が18.8%、丘陵が9.9%、平原が12.0%で、そのうち耕地はわずか10.0%しかなく、1人当たりの耕地面積はかなり狭い。⁽¹⁷⁾さらに重要なことは経済発展の地域格差が非常に大きい点である。主に東部の沿海地域が比較的発達し、内陸部が遅れており、特に中西部および西北部の落差がきわめて大きい。また同じ沿海地域でも都市と地方との間にかなりの格差が存在する。中国経済の開発戦略にとって、これらの地域格差をどのように認識し、その格差を縮小する方向でいかに開発を考えていくかが重要な課題である。

第3の特徴は、低開発の問題である。中国は社会主義国であるが、同時にまた低開発国でもある。国民の生活水準は低く、いまだに貧しい。国民1人当たりの所得水準は、国連統計では最低所得国に属し、300ドル台のインドなみである。もちろん社会体制のちがいでインドとの直接比較はできないが、それでも所得水準は低い。繰り返しになるが、人口の8割が農民であり、彼らの教育程度も概して低い。毛沢東をして「一窮二白」といわしめたように、かつての中国は貧しく「文化」程度も白紙に近い状態にあった。現在はどうであろうか。12年来の経済発展で国民経済が上向き、国民生活もそれな

りに向上し、中国はかつての「一窮二白」の状態からようやく脱却したが、しかしまだそれほどの余裕があるわけではない。開発戦略を考える場合に、中国のこの低開発の状態を直視しなければならない。

第4の特徴は、社会主義国であり、社会主義体制を堅持するという立場である。これはイデオロギーの問題でもあるが、それだけではなく、中国の歴史的社会的条件に規定された客観的条件の要請に基づいている。搾取のない平等な社会を指向する社会主義の理念を追求することはさておくとしても、11億の貧しい国民を飢餓から守り、それぞれが豊かになるためには、所得の大きな格差は許されず、社会主義の道を歩むしかない。

資本主義の道は経済の混乱と国家の崩壊を意味するだけである。この大前提のもとで生産力を高めていくために商品経済の発展と市場メカニズムの拡大があり、改革・開放の政策がある。鄧小平が提唱した「先富」（先に豊かになる）政策もこの大前提からはみでるものではない。改革・開放政策の推進がどのようにして社会主義体制の原則と折り合うかが実は最も難しいところである。ある意味では、開放政策の戦略は多くの面で社会主義体制の堅持と相矛盾する側面をもたざるをえない。はたして社会主義的な商品経済、社会主義的な市場メカニズムというものがあるだろうか。仮にあるとすれば、それはどのような形態のものであるのか。また仮にそれがありえないとするならば、改革と開放の推進、つまり商品経済や市場メカニズムの発展は中国の社会主義を薄め、究極的にはなくしていくことになりかねない。この辺が改革・開放政策につねにつきまとう基本矛盾である。

この点は、とくに対外開放における国際分業の問題との関連で考えると明らかになる。対外開放は政策的に経済特区の開設、対外貿易の拡大、外資導入を促進するが、その経済的本質は、中国経済を全面的に国際分業に参入させることを意味する。そして、中国経済が国際分業体系に組み込まれ、国際市場の厳しい競争にさらされることを覚悟しなければならない。国際分業はその性格上資本主義的な生産関係に規定されるので、その場合、それが仮に中国にとって「不合理」、 「不公平」であったとしても受け入れざるをえないことになる。多少「損」をするが、よいこともあるということである。この点の問題について、いみじくも錢俊瑞論文は次のように規定している。「わ

われわれが国際分業に積極的に参加して対外貿易を発展させ、適宜に外資を利用することは、ある面では疑いなく国際独占資本に一定の“みつぎ”を納めることである。つまり無償で一部の剰余価値を移転する。しかし別の面で、われわれに正確な政策と厳格な管理があるかぎり、われわれは民族経済を発展させ、人民の生活水準を引き上げることができる。⁽¹⁹⁾」このように、対外開放政策は高次元の戦略目標において資本主義的な国際分業における国際経済関係を肯定しているものであり、またそうせざるをえないのである。

中国の対外開放における開発戦略を考える場合、つねにその巨大な人口と多様な地域格差をもった広大な国土、これに規定された中国経済の実情とその発展を念頭におかなければならない。いかに外向型経済を考えようと、あるいはその一環であるところの国際経済循環、輸出指向的発展を考えようと、問題の要は本体である中国の国内経済の活性化をもたらすものでなければ意味をもたない。また、開発戦略は、繰り返すように、中国が必要としている社会主義という大前提の枠内でしか認められない。それと同時に、その大前提のもとでなら資本主義的要素を含むものであっても許容されることになる。現在の開放政策は、むしろ資本主義的要素を含むものでも大胆に受け入れる方向をとっている。対外開放戦略の最大目標は外国の経済力を利用して中国経済の発展を図ることにある。対外開放により商品経済と市場メカニズムを促し、経済効果を高め、全体の生産力を向上することができるならば、それが社会主義の大前提に立っているかぎり、資本主義の利点を取り入れ、大いに資本主義に学ぶことをも中国は考えている。

対外開放の開発戦略を最も具体的かつ典型的に示しているのが、経済特区の開設である。そこでつぎに経済特区の開発戦略についてみたい。

III 経済特区の概況と開発戦略

経済特区とは、具体的に深圳、珠海、厦門、汕頭の四つの特区を指す。ただし特区といった場合、広い意味では沿海開放都市および経済開放区を含めていわれる場合がある。経済特区の構想と開設は改革・開放政策への転換と同時に始まっている。その経過についてみると、1979年1月、広東省党委

員会において特区開設の構想が提起され、同年4月、党中央にこの構想が報告された。これを受けて、79年7月、党中央および国务院は広東、福建の二つの省で対外経済活動についての特別な政策と弾力的措置をとることをきめ、あわせて深圳、珠海、厦門、汕頭の4市で「輸出特区」を開設することを決定した。四つの経済特区の建設は深圳特区が先行し、1979年7月、区内の蛇口工業区の建設が開始された。引き続き珠海特区が1980年10月に、厦門特区が翌1981年10月に、そして汕頭特区が1981年11月にそれぞれ欠継ぎ早に建設をはじめた。なお、当初「輸出特区」とよんだのは、外国の「輸出加工区」と区別する意図が含まれている。また、深圳、珠海特区を、工業、商業、農業、牧畜、住宅、観光業など多種多様な業種を含む総合特区に建設すること、厦門、汕頭特区を、輸出加工を主とし観光をも含めた特区に建設することが構想された。⁽²⁰⁾

経済特区の敷地面積は当初深圳特区が327.5km²、珠海特区が6.7km²、厦門特区が2.5km²、汕頭特区が1.67km²であった。その後、経済開発の条件、投資誘致、管理上の必要等の諸要因を考慮して、深圳特区を除くその他特区の敷地面積の拡大が図られた。珠海特区は1983年6月、15.16km²に調整、厦門特区は84年5月、鼓浪嶼を含む厦門全島に拡大し、面積が131km²に増大した。また、汕頭は84年11月、52.6km²に調整された。⁽²¹⁾

経済特区の開設と建設はいちおう順調に進み、1984年ころにはある程度の成果を収めるにいたった。この経験を踏まえて、特区の一部の政策を沿海地域にも広げることで沿海開放都市と沿海経済開放区が指定されることになった。84年4月、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海の沿海14港湾都市および海南島が開放された。そして85年2月、さらに珠江デルタ、揚子江デルタ、閩南厦漳泉デルタの3地域を沿海経済開放区にすることをきめた。⁽²²⁾その後、さらに遼東半島および山東半島の二つの地域が開放されている。このように、1979年からはじまった一連の経済特区の開設や沿海地域の開放は、きわめて大胆で積極的であり、中国の対外開放に対する意欲を十分に示している。

経済特区開設の目的についてみると、狭い意味では、外資を誘致して先進技術と設備を導入し、外資が工業、商業、金融、サービス等の経済活動に従

事することを奨励し、もって輸出の拡大、外貨の獲得、人材の訓練を推進することにある。⁽²³⁾要するに、外資を誘致して輸出を伸ばし、外貨の獲得と人材の育成を図る点にある。しかし、経済特区開設の狙いはこれだけにとどまらない。より広い意味では、つぎの4点があげられる。まず第1に、外資の誘致と利用を行い、その先進技術と管理知識を導入し、社会主義の四つの現代化建設に寄与することである。第2に、特区をして対外経済技術協力の実験場とし、内外の情報交流の橋渡し役として対外経済関係の発展を推進する基地たらしめることである。第3に、特区をして対外開放を実行し、各種形式の経済特区の実験場たらしめることである。第4に、特区をして中国を世界に向けさせる、国際分業と国際市場競争の前哨基地たらしめることである。⁽²⁴⁾とにかく、中国の現代化と対外開放を推進するための実験場として経済特区が開設されたのである。経済特区は対外開放の窓口であると同時に、対外開放のすべての機能を集約する扇の要であり、いわば対外開放の成否を担う戦略的拠点である。そして当面する対外的課題は外資の誘致と利用および国際分業の2点にあるといえよう。

したがって、経済特区の立地についても、その戦略的目標にあわせてかなりの配慮がなされている。第1に、交通輸送が至便の地点を選択していることである。四つの特区とも東南沿海の港湾都市に位置し、南シナ海や台湾海峡に面して、水運がきわめて便利である。第2に、華僑の出身地で、香港、マカオ、台湾と歴史的に通商交流が盛んであった伝統をもつ地域であること。第3に、香港、マカオに隣接し、香港資本や外資を誘致して対外貿易を発展させるのに有利であり、国際市場情報を吸収するのにも便利な地点であること。そして第4には、四つの経済特区のそれぞれが広大な後背地をもっている点である。広東と福建は物産が豊富な地域であり、一般民衆の文化水準も比較的高く、⁽²⁵⁾技術力も期待できる。

立地条件もさることながら、外資の誘致で最も重要なことは投資に対する優遇措置である。なかんずく土地の取得、使用および税制上の特典が主要内容になる。まず土地使用についてみると、土地は基本的には国有であり、社会主義国の原則として所有権は譲渡されず、土地使用権のみが有償で譲渡される。その法的根拠は1981年11月、広東省人民代表大会が公布した「深圳

特区土地管理暫定規定」である。土地使用の要点はその使用年数と使用費にある。最長使用年数は業種別に異なり、20～50年の幅がある。同じく使用費についても用地別に1㎡当たり10元から200元までの幅がある。深圳を除くその他三つの経済特区は深圳の事例を参照して実施されている。その後、1984年12月に「深圳経済特区土地使用費調整及び優遇減免弁法」が公布され、主として使用費の大幅な減額が行われた。また、88年1月には「深圳経済特区土地管理条例」が公布され、土地使用について一層明確な規定がなされている。ここで指摘しておかなければならないのは、⁽²⁶⁾ 外資にとって、土地の使用年数がいかに長くても、土地所有権の譲渡ができないのが一つの制約である。ここに社会主義の原則が外資の利害と相容れない点がある。

つぎに税制上の特典についてみると、まず経済特区における所得税率が15%である点が特筆される。これは香港に比べても若干低い。その法的根拠は1980年8月、全国人民代表大会で批准された「広東省経済特区条例」である。その後84年11月にさらに国务院の「経済特区及び沿海14港湾都市の企業所得税及び工商統一税減免に関する暫定規定」が公布された。その要旨は経営期が10年以上の外資系企業について、収益をあげた年度から起算して第1～2年は所得税を免除、第3～5年は所得税率15%の半額を減税すること、また企業が生産のために輸入した機械設備、部品、原料、輸送機械その他生産財に対して工商統一税を免除することである。その後、86年10月に国务院の「外資の投資奨励に関する規定」が公布され、このなかで輸出額が生産額の70%を超えた外資系企業に対して、⁽²⁷⁾ 所得税率15%を10%に減額することができる⁽²⁷⁾と規定している。このように、外資を誘致するために経済特区で税制上のさまざまな優遇措置がとられている。なお、特区以外の国内各地における合弁企業や外資系企業の所得税率は30%、地方税を加えると33%になる。この水準は多くの先進国における50%の税率、発展途上国における35～40%の税率よりまだ低い⁽²⁷⁾が、しかし特区に比べて非常に高い。結局、外資は特区に投資することがもっとも有利である。なお、この場合の特区とは、経済特区、沿海開放都市および経済開放区を含めていることはいうまでもない。中国が税制上の特典を特区に与えて、外資を特区に集中的に誘致する意図がうかがわれる。

ここで経済特区がもつ戦略的意義について考えてみたい。一般に経済特区には技術、管理、知識、対外政策の四つの窓口の役割があるといわれる。これは鄧小平のいった言葉であるが、この言葉のなかに経済特区の果たす役割がこめられている。その窓口の役割というのは、第一義的に内陸経済との関係である。中国の内陸を一つの建物にたとえるならば、四つの経済特区はその窓口にあたる。ここで外資を導入し、それにともなって入ってくる先進技術と現代的な管理方法を吸収、消化し、創意工夫を加えて内陸に移転する一方、内陸を世界に向けさせるための対外開放をも推進する。しかしながら、現在のところ経済特区の技術導入はまだ少なく、内陸への移転の役割も十分に発揮されているとはいえない。

経済特区は新技術を導入する際に、内陸がもたないつぎのような優位な条件を具備している。第1に、経済特区は概して新興都市または新興地域であり、伝統的工業を改造する負担がなく、技術の老化現象もない。第2に、上述のごとく、内陸よりも恵まれた優遇政策がとられ、外資を新興工業に誘致する条件をもっている。第3には、繰り返すようだが、沿海地域に位置し、香港・マカオなどの国際市場に隣接し、世界の新技術の動向を察知し、それと交流して新しい技術を導入するのに便利な位置にある。第4に、経済特区は内陸に比べて新しい経済管理体制と経営管理方法を取り入れているので、新しい科学技術を生産力に転化し、新興工業を導入することが比較的早くできる。第5に、経済特区は香港・マカオとの往来が便利で、外国の投資家や技術者が自分の生活様式を選択するの⁽²⁸⁾に便利な場所にある。

経済特区はこのような優位な条件を踏まえて、つぎのような戦略的意義をもちうることになる。まず第1に、経済特区と世界の科学技術の進歩との関係である。経済特区は世界の科学技術の進歩に当面するなかで、中国と先進国との技術格差の距離を縮める役割を担っている。いわば後発性の利益をいかに獲得するかにある。このために経済特区は中国のために三つの経験を蓄積する必要がある。その一つは新興工業を開発し、発展させる経験である。中国の科学技術は遅れており、工業面では伝統的な手工業がかなりの比重を占めている。近年になってようやく外国における発展の事情を理解するようになったが、どのようにして伝統的工業から近代的新興工業に転換していく

のか、まったく経験がない状態にある。経済特区はまず先に近代的新興工業を発展させ、その経験を内陸に移転することが期待される。二つ目は新興工業の管理と情報化社会の経験である。世界の科学技術の進歩により、経済社会の情報化や科学的管理が急速に進んでいる。経済特区はいかにしてこれらの経験を蓄積し、内陸へ移転するかの重要な役割を担っている。三つ目は伝統工業を改造し、伝統的製品を変革する経験である。伝統工業は国民経済のなかでまだかなりの地位を占め、それなりの役割を担っていて、経済発展過程においてなくなることはない。したがってこれらを活性化する必要があり、今後相当長期にわたり新しい技術を利用して伝統工業を改造することが重要な任務になってくる。経済特区は外国から新しい技術を導入して伝統工業を改造する経験を蓄積する必要がある。

つぎに第2に、経済特区と中国全体の発展戦略の関係についてである。中国の対外開放戦略は全国の開放である。この目標を実現するためいくつかのステップを踏んで推進するが、その第1ステップが経済特区の建設であり、第2ステップが沿海都市および経済開放区の開放であり、最後のステップが全国の全面的開放である。経済特区はまさに全国の開放戦略目標の第一歩に位置づけることができる。対外開放政策の展開過程は重層的構造になっており、経済特区→沿海開放都市・沿海経済開放区→内陸の重層的順序をへる。そして東から西へ、外から内へ累積的に推進し、重層的な開放の局面を形成する。経済特区はこの重層的な対外開放政策の窓口にあたるが、現在はまだその初期的な段階である。⁽²⁹⁾

そこで、経済特区を外向型経済に作りあげることである。資金の源泉を主として外資に依存し、製品は主として輸出に向け、経済の収入は輸出外貨が主になるようにする。これでもって経済特区を国際市場とリンクし、国際貿易を発展させ、沿海と内陸の対外経済ないしは外向型経済の発展を推進する。経済特区は、内陸が逐次開放され、国際市場に参入していくことを推進する橋渡し役であり、その対外経済関係の経験を蓄積する実験場でもある。したがって、経済特区の成否は、全国の全面的な開放戦略の動向に多大な影響を与えるといわざるをえない。ここに経済特区の最大の戦略的意義があるのである。

最後に、中国の経済特区を台湾の輸出加工区と比較することでその性格を一層明らかにしてみたい。台湾の高雄輸出加工区は1965年に開設された。深圳特区の蛇口工業区が79年に建設を開始したのと比較すると、その間に約14年の間隔がある。開設の背景はどちらも同じく対外開放を意図するところにある。開設の目的について、台湾の輸出加工区が掲げたのはつぎの4点である。つまり、①国内および外国投資の誘致、②輸出工業発展の促進、③雇用機会の創造、④外国の新しい生産技術の移転⁽³⁰⁾である。これからわかるように経済特区の開放目的は台湾の輸出加工区のそれとほとんど変わらない。また、立地という点でも、両者とも沿海の交通至便の場所に位置しているという意味でまったく類似している。ただし、規模の大きさからみれば、経済特区がはるかに大きく、台湾の輸出加工区は小さい。高雄輸出加工区が0.69km²、楠梓輸出加工区が0.9km²、台中輸出加工区が0.23km²でいずれも1km²に満たない。それに比べれば、すでに述べたごとく、深圳特区は327.5km²で桁違いに大きく、もっとも小さい珠海特区でも15.16km²はある。

規模のちがいがから、したがって、両者の性格もおのずと異なってくる。どちらかといえば、台湾の輸出加工区は文字通り輸出加工が主であり、そのみに特化しているのに対し、経済特区は総合的投資の性格をもっている。繰り返すが、深圳、珠海特区は工業、農業、商業、牧畜、住宅、観光等多種多様な業種を含む総合特区であり、廈門、汕頭特区にしても輸出加工を主とするほか、観光その他の業種を含めた特区の建設を目指している。この点に両者の大きなちがいがあがる。つぎに、優遇措置についてはほぼ類似しているが、どちらかといえば、経済特区の所得税率が台湾の輸出加工区のそれよりやや低い。相違する点は、中国における特区と区外の課税税率に大きな差別があるのに対し、台湾の場合、区内と区外の税率が同じである点にある。概して中国の優遇措置は特区と区外を差別するのに対し、台湾の輸出加工区と区外の投資奨励措置に差別がない。この点からいえば、台湾全体が中国における特区に等しいことになる。なお、土地使用については、中国の場合すべて国有地であり、賃貸により使用するのに対し、台湾の場合、輸出加工区の土地はすべて公有地であり、同様に使用权の賃貸により使用するが、区外の土地は所有権の譲渡により取得できる点にちがいがあがる。したがって、台湾の

場合、区外における投資の誘因はそれなりに高い。輸出加工区の最大の利点はその集中管理と行政能率が高い点にあるといえる。この点について機能的にいえば、経済特区の管理と行政能率はまだ台湾の輸出加工区に及ばないとみられる。いずれにしても、中国の特区は、それなりの優遇措置をとっているが、管理効率や行政能率を改善することにより、外資の誘致を促進する必要がある。

IV 沿海地域の開発戦略

沿海地域とは、沿海の8省3市を指す。北から遼寧、河北、山東、江蘇、浙江、福建、広東、広西の8省と北京、天津、上海の3市である。この地域は全国人口の37.7%、工業の59.4%、農業の50.3%、輸出の72.9%を占め、国民経済の重要な部分を構成している。沿海地域の経済発展戦略が脚光を浴びたのは趙紫陽の提唱によるものである。1987年11月、趙紫陽は沿海地域の調査を踏まえて、中共第13期2中全会において、中央政治局を代表し沿海地域経済発展戦略を加速することを提案した。その要旨は、チャンスをつかみ、計画的指導のもとで順序だてて国際市場に進出すること、低廉労働力の優位を利用して、振興しやすい労働集約型産業と外向型経済を発展し、製品に体现された労務輸出を促進すること、「両頭在外」（原材料と製品の二つの市場を海外に求めること）を実行し、「大進大出」（大いに輸入と輸出をすること）を行い、沿海地域の輸出貿易でもって内陸経済の大いなる発展をリードし促進することなどである。⁽³¹⁾

趙紫陽のいうチャンスとは、国際経済環境が中国の対外開放にきわめて有利になっていることである。日本やアジア NIEs が急速に発展し、いまや東アジア地域は世界の成長センターになりつつある。この過程で先進国やアジア NIEs の賃金が高騰し、国内の産業調整をせまられ、資本は低賃金労働を求めて東南アジアや中国に向かおうとしている。中国は人口が多く、生活水準が低いので低賃金労働の宝庫である。まさにこの時期に、このような条件のもとで中国の豊富な労働力を国際市場とリンクさせることが可能であれば、一つのダイナミックな沿海地域経済発展戦略が構想されうる。すなわち労働

集約型産業と外向型経済を発展し、労務輸出を促進する。核心は「両頭在外、大進大出」にある。原料と製品市場の二つとも国際市場に求める構想はきわめて大胆でかつ斬新でもある。これが実現できれば内陸経済にも大きなインパクトを与え、国民経済全体の発展のエンジンにもなるということである。

趙紫陽の提案で中国の対外開放戦略をめぐる議論が沸騰した。それには多くの賛成と支持の論議がみられ、このなかで国際大循環論が提起された。その旗手は王健である。ここで王健が書いた「国際大循環に関する経済発展戦略の構想」の要旨をかいつまんで紹介し、これを通して沿海地域経済発展戦略なるものの概要をとらえてみたい。⁽³²⁾

王健論文はまず、現代中国経済発展の主要矛盾を産業の二重性と地域の二重性に求める。中国の工業部門の構造はかなり先進的で、とくに重工業を優先していることから、構造的にはGNP 1人当たり1000ドル以上の国のレベルに匹敵する。これに対して農業部門の構造は非常に後進的で、農業労働力の全体に占める比重からみると、GNP 1人当たり100ドル以下の国のレベルにしかっていない。これが工業と農業における産業の二重性を示している。一方、地域的にみると、沿海と内陸の分極化の問題がある。沿海地域は加工業が集中し、経済発展の水準も高いが、しかし原料は内陸の供給に依存し、製品も大量に内陸に販売されている。これに対し、内陸は原料生産が主で、経済発展の水準も低く、原料と製品市場は沿海に占拠されている。この矛盾は過去においては中央の計画的管理により処理されてきたが、現在は指令性計画が縮小傾向にあり、新しい矛盾を生み出している。内陸は経済発展のために自己の加工業を発展させようとして、沿海に対し原料の供給を抑制している。このため沿海の高い加工技術をもった加工生産も内陸からの資源供給の制約によりマクロ的な経済効果をあげられないでいる。これが地域の二重性からくる問題である。

以上の産業および地域の二重性矛盾を解決しようと試みる場合、視野を国際経済の領域にまで広げて考えると、状況は完全にちがってくる。労働集約型製品の輸出を通して中国の農村労働力を国際大循環に投入し、国際市場における転換メカニズムを利用すれば、工業化の二つの目標を一つの循環体系に統一して達成できるのである。労働集約型製品の輸出を発展させれば国際

市場で外貨を獲得でき、外貨があれば重工業に必要な資本財を輸入し、重工業の改造ができる。重工業が改造されれば、よりよい設備と原料を軽工業に供給し、その製品輸出を支援でき、ここで国際分業と国際交換を基礎とした外向型経済の循環体系が形成される。このような統一的な循環体系のメカニズムは、国内だけではできない。

外向型経済の発展は沿海からはじまる。沿海加工業の従来「両頭在在」の局面を「両頭在外」に転換し、この地域の原料と製品市場を国際市場にリンクする。これによって沿海地域自身が発展すると同時に内陸地域の発展をも促進する。従来沿海が占拠していた内陸の原料、製品市場を内陸に開け渡し、内陸の発展に新しい契機を与えるからである。これで沿海と内陸の矛盾を解決し、新しい段階に前進する。

国際大循環経済発展戦略の時期は、現在から今世紀末あるいはさらに長い時間を想定する。現在から今世紀末までに、農村から約1.8億の労働力が析出される。現在の軽工業の収容能力からみて、もし2000年において労働集約型加工製品の輸出額が1500億ドルに達すれば、約6000万人の雇用問題を解決できる。今後第2次産業と第3次産業の雇用機会の増加比率を1対2とみるならば、第2次産業の発展により、第3次産業で1.2億の労働力を吸収できるので、上記1.8億の農村労働力の移転問題はだいたい解決できる。なお、今世紀末までに総額1500億ドルの輸出を達成するには、これからの十数年の輸出成長率は年率12%以上でなければならない。この目標は高いようで必ずしも高くはない。これは日本、ブラジル、韓国の成長事例と比較すればわかることである。

以上が王建論文の国際大循環経済発展戦略に関する要旨であるが、この論文は趙紫陽のお墨付で1988年1月5日の『経済日報』に掲載された。これを受けてこの問題をめぐる賛否の議論がわいた。⁽³³⁾たとえば孫燕君は「国際大循環経済発展戦略試論」でこの戦略の実行可能性について四つの理由をあげて肯定している。つまり、①沿海地域の労働集約型製品は国際商品取引において長期にわたり存立基盤をもっていること、②沿海地域の労働力の資質は東南アジアのそれに劣ることなく、十分に国際競争力をもちうること、③アジア NIEs が産業高度化過程に直面しており、労働集約型産業の国際的シフト

が進行しているので、中国にとり得がたいチャンスであること、④外向型経済の発展は世界経済変動の影響を受けやすいが、中国には広大な国内市場があるので、その緩衝的後背地をもつという有利な条件があることなどである⁽³⁴⁾。このほかに、王建論文における沿海地域経済発展戦略を支持する論調として、この地域の人口要因の優位性を説くものもある。沿海地域はインフラストラクチュアがよく、交通が便利で科学技術の開発能力が比較的高いほかに、人口要因も有利な条件であり、これらは沿海地域発展戦略の実現を保証する重要な根拠であるとみている⁽³⁵⁾。

これに対して、王建論文に疑問をさしはさむ見解もみられる。たとえば一部専門家の見解としてつぎの疑問が披露されている。つまり「両頭在外」を実現するには二つの優位な条件をもつ必要がある。一つは労働力が豊富で平均賃金が低いこと、二つは国際的にみて先進的な技術水準をもつことである。そこで中国は豊富な労働力資源をもっていることは確かだが、単位当たり製品に含まれる賃金量は必ずしも低くはなく、この方面の比較優位はまだ十分に発揮されていない。また、当面の中国の輸出は資源型と低技術型の製品が主であり、かなりの製品の品質は国際的なレベルに達していないということである⁽³⁶⁾。この疑問はかなり傾聴に値する見解である。このほかに、「両頭在外、大進大出」が沿海戦略のすべてではないという批判もある。沿海戦略の本質的課題は、沿海地域の優位を發揮し、国際経済における有利なチャンスを利用して、中国経済の国際経済への参入を加速させ、国内的要素と国際的要素の最適配置を最大限に実現することにある。たんに「両頭在外、大進大出」にたよるだけでは、この課題を実現できない。一つは、「両頭在外」は内部条件を基礎とした「在外」でなければならない。二つは、沿海地域の「大進大出」は沿海と内陸の経済関係を弱める可能性があることに留意しなければならない⁽³⁷⁾。また、沿海地域経済発展戦略は外向型経済の発展を指向するが、これは輸出でもって国民経済の全面的成長を図ることである。その場合、輸出指向戦略が重要になってくる。中国は現在でも輸入代替的発展が主になっており、輸出指向戦略を重視する必要がある。しかしながら10億の人口をもつ大国として、国内市場の需要がきわめて大きく、供給不足の状態にあって、商品の国際競争力も弱いなかで、完全に輸出指向戦略を採り入れる

のは不可能であり、輸出指向と輸入代替のリンケージを採り入れるべきであるという見解である。⁽³⁸⁾

いずれにしても沿海地域発展戦略が提起され、国際大循環論が盛んに展開された1988～89年に、中国経済は財政赤字、貿易赤字、マクロ的需給関係の構造的不均衡の拡大に当面してインフレが進行し、経済が急速に苦境に陥った。そして89年6月の天安門事件で趙紫陽が失脚すると同時に、沿海戦略の議論は一時期立ち消えとなった。たしかに沿海戦略には不十分な点が多々あるが、しかしそれが提起している方向と課題は、中国の対外開放政策にとって避けて通れない問題である。沿海地域に集中する巨大な人口＝豊富な労働力、この地域が具備する有利な条件、それに国際経済環境の有利性などこれらの諸条件をいかに中国経済の開発戦略に結実させるかの課題は切実である。もともと沿海戦略は日本とアジア NIEs の経済発展から大きなインパクトを受け、その教訓に学んで提起されたものである。韓国、台湾、香港、シンガポールのアジア NIEs の発展が可能であった以上、それと類似した条件をもつ中国沿海地域も不可能ではない。上述の沿海戦略は沿海地域経済の NIEs 化を目論んだ構想である一面をもっている。しかし大きく立ち遅れた内陸部経済との関係をどうするか、そして沿海戦略により中国全体の開発戦略の展望がどのように開けるかの問題がまだ残っている。この問題にある程度答えていかなければ、沿海戦略の論議はこれ以上進まないであろう。

ともあれ、沿海地域の豊富な労働力を動員し、組織して国際分業に参入させるにはそれなりに資本、とくに外国資本の導入が必要であり、また労働集約型製品を国際市場に輸出する対外貿易の拡大が重要になってくる。この問題をつぎにみてみよう。

V 外資導入の戦略問題

経済特区、沿海開放都市および経済開放区の設置はすべて外資の誘致と導入を主な狙いとしている。したがって中国に対する外資の進出はおのずと沿海地域に集中している。たとえば1987年末現在、外資の総投資件数1万13件のうち9600件、全体の95.9%を占める企業が沿海地域に進出している。地域

的にみて最も多いのが広東省で、ここだけで6111件、全体の61.0%を占めている。つぎに多いのが福建省の1020件10.2%で、3番目が上海市の303件3.0%、このあとが広西省の292件2.9%、北京市の256件2.6%、天津市の240件2.4%などの順になっている⁽³⁹⁾。広東省が際立って多いのは、香港資本の進出が集中しているからである。香港資本の直接投資は金額にして全体の3分の2を占め、たとえば88年は65.4%に達している⁽⁴⁰⁾。外資の進出が沿海地域に集中するのは、これまでも述べてきたように、この地域の経済が比較的発達しており、インフラストラクチュアもよく、交通が便利であること、それに国家的奨励政策がしかれ、投資に対する税制上の優遇や特典が与えられているからである。

中国の外資導入戦略の基本は外資の利用という用語に示されるように、外資の先進技術を導入し、その経営管理の知識に学び、企業の活性化と経済発展を図る点にある。まずここでいう先進技術とは必ずしも先端技術を意味するものではない。外資にとって先端技術を安易に資本進出とともに移転することはないのが一般的である。しかし移転されるものが標準化技術であっても、中国にとってはそれなりに先進技術であるとみてよい。外資による技術移転は、中国の受け入れ条件にもよるが、概して生産力の向上にそれなりに寄与することはまちがいない。また、仮にそれが標準化技術であっても、中国の低廉な労働力と結合して労働集約型産業に特化すれば、それなりの比較優位と国際競争力をもって国際市場に進出する可能性をもちうることになる。つぎに経営管理の知識に学ぶ点について、外資の進出は経営資源をパッケージにして行われる性格のものであるから、経営管理のノウハウがほとんどそのまま移転される。中国では近代的な合理的経営管理が社会主義体制のもとでほとんど存立基盤を失い、育たなかった。いうなれば「経営」らしい発想や概念が社会にはまったくみられないのが現実である。この意味では外資の進出による経営管理方法の導入は必要かつ有益であり、強烈なインパクトを企業や経済に与えることになる。

対外開放政策への転換へはじまるとまもなく、1979年6月に「中外合資経営企業法（草案）」が第5期人民代表大会第2次会议で審議可決され、外資導入の法制上の準備が行われた。同時に同年7月、人民代表大会常務委員会

表1 外資導入状況に関する統計 (1979~88) (金額単位:百万米ドル)

		合 計		借 款		直接投資		その他投資	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
協 定 契 約 額	1979-82	949	20,548	27	13,549	922	6,010		989
	1983	522	3,430	52	1,513	470	1,732		185
	1984	1,894	4,791	38	1,916	1,856	2,651		224
	1985	3,145	9,867	72	3,534	3,073	5,932		401
	1986	1,551	11,737	53	8,407	1,498	2,834		496
	1987	2,289	12,136	56	7,817	2,233	3,709		610
	1988	6,063	16,004	118	9,813	5,945	5,297		894
	合計	16,377	78,513	380	46,549	15,997	28,165		3,799
実 際 投 資 額	1979-82		12,457		10,690		1,166		601
	1983		1,981		1,065		636		280
	1984		2,705		1,286		1,258		161
	1985		4,647		2,688		1,661		298
	1986		7,258		5,014		1,874		370
	1987		8,452		5,805		2,314		333
	1988		10,226		6,487		3,193		546
	合計		47,726		33,035		12,102		2,589

注) 協定契約額における歴年借案件数の和が合計と一致しないのは、一部重複契約件数を削除したことによる。

出所) 国家統計局編 [1989] 645頁。

第10次会議で「外国投資管理委員会」の設置が決定され、外資の受け入れに対する行政機構の整備がはじまった。引き続き80年9月、「中外合資経営企業所得税法」⁽⁴¹⁾が第5期人民代表大会第3次会議で可決された。これら外資導入に関する一連の法制上の整備は、対外開放と外資導入がきわめて密接な関係にあり、中国の外資導入に対する積極的な姿勢をうかがわせるものである。その結果、外資導入はそれなりに進展した。その状況について、表1をみてみたい。

この表で示すように、外資導入の統計は、協定契約額と実際投資額の二つの範疇に分けられる。まず協定契約額についてみると、借款、直接投資およびその他投資を含めた合計金額では、1979~82年の4年間で205億ドルを記録し、その後は83年の34億ドルから累年順調に増えて、88年には160億ドルに増大し、79~88年の10年間の合計は785億ドルに達している。この内訳は借款が465億ドルで全体の59.3%を占め、直接投資が282億ドルで35.9%、そ

してその他投資が38億ドルで4.8%となっている。ここで借款の動向についてみると、79～82年が135億ドルで比較的多く、このあとの83年は15億ドルで少ない。借款が特に増えたのは85年の35億ドルと86年の84億ドルで、いずれも前年に比べ倍増している。直接投資は件数とあわせてみると、79～82年が922件の60億ドルである。このあと83年は470件の17億ドル、84年が1856件の27億ドル、85年が3073件の59億ドルと順調に伸びている。それが86年には1498件の28億ドルに減少し、87年に再び増えて2233件の37億ドルになり、88年はさらに増えて5945件の53億ドルになっている。件数と金額の比較でみるかぎり、1件当たりの投資金額は必ずしも増えていない。1979～88年の10年間を合計すると、全体で1万5997件の281億6500万ドルになっている。

つぎに、実際投資額についてみると、協定契約額よりかなり少ない。借款、直接投資、その他投資の合計は477億ドルで、協定契約額の60.8%にあたる。このうち借款は330億ドルで協定契約額の71.0%、直接投資は121億ドルで43.0%、その他投資は26億ドルで68.1%になっている。また、実際投資額477億ドル全体を100とすれば借款が69.2%、直接投資が25.4%、その他投資が5.4%をそれぞれ占めている。この数字でわかるように、全体として借款にウエイトがおかれ、直接投資は比較的少ない状態になっている。

借款と直接投資の戦略的問題について、経済発展の需要および長期的観点からみて、直接投資を主要とし、借款を補完とすべきであるという見解がある。直接投資のメリットはつぎの4点にあるとされる。第1に、リスクを減らし、効果を上げることができる。直接投資だと企業リスクは投資者が負担し、投資収益は受け入れ国の支払能力の向上に寄与する。また、合弁企業や外資系企業は各自経営責任と企業リスクを負うがゆえに、経済効果を高めることに努める。第2に、技術移転をするので生産技術能力および経営管理レベルの向上に有利である。いうまでもなく直接投資は外国の資金を利用できるのみでなく、さらに重要なことは先進的な技術や設備を導入し、科学的な経営管理の知識と経験およびその他の経済情報の導入をもたらすことができる。これは借款のような融資形態よりもはるかに有益である。第3に、輸出商品構成を改善し、輸出競争力を強化できる。当面中国の経済が向上しないのは工業生産が向上せず、品質が悪く、国際市場における競争力がないため

表2 協定契約ベースの外資導入項目別統計 (1984~88)

(金額単位：百万米ドル、括弧内%)

	1984		1985		1986		1987		1988	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	2,204	4,791 (100.0)	3,145	9,867 (100.0)	1,551	11,737 (100.0)	2,289	12,136 (100.0)	6,063	16,004 (100.0)
借款小計	38	1,916 (40.0)	72	3,534 (35.8)	53	8,407 (71.7)	56	7817 (64.4)	118	9,814 (61.3)
政府貸付	29	505 (10.5)	59	1,021 (10.3)	42	1,444 (12.3)	44	2,019 (16.6)	103	3,357 (21.0)
国際金融機関貸付	9	970 (20.3)	13	1,131 (11.5)	11	1,826 (15.6)	12	1,398 (11.5)	15	1,717 (10.7)
その他	—	442 (9.2)	—	1,382 (14.0)	—	5,138 (43.8)	—	4,400 (36.3)	—	4,740 (29.6)
直接投資小計	1,856	2,651 (55.3)	3,073	5,931 (60.1)	1,498	2,834 (24.1)	2,233	3,709 (30.6)	5,945	5,297 (33.1)
合弁経営	741	1,067 (22.3)	1,412	2,030 (20.6)	892	1,375 (11.7)	1,395	1,950 (16.1)	3,909	3,134 (19.6)
合作経営	1,089	1,484 (31.0)	1,611	3,496 (35.4)	582	1,358 (11.6)	789	1,283 (10.6)	1,621	1,624 (10.1)
合作開発	—	—	4	359 (3.6)	6	81 (0.7)	3	5 (0)	5	59 (0.4)
全額外資	26	100 (2.0)	46	46 (0.5)	18	20 (0.1)	46	471 (3.9)	410	481 (3.0)
その他投資小計	310	224 (4.7)	—	402 (4.1)	—	496 (4.2)	—	610 (5.0)	—	894 (5.6)
補償貿易	310	161 (3.4)	—	260 (2.6)	—	313 (2.7)	—	428 (3.5)	—	532 (3.3)
加工組立	—	63 (1.3)	—	142 (1.4)	—	140 (1.2)	—	165 (1.4)	—	205 (1.3)
国際リース	—	—	—	—	—	43 (0.4)	—	18 (0.1)	—	156 (1.0)

注) (1) その他投資とは、外資との補償貿易提携または加工組立提携において供与された設備の評価額および融資的性格をもつリースにおいて供与された設備の評価額を指す。

(2) 1984年および1985年の加工組立は国際リースの部分を含む。

出所) 国家統計局編 [1986] 581頁, 同 [1988] 733頁, 同 [1989] 645頁。

である。これを直接投資の受け入れによって大きく改善できる可能性がある。

第4に、管理とコントロールに便利である。直接投資は中国の法規に従って投資を行うので、投資動向の指導や投資構造の改善をするのに便利である。

これに比べて借款の場合は債権国の財政金融政策の制約を受け、国際金融市場の影響を受けざるをえない⁽⁴²⁾。このように中国にとって外資導入のより望ましい戦略的方向は、借款よりも直接投資の役割を拡大し、それを増やしていくことである。しかしながら、直接投資は中国が期待するほどには増えないのが実情のようである。つぎに協定契約ベースでみた外資導入の項目別統計を表2でみてみたい。

この表は1984～88年の期間についてみたものである。まず借款についてみると、政府貸付、国際金融機関貸付およびその他貸付の3項目に分けられる。このうち前二者が公的機関、後者が民間金融機関に属するものとみられる。構成でみると、84～85年は借款が直接投資より少ないのに対し、86年以降は借款が増大して約3分の2を占めている。その増えた部分はほとんどがその他貸付である。どちらかといえば、政府貸付と国際金融機関貸付が比較的コンスタントな規模で推移しているのに対し、その他貸付の変動は大きい。

つぎに、直接投資についてみると、直接投資は合弁経営、合作経営、合作開発、全額外資の4項目に分けられる。このうち合弁経営と全額外資が現地企業法人の形態をとり、投資戦略上重要な位置にあると目される。なお、合作経営と合作開発とはいずれも双方の契約に基づく投資であり、合作経営は一般的業種を対象とするのに対し、合作開発は文字通り資源開発に特定されている。このなかで目だつのは、合弁経営と合作経営が圧倒的な規模を占めるのに対し、合作開発と全額外資はまだウエイトが非常に低い。このうち、合弁経営の投資規模について、その1件当たりの投資金額の推移をみると、1984～87年が140万ドルから154万ドルの間を推移していたが、88年は80万ドルとなっている。88年は件数と金額がともに増えたが、1件当たりの投資規模は逆に小さくなっている。これに対し、全額外資の投資規模は、87年が1件当たり1024万ドルで特に大きいほかは、合弁経営と比較してあまり差がない。表の分類はこのほかに、その他投資として補償貿易、加工組立および国際リースがあるが、規模としてはまだ大きくない。

外資利用の状況については、つぎのような問題点が指摘されている。つまり、これまでの借款は大部分が国民経済の比較的弱い環であるエネルギー、交通、通信、素材原料生産等の強化に使用され、このような投資の方向は基本的には正しい。しかし、直接投資の構造についてみると、かなりの歪みが見られる。たとえば資金の投資分野が分散し、重点がはっきりしないこと、非生産的部門への投資が多く、生産的部門への投資が少ないこと、工業の川下部門への投資が多く、川上部門への投資が少ないこと、低いレベルの重複投資が多いことなどである。これらの歪みに対して、国家の産業構造政策の要求に照らして、外資の投資動向を正しく誘導し、外資の利用が産業構造の

改善に寄与するようにしなければならない⁽⁴³⁾。中国の外资導入のうち特に直接投資について、まだ全体の開発戦略、なかんずく産業開発戦略と緊密に結合して積極的な役割を果たすまでには至っていないことを物語っている。

VI 対外貿易の戦略選択

対外開放前の中国の対外貿易は長期にわたり「過不足を調整し、有無相通じる」という戦略指針をとってきた。そこでは対外貿易を流通分野における物資の過不足の調整手段としてしか位置づけず、対外貿易が国民経済の発展を促進するというもう一つの側面を見落としてきた。対外開放後は従来の見方を改め、対外貿易が経済発展をもたらす役割に留意しはじめた。しかし、伝統的な貿易政策と産業政策は輸入代替および内向型発展戦略と深くかかわっているため、商品の国際市場への進出の発想がきわめて弱い。このため国際分業への参入による国民経済発展の「乗数効果」が機能しない⁽⁴⁴⁾でいる。

国際分業の戦略からみた中国の生産要素の比較優位はなにをおいてもその巨大な人口に裏づけられた豊富な労働力資源にある。中国の賃金水準はアジア NIEs はいうまでもなく、ASEAN 諸国のそれよりも低い水準にある。これをもって労働集約型産業に特化すれば、その製品は必ずや十分に国際競争力をもちうる⁽⁴⁵⁾のである。中国の輸出戦略はまさにここに求められるべきである。その場合、原材料は大きく輸入に依存する体制をとるという見解がある。これによって原料輸入→付加価値加工→輸出→原料再輸入→付加価値再加工→再輸出……の循環構造を確立する方向へ発展する⁽⁴⁶⁾。いわば前述の沿海経済発展戦略における「両頭在外、大進大出」をいいかえた構想である。しかしながらこのような考え方に対して、つぎのような問題が指摘されている。つまり中国の労働力の質は低く、労働生産性も低い⁽⁴⁷⁾ため、現在輸出されている労働集約型商品は国際市場において競争力をもたない。また、一次生産品加工を主体とする労働集約型低技術商品の輸出は、経済発展を促進する力をもたない。それに低技術低品質がもたらす低価格は、中国の低廉労働力の優位を十分に発揮できなくさせている。したがって労働集約型低技術商品の輸出のみを一面的に強調するならば、中国が国際分業体制において当面している

表3 輸出における商品別構成の推移 (1981~88) (単位: %)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
輸出総額 (億米ドル)	220	223	222	261	274	309	394	475
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一次産品小計	46.6	45.0	43.3	45.7	50.6	36.5	33.5	30.4
食品及び食用動物	13.3	13.0	12.8	12.4	13.9	14.4	12.1	12.4
飲料、タバコ	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
非食用原料	8.9	7.4	8.5	9.3	9.7	9.4	9.3	8.9
鉱物燃料及び関連原料	23.7	23.8	21.0	23.1	26.1	11.9	11.5	8.4
動植物油脂等	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.2	0.2
工業製品小計	53.4	55.0	56.7	54.3	49.4	63.5	66.4	69.7
化学及び関連製品	6.1	5.4	5.6	5.2	5.0	5.6	5.7	6.1
紡績・軽工業・金属製品	21.4	19.2	19.7	19.3	16.4	19.0	21.7	22.1
機械及び輸送設備	4.9	5.7	5.5	5.7	2.8	3.5	4.4	5.8
その他雑貨製品	16.9	16.6	17.1	18.0	12.7	16.0	15.9	17.4
その他未分類製品	4.1	8.1	8.8	6.1	12.5	19.4	18.7	18.3

出所) 国家統計局編 [1983] 405頁, 同 [1985] 494頁, 同 [1987] 592頁, 同 [1989] 634頁。

不利な立場から脱却できず、後発性利益の効果を発揮できない。この辺が労働集約型商品輸出戦略の欠陥である。⁽⁴⁷⁾

表3は1981~88年の輸出商品構成の推移を項目別にみたものである。商品項目は一次産品と工業製品に大別される。これで見ると、上述の労働集約型低技術商品は工業製品範疇に含まれるとしても、これだけではどの項目かを特定しがたいが、しいて指摘するならば、その他雑貨製品およびその他未分類製品をあげることができる。両者を合計するならば、81年が21.0%、85年が25.2%、88年が35.7%とかなり急速に増えている。そのなかで、その他未分類製品の規模が1985年以降に急増しているのが目立っている。また、紡績・軽工業・金属製品の項目は、低技術とはいえないが、広い意味では労働集約型商品の範疇に含まれる性格のものである。

ここでもう一つ注目すべき点は、資源集約型輸出の問題についてである。表の一次産品輸出がこの範疇に入るので、その動向は中国の輸出戦略もしくは資源戦略を占う一つの指標になりうる。まず一次産品輸出の推移をみると、1981年が全体の46.6%、その後横ばいに動いているが、85年に50.6%に増大し、86年には36.4%に急減して、88年は30.4%になっている。その内訳につ

いてみると、食品及び食用動物、非食用原料、鉱物燃料及び関連原料の3項目が主になっており、そのうちでも、鉱物燃料及び関連原料が最も大きなウェイトを占め、その変動幅も大きい。ちなみに、鉱物燃料及び関連原料の占める割合は、81年が23.7%、85年が26.1%に増大したが、86年には11.9%までに急減し、88年が8.4%となっている。86年以降に一次産品輸出全体の割合が急減したのは、主としてこの鉱物燃料及び関連原料の減少によるものである。ここに中国における資源集約型輸出の変化もしくは資源戦略の転換を読み取ることができる。その前までは、中国において資源集約型輸出を肯定していた向きがあるが、86年以降に政策転換をして、一次産品輸出を抑えるようになったとみてよい。中国は全体として資源が豊富であるとはいっても、繰り返すが、1人当たりにした資源の賦存量はけっして豊かではなく、むしろ不足ぎみである。その一例が石油であって、中国はエネルギー事情がきわめて悪く、石油は国内需要をまかなうだけで精いっぱいであり、輸出の余裕など客観的にはない。また資源を輸出する場合でも、輸出戦略からいって資源をそのまま輸出するのではなく、いったん加工して付加価値を高めてから輸出する輸出代替戦略をとるべきである。このような反省にたった輸出戦略の転換が、80年代後半からみられ、その成果が工業製品輸出割合の増大に対する一次産品輸入割合の縮小という形で表にあらわれている。工業製品輸出割合の増大は、表でみるように、主としてその他未分類製品の割合の増大によりもたらされたものである。これをもって輸出構造における輸出指向的傾向が強まっているようにもみえるが、しかし実際にはまだそのようにいえない面がある。この辺の見方は輸入の状況を勘案して考える必要がある。

つぎに、輸入の商品別構成の推移について表4をみてみたい。この表の項目別区分もまったく表3と同一であり、一次産品と工業製品に大別される。まず、一次産品輸入の推移についてみると、1981年が36.5%、82年に39.6%に増えたあと83年には27.2%に低減し、その後さらに減少して85年には12.5%、そして88年は18.2%となっている。一次産品輸入の内訳は食品及び食用動物と非食用原料の2項目が中心になっており、この2項目とも漸減傾向を示して、一次産品輸入の割合全体が減少する結果をもたらしている。つぎに工業製品輸入の推移についてみると、81年が63.5%で、その後漸増し、

表4 輸入における商品別構成の推移(1981~88) (単位:%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
輸入総額(億米ドル)	220	193	214	274	423	429	432	553
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一次産品 小計	36.5	39.6	27.2	19.0	12.5	13.2	16.0	18.2
食品及び食用動物	16.4	21.8	14.6	8.5	3.7	3.8	5.6	6.3
飲料、タバコ	1.0	0.7	0.2	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6
非食用原料	18.2	15.6	11.5	9.3	7.6	7.3	7.7	9.2
鉱物燃料及び関連原料	0.4	1.0	0.5	0.5	0.4	1.2	1.3	1.4
動植物油脂等	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.5	0.8	0.7
工業製品 小計	63.5	60.4	72.8	81.0	87.5	86.8	84.0	81.8
化学及び関連製品	11.9	15.2	14.9	15.5	10.6	8.8	11.6	16.6
紡績・軽工業・金属製品	18.3	20.3	29.4	26.7	28.2	26.1	22.5	18.8
機械及び輸送機器	26.7	16.6	18.6	26.4	38.4	39.1	33.8	30.2
その他雑貨製品	2.5	2.5	3.6	4.3	4.5	4.4	4.3	3.6
その他未分類製品	4.1	5.8	6.3	8.1	5.8	8.4	11.8	12.6

出所) 国家統計局編[1983]405-406頁, 同[1985]494-495頁, 同[1987]593頁, 同[1989]635頁.

85年には87.5%まで増大した。このあとは横ばいの動きをみせ、88年は81.8%となっている。その内訳は、機械及び輸送機器がもっとも多く、81年が26.7%、85年が38.4%、88年が30.2%となっている。そのつぎが紡績・軽工業・金属製品と化学及び関連製品の2項目である。このほかにその他未分類製品が近年増える傾向を示し、81年は4.1%、85年は5.8%、そして88年は12.6%になっている。概していえば、資本財としての機械設備または中間製品の輸入が、輸入品の中心になっていることをこの表は示している。しかしながら85~86年に機械及び輸送機器が特に増えたのには別の事情がある。この時期に中国は一挙に電機製品や自動車などの耐久消費財を大量に輸入し、不必要に多くの外貨を使い果たしたという問題がある。輸入戦略が揺れ動き、一定の原則に基づく方針がみられない時期であった。

貿易戦略と産業政策の観点からこの輸入商品の構成をみると、原材料としての一次産品の割合が縮小し、資本財としての工業製品の割合が増大するということが、貿易が輸入代替的構造を指向しているといえるかも知れない。事実、中国がこれまで長期にわたってとってきたのは輸入代替的貿易発展戦略であった。生産力がまだ未発達であり、国内市場の需要は大きく、「供給

不足経済」の問題が存在している状況のもとでは、輸入代替的貿易発展戦略を取り続けていく必要性がある。問題は、どのような輸入代替的戦略をとるのか、また輸出指向的戦略をどのように発展させ、両者の関連をどのように考えていくかにある。

輸入代替と輸出指向の戦略的選択問題について、中国はそのおかれている条件からみてどちらも必要であり、同時並行的に発展を図っていく必要がある。繰り返すが、11億の人口と巨大な国内市場をもつ中国は、どうしても輸入代替的産業発展を図っていく必要があり、またこれまでこのような発展が中心になってきた。一方、国民経済のダイナミックな発展のために輸出指向的産業発展の方向をも目指す必要にせまられている。これは沿海経済発展戦略における国際大循環構想と関連する問題であり、いわば「両頭在外、大進大出」戦略の提唱がそれである。また、国際経済環境の面でも中国はいままでにない良好なチャンスを迎えつつある。そして日本やアジア NIEs の国際分業体制下における輸出指向的発展が中国に大きなインパクトを与え、中国の輸出指向的発展の試みを勇気づけている。しかしながら、中国がアジア NIEs のように国民経済の発展を全面的に輸出指向に依存することは、これまた不可能なことであり、非現実的でもある。とにかく中国は輸入代替をさておいて輸出指向のみを発展させることはできない。むしろ輸入代替に依拠し、それを基盤にしながら輸出指向の発展を図るほかはない。現実には輸入代替がきわめて根強いために輸出指向が発展しにくい事情がある。これをどのように克服してよりダイナミックな対外貿易戦略を展開するかが、当面の重要課題である。

VII むすび

中国の対外開放は生産力の向上を目指し、四つの現代化を達成するために、不退転の決意でスタートした。その証拠に経済特区の開設があり、さらには海南島を含めた沿海開放都市、経済開放区、遼東半島および山東半島の沿海地域の全面的開放がある。その主たる狙いは三つある。まず第1に、外資の誘致である。外資を利用することで外国の先進的な生産技術の導入を図り、

外国の科学的な管理知識に学び、もって中国の生産力を高め、輸出競争力をもちうることを期待している。いわば後発性の利益を獲得する戦略である。第2に、経済特区やその他沿海開放地域を経済近代化の窓口とし、実験の場としたい点である。沿海地域が具備している有利な条件を生かして、対外開放に必要な特別な政策を実施し、全国に先がけて近代的な経済諸制度と市場メカニズムを実験的に導入しようとしている。第3に、沿海地域開発戦略である。沿海地域に集中する膨大な低廉労働力を動員し、労働集約型産業に特化して輸出競争力をもち、国際分業に参入する戦略である。いわば沿海地域の「NIEs化」戦略であるといいかえてもよい。

しかしながら、これら対外開放戦略の成果はまだ十分にはあがっていない。その背景には社会主義体制という問題もあろうが、より基本的には制度改革が大幅に遅れ、国内経済の活性化が思うように進んでいない事情があるようである。そのために外資導入において主要な戦略目標とされている直接投資が不十分で、なかんずく重要部分である合弁経営や全額外資の導入がまだ少ない。しかも外資といっても現在は香港一地域に集中し、先進的な技術と管理知識をもつ日米資本の進出がまだ本格化していない。したがって、産業開発戦略からみた対外貿易の構造においても輸出指向的構造の側面がまだみられず、輸入代替的構造がきわめて根強い。輸出指向的発展への転換は、国内における「供給不足経済」に大きく阻まれている。

それにしても、対外開放は後戻りできない段階にきており、この方向は中国経済にとって不可避であり、その政策の堅持を疑う余地はない。問題はその対外開放を推進していくための国内的条件がまだ不十分である点にある。今後、制度改革が進めば対外開放はさらに前進するにちがいない。

【注】

- (1) 国家統計局 [1989] 21頁。
- (2) 同上, 17頁。
- (3) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会 [1989] 301頁。
- (4) 同上, 299頁。
- (5) 同上, 304頁。
- (6) 中華人民共和国経済大事記編選組編 [1985] 599頁。

- (7) この目標を達成するために年率7.2%の成長が必要であり、この水準はかなり高い(呉 [1984] 109頁)。
- (8) 周叔蓮 [1983], 39-41頁。ここで経済効果の引き上げが「翻兩番」の鍵である点が強調されている。
- (9) 王寿椿 [1984] 8-9頁。
- (10) 孫玉宗 [1983] 108-109頁。
- (11) 滕維藻・鄭偉民 [1985] 5頁。
- (12) 路林書 [1988] 14頁。
- (13) 史敏 [1988] 6-9頁。
- (14) 季崇威 [1989] 42頁。
- (15) 張幼文・段錫平・靳步 [1986] 82頁。
- (16) 劉国光編 [1984] 70-72頁。
- (17) 国家統計局 [1989] 6頁。
- (18) 宦郷・戴倫彰 [1984] 3頁。
- (19) 錢俊瑞 [1981] 3頁。
- (20) 孫儒・許隆編 [1988] 11-14頁。
- (21) 同上, 16頁。
- (22) 同上, 15-16頁。
- (23) 中央人民廣播電台理論部, 中国経済体制改革研究会編 [1985] 156頁。
- (24) 陸迅・陳建助 [1989] 25-31頁。
- (25) 同上, 28-40頁。
- (26) 同上, 43-45頁。
- (27) 同上, 46-47頁および楊 [1985] 44-45頁。
- (28) 孫儒・許隆編 [1988] 281-282頁。
- (29) 同上, 282-284頁。
- (30) 拙文「台湾輸出加工区の分析」藤森英男編 [1978] 103頁。
- (31) 劉方棧 [1988] 1頁。
- (32) 以下の説明は王建 [1989] 63-67頁による。なお、王建論文は同一タイトルで『經濟日報』1988年1月5日に掲載されている。両者の内容は基本的なところで一致しているが、説明の仕方が若干ちがっている。
- (33) 趙紫陽は王建論文を「道理がある」と評価している(李德來「新的重大選択——記加入國際大循環經濟發展戰略的提出」『經濟日報』1988年1月15日)。
- (34) 『經濟日報』1988年1月12日。
- (35) 田雪原 [1988] 66頁。
- (36) 伍宇峰・高善望「改革与發展相結合的有益探索——部分專家學者進一步探討“國際大循環”戰略」『經濟日報』1988年1月15日。
- (37) 辺振瑚 [1988] 30頁。

- (38) 李崇威 [1988] 21-22頁。
- (39) 「当前國際資本流動与我国利用外資戰略研討会」資料，『國際貿易』1988年 第7期，7頁。
- (40) 中国對外經濟貿易年鑑編集委員会 [1989] 557頁より算出。
- (41) 中華人民共和國經濟大事記編選組編 [1989] 493, 497, 543頁。
- (42) 王一兵 [1987] 9頁。
- (43) 武超 [1988] 8頁。
- (44) 于立新・袁伶娃 [1989] 17頁。
- (45) 林漢勇 [1987] 67頁。
- (46) 李嵐清 [1988] 7-8頁。
- (47) 程惠芳 [1989] 7頁。
- (48) 潘恩琦 [1986] 30頁。

[參照文獻]

- 于立新・袁伶娃 [1989] 「关于我国對外經濟發展戰略的一点思考」『國際貿易』第4期。
- 王一兵 [1987] 「关于我国利用国外直接投資問題的思考」『國際貿易』第3期。
- 王建 [1989] 「关于“國際大循環”經濟發展戰略的構想」：世界經濟編輯部 [1989] 所収。
- 王寿椿 [1984] 「對外開放是我国經濟建設的必由之路」『國際貿易』第10期。
- 宦郷・戴倫彰 [1984] 「堅定不移地实行對外開放政策」『世界經濟』第2期。
- 國家統計局編 [1989] 『中国統計年鑑』(1989年度) 中国統計出版社。
- 吳振坤・王樹雲 [1984] 『中国社会主义現代化建設問題』中共中央党校出版社。
- 史敏 [1988] 「積極參加國際交換和競爭加速我国的現代化建設」『世界經濟』第6期。
- 周叔蓮 [1983] 「关于經濟發展戰略目標的幾個問題」『經濟研究』第1期。
- 世界經濟編輯部編 [1989] 『中国沿海地区外向型經濟發展戰略』中国社会科学出版社。
- 錢俊瑞 [1981] 「第三世界国家的發展戰略」『世界經濟』第12期。
- 孫玉宗 [1983] 「社会主义對外開放政策的理論基礎」：中国國際貿易学会秘書處編『國際貿易論文選——社会主义對外貿易理論与戰略問題』第2集，中国對外經濟貿易出版社。
- 孫儒・許隆編 [1988] 『中国經濟特区的理論与实践』經濟科学出版社。
- 中央人民廣播電台理論部・中国經濟体制改革研究会編 [1985] 『淺談經濟体制改革』經濟科学出版社。
- 中華人民共和國經濟大事記編選組編 [1985] 『中華人民共和國經濟大事記』北京出版社。

- 中国對外經濟貿易年鑑編輯委員會 [1989]『中国對外經濟貿易年鑑』(1989年度) 中国展望出版社。
- 張幼文・段錫平・靳步 [1986]『我國經濟的對外開放』上海人民出版社。
- 程惠芳 [1989]「出口戰略及出口產業優先序列選拔」『國際貿易』第8期。
- 田雪原 [1988]「沿海經濟發展戰略人口觀」『經濟研究』第8期。
- 滕維藻・鄭偉民 [1985]「實行對外經濟開放的內外依據」『世界經濟』第10期。
- 潘恩琦 [1986]「從經濟發展角度研究我國外資發展戰略」『國際貿易』第4期。
- 武超 [1988]「淺談利用外資的幾個戰略性問題」『國際貿易』第7期。
- 辺振瑚 [1988]「關於沿海發展戰略的幾點思考」『國際貿易』第10期。
- 楊嫻等編著 [1985]『社會主義經濟在中國』時事出版社。
- 季崇威 [1988]「貫徹沿海地區經濟發展戰略中需要重視的幾個問題」『國際貿易』第4期。
- [1989]「論我國的對外經濟發展戰略」：世界經濟編輯部 [1989] 所收。
- 季嵐清 [1988]「進料加工出口是發展我國出口貿易的重大戰略方針」『國際貿易』第1期。
- 陸迅・陳建勛・王宗賢編著 [1989]『中國經濟特區』中國人民大學出版社。
- 劉國光編 [1984]『中國經濟發展戰略問題研究』上海人民出版社。
- 劉方棧 [1988]「筆談沿海地區經濟發展戰略問題」『經濟科學』第3期。
- 林漢勇 [1987]「我國出口戰略與變動中的亞太經濟環境」『世界經濟』第3期。
- 路林書 [1988]『外向型經濟與中國經濟發展』機標工業出版社。
- 藤森英男編 [1978]『アジア諸国の輸出加工区』アジア經濟研究所。
- 山内一男編 [1989]『中國經濟的轉換』(岩波講座現代中國第2卷) 岩波書店。

第8章 「改革10年期」における中国財政の構造

I はじめに

1978年以降展開された中国の経済改革は、1989年6月4日の天安門武力弾圧事件によって、ひとまず第1幕を閉じた。事件後、中国共産党は89年11月6～9日、13期5中全会を開催し、91年までの3年にわたる「経済調整期」の政策綱領ともいべき「さらに整理・整頓を進め、改革を深化させることに関する中共中央の決定」を採択し、改革路線の修正を行った。これは明らかに中国の経済改革がほぼ10年にして挫折したことを示すものである。同文書（1989年11号文件）は経済改革が進めてきた、計画から市場へ、集権から分権へという方向を逆転させ、計画重視、集権強化の方向を示している。例えば、経済体制改革は「計画経済と市場調節を相結合した経済運営システムを徐々に作り上げることであり」「整理・整頓の期間中はより計画性を強化すべきで、適当に集中を強化する」と規定している。この「計画経済と市場調節の相結合」という規定は経済改革の初期段階でいわれた言い方であり、10年前にかえったという印象を与える。また「計画体制を改善し、適度に指令性計画の範囲と比重を増し、指令性計画の威厳を強め、指導性計画の実施方法を完全なものにする」とも述べられ、指令性経済の復活の方向をも示しているのである。

分権化の面でも逆転現象がみられ、集権化が打ち出されている。「中央への財政集中を適度に高める」「物資管理体制を改善し、重要物資の国家統一分配の比重を適宜高める」「物価管理権限を適度に集中し、国計民生にかかわる重要品目の価格に対する管理を強化する」などと規定されているのである。こうして、計画と集権の体制を強化することによって、経済環境が改善されれば、その後改革を一層深化させると言っているように、1989年の天安

門事件から少なくとも3年間は「経済調整期」とされたのである。3年間の経済調整期を経過し、経済環境が整えば、第2次経済改革の時期に進むのかどうかはもちろん現段階では予測の限りではないが、現代中国の経済史の中で、「調整政策」がとられたのは過去に3度ある。61～63年と78～81年と今度の89～91年である。このうち今回の調整は61～63年の調整政策に類似している。つまり改革（大躍進）の失敗によって、それ以前の政策にもどして、経済の調整を行うという性格では共通しているからである。その関連からすると、大躍進—調整—文革という展開に対して、第1次経済改革—調整—第2次経済改革となるのかどうか。いずれにせよ、中国経済の現状と将来を理解するには、調整にいたる経済改革10年の過程の多面的な解明が不可欠な手続であると思われる。

10年改革はいかなる課題をもち、その課題に対する改革策がいかなる役割を演じ、ついには、改革を挫折に導いたのかを、経済の各領域とそれに対応した改革の展開過程に即して解明することが重要である。

このような意味から、本章では経済改革の中心をなす財政部門を対象とし、改革とその過程で現れる中国財政の構造変化の過程を追求し、「改革10年期」における中国財政の構造と位相を明らかにすることを課題とする。

II 財政改革の課題

1 財政改革の本質

1978年にはじまり、ほぼ10年にわたって展開される中国の経済改革は、社会主義経済の改革の実験的試みとして、一時は、世界の先頭をきって注目を集めたこともあったが、おそらく改革の展開過程において、その挫折は必然的であったろう。この過程を財政の体制と構造の面から検討するのが本章の課題であるが、その前提として、中国における財政改革は全体の経済改革とどういう関連があり、どういう位置を占めていたかを検討しておかねばならない。

中国の経済改革の課題については、すでに別の機会に検討したことがあるが、ここでは財政改革との関連を中心にみると、次のようになるであろう。

改革以前の中国経済は計画経済を中心とする体制であったことは言うまでもないが、他面では、中国的特徴をもつ計画経済であった。それは毛沢東モデルといってもよいが、それは通常の社会主義経済の集権的な計画経済と同時に、分配における平等性と社会的分配および再分配の機能を構造化させたものであった。この体制下における社会的分配は、蓄積においては集権的資源配分体制、消費においては、社会的分配と個別「低賃金供給制」によって成り立っていた。

そしてこのような社会的再生産の分配過程を担っていたのが、財政制度であったことはいうまでもない。この旧体制下の財政制度は工業、商業、金融、運輸などの企業、事業体の財務を集中し、その資金供給を通じて、再生産の資源配分を統括していたのである。また企業レベルの利潤はすべて上納され、欠損の場合は財政から補填された。こうした体制では、価格は2次的な役割を演ずるだけで、政策的目的に沿うシステムがとられた。その一つが「低賃金供給制」なのである。「低賃金」はいわゆる低賃金ではなく、賃金（現金）として配分される部分が少なく、社会的な形での配分が相当の部分を占めることを意味している。そしてこの「低賃金」で生活必需品が安く供給されるのである。

このような関係を陳雲は次のように位置づけている。「経済法則によって事を行なうこと、これは好ましい現象である。食糧の購入価格は高く、販売価格は低い、国家は補助をしなければならない。家賃は非常に低く、ただ修理費にあてられるだけである、ひどい場合は修理費さえまかなえない。国家の補助金は総計二百数十億元である。」「マイクロ経済からみれば、これは不合理であり、経済法則によって事を行っていないように見える。しかしわが国は低賃金制であり、もし国家が補助金を出さなければ、大々的に賃金を引き上げなければならない。」「結局どんな方法がよいのか？ 補助金がなければ、大いに価格が上昇し、賃金が増える。やはり現在の国家の補助と低賃金のやり方がよいと思う。そうでなければ、経済が混乱するであろう。最終的な経済の結果からみれば、現在のやり方はマイクロの面では不合理であるが、マクロの面ではやはり経済法則にかなっているのである。⁽²⁾」

つまり食糧や家賃などの生活必需費を生産費以下で供給し、その差を財政

の補助金でまかなう、財政の再分配機構をもった経済体制をとっていたのである。この財政の再分配機能は消費財ばかりでなく、石炭や石油などのエネルギーや原材料の価格や交通料金などの経済の基幹部門でも、価格は低く設定され、経済全体の安定が図られていたのである。もちろん、こうした部門の蓄積資金等は計画配分されていたことはいまでもない。

したがって、中国の経済改革は、単に集権的な計画経済を分権的、市場経済に改革すれば足りるわけではなく、分配構造そのものの改革をも不可欠の課題としていたのである。分配構造の変革には二つの側面がある。一つの面は消費分配構造で、もう一つの面は産業に対する資源配分問題である。この二つの側面ではそれぞれ財政のかかわり方が異なったものになろう。前者は消費財に対する補助金システムおよび社会的消費の改革が課題となるであろう。この平等主義的分配体制をそのままにしては、経済改革の目的たる経済の近代化が達成不可能だからである。この平等主義的分配体制は、10億の民に日に3度の食事と人民服を平等に保証するという低生産力段階に照応した分配体制であって、経済の近代化をはかり、より高次の生産力段階の消費水準、例えば時計・ラジオ・ミシンの段階からカラーテレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の段階に移行するには、従来の平等的分配体制では不可能であり、差別的な配分システムの導入が必要である。⁽³⁾このような分配改革に関しても財政制度は大きく関わっている。

また、後者の産業に対する補助金体制の改革も大きな課題であることはいまでもない。

したがって、財政改革は旧体制の下で財政が分配過程で大きな役割を果たしていたために、経済改革の過程でも中心的な部門たらざるをえないが、改革の目的からいえば、従来の主役の座からむしろ後見の役へと後退すべき過程とすることができる。

資金配分も「計画配分」から「市場配分」へ、つまり市場価格による資金の配分機構への改革であり、もう一つは財政の補助金制の改革ということになるであろう。

これは中国における経済改革の二重の課題、計画経済の市場経済化と平等主義的分配制度の改革の財政改革での表現ということになる。このことを別

の表現でいえば、中国の財政改革の究極の目的は本来の財政の姿にかえるということであろう。つまり中国の財政はいわゆる行政経費をまかなう本来の財政と「社会的蓄積」を担う生産建設財政よりなっている。「生産建設財政」は資本主義では個別資本、企業の活動とされているものである。もっとも資本主義国家の財政も自由主義段階の租税国家、夜警国家の段階から、さらに後進国の場合はより強く、国家資本の役割が強化されてきた。しかしその分野は巨額の資本投下を必要とする部門、社会資本などの分野に限られ、社会的再生産の基本部分は個別企業に担われていると言ってよい。したがって生産建設面の資金配分機能は価格メカニズムを通して、個別企業に帰すということになるであろう。これは本来、効率や社会的生産諸力の増進を担うべき「資本蓄積」と国家機能遂行という非経済的な活動のための経費を支弁するための財政という相異なる性質をもつものを分離し、効率的な経済システムを作り出す必要のある段階となったことを示していよう。中国経済全体に即してみると、毛沢東時代の中国は「社会主義的原蓄期」といってよく、資金を国家機構を通じて集中し、ソ連からのプラント導入による技術導入によって重化学工業化をはかった。そこでは社会の生産力の上昇は既存のソ連の技術水準の消化・普及におかれ、種々の要因があったにせよ、中国の旧経済体制の下では、技術革新はおろか技術改良も基本的には行われなかった。つまり「中国社会主義経済体制」は内的なメカニズムとして、技術開発を通じて、自らの生産力を高めるというシステムを欠いていたのである。なるほど50年代にソ連から導入した鉄鋼業にしろ、自動車工業にしろ、そのまま定着したが、また解放印トラックは30年間もモデルチェンジが行われなかったように、自己発展能力を著しく欠いていたといえる。これは経済体制が経済効率の向上や技術革新の動因を欠いた体制であることを示しており、その一つの現れが旧財政体制だったのである。それを「経済効益」原則を基準とした財政制度に改革していくことが、改革の本質となるであろう。

2 財政改革の思想

財政体制改革を実施してゆくにあたって、その改革を導いた財政思想は実際どんなものであり、その財政思想とすでに述べた財政改革の課題との位相

をみておく必要がある。

一つの財政思想は建国以来の財政の経験から総括された財政思想で、陳雲や薄一波元財政部長、許毅前財政部財政科学研究所長などの財政部系統の財政均衡重視の思想である。財政均衡重視の考え方⁽⁴⁾の前提には、財政の計画経済の計画配分の中心をなし、「計画経済を主とし、市場調節を補助とする原則」への改革思想がある。すでに陳雲モデルに関連して述べたように、財政の分配、再分配機能を重視し、財政の国民経済における各種の均衡作用を重視するものである。そのためにいわゆる市場調節は小商品生産部門に限られ、信用、商業による指導性調節をかなり重視はしているが、これも指令性調節とともに計画調節だと位置づける。

また経済運営の原則として、四大均衡（財政、信用、物資、外貨）を重視し、とくにこの中でも財政収支の均衡がカギをなすとし、こうした均衡も短期（1～2年）の均衡でなければならず、これによって安定的経済発展が可能となるとされていたのである。

また財政が国民経済に占める割合について薄一波の「2・3・4の原則」がある。これは1956年の中共8全大会での薄一波財政部長が第1次5カ年計画期の財政経験を総括したもので、「蓄積比率は国民所得の2割余り、財政は同じく3割、財政に占める基本建設投資の割合は4割が妥当である」という財政の経験則である。中国財政はその後たえず過剰蓄積に悩まされた経験から、経済改革初期の財政運営の一つの基準とされたのである。いずれにせよ、この財政部・陳雲系統の財政改革の目標モデルは財政均衡と財政の再分配作用を重視し、基本的には財政を再生産の第1の調節手段とするものであったといえる。

もう一つの財政改革の考え方は、「放権譲利」（権限を下し、利潤を譲渡する）、つまり中央財政から地方財政、企業に資金、権限を委譲する分権、自主権の賦与を財政改革の基本政策とするものであった。この考え方は、経済体制の目標モデルを社会主義商品経済、計画的商品経済とした上で、主要な調節手段である旧財政体制の資金配分機能を企業の財務自主権を強化し、それを基礎とした市場メカニズムの創出によって取ってかえようとするものである。したがってここでは究極的には、市場を通ずる価格形成によって、社

会的資金の配分がなされることになり、財政の調節機能は主役の座を下り、かわって金融が資金調節の主役となることになる。この「放権譲利」を財政改革の基本とする改革派の財政思想は、しばしば財政赤字やインフレを軽視する考えにつながり、時にはむしろ財政赤字、インフレが成長を刺激するものとして有用論が主張されることもあった。⁽⁵⁾

現実にはいわゆる調整派（均衡派）の財政改革思想と改革派の「放権譲利」改革が、財政改革の展開過程に大きな影響力をもつことになった。しかし具体的には後にみるように、この二つの財政改革思想も中国財政の課題に十分応えるものとはならず、結局改革に挫折をもたらすことになるのである。

このほか、現実の財政改革に影響をもったわけではないが、財政体制改革構想として、ユニークな論理を展開した人物がいた。この構想については、社会主義の経済改革、財政改革の上から十分注目しておいてよいように思われる。

すなわち、孫毅氏の「財政改革目標モデルに対する一構想」がそれである。⁽⁶⁾ この構想は三つの部分からなり、第1は三層の財政資金体系を作ること、第2は三つの類型の地方財政管理制度を作ること、第3は国家財政と企業財務の分業を明確に区分し、国家財政の企業に対する調節作用を有効にし、また企業のために機動的な財務メカニズムの形成を促す体制を作ることである。とくに第1の三層財政資金体系の創設構想に特色がある。現在単一の国家予算を経費予算と発展基金予算に分け、さらに中央と地方の発展基金予算に分けるというものである。つまり短期財政と中長期財政を分け、あるいは経費と投資の資金の性格のちがいで、それを分けるというものである。この考え方の基本は行政経費型財政と生産建設型財政を分離することであり、後者の経費効率を軸とした機構を独自に立てるということである。こうした考えを発展させると、財政体制ばかりでなく、例えば金融体制、とくに中央銀行の位置づけなど行政権力から分離した独自の経済管理機構を設立し、政治と経済を相対的に独立させる構想まで考えられるのである。

III 財政改革の展開

旧財政体制は「統収統支」(統一収支)といわれ、歳出入とも著しく中央に統一されたものであった。地方に対しても、企業に対しても同様であった。この財政体制改革は早くも1978年11月からはじまることになる。そして改革政策としては、ほぼ一貫して「放権讓利」の考えに基づいて展開され、その意味では改革派の主導の下に財政改革が行われていった。

1 80年改革

1980年前後に集中して、一つの改革期があり、地方分権の承認、企業自主権の試行が行われた。⁽⁷⁾

まず1980年から北京、上海、天津の3大市を除いて、各省級に対して、各種の「かまどを分けて、ご飯を食べる(分灶吃飯)」式の子算管理体制を実行した。

第1種は広東、福建の両省に対して、「収支を分けて、定額上納あるいは定額補助」の特別優遇方法をとった。歳入面では、中央直属企業・事業単位の収入と関税が中央に属するほかは、すべて地方の収入とし、歳出面でも、中央直属企業・事業単位の支出が中央に帰す以外はすべて地方の支出とした。そしてこの両者の79年の財政収支決算の数値を基数とし、上納あるいは補助の金額を確定し、5年不変とした。両省にはすでに四つの経済特区が存在し、その建設の必要もあって、より多く地方自主権を与えたものである。これによって多くの外貨収入の稼得も期待していたのである。広東の毎年の上納額は10億元、福建省は毎年1.5億元の補助を出すことになった。

第2種は四川、陝西、甘肅、河南、湖北、湖南、安徽、江西、山東、山西、河北、遼寧、黒龍江、吉林、浙江の各省で、「収支を分けて、分級請負」の方法を実行した。「収支を分ける」というのは、中央と地方で明確に収支の範囲を区分することを指す。歳入では、中央企業収入、関税収入は中央財政に帰属するものとし、中央財政の固定収入とする。地方企業収入、塩税、農牧業税、工商所得税、地方税とその他の収入は地方財政に帰し、地方財政の

固定収入とする。国务院の批准があれば、中央直接管理の企業もその収入を中央分80%、地方分20%とする。工商税は中央と地方の調整収入である。支出では中央財政に属するものには、中央所属企業の流動資金、潜在力発掘改造資金と新製品試作費、地質探査費、国防戦備費、対外援助支出、農林・水利・気象などの事業費等々が含まれている。地方財政には、地方基本建設投資、地方所属企業の流動資金、文教衛生科学事業費、都市維持費などなどである。

「分級請負」というのは、区分の収支範囲に従って、1979年の収入見込数値を基数として計算すると、地方収入が支出より大きい場合は余分を一定比率で上納する。支出が収入を上まわった時は、不足分を中央が工商税から一定比率で調整する。分割比率と補助額を確定してから5年は不変である。

第3種は内蒙古、新疆、チベット、寧夏、広西の5自治区と雲南、青海、貴州の少数民族の比較的多い三つの省である。ここでは民族自治地方財政体制を実行している、民族自治地区への特別な配慮が行われているようである。

第4種は江蘇省が継続して試行している固定比率請負法である。これは1977年から江蘇省で試行された財政管理体制であり、上納、留用の比率を確立し、一度定まれば4年は不変とされた。80年は上納58%、留用は42%であった。

この新しい財政体制は古い体制と比べると、次のような特徴がある。

- (1) 「一つのカマドの飯をくう」(「一灶吃飯」) から「カマドを分けて飯をくう」(「分灶吃飯」) 方式にかわり、財政の「大鍋の飯をくう」体制が変化した。
- (2) 財政資金の配分をこれまでの部門配分から地域を主とする体制に改めた。
- (3) 分割比率を補助額は1年一定から5年一定に改めた。

この1980年改革の中心はこの財政上の地方分権化にあったが、すでにみたように、かなり詳細に地方の事情を勘案し、思い切った財政権限を下放させたといえるであろう。ただ問題は資金に関する権限委譲と行政事業の権限あるいは責任の分担が必ずしも協調、整合的ではなく、むしろ後の中央財政の慢性的赤字化をもたらしたことも事実である。さらにこのことと関連して、

より大きな問題は、以後財政資金の配分において、中央と地方の比率が逆転し、いわゆる計画外資金の増大などで、地方の権限および比重が高まり、中央財政のコントロール喪失の遠因になったことである。しかも中国では集権から分権といえ、中央と地方の財政権、企業管理権の権限委譲を指してきた。そして70年代末の経済体制改革までに2度経済管理体制の改革があるが(大躍進時と1971年前後)、いずれも中央管理か地方(省級)管理かで、分権し、地方管理に移すというものであり、集権と分権(中央と地方)を繰り返してきたといつてよい。この改革も一面ではこの伝統を引きついでおり、こうした経験の反省の上に立っているとは必ずしもいえない。つまり中国で分権化してもそれは政治権力の分権であって、分権を受ける主体もまた小型の政治権力にすぎないのであって、地方小型権力が中央の権力と異なった経済行動をとるとは考えられないのである。小型権力が競争して、より効果的な経済行動をとれるわけではなく、それぞれの小型権力は自己のテリトリーを持っているので、共通の場で競争することはありません、むしろ封鎖的、地方割拠的ビヘイビアをとりがちである。もちろん行政面における地方自治とその財政権の確立は必要なことであるが、生産建設面での分権は地方政権に権限分与することでは本来の課題に答えられるかどうかはなほ疑問というべきであろう。

企業自主権の拡大 企業自主権の拡大は早くも1978年から開始されることになる。初めは国営企業の減価償却基金の企業への留保からはじまる。78年から償却基金の50%が企業に留保され、79年からは固定資産簿価が100万元以下の工業交通企業は70%留保できるようになった。85年は70%企業留保、30%上納が一般化された。

利潤留保制や利改税、利潤請負などの方法によって、企業内基金が設けられた。生産発展基金、新製品試作基金、奨励基金、福利基金である。初めは上納利潤の5%程度であったが、83年6月から利改税の一般的採用以後、利潤の企業留保比率は徐々に拡大していった。

しかし1980年代の初期は企業の財務自主権の拡大は試行ということもあって、非常に制限された段階で、84年の「経済体制改革に関する中共中央の決定」文書が採択されて以降本格的化してくる。⁽⁹⁾

財政の企業への資金供給の方法も変化してくる。それまでの財政による無償供給から銀行による有償、元利返済システムへの転換である。それまで企業の流動資金と基本建設投資は財政から人民銀行、建設銀行を通じて無償で配分されてきた。企業流動資金は80年から国の有償貸付になり、83年7月からすべて銀行の統一管理体制へと変化した。国の発給部分はすべて占用費を支払い、銀行融資には利子を支払うこととなり、利率も差別的なシステムが採用された。

1979年から基本建設投資の財政による無償交付は、建設銀行の貸付となり、利子と期日通りの返済が義務づけられた。建設銀行自体も自己資金の拡大を求められ、預金を積極的に受け入れ、また開拓努力をすることになった。しかし預金はどちらかといえば短期預金で、長期融資をする建設銀行としては、短期資金の長期運用に問題を残した。こうした制約もあって、なお大宗は財政資金を原資とした長期資金の供給という性格にとどまっている。

しかし企業の投資資金および流動資金の財政交付から銀行融資への転換は重要な一部であったが、企業側からみれば、利子も名目的水準であったし、返済が必要となったことで、投資効率を考慮しなければならなかったとはいえ、その拘束力はなお不十分なものであった。また銀行も自立した金融機関とはいえ、財政資金への依存がなお大きかったのである。このほか文教単位や行政単位に対しても、「予算請負制」がとられている。1980年1月、国務院は「非生産性支出を節約し、浪費に反対することに関する通知」を出し、80年から文教、衛生、科学、体育等の事業単位と行政機関に「予算請負制」を試行させ、増収節約の努力を求めた。増収の方法として、収入の見込みのある単位は積極的に収入の道を追求し、経費不足を補うものとしたのである。これは、社会組織の性格を無視し、一率に収益性原則を適用するやり方の典型であるが、生産企業に2割の自己販売権を認め、そのために、ほとんどの生産企業が小売部（門市部）を作り、商売に精を出す風潮と相俟って、非収益的な単位まで、商売や事業によって経費の捻出に努めなければならず、10億総商人化の端緒を開き、「経済の活性化」をはかったのである、これは一面では活性化したであろうが、他面では、社会的効率の低下をも意味していたであろう。なぜなら、素人が小規模に商売をやり、事業をやることはむし

ろ本業の効率低下をもたらすとともに、社会全体としては商業や事業の効率低下はまぬかれないからである。

85年改革 中央と地方の予算管理体制は、1980年改革後5年が経過し、85年に見直しの時期を迎えた。この85年改革はそれ以前の83年6月1日からの企業の利改税の第1次施行、84年10月の第2次施行および同10月の「経済体制改革の中共中央の決定」文書以後の企業自主権の拡大を経済改革の中心環節とする考え方が主流になってゆくなかで行われたものである。

それは「税品目を区分し、収支を査定し、分級請負する」という原則にのっとり、中央、地方の財政の権利と責任をより明確化したものといわれる。

歳入の税目区分は次のようであった。

中央固定収入——中央国営企業の所得税、調節税、鉄道部、各銀行本店、保険総会社の営業税。軍事工業企業の収入、中央請負企業の収入、中央経営の外資企業の損失、食糧、綿、食用油価格差益金、燃料油特別税、関税と税関が代理徴収する物品税、付加価値税、特定調節税、海洋石油、外資合資企業の工商統一税および所得税と鉱区使用料、国库券収入、国家エネルギー交通重点基金。その他の収入。石油部、電力部、石油化学総公司、非鉄金属総公司所属の企業の物品税、営業税、付加価値税はその70%を中央財政の固定収入とする。

地方固定収入——地方国営企業の所得税、調節税と請負料、集団企業所得税、農牧業税、船車使用免許税、都市家屋土地税、屠殺税、家畜交易税、集市交易税、契約税、地方請負企業収入、地方経営の食糧、購販、外資企業の損失、税金滞納金、罰金収入、都市維持建設税およびその他。また前記石油部以下の所属企業の物品税、営業税、付加価値税の30%。

中央と地方の共有収入——物品税、営業税付加価値税（ただし、前出の部、銀行本店、総会社の7部門を除く）。資源税、建築税、塩税、個人所得税、国営企業奨励金税、外資、合資企業の工商統一税および所得税（ただし海洋石油企業を除く）。

歳出の面も中央支出項目と地方支出項目を区分しているが、基本的には80年改革の第2種の場合とほぼ同様である。

共有収入については、地方収入が支出より大きかった場合は定額上納し、不足した場合は、一定の割合で、地方に分与する。共有収入をすべて地方に回しても不足の場合は中央が定額補助をする。しかしこの比率は5年一定とする。1985～86年に実際に定められた方法は、地方固定収入と共有収入を合計して、地方財政支出とリンクし、一定の比率で分割し、総額分割制を実施したのである。

広東と福建は「財政大請負」を継続して行い、上納および補助金額は、その後の状況の推移をみて、調整することとし、五つの民族自治区と同待遇の省は定額補助金額を5年間、毎年10%逦増する方法がとられた。

いずれにしても、とくに税収の面での「放権讓利」の性格が一層強化されている。

企業の財務自主権の拡大は、1980年以後の試行期をへて、63年6月から利改税方式が一般的に採用され、第1次改革（利改税と利潤上納制の並存）をへて、64年10月には第2次改革（利改税と調節税）へと進んだ。これと同時に工商税制の改革を行った。工商税を物品税、付加価値税、営業税と塩税の4種の税目とし、物品税については品目を細かく分け、税率を適当に調整した。採掘企業には新たに資源税を徴収することとした。地方税に家屋税、土地使用税、船車使用税と都市維持建設税の4種を設けた。

利潤のある国営大中型企業は利潤の55%を所得税として徴収し、国営小型企業には新しい8級の累進税率が採用された。この8級累進税制は最高限が55%となっている。

さらに国営大中型企業に対しては調節税を徴収することになった。つまり利改税だけでは利潤課税の公平性が確保されず、企業の経営努力外の価格要素などによって生ずる「超過利潤」を調節税でとらざるをえなかったのである。このような利改税の一般的適用による企業への利潤の留保率は大幅に進展したことはいうまでもない。国営企業の留保利潤の総額は78年には30億元にすぎなかったのが、79年に86億元と増え、85年には462億元、86年には約500億元に達した。これはほぼ国営企業所得税総額に匹敵している。集団企業の留保利潤額もおよそ200億元に達しており、これらの企業資金を中心とした予算外資金は予算内資金の8～9割（87～88年）に達している。つまり

利潤に対する実質課税率はおよそ5割とみられ、この水準は資本主義国の法人所得税に比しても、それほど高い水準ではない。⁽¹²⁾

こうしてみると、1985年前後の改革は地方財政と企業財務の面で分権、自主権が大幅に伸張したことは明らかであると思われる。

88年改革⁽¹³⁾ 1985年改革の3年後、88年には財政管理改革の若干の修正が行われた。新たに6種にわたる地方財政の請負制が37の省級とおよびそれと並ぶ都市に導入された。

- (1) 「収入逓増請負制」。87年決算を基数とし、地方財政の収入逓増率と留保、上納比率を確定し、その比率に応じて、中央と地方が分割する。逓増率をこえる収入は地方にすべて与えられる。その制度は北京市、河北省、遼寧省、瀋陽市、ハルピン市、江蘇省、浙江省、寧波市、河南省と重慶市の10地区。
- (2) 「総額分割制」。査定された収入基数と留保、上納比率に従って地方収入を中央と地方に分割する方法。天津市、山西省、安徽省の3地区。
- (3) 「総額分割+増加分加増分割」。(2)の方法の他に前年より増加した分については、地方に有利な分割比率を適用する法。大連市、青島市、武漢市の3地区。
- (4) 「上納額逓増請負制」。一定の上納額を定め、毎年一定の比率で上納額が逓増してゆく法。湖南省と広東省の2地区。
- (5) 「定額上納制」。査定された収支基数に従って、収入が支出を上まわる部分のうち、毎年固定金額を中央に上納する。山東省と黒龍江省の2地区。
- (6) 「定額補助制」。査定された収支基数に従って、支出が収入をこえる部分を、毎年固定した金額を中央が補助する。この方法は、内モンゴ、広西チワン族、チベット、寧夏回族、新疆ウイグルの各自治区、貴州、雲南、青海、吉林、江西、陝西、福建、海南、甘肅、湖北、四川の各省の16地区。

この措置は「地方増収の積極性を引き出すと同時に中央財政の安定的成長を保証する原則」の導入といわれているように、明らかに財源が伸びなやみ、ますます比重が低下しつつある中央財政に対するテコ入れでもあった。

また1987、88年に企業レベルに導入されてくるのが、経営請負責任制である。政府は88年2月「全民所有工業企業請負経営責任制暫行条例」を制定し、請負経営責任制の普及をはかっている。これは利潤請負を基本とし、利潤と賃金の連動制、技術改造請負という三つの請負項目よりなる経営請負制である。これは一面では利改税の経営刺激効果と税收効果がなくなってきたことも関係して、利潤請負制が企業財務制度として導入されてきた。これも中央財政の地位の低下に対する一つの対応という意味をも持っている。88年には、国家財政収入の国民所得に占める比率が79年の32%から実に19%に低下し、財政の国民経済全体に対する各種機能の遂行に大きな問題を生ずるほどになったのである。

IV 中国財政の構造変化

改革10年の財政体制改革によって、中国の財政はその構造と機能が大きく変化した。その構造的特徴は次の三つの点にあらわれている。第1は、国民経済における財政の比重が著しく低下し、財政の調整作用あるいは再分配機能が極端に衰弱していることである。

第2は、第1の要因とともに、1980年代国家財政は慢性的赤字に陥っていることである。79年から連年赤字である。現代中国財政の歴史の中でこのような現象はかつてなかったのである。

そして特徴の第3は、補助金の増大である。この点は価格改革がたえず、価格補助金や各種の手当を伴う形で展開されたことと無関係ではない。

1 中国財政の比重低下

まず表1によって、財政のウエイトの趨勢をみてみよう。

国民所得に占める財政収入の比率は1978年には37.2%であったのが、改革後急速に比重が低下している姿が明瞭である。88年には21.2%と約2割にまで低下した（『中国経済年鑑』1989年版は88年の比率を19%としている）。

このことは、財政外の資金の拡大を意味するのであり、いうまでもなく、企業収入および個人所得の増大を意味する。

表1 財政収入の比率とその推移

	国民所得に占める蓄積の比率(%)	国民所得に占める財政収入の比率(%)	財政支出に占める基本建設の比率(%)
1978年	36.5	37.2	40.7
79	34.6	31.9	40.4
80	31.5	28.3	34.6
81	28.3	25.8	29.7
82	28.8	25.5	26.8
83	29.7	25.6	29.6
84	31.5	26.0	31.6
85	35.0	26.1	31.6
86	34.7	27.7	28.8
87	34.2	24.2	25.7
88	34.1	21.2	23.7
一五期平均	24.2	32.7	37.6
二五期平均	30.8	38.6	46.0
1963~65年平均	22.7	34.2	30.1
三五期平均	26.3	31.5	38.7
四五期平均	33.0	34.4	40.2
五五期平均	33.2	32.3	38.1
六五期平均	31.3	26.0	30.1

注) (1) 一五期とは第1次5カ年計画期を意味する、
二五期以下それぞれの5カ年計画期を指す、

(2) 財政収入は国外借款を含まない、

出所) 国家統計局編 [1989]、

表2 国家予算収入に対する全国予算外資金収入の比率とその推移

	(1) 国家予算 収入 (億元)	(2) 予算外収入		(2)のうち 地方財政予 算外資金 (億元)	(2)のうち 行政事業単 位予算外資 金 (億元)	(2)のうち 国営企業お よび主管部 門予算外資 金(億元)
		金額(億元)	予算収入に対 する比率(%)			
1978	1,121	347	31.0	31	63	253
79	1,067	453	42.8	40	69	344
80	1,042	557	53.5	41	74	442
81	1,016	601	59.1	41	85	475
82	1,083	802	74.1	45	101	656
83	1,211	967	79.9	50	114	804
84	1,467	1,188	81.0	55	143	991
85	1,837	1,530	83.3	44	233	1,253
86	2,185	1,737	79.5	43	294	1,400
87	2,262	2,029	89.7	45	358	1,626
88	2,458					

出所) 国家統計局編 [1989] 674頁、

表2は国家予算収入と予算外収入、予算外資金の推移を示したものであるが、1980年代末には、予算外収入がほぼ国家予算収入に匹敵するまでに成長している。10年前はわずかに3割の水準でしかなかったのにである。しかも予算外資金の増大は企業や事業体の部門で生じているのである。これを国家予算の生産建設費と比べてみると、87年で、企業・事業体の予算外資金は約2000億元に達し、これに対して87年の国家予算の生産建設費は785億元にすぎない。つまり国家予算内の建設資金は企業の半分以上しかないのである。

こうした国家財政の比重の低下は何ゆえに生じたのか。もちろん企業の財務自主権の「放権」によって生じたのであり、それ自体政策目的でもあったのだが、比重低下は財政収入の伸びが少なかったことにも影響されたとみられるのである。

今1988年の国家財政収入の項目別構成をみると、総収入2588億元のうち、工商税が60.9%、国営企業所得税が20.6%、関税6%、農業税2%、企業収入1.9%などによって構成されている。ちなみに87年は、工商税58.8%、国営企業所得税が21.6%である。⁽¹⁴⁾したがって工商税6割、企業所得税2割とみてよい。これを旧財政体制時とくらべると、例えば78年は工商税が40.2%、企業収入（利潤上納額）が51.0%であった。企業所得税は利潤上納の変型であるとすれば、上納利潤の55%としても、88年の企業所得税は740億元くらいにならなければならないが、実際には554億元にすぎず、25%程度平均税収の伸びよりも低いのである。これは企業の利潤の伸びが低いことを意味し、効率的な経営ができず、生産コストの高い非能率な企業が多いことと、一部欠損企業がかなりの比重で存在することのためとみてよい。

財政支出面で見ると、基本建設交付金の占める比重は1978年の40.7%から87年には25%に低下し、財政の経済建設に対する役割の低下には著しいものがある。基本建設交付金のうち農業への投資は76年から80年までの平均が全体の10.5%を占めていたのが、87年にはわずか3.1%に低下した。財政支農資金も78年の13.6%から85年には8.3%に低下しているのである。

国家財政を中央財政と地方財政に分けてみると、中央財政は1980年代にますます比重が低下し、70年代後半に財政支出でみて、ほぼ中央財政と地方財政は同程度のウエイトをもっていたが、86年には41.3%と58.7%と4:6の比

表3 中央財政支出と地方財政支出の比率およびその推移

年 度	財政支出総計 (億元)	総 額 (億元)		比 率 (%)	
		中央財政支出	地方財政支出	中央財政支出	地方財政支出
五・五期合計	5,247	2,590	2,657	49.4	50.6
六・五期合計	6,952	3,357	3,595	48.3	51.7
1981	1,115	602	513	54.0	46.0
82	1,153	575	578	49.9	50.1
83	1,292	642	650	49.7	50.3
84	1,546	739	807	47.8	52.2
85	1,845	798	1,047	43.3	56.7
86	2,331	963	1,368	41.3	58.7

出所) 国家統計局編 [1989] 673頁, 同上 [1989] 118頁,

率になっている。収入面で中央と地方は81年, 82年の2年間中央が地方からそれぞれ70億元, 40億元の借入れをしたが, その後は中央と地方の財源を調節するとともに, 中央は赤字を地方財政から借りるのではなく, 銀行の当座貸越によってファイナンスしている。

以上のように, 財政, とりわけ中央財政はその国民経済における比重を著しく低下させ, かつての中国財政の特徴といわれた生産建設型財政から消費型財政へと変質しているといつてよいであろう。しかし問題は第1に「放権譲利」によって, 国民経済のコントロール機能を量的にも質的にも失ったにもかかわらず, それにかわる調節機能をもつ装置が未形成といわざるをえない。ここでは問題にしないが, 信用制度や商業機関などの調節機能が働いていないのである。第2の問題は, エネルギー源, 交通, 原材料工業などの重点建設や農業などの基礎産業, インフラストラクチュア部門の整備などの国家財政が担うべき社会投資の不足が激化していることである。エネルギー交通基金を作って対処はしているが, はるかに不十分であることはいうまでもない, つまりこのような部門は, 本来仮に市場メカニズムによる資金配分が行われたとしても, そのメカニズムでは調整できないものであり, この点に財政の経済調節作用があるのである。「改革10年期」の中国財政は調節の主役を下りて, 次の主役, 市場メカニズムを育てぬまま, 脇役としての役割をも十分果たしていないといわなければならない。

表4 国家財政収支とその推移 (単位: 億元)

	総収入	総支出	収支バランス	総収入のうち 国債収入	そのうち国内公 債国庫券による もの
1978	1,121	1,111	10		
79	1,103	1,274	-171	35	(0)
80	1,085	1,212	-127	43	(0)
81	1,090	1,115	-25	73	(0)
82	1,124	1,153	-29	84	(44)
83	1,249	1,293	-43	79	(42)
84	1,502	1,546	-44	77	(43)
85	1,866	1,845	21	90	(61)
86	2,260	2,331	-71	138	(63)
87	2,368	2,449	-80	170	(63)
88	2,588	2,668	-80	261	(131)

出所) 国家統計局編 [1989] 657, 672頁.

2 財政赤字の慢性化

中国財政は建国以来財政収支の均衡を財政政策の第1の原則として運営してきた。したがって、通常は財政赤字は生じないのが普通であった。連年財政赤字であったのは、1958年から61年までの4年連続、74年から76年までの3年連続の2回だけである。これは大躍進の失敗と四人組による経済混乱期の現象であった。ところが、表4のように、経済改革が実質的にはじまった79年から88年までの10年間見事に連年赤字が続いている。85年は21億の黒字となっているが、国債収入が総収入の中に算入されているので、その分を合わせると、実質上は赤字とみてよいのである。これだけ赤字が継続すると、すでに中国財政は赤字を組みこんだ財政体制となっているとみてよいであろう。赤字の決済は79年、80年はそれ以前の剰余と主に銀行の貸越しによって処理された。ところがこの影響が物価騰貴として現れ、80年の物価上昇率は6%にのぼり、それ以前20年間ほどほとんど物価が変わらなかった中国の人々を驚かしたのであった。それにこりて、81、82年は前述したように、地方財政からの借金でファイナンスされたのである。ほぼ同時に82年からは国債を発行することになったのである。最初の3年間は年額40億元で、企業・個人に割り当てられ、「市中消化」されたといってよい。85年にはさらにこれが60億元の水準に増大していった。83年以降の純赤字は再び銀行貸越で処理されているといってよい。

財政赤字は主に中央財政に生ずるのであるが、88年には、中央財政ばかりでなく、県級の財政を含めた地方財政の赤字化も生じているといわれる。

この財政赤字の要因は収入面、支出面の両面からその分析が必要である。

収入面では、寧学平は1986年の例から次のように分析している。「財政赤字の出現は企業の経済効益が上昇しないことの総合的表現である。」「1986年の予算内国营工業企業の不変製品コストは6.6%上昇し、企業の欠損額は65%増加した。実現利潤と税金は0.2%低下し、国营と合作社の商業実現利潤は19.5%低下し、商品流通費は6.5%上昇し、供銷合作社の欠損額は38.8%増え、外資企業の欠損額は急激に上昇した。企業の経済効益が低下すると、直接財政収入の増加に影響する。」「86年の場合企業の減収と欠損額は合計82億元に及んだと見られる。」⁽¹⁵⁾

財政部財政科学研究所の項鏡泉氏も1988年のケースについて次のように分析している。「総支出が総収入より依然として大きく、財政赤字は1987年の79.59億元から80.49億元に増え、その上去年より70億元の財政債券を発行し、実際赤字はかなり増加した。中央財政がかなり大きな赤字であるばかりでなく、地方財政も赤字の地方が増えている。企業の経済効益が向上せず、不変価格による製品生産コストは87年7%上昇したが、また12.3%上昇し、国家の財源を大々的に減少させた。」⁽¹⁶⁾

財政支出面では、大きな問題なのは後述するような各種補助金の増大である。「財政負担の価格補給金と企業欠損補給金は多年増えこそすれ減少していない。(88年は)1987年の671.03億元から762.78億元へと増加し、すでに財政収入総額の約30%を占める。」⁽¹⁷⁾

この価格補給金は主に価格改革を支持するためにとられたものであるという意味では、価格改革を中心とした経済改革を推進するためのスタビライザーとしての機能を果たしているとみることができる。

いずれにせよ、財政の赤字体質化は、中国経済が慢性的なインフレ体質化したことを示すものであり、1988～89年のインフレの激化の主要な要因であるとはいえないが、潜在的基盤をなしていることは確かであろう。

表5 国家財政物価補助金 (単位: 億元)

	1978	1979	1980	1985	1986	1987
物価補助合計	93.86	180.71	242.07	299.47	257.48	294.60
財政支出との比率%	8.4	16.4	22.3	16.3	11.8	32.5
1. 逆ざや補助金	55.60	136.02	178.56	272.92	243.88	244.31
食糧と油	36.31	73.28	108.01	201.80	206.39	172.23
綿花	1.50	6.31	21.84	26.04	16.14	23.20
民用石炭		3.88	6.47	15.68	17.85	18.16
肉魚卵鳥野菜	9.51	30.22	23.86	16.34	47.48	51.44
豚皮	1.59	4.50	8.63	7.04	9.27	7.84
2. 農業生産支援の 農業生産手段補助 金	23.91	21.79	20.41	6.96	6.15	10.57
化学肥料	3.50	2.20	2.85	1.45	1.50	
農用軽油	8.34	8.61	7.95	0.02	—	5.21
農用電力	6.10	6.10	6.50	5.00	6.00	4.68
農用機械	4.02	2.78	1.53		—	
3. 外貿輸入品欠損 補助金	14.35	22.90	43.10	17.59	13.34	17.67
食糧	5.50	11.76	20.76	8.64	8.08	7.7
綿花	6.34	5.63	10.42	—	—	
化学肥料	2.39	5.12	9.81	8.95	5.26	9.37

出所) 中国経済年鑑編輯委員会編 [1989] 118頁。

3 補助金財政

改革10年期の中国財政の第3の特徴は補助金(補貼)財政化である。実はこの補助金は改革以前から大きな比重を占めていたわけではない。表5にみられるように、1978年には未だ補助金が約94億元で、財政収入全体の8.4%を占めるだけであった。食糧と食用油に対する価格補助は60年にはじまった⁽¹⁸⁾。食糧・食用油の超過購入に対して奨励加算を行い、その購入価格分は販売価格を引き上げず、財政補助を行ったのである。

他方、肉、鳥、卵、野菜などの商品を経営する国营商店に対して、早くも1950年代から補助を行っていた。豚、牛、羊、卵の購買・販売価格は国家が統一的に制定し、野菜は中央の方針に基づいて各地で決めていた。肉、卵、鳥を専門的に経営する食品会社は、基本的には欠損のことが多く、野菜会社系統も欠損が普通であった。国家はこれに対し、販売価格を引き上げるのではなく、財政補助で対応したのである。したがって78年以前には、食糧、食用油、肉、鳥、卵、野菜の主食と主要な副食品に対して、逆ざや部分を財政

補給していたのである。綿花は78年から価格補助の対象となる。しかし79年になると、農産物価格が平均24.2%引き上げられ、超過購入に対しては、5割増の協議価格を設定し、大幅な農産物価格の引き上げを行った。このために財政補助金は180億元と前年の2倍にはねあがり、以後ますます拡大し、87年にはついに約300億元、財政支出の32.5%を占めるにいたった。そして、中央財政負担の価格補助の品目は47種に達し、地方財政負担の価格補助品目はさらに120余にのぼるといふ。価格補助の形式も多種多様で、例えば、食糧と食用油の場合、価格差補助、超過購入加算補助、経営欠損補助、協議価格平価差補助がある。そして多くの地方政府は地方の必要から自分で補助品目を拡大し、補助の範囲も勝手に広げているといわれる⁽¹⁹⁾。

いずれにせよ、1979年以来価格補助は大々的に増加し、87年には財政支出のうちで最大の比重を占める基本建設交付金の23.2%を大きく越えて、第1位の地位を占めるにいたっているのである。

したがって1979年の経済改革後の中国財政の補助金化は、それ以前の中国財政の支出構造と比べて大きな特色であり、変化であるといえることができる。

しかし、まことに奇妙なことに、このような補助金財政は経済改革の改革目標ではなかったのではないであろうか。市場を通じて、生産コストに見合った商品の比価を形成し、合理的な価格体系の形成により、価格の運動を通じて、各部門への資源配分を行う体制を創り出すこそ経済改革の目的であるとすれば、従前の価格補助制をこそ廃棄して、生産コストに見合った価格形成を招来しなければならないであろう。ところがである。経済改革の過程でむしろ、鬼子が生まれたというべきであろうか。もっとも85年に肉、鳥、卵、野菜などの副食品の価格が統制からはずされ、財政補助もなくなった例もあるが、全体としては拡大しているとみてよいのである。

価格補助は一つは価格改革を進める際に、多くの場合価格改革が商品価格の値上げを意味したから、値上げの影響を相殺するものとして、物価手当や補助を出すことになったのである。この方法はたしかに一時的なショックを和らげる効果をもつだろうが、その分だけ改革の効果を中途半端なものにするようである。

この中国財政の補助金化は、まず財政改革の本来の課題でなければならな

い低賃金・財政再分配構造（陳雲モデル）を変革するどころか、むしろそれを歪んだ形で温存するように機能したといわねばならない。

そして第2に、価格補助金は「第2の賃金」といわれ、改革10年の間に著しい上昇をみた賃金・ボーナスの上に、追加的な給付として、消費基金の膨張に役立ったのである。しかもこの形の給付はきわめて平等主義的な性格をもっている。経済改革の課題の一つが、従前の平等主義的な「低賃金」分配構造の変革であるとするれば、社会的給付たる価格補助はそれに逆行するものといわねばならない。

おそらく、このような奇妙な財政構造が招来されたのは、一つには財政均衡や財政の再配分構造を中心に考える陳雲や許毅などを代表とする調整派の間接的影響もあるかも知れない。

V おわりに

「改革10年」の間に変貌した中国の財政構造は経済改革の具体的な展開と不可分であった。「放権譲利」という方式で遂行された財政改革は、計画経済の主役たる財政をその座から降ろすことにはなったが、市場メカニズムという次の主役を登場させることができず、主役不在のまま、脇役さえその役を果たせない状態におかれてしまった。分権化も本来同種の小型権力への「放権譲利」であるから、合理的な経済主体たりえないことはいうまでもない。

また低賃金型経済体制の変革については、むしろその意識さえなく、自家中毒に陥り、その非生産的な増幅現象をもたらすのみであった。

市場メカニズムを通ずる新しいコントロールシステムの形成は、当然ながら市場メカニズムを通ずる価格形成と資金面からコントロールする信用体系の形成を中心とするであろうが、本章では、この改革10年期にそれが具体的にどう展開されたのか、あるいは十分に形成されなかったことについては言及しなかったが、改革の課題が財政から金融へという流れであったことは確かであるから、財政面と金融面は表裏一体のものとして取り扱われねばならないであろう。それは今後の課題である。

[注]

- (1) 高橋満 [1989], [1990] を参照。
- (2) このような陳雲の考え方は毛沢東モデルと共通するものがあるが、「均衡論」や「所有論」「農工関係論」などの面では、考えを異にしていると思われる。したがって、陳雲モデルと毛沢東モデルでは共通部分もあるが、位相を異にしている（陳雲「経済情勢とその経験と教訓」太田他編 [1985] 445-6頁）。
- (3) 実際には「先に豊かになれるものから豊かになる」という「先富論」的政策がとられたが、これは差別的分配であるが、合理的あるいは公正な差別的分配ではなかったために、問題が生じた。
- (4) 建国後の財政の理論と実践の問題については、許毅 [1985], 薄一波 [1980] を参照。
- (5) 寧学平 [1988] 参照。
- (6) 孫毅 [1988] 165-174頁。
- (7) 左春台・宋新中主編 [1988]。
- (8) 建国以後の経済改革の歴史については、『当代中国的经济体制改革』中国社会科学出版社, 1984年を, 財政改革については, 同じく『当代中国的财政』上・下, 1988年を見よ。
- (9) この間の改革の詳細は, 例えば, 山内一男 [1988] を見よ。
- (10) 黄菊波・王誠堯 [1988] 176頁。
- (11) 国家統計局編 [1987]。
- (12) ただし, 中国の税収の最大項目は工商税(物品税, 付加価値税, 營業税)であり, これも企業が負担するものである。
- (13) 中国経済年鑑編輯委員会編 [1989] III, 1-3頁。
- (14) 国家統計局編 [1988], 748頁。同 [1989], 658頁。
- (15) 寧学平 [1988] 88-89頁。
- (16) 項鏡泉 [1989] IV, 37頁。
- (17) 同, IV, 37頁。
- (18) 左春台・宋新中主編 [1988] 433頁。
- (19) 項鏡泉・揚良初 [1988] 263頁。

[参考文献]

- 許毅 [1985] 「30年来財政理論與实践的発展」『財政理論與实践』経済科学出版社。
- 黄菊波・王誠堯 [1988] 「論对企業留利使用的税收調節」(中国財政学会編 [1988])。
- 項鏡泉 [1989] 「中国財政概況」『中国経済年鑑』1989年版, 国家統計局編 [1989] 『中国統計年鑑』, 統計出版社。

- 珍鏡泉・楊良初 [1988] 「我国價格補貼的現狀，成因及若干對策建議」(中國財政學會編 [1988])，
- 左春台・宋新中主編 [1988] 『中國社會主義財政簡史』中國財政經濟出版社，
- 孫毅 [1988] 「財政改革目標模式研究」(中國財政學會編 [1988])，
- 中國財政學會編 [1988] 『第8次全國財政理論討論會文選』中國財政經濟出版社，
- 中國經濟年鑑編輯委員會編 [1989] 『中國經濟年鑑』1989年版，經濟管理雜誌社，
- 陳雲 [1980] 「經濟情勢とその經驗と教訓」(太田他編 [1985])，
- 寧學平 [1988] 「對重新出現財政赤字的眼光」(中國財政學會編 [1988])，
- 薄一波 [1980] 「關於經濟工作的幾個問題」『中國社會主義經濟建設問題』，
- 中共中央黨校出版社，
- 太田他編 [1985] 『中國共產黨最新資料集』上卷，勁草書房，
- 高橋滿 [1989] 「都市經濟改革的展開とその課題」山内一男編 [1989]，
- [1990] 「經濟改革10年——轉換・改革・變貌」『現代中國』(現代中國學會) 第64号，1990年8月，
- 山内一男 [1988] 『現代中國的經濟改革』學陽書房，
- 編者 [1989] 『中國經濟的轉換』(岩波講座第2卷) 岩波書店，

第9章 “官倒”——中国における腐敗現象

I 問題の所在

ミハエル・S. ヴォスレンスキーは、ソヴィエト社会における階級対立の存在を立証した著作『ノームクラツラ』(1980年)の中で、「支配階級としてのノームクラツラが搾取をこととする特権階級であり、権力により富を手にする。富によって権力を手にするのではない」と指摘した⁽¹⁾。また、元モスクワ市検事局主任捜査検事のフリードリッヒ・ニェズナンスキイは、ソ連における行政、検察等各職務分野の犯罪を「ソヴィエトにおけるマフィア、マフィオズム」と呼んで、その実態をドキュメント・タッチでヴィヴィッドに描き出している⁽²⁾。これらの論断は、ロシア革命50周年に際して、かつてポール・M. スウィージーが、「下からの大衆的浸透」あるいは「組織的政治闘争」等、権力と特権に対して有効に反対する力がない場合には、やがて新しい階級制度へと転化する「非政治化された社会 (a depoliticized society)」としてソ連を描き出したことにも淵源を發する⁽³⁾。これらは、階級化された社会としてのソ連のうちにあって、政治的官僚ならびに経済的管理者としての支配者層と他方に勤労人民大衆層とが対立し、両者の間の深い亀裂の両側に、所得格差と身分格差という極めて鮮明なスペクトルが存在していることを示したものであった。

他方、社会主義という文脈を離れて、アジアにおける近代化過程に眼を向けてみよう。1960年代のシンガポールにおける各種形態の腐敗現象に基づき、社会学者、シエド・フセイン・アラタスは、発展途上国における腐敗現象とは、近代化以前以来の長い歴史過程を背景にしており、有効な行政機能の未發現こそが腐敗の源泉であり、さらなる腐敗発生の圧力源であると指摘している⁽⁴⁾。ジョン・B. モンテイロも、70年代に至るインドの事例から、「行政失

陥 (maladministration)』という側面に加えて、諸権利への無知、政治的警戒心の欠如、権威・制度への盲従、マスメディアの未発達そして宿命論に根ざすアパシー現象の蔓延等の広範な政治社会的背景要因を、腐敗の根源として挙げている。⁽⁵⁾ これらのやや近代化オプティミズム的な作業に懐疑的で、「腐敗の習俗 (folklore of corruption)』に注目するグンナー・ミュルダールも、西欧的意味での利潤、市場競争への欲求を鼓舞すること、および公的責任と権力に属する領域から個人的利得を得たいという欲求を排除することの両者は、南アジアにおいては極めて困難であると指摘し、さらに、西欧的立場からは利潤の源泉とはなり得ない一定の行為が一般に金銭の対象とされ、前資本主義的な伝統社会の名残として、ある種の「市場」すら存在すると立論している。⁽⁶⁾ すなわち、こうした諸作業から、上述の社会主義ソ連における特権の存在と格差のスペクトルに加えて、アジア諸国の開発途上の過程においても、ほぼ同種の行政上の特権に由来する腐敗現象が汎通的に発生していることが観測される。

だが、これらの現象——特権の存在とそこに淵源を発する腐敗行為の顕在化は、革命後50周年のロシアというより、また、テイクオフ期のアジア諸国というより、むしろ革命後40周年を経て、〈改革・開放〉という新たな開発プログラム始動後10年の時間的経過を経た中国において、より典型的に、より深刻な様相で滋生しているようにも思われる。

中国は、本書の第1章でも詳細に検討されているように、1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回総会（第11期3中全会）以来、10年間の〈経済改革〉過程を経過した。たしかに、この10年間、中国では国内的経済システムの変更および対外経済接触に関するパラダイムの変換など多くの変革が試みられ、その直接の所産として極めて瞠目すべき変化がもたらされてきた。世界史的範疇としても稀有な事例に属する高度成長はもちろんのこと、改革始動以来、中国の一般民衆の間に広がった沸き立ち、煮えたぎるが如き“向上”へのエネルギー爆発は、まさしく特筆に値する。

しかしながら、あるいはそのゆえにこそ、〈経済改革〉の各個別政策内容がほぼ出尽くし、相互拮抗状態に陥った1980年代後半以来、中国の経済社会は、かつてない深刻な困難に逢着している。その困難とは、往時のスウィー

ジーの対ソ連観を揺るがすまでの革命50周年当時のソ連社会の実態以上の、また、モンテイロをしてインド社会へのオプズマン制度の導入を主張せしめた以上のインパクトをもって、われわれの眼前に自らを露呈しつつあるようにも思われる。

それは、巨視的に見れば、第11期3中全会以降、社会主義の自己変革という文脈で、〈経済改革〉という名の新たな装いをまとった中国の歴史的な近代化努力自体がすべて水泡に帰しかねない巨大な困難ともいえる。贅言を要するまでもなく、1989年の第2次天安門事件によってもたらされたクレディビリティ・ギャップとしての政治危機と権力層内部における“継承危機”は、政治体系としての中国国家機構にとって重大な危機的様相を示すものではある。だが、本章のわれわれの観点からすれば、“官倒 (guandao)”という名の権力と金銭との癒着現象にこそ、中国という存在の奥深い難題の焦点が見出されるようにも思える。上述の政治危機はもとより、“継承危機”自体もあるいはこの難題の系でしかないともいえる。なぜならば、“官倒”に代表される癒着現象——それを《銭 (qian)・権 (quan) ネットワーク》と呼ぶことにしよう——の存在こそ、経済、政治、社会そして文化の各領域に及ぶあらゆる現代中国のシステムのうちに、深く組み込まれた“不発弾”と思われるからである。

顧みれば、第2次天安門事件に至る1989年春の学生、知識人の諸要求自体、この《銭・権ネットワーク》への「異議申し立て」(contestation)に根ざすものであり、これゆえにこそ、“官倒”への素朴な反感、嫌悪感そして共犯者意識を共有する一般市民層との連帯も可能であった。だが、それらの諸要求も、その申し立て対象が上述の通りまさに根源的であるがゆえに、武力鎮圧を経る過程の中で文字通り圧殺されざるを得ず、結果的には“不発”にとどまった。とはいえ、その「否(ノン)！」という異議申し立てが焦点を合わせた当の弾劾対象は、後述のように本質的な変更を何ら蒙っていない。今回は“不発”に終わったものの、《銭・権ネットワーク》が、システムにビルトインされたいつ爆発するとも知れぬ“不発弾”であることには変わりはない。拙劣な比喩を続けるならば、雷管が作動を始める時には、想像だにできぬ大きな爆発力と衝撃波がシステムを襲うものと思われる。

果たして、こうした文字通りの“内部の敵”としての中国における《銭・権ネットワーク》はいかなる性質のものであろうか。上述のソ連ケースから得られる社会主義という体制的要因によるものが主旋律であろうか。それとも、発展途上の近代化過程にはほぼ汎通的な開発要因ともいべきものが主調であろうか。この社会主義というシステム要因ならびにアジアにおける後発的開発という二者を、比較の基軸空間として設定し、これを手がかりとして中国の《銭・権ネットワーク》を捉え返すことにしよう。やや結論先取りのに立言しておけば、それは、経済改革期という未曾有のシステム転換の歴史過程にある中国の固有の歴史課題とも思われる。すなわち、それは中国社会が依然として「計画化」機構、「市場」機構以外の伝統的調整機構に大きく依存していること、さらに改革プログラムという生産力主義に収斂した近代化課題の登場によって本来的な旧皮質が再浮上しつつあることの反映である。こうした問題関心をさらに進めるならば、中国の経済改革によって眼前にもたらされたものとは、実は、「市場」の不整合と不完全さゆえに、本来の改革目標たる経済諸行為の合理化が依然として「非合理的」範疇にとどまっている一方で、“もう一つの合理的範疇”として《銭・権ネットワーク》が浮上しているといえるかも知れない。

II “官倒”へのアンビヴァレンス

1 社会的“支持”

まず、“官倒”とは何か。いうまでもなく、字義（“官倒爺”）を辿れば、官僚による“倒爺（daoye）”すなわち物資の転売、投機行為等の経済的不正行為であり、一般的に腐敗（corruption）と称される事態のことである。この限りでは、冒頭に触れた社会主義ソ連における特権の存在とその濫用、あるいはアジア諸国の発展過程における各種の行政犯罪を、社会主義およびアジア発展における各国版“官倒”と呼ぶことも許されよう。だが、逆に中国における“官倒”現象を、既存の社会主義システム下における腐敗現象ないし開発途上過程における腐敗として一般化することは必ずしも適切とも思われない。

たしかに、“官倒”の直接的背景としての腐敗には、それらと汎通的な事象も現象面の同質性としては観察される。中国における腐敗現象としては、「以権謀私」（権力によって私利を謀る）という側面にその特徴を別出することができる。この私的利益の超法規的 pursuit・獲得は、冒頭の各論者の腐敗現象への定義にも繋がるものである。例えば、アラタスは、賄賂 (bribery)、権限を通じた強要 (extortion)、親族重用 (nepotism) の三者を「腐敗」として規定している。また、ニェズナンスキは、収賄、越権あるいは職務権限逸脱、職権あるいは職務上の地位の濫用等と、腐敗＝行政上の犯罪を分類する⁽⁸⁾。さらには、腐敗を幹部層の墮落として、機関による規律違反 (institutional offences) および「貧者の犯罪」(crimes of the poor 窃盗、公共財の私物化、アブセンティズム等) とともに、経済犯罪 (economic crime) として一般的に捉える見方もある⁽⁹⁾。この限りでは、中国における「以権謀私」としての“官倒”現象は、社会主義というシステム基軸空間ならびに発展途上過程の開発空間における腐敗と、ほぼ同趣の現象的形態といえる。

さらに、中国における“官倒”のもう一つの重要な側面は、「以権代法」（権力によって法に代わる）という超法規的自由、すなわちその権限と特権ゆえに法的訴追可能性の埒外にあるという点にある。この腐敗の超法規性は、ソ連における事態としても観察され、ニェズナンスキは「職務上の犯罪の摘発にあたるのは、原則として、まさにその犯罪を行っている当人たち」であるという点を挙げている⁽¹⁰⁾。したがって、“官倒”の「以権謀私」および「以権代法」という二つの側面に着目する限りでは、社会主義ならびに開発途上という二つの基軸との同質性が得られることになる。

しかしながら、これら両比較基軸との最大の相違を示すのは、“官倒”の背景としての社会的意識の存在である。中国における“官倒”なる現象は、当今の社会意識裡にあっては、嫌悪感とともにそれと愛憎併存的 (アンビヴァレント) なある種の“支持”を得ているのである。むしろ、それは1978年以来の経済改革の直接の所産であり、《全民経商》といった全社会的な気風の官僚層への増幅・浸透にほかならないからである。

この“官倒”に対する全社会的なアンビヴァレンスこそ、中国の《銭・権ネットワーク》の存在をユニークなものとすると同時にその存立を支える第

1の要件である。この点を具体的に見てみよう。

つまり、1978年以來の經濟改革とは、過度の單純化をも恐れず立言すれば、伝統的平均思想と社會主義の平等志向の結合により、長く抑え付けられてきた人々の消費願望の解放過程といえる。それは、經濟改革初期段階の成長そのものが消費主導型であったことに示されており、また当の改革理念の最基層にある“先富論”哲学自体が消費の奨励を主たる内容としていた点に明らかであろう。“先富論”とはあえて繰り返すまでもなく、鄧小平が78年12月の中央政治局會議で提起した内容で「一部の地域、企業、労働者・農民が辛勤な労働を通じて、その収入が先に多くなり、生活が先に改善されることにより、全国人民の共同富裕への途を拓く」(傍点引用者)ことを目指して進められるすべての經濟諸政策の根源であった。⁽¹²⁾

その意味するところは、第1にかつての“不患寡而患不均(貧しきを憂えず、均しからざるを憂う)”という上述の惡平等主義からの訣別にある。したがって、これは、市井の人々の眼には、もし機会に恵まれるならば、迷うことなくカネを儲けよという公的權威からの勧奨と映ぜられる。貧窮こそが社會主義的榮譽とされ、富裕がブルジョア的恥辱とみなされた時期とは異なり、カネを儲けること自体がかつてのように罪惡感を伴うものではあり得なくなったのである。それよりもむしろ“先富論”が本來的に目指したものと、こうしたマネービル機会の提供によってもたらされる“先富論”の示範(モデル)効果であった。すなわち、収入が増え、生活が先に改善される他者の様子をつぶさに観察することにより、当然人々の間に生まれる羨望、嫉妬等の自然な感情を梃子として、各自がそれをモデルとして発奮するという精神刺激を狙ったものでもあった。

この直接の結果が、上述の1987年以降の《全民經商》という社會的氣風の蔓延である。逆に言えば、“先富論”といういわばお上からの公式呼び掛けが、かくも急速に中國社會の深部へと受容されていったという事實自体、中國社會の土壤の中に深く沈潜されていた伝統要素に鋭く訴える内容を“先富論”が含んでいたことを示していると見ることもできよう。したがって、この関連でいえば、“官倒”とは、広範な大衆的支持を得ることとなった“先富論”の過剰反応にしか過ぎないことになる。“先富”に至る手段の正当性

こそが、問題とされるべきにもかかわらず、手段の正当性を超えて、結果としての“先富”状態のみが先行したことになる。前掲の“先富論”のうちにあっては“辛勤な労働”とされるのみの“先富”手段の曖昧性と目標としての“先富”状況への過度の憧憬が、こうした“跳躍”を惹起したものと思われる。“先富論”から導かれる金銭至上主義，“一切向錢看”という神教的⁽¹³⁾世界観が、改革期中国の社会意識として定着・浸透したのである。“向錢看”⁽¹³⁾といういわば価値中立的なレベルを超えて、これに“一切”を冠することによって、文字通りの拜金主義へと転化したことになる。これは、社会主義イデオロギーが現実的展開の中で、次第に準拠枠（frame of reference）としての機能を失効する中で、新たに獲得された準拠枠ともいうべき性格すら帯びている。したがって、この意味で、“官倒”とは、手段の当否判断を“跳躍”した、「先富論」哲学の行為レベルに対する大衆的過剰反応と見ることができる。

2 “もう一つの合理性”

さて、“官倒”はこうした社会的“支持”をその背景として持っていることになるが、これを経済改革という全体文脈から捉え返してみよう。⁽¹⁴⁾中国における〈経済改革〉とは、さまざまな視点からの各種各様の定義が可能である。中央集中型の指令性計画指標システムから分散型の市場志向的社会主義への移行、公有制下の経済多元主義への模索あるいは近代以来の中国の長期的近代化過程における社会主義システムを初期条件とする新たな模索過程等々である。だが、ここでは、国家（＝政府）、集団（＝企業）および諸個人（＝労働者、農民）等あらゆるレベルでの経済諸行為の「理性化」追求という諒解を掲げてみよう。というのも、中国側における改革論議には、ほぼ共通して、改革以前の中国の経済行為が「非合理性」範疇の典型にして、唾棄すべきものとのいわば金き近代合理主義的認識がそこには前提とされているようにも思えるからである。

その背景には、かつての「計画」に対して「市場」という“見えざる手”を補完的に部分設定することにより、各市場参加メンバーは自律的かつ合理的な経済行動をとらうはずとのいわば「市場絶対神話」が暗黙裡に前提と

されていたともいえる。改革——市場機構と計画化機構の複合体への移行という現実的要請を前にして、中国においては万能性神話の側面が、政策意図的により前面に押し出された感も強い⁽¹⁵⁾。

だが、中国の実態として成立したもののこそ、こうした「理性化モデル」とは対蹠的な経済行動における「非理性的」要素の拡大であり、“官倒”現象に代表される「非理性的」要素の蔓延であった。当初期待された「行為の理性化」状況とは、まさに対極といってよい。例えば、指令性指標の縮小に伴い、「合理化」されるべき政府部門と各国営企業間の関係も純粋な経済契約関係ではなく、人的ネットワークによる干渉で歪みとブレが依然として著しい。リース経営者、私営業主等の新興勢力の「合法的」利益も、「不合理化」の対象から免れ得ない。“紅眼病 (hong yan bing)” (=やっかみ, 妬み) なる社会的・集团的圧力により「社会還元」されねばならず、公的に追認された正当な所得といえども保証の限りではない。本来、企業の手許に留保されるべき一次分配後の留保利潤も、パトロンとしての主管部門等への“攤派 (tanpai)” (=冥加金) として献納されるなど、企業への財務面での自主権拡大には依然「不合理な」制限が存在している。この結果、企業が本来的な独立した経済実体とは全くなり得ず、地方政府、上級主管部門こそが改革の最大の受益者となり、“諸侯経済”と称されるまでの地域割拠のアーキー状況を生み出すことにもつながった。ましてや、不足と低価格、過剰と高価格の共存から、価格の自動調節作用は期待された役割を果たしていない。

元来、経済行動には理性的要素とともに非理性的要素の両者が通常併存しており、そこには経済活動中の行為者の価値観念、感情あるいは伝統的要素が大きく作用することは、M. ウェーバーの指摘をまつまでもない。だが、中国の改革の現実的進展にあっては、以下に見る市場“導入”の不完全性と伝統心理という二つの作用により、さらに「非合理的」要素が加速度的に進展することとなってしまったのである。

まず、第1には、改革当初、絶対的信頼がほぼ無限定なまでに寄せられていた「市場」そのものが有効裡に作動し得なかったという点が挙げられる。市場が狭隘にして市場機構の作動範囲が限定される中にあっては、各市場参加者も市場を通じた本来的な経済目標を達成することはできず、このため、

その不完全性を補完するべく他の非市場的手段に依拠せざるを得ない。ここにいうところの他の手段とは、中国においてはインフォーマルな情報交換を主体とする対面的人間関係 (face-to-face relation) の総和——“関係 (guanxi)”へと直結することとなる。こうした〈関係ネットワーク〉の中の、文字通りのキーパーソンとしての権力者への接近を通じた“関係”獲得により、行為目標を貫徹せざるを得なかったのである。したがって、導入された市場そのものの規模が狭小であったという中国の改革措置の不十分さに加えて、市場機構が有効裡に機能すべき社会的フレームワークを欠くというまさに根源的な二つの要因が、相互に重層して、結果的には逆機能を呈することとなった。

この意味での「市場」の不完全性を、各経済主体の外部環境要因とするならば、第2の要因とは、各経済行為者自身のうちに内在する伝統心理的文化要因ともいえる。それは、しばしば指摘されるように、伝統中国に汎通する共同体原理としての血縁関係、地縁関係等の重視である。上述の〈関係〉ネットワーク——すなわち縁故による経済取引を顕在化させ、それを正当化する意識の存在である。というのも、こうしたビジネス場面裡におけるインフォーマルな人間関係としての“業縁関係”，すなわち〈関係ネットワーク〉には、フォーマルな組織関係では代替し得ぬ重要な機能があるからである。それは、まず第1に、中国における組織効率の低さの結果として、正式の組織対組織の関係では問題が多岐にわたるため、緊急を要する場合でも、ほとんど気も遠くならんばかりの時間を要する。これに対し、インフォーマルな〈関係ネットワーク〉を通じることによって、多方面、多部局に及ぶ錯雑な問題も、各組織内のまさに各個人の手によって迅速に解決が図られる⁽¹⁶⁾。第2には、中国における各組織の閉鎖的性格とも関連するもので、各々のキーパーソンとの円滑なコミュニケーションを保つことによって、通常チャンネルとしてのフォーマルな組織間交流では得ることのできない各種情報に接することができる。本来ならば、組織情報の漏洩として指弾さるべき性質の規定違反行為ではあるが、そのインフォーマルな関係性保持のために、当事者間にあっては何ら罪悪感を伴うことはない。冒頭に触れたミュルダールの指摘のように、沈殿していた〈関係ネットワーク〉が習俗として中国社会の基

底部から、上記の非市場的手段の要請により、改革という現実世界へと急速に浮上したものともいえよう。

しかしながら、ひるがえって、こうした状況をすべて「非合理的」要因として斥けることは、改革期中国の現実を全面的にすくい取ったといえるであろうか。本節の冒頭で触れたような過度の近代合理主義の罨にからめとられているのではなからうか。むしろ、これらを「非合理的範疇」としてすべて断罪することは、公平の原則に反するものとも思われる。というのも、レヴィ＝ストロースらの社会人類学等の成果がわれわれの眼前に示す事実とは、市場機構以外の調整メカニズムの存在であり、それらを単線的な近代合理主義のみに依拠して「前近代」あるいは「非合理性」の名を冠して排除して行くのは驕傲とのそしりをも免れ難い。われわれが「伝統」と一般的に呼ぶような非市場的・共同体的調整メカニズムが、“市場経済が特異に成立した時代”に過ぎない現代社会にも色濃く残存している。カール・ポランニーにまつまでもなく、市場機構の全面支配は特殊歴史的状況であり、特殊な時代の制度的所産でしかないのである。したがって、われわれとしては上述の状況を「遅れた」中国における「非合理的」範疇として斥けるのではなく、むしろ上述の〈関係ネットワーク〉として現実に作動している「もう一つの合理性」の普遍性にこそ着目すべきものと思われる。

だが、それも再びひるがえって見ると、問題が重層していることがあらわとなる。というのも、その「もう一つの合理性」ゆえに、中国における“官倒”と呼ばれる官僚層による腐敗行為は、中国の各システムの深層に強固に浸透しており、この点こそ「行為の理性化」を求める改革プログラムの進展にとっては誠に憂慮さるべき事態となるからである。

III 組織性——“官商”

さて、社会存在としてはアンビヴァレントであり、改革プログラムに対しては阻害要因とならざるを得ない中国の腐敗現象の性格規定を行うための準備作業として、“官倒”のやや現実的な様相を瞥見してみよう。特に、その組織性として党政機関幹部が兼職その他の形式により経営に直接参与してい

る“官商”形態を取り上げてみる。例えば、上海では、“官倒”が最も猖獗を極めた88年、各種の党政機関団体が設立した企業361社のうち、“官商”的色彩の濃いものが122社とおよそ3分の1を占めた。これら361社の新設企業に合計645名の党政機関幹部が名を連ねて関与しており、本務の党政機関との関連が完全に断たれていない兼職者は、これら新設企業幹部の3分の2にのぼった。⁽¹⁷⁾ “退休・離休”と呼ばれる離退職者がその残りの3分の1であるが、中国でいうところの“退休・離休”とは必ずしも、元来機関単位からの離脱を意味するものではない。上述の〈関係ネットワーク〉が存在する所以である。したがって、依然として従来の党政機関団体の幹部職の地位にありながらも、あるいは党政機関と依然密接な〈関係ネットワーク〉を有する現・元幹部層が、いわば「民間企業」としての各種会社に名を連ねていることになる。公務員の兼職を禁ずる明確な規定が不在であったためであることはいうまでもない。“官商”的色彩の濃い会社の存在が、“官倒”現象発生のまず第1の温床であった。

全国レベルでは、任中林国家工商行政管理局長によれば、87年下半年以来各地の工商業行政管理機関に登録・登記した会社数は急増の一途を辿り、87年末時点で36.4万社にも達した。⁽¹⁸⁾ これは86年央の15万社から倍増以上の急テンポである。なお、90年2月末現在では、これら会社総数の24.5%に相当する7万社がすでに解散・合併されている。⁽¹⁹⁾ いずれにせよ、こうした全国数値のほとんどが、上述の上海の事例のように“官商”的色彩の濃い会社で占められていたものと想像するのも決して困難ではない。

このため、“官倒”現象に対する対抗措置として中国政府が採用した政策内容が、党政機関幹部の兼職禁止となったのも当然であった。中共中央弁公庁および中国国務院は、88年10月3日、「關於県以上党和国家機関退（離）休幹部經商弁企業問題的若干通知」を公布しているが、その骨子は、第1に、党・国家機関幹部の退・離職後の商業企業活動への参与を禁止したこと、第2に、名誉職をも含めて全人民所有制企業、外国系企業への兼任を一律禁止したこと、第3に、非全人民所有制企業への任職には退職手續完了後2年間が必要で、その報酬額も原給与額と原機関の幹部平均奨励金水準の合計額を上回ってはならないとされている。⁽²⁰⁾

次に、これら“官商”の実際の営業活動内容を見よう。これらの“官商”会社は、ほとんど「～諮詢公司」、「～承包公司」、「～聯弁公司」あるいは「～開發公司」といった名称を冠してはいるものの、情報コンサルタントどころか実際には文字通りの商業活動に従事する流通業が大半であった。実態はといえば、“四無公司”という巷説に尽くされるように、正式の登録資金、登録所在地、專業スタッフおよび明確な経營業務範囲の四者をほとんどの場合欠いていた。公司設立・登記に関する法的手続の欠如が最大の背景要因であることは贅言を要するまでもない。こうした“官商”会社の組織基盤の不明朗性、とりわけ経営スコープの不明確さは、“官倒”が官僚による物資の転売行為として脚光を浴びることとなる第2の温床であった。

では、これら“官商”会社の企業資金は一体どこから調達されたのであろうか。「皮包（トランク）公司」と称されるような怪便な組織形態ではあっても、一定の資金調達が必要となることは間違いない。実は、この点にこそ、“官商”の“官商”たる所以を見出すことができる。個別例ではあるが、杭州市の事例を見よう。1988年1～5月期に新設された杭州市の浙江省属企業158社のうち、その登録資金（注冊資金）の「ほとんど」が各政府部門の予算外資金の転用によるもの、ないし上述した“攤派”という名の無償調達による株式調達であるという。その総投資額としては、数百万元から、大規模なものは数億元にも達する⁽²¹⁾という。

当今、日本でも、フィランソロピー（philanthropy）あるいは企業メセナ（文化芸術支援活動）なる新たな概念により、企業の社会的責任として、地域政府、各種民間団体への寄付、後援が次第に重視されつつある。だが、中国においては、企業自身が社会的福利厚生機能を担ったいわば社会組織そのものであり、欧米ないし最近の日本における企業の寄付行為と同列に論ずることは本来的に不適切だろう。

そもそも、“攤派”という名の政府機構側からの企業に対する強制調達がなぜ可能なのであろうか。その解答は、やはり本節の冒頭に見た人事構成、すなわち〈関係ネットワーク〉に求められる。先に見たように、これら“官商”の董事長、總經理等はいずれも各企業の主管部門が派遣した人物によって占められており、はなはだしきに至っては、主管部門の枢要の地位にある

人物その人がそのポストに座っている。文字通りの経済実体として独立し得ていない中国企業の現実から、果たして、これら主管部門の意向を無視することが現実的選択であろうか。あるいはより精確には、〈関係ネットワーク〉の存在から、主管部門そのものの意思として映らざるを得ない主管部門の個別幹部の個人的意向を無視することができるであろうか。“官商”設立に際しての“攤派”拠出を拒否することによって、後々の企業経営に主管部門からの、すなわち主管部門の個別幹部からの報復的な横やりが招来されることを危惧する各企業長を責めることはできない。こうして、“官商”公司の設立に関しても、やはり“攤派”で協力しておき、後顧の憂を断つというのが企業側の合理的行動選択とならざるを得ない。

また、より「積極的」な側面も存在し得る。というのも、これらの“官商”自体、名義上は独立採算が原則となっただけでも、やはりその背後には上述の各党政機関の権威と資金が控えている。このため、“官商”公司が儲からぬはずはないと人々の眼に映ぜられるのも無理はない。したがって、各企業側としては、収益の安全性という点から、ハイ・リターン、“官商”への投資を行うことによって資金回収を日論む計算が働くことともなる。

かくて、“官倒”に至る組織形態としての“官商”を見る限りでも、〈関係ネットワーク〉を基礎として、「権 (=行政)」サイドおよび「錢 (=企業)」サイドの両者に、これを《錢・権ネットワーク》へと固定化、発展させる合理的契機が存在していることが理解される。

IV 性格規定

このように蔓延する“官倒”現象は、《錢・権ネットワーク》としての合理的基礎を背後に控えている。この成立過程および背景要因等は前節までで示唆的に触れてはきたが、ここでややとりまとめた形で提出してみよう。社会主義との基軸からしばしば指摘される絶対権力の腐敗という側面を主調と見るのか、それともシステム転換という改革過程に不可避的な過渡期要素、すなわち新旧両要素が併存した“双軌制”状況による所産として、このいわば開発要因、過渡期要因を主旋律と見るかに関わる。ここでは、中国側各論者

のさまざまな認識を瞥見しつつ、《銭・権ネットワーク》の性格を再整理することにする。

1 権力腐敗の側面——内因論

まず、権力との関連に注目してみよう。“官倒”現象を、“権力経済”という観点から捉えるのが胡守鈞で、彼は、“権力経済”を「一種の権力を軸とした経済の運行形態」と定義して議論を展開する⁽²²⁾。さらにこれを受けて、施祖麟は“権力経済”自体を「権力の金銭への転化」として再定義して、およそ権力が存在し、一定の経済的利益を支配する中にあることは、こうした金銭への転化は必然であり、その実質は金銭搾取であると論破する⁽²³⁾。すなわち、権力者が何らの資本をも必要とせず（あるいは最低量の運転資金により）、何らの生産的投資をも行うことなく、いかなる労働コストをも支払うことなく、ただ回状に署名をしたり、「輸出許可証」を発行したり、“倒売”——しかも単なる書類作業のみによって巨額の暴利を貪ることができる。これでは生産手段が全人民所有となり、搾取が揚棄されたはずの社会主義中国における搾取現象ではないかと慨嘆する。したがって、こうした主張からすれば、これら“官倒”現象自体が一種の客観的な内在メカニズムによって支配されており、各官僚個人の倫理性あるいは規範意識という個性の問題ではなくなる。こうした「内因論」の立場からすれば、当然、それぞれの権勢者（それがたといいかに小さな行政権限であるにせよ）への倫理要請という個別の対症療法ではなく、“官倒”現象根治のための方策として改革の徹底化が求められることとなる。さらに、この点から、いわゆる“民主化”運動とは、この「内因論」の探究を一層突き詰めて、何らの掣肘をも受けぬ絶対権力としての党の政治支配の構造そのものに見出す立場である。したがって、この絶対「内因論」からは、党に対するカウンター・パワーの存在、すなわち政治的多元主義の導入こそが、“官倒”現象根治の方策として描かれることとなる。

“官倒”現象ないしその通奏底音としての《銭・権ネットワーク》への対処に関しては、最後に触れるが、その導入として呉稼祥の所論によって、“官倒”抑制の基本方向を素描しておこう。呉稼祥も、同様に、腐敗とは権力使

用の副産物と断じており、公共利益が私利に向かう時、腐敗現象が顕在化するとして、「内因論」の立場をとる。しかし、その“私利”自体権力者自身の個人的利益のみならず、その所属する集団の利益にほかならない点を強調しているのは、われわれの〈関係ネットワーク〉への注目にも通ずる。そして、腐敗現象抑制のための措置として、呉稼祥は、三つの抑制メカニズムを提起している。⁽²⁴⁾第1は、権力の内部制約で“在朝集団”，すなわち権力層自身の自己制約を意味しており、本来的な官僚制度の実現を構想したものといえる。第2は、権力外部からの隔離、制約であって、民衆側からの自己防衛の実現、権力者の選択、いわば自由な民主制度がそこには含意されている。前述の絶対「内因論」の延長としての政治多元化の要請とも連関する。第3の抑制としては、これまで中国がしばしば採用してきた腐敗分子に対する“清洗運動”，“整風運動”が挙げられる。だが、内部制約、外部制約そして運動形態と呉稼祥が挙げる三者の抑制メカニズムは、いずれにも困難が存在している。呉稼祥によれば、官僚制度の実現には封建主義の影響が色濃く、“清洗”運動も大衆レベルにかつての恐怖の記憶があり、とりわけ自由・民主には指導部の恐怖症があるからである。結局のところ、自由・民主、とりわけ経済的自由の発揚を主張する呉稼祥は、経済的自由の発展こそが公平な競争関係を促進し、この結果、官僚層の非経済領域における絶対優位を弱化させることができるとして、経済自由化を、いわば第4の抑制メカニズムとして想定しているようにも思われる。

2 新旧要素の併存——過渡期要因

次に、システム転換としての改革過程を重視する立場がある。これは、改革に伴う新旧両要素の併存という過渡期要因により注目するものである。

まず、この立場の一つとして、権力そのものを上述の「内因論」のように絶対権力と捉えるより、むしろ、これを未成熟の市場条件下における独占と相対化する見方がある。すなわち、権力の錯雑な特殊形態としての独占と“官倒”現象を捉えるのが、袁岳である。⁽²⁵⁾袁岳によれば、企業併合、価格統一、営業活動への制限等のさまざまな手段によって独占的な市場地位の獲得を目指す、いわゆる独占（壟断）は、契約行為を通じた「協議による独占」

であって、成熟した商品市場に出現するものでしかない。これに対し、半自然経済状態・産品経済をようやく脱し、貨幣化経済への歩みを始めたばかりの中国のような市場条件が未成熟な場面にあっては、市場の競争構造に対する脅威はこうした「協議による独占」によってもたらされるものではない。それは、「行政独占」、すなわち国家から賦与された専営権（特殊小売権、購買権）、経済管理権を保有する各部門・企業、あるいはその他の管理職権ないし特殊な影響力を行使し得る機関、団体、国家公職人員によってもたらされる脅威である。つまり、こうした「行政独占」を利用して「権力と権力」、「権力と財力」、「権力と人情」という特殊な交易を行い、その結果として、市場において不正常的な市場特権をさらに得て、巨額の市場利益を貪る独占形態と論じている。

さらに、陳湧漚は、新旧両体制併存によってもたらされた以下のような状況的要因を指摘している。⁽²⁶⁾まず、第1には、原有の経済体制自体のうちに“官倒”発生が求められる。改革過程における権力の下放が、旧体制の行政的序列に従って進行したため、その分権化の結果として成立した各種の行政性公司、経営公司（前節で見た“官商”公司）は、一部特定の個人の威信と権威の影響を免れ難い。本来的には商品経済条件下における平等なパートナー関係にあるべきにもかかわらず、実際のところ、人事関係は複雑を極め、長期にわたって維持されてきた商品系列関係にはほとんど変更がない。このため、新たな“官商”公司も、旧来の管轄範囲を所管する一部個人の行政権力の大きな影響を依然として蒙らざるを得ない。改革における分権化政策が実は旧系列に沿った単なる分層化という色彩が濃いことから、物資に対する支配権が従来のような機関そのものへの集中状況ではなく、各レベルで個別・分散的に属人的状況として発生しつつあるとの認識と解釈することもできる。

第2には、いうまでもなく、新旧両体制の併存状況が最も典型的に現れるものとして価格領域に注目し、「双軌制」という名の多重価格制度の存在が挙げられる。価格領域での多重性は、商品経済への移行という過渡期段階の不可避の事態ではあるが、問題の根源は同一商品の計画価格（＝公定価格）と市場価格（＝浮動価格、協議価格そして文字通りの市場価格）との間の余り

に大きな価格差である。上述した物資、商品へのいわば屈人的な独占的支配権を用いて、市場価値に転化することによって得られる利益額が膨大であればあるほど、こうした大幅な「双軌制」価格差は、“官倒”行為への抗し難い誘惑である。

他方、“官倒”の「顧客」としての企業サイドにおいても、“官倒”を発生させる客観的な状況要因が存在している。それは、需給のアンバランスという宿弊である。たしかに、経済改革の進展を経て、国家からの計画配分という従来の原材料調達ルートはそのシェアを大きく低下させてはいる。もちろん、これは改革目標たる市場化の進展であると同時に、企業側からすれば大きな脅威にほかならない。原材料調達面における全面的な国家依存ではなく、市場からの自己調達責任も企業自身に課せられることになる。この新たな責任を達成すべく、企業側は需給のアンバランスに対峙することとなるが、市場供給量そのものへの不安から、過剰対応としての在庫の積み増しから、結果的には、市場供給が低下するという悪循環に陥る。それは、従来の生産量と需要量との間のアンバランスに加えて、市場供給量と需要量との間の「増幅されたアンバランス」の発生にほかならず、需要者としての企業は、いかなる手段に訴えてもとその入手に奔走することとなる。旧環境下では、必要物資が入手不可能となっても、国家的保護に依存することが可能であったが、今やそれは当該企業の生産経営の停滞という厳しい制裁に直面せざるを得ない。その一方で、入手に際して手段を選ばず、高コストを費やしたところで、それを十分補償するに足る別の並行市場 (parallel market)、すなわち「灰色」あるいは「黒色」市場という名の別の《銭・権ネットワーク》も存在している。製品化してそれを高価格で販売することはもとより、「増幅された」極端な需給アンバランスによる売手市場状況からそのまま転売してもさらに大きな利益が転がり込む。したがって、“官倒”の「顧客」サイドにおいても、“官倒”発生客観的な状況要因が存在しているのである。

さらに、長期的、歴史的視点から、経済社会構造の激変との連関で捉える議論も見られる。本節の冒頭に掲げた開発要因を重視する立場といえる。近代化過程の進展に伴う社会構造の変遷こそが、第一義的に“官倒”あるいは腐敗現象の重要な基礎とする王宗礼もそうした論者の一人で、彼は、近代化

を政治権力と経済的財富、社会的名望という社会資源の役割が基本的に一致していた伝統社会からの離脱と捉え、その近代化の進展に伴い、それら各社会資源の分裂・分解が共に進行し、財富と権力との交換が発生すると一般的に確認した上で、中国の新たな現実としての商品経済関係の浸透に着目する⁽²⁷⁾。彼は、商品経済システムの導入により、个体労働者あるいは私営企業主グループなどの独立した利害要求を持つ新たな利益集団が社会的に形成されつつあり、これらの新生の政治参加要求グループと、依然として高度に集権的な政治権力との間に汚職・贈収賄等の腐敗現象が容易にもたらされることとなったと見る。つまり、王宗礼によれば、近代化による社会構造の変遷を通じて、新たな財富ならびに権力の源泉が生み出されつつあるものの、これらの新たなエネルギーと旧来の政治との関係が不分明にして、政治体系裡にこれらエネルギーを吸収するチャンネルが未形成のため、新エネルギー側としても賄賂といった不法行為に訴えざるを得ない、と主張される。加えて、新旧体制の併存状況による制度の不完全性、すなわち改革の不徹底さを挙げるとともに「価値観念の真空状況」から、公職人員の近視眼的行動が惹起され、私利私欲に走ることになると指摘している。

したがって、これらの所論から明らかとなる焦点は、“官倒”を特定個別の官僚層による腐敗という個人的現象と捉えるのか、それともより広袤の大きい社会現象と捉えるかという分岐であろう。前者の属人的な個別現象という理解のみでは、中国における現実の半分以上が手許から零れ出てしまうことになりかねない。というのも、一部の品性下劣なる官吏が行う墮落のみならば、綱紀肅正といった個別の対症療法的措置で一定の効果は期待できよう。しかしながら、“官倒”行為の実行を不可避的に要請する経済社会的環境を背景にして、“官倒”の一方の受益者としての企業側（＝錢サイド）と他方の受益者としての行政側（＝権サイド）の双方の存在こそが、中国の実態である。社会主義環境で醸成された〈関係ネットワーク〉が、改革という新たな環境条件下で《錢・権ネットワーク》へと進展したことによって、単なる個人現象の枠を超出しているのである。まさに、これらはたとい近代合理主義者の眼には、いかに「非合理的範疇」と映ぜられようとも、当事者双方にとって極めて現実合理的な行動選択として存立している。

V “官倒” への対応措置

さて、こうした社会的根拠と支持を背景とする“官倒”現象の蔓延から、政府当局としても“官倒”への対処をその重要な施策として提出せざるを得ない。なぜならば、まず、その規模の拡がりが「かつての国民党統治時代を遙かに上回る」とまでに悲説されるに至っては、これを等閑視することは自らの支配の正統性にも関わるからである。また、前述した腐敗の絶対「内因論」を掲げるグループからの政治的多元化の要求に対しても、反“官倒”を自己のうちに先取りして、反“官倒”＝反権力というその尖鋭な政治要求をかわす必要があるからである。紙幅はすでに尽きてしまっているが、こうした当局側の公式対応の限界を指摘した上で、“官倒”へのわれわれの展望をまとめて筆をおくことにする。

1 「外因論」による“廉政”対応の限界

政府当局側が企図する“官倒”現象への対応は、“廉政”，すなわち各機関幹部に対する厳格な法・制度執行による規範化努力に尽くされているといっても過言ではない。というのも、“官倒”現象そのものへの状況認識と評価が、前節で検討した内容とは根本的に相違し、意図的な「個別化」と「歪曲」がそこには投影されているからである。

公式的立場からは、社会主義制度はその本質において、いかなる形式の腐敗現象とも相互対立、相互排斥の関係にあるとされることはいうまでもない。マルクスの『ゴータ綱領批判』等をも援用しつつ、腐敗現象もうちに含む一切の社会主義社会における現実としての“悪弊”は、決して社会主義社会そのものによる派生物ではなく、旧社会の“母斑”がもたらす害毒であって、葬り去られた旧社会の“屍臭”とされる。すなわち、腐敗とは、共産党内における“非常態”現象も含め、それらの原因は外在的な侵食作用と主張されている。そして、1989年の天安門事件を経た現段階にあっては、封建残滓とブルジョワ階級自由化への感佩の両者が複合して、こうした外部的な侵食が行われていると主張されている⁽²⁸⁾。

⁽²⁹⁾

この「外因論」とも称すべき中国における腐敗現象に対する認識は、ソ連の犯罪認識と見事なまでの一致を示している。従来、ソ連の法学者、犯罪学者たちは、社会主義の下での犯罪の原因は、人々の意識の中の過去の残滓と、外国からの人心への影響であるという点を主に論ずるのみで、「単に第二義的な原因として、ソヴィエトの社会の生活における経済的および社会的性格を持つ非対立的（であるかのごとき）矛盾の存在について触れている」に過ぎないという。⁽³⁰⁾つまり、犯罪を誘起する「根本的ではありえない」社会的要因は、現存の社会主義の枠組の中で次第に解決されうるもので、これらの社会的“悪弊”を根治するに、いかなる構造的変革をも必要とするものではない、と主張する点において全くの同質性、同根性を中国・ソ連間で見出すことができる。

したがって、こうした「外因論」認識から、“官倒”現象に対する対症療法も、「個別化」されざるを得ないこととなる。というのは、“廉潔清苦”にして“奉公守法”に努めている絶対多数の機関幹部に対して、「あくまで少数の一部の幹部」が汚職、贈収賄、職権濫用等のあるまじき行為に及んでいるに過ぎないというのが、この「外因論」の見る“現実”だからである。こうして描かれる“現実”とは、“官倒”の根源をそれぞれの官吏諸個人の人格問題のみに局限し、各々の墮落官吏の問題へと「個別化」するものでしかない。それは、前節までで検討したような“官倒”の社会的合理性という本質的な問題を矮小化することにほかならない。⁽³¹⁾

だが、それにもかかわらず、こうした「個別化」された“官倒”案件の処理という局部的対症療法自体にも、実施面では原理的な困難が伴う。中国側自身が「立案難、調査難、処理難」と呼ぶ「三難」現象に示されるように、“発案多、立案少、免訴多、起訴少、緩刑多、実刑少”というのが現実の事態である。より具体的には、党员が関連する経済犯罪を摘発・立検することが困難な理由として、各方面、とりわけ指導幹部からの干渉が存在すること、局部利益に固執する部門、地域による妨害ないし消極的対応が著しいこと、そして政策、制度、法制度が不徹底なため、合法領域と非合法領域とを明確に画分することが困難なことが指摘されている。⁽³²⁾ 控え目にいっても、ここで挙げられている諸要因こそ、われわれが前節までに見てきた《銭・権ネット

ワーク》の存在そのものではないだろうか。“官倒”現象の取締という公的対応に対してすら、まさに“官倒”の根源としての《錢・権ネットワーク》が機能していることが示されており、逆に《錢・権ネットワーク》の広袤の大きさが再確認される所以でもある。

2 出路を求めて

《錢・権ネットワーク》という社会存在こそを“官倒”現象の背景と捉えるわれわれの立場からすれば、こうした「個別化」された対応の限界は明らかである。たしかに、1989年来の“官商”会社の整理、統廃合そして局部的な対症療法に過ぎないにせよ“官倒”個別案件の審理等により、現象としての“官倒”は影を潜めつつある。文字通り、対症療法としての抑制効果であり、これを否定するものでは全くない。しかしながら、症状の鎮静化が必ずしも病原の根治には結び付かないのと全く同様に、まさに社会存在としての《錢・権ネットワーク》は基本的変更を蒙っていない。

したがって、問題はここで分岐せざるを得ない。すなわち、この厳然たる社会存在としての《錢・権ネットワーク》を所与のものとして、その「もう一つの合理性」をそのまま認可し、これを積極的に利用するという対応が可能であるか否かであり、もし、その解答が否定的であるならば、あくまで「行為の理性化」という当初目標に沿って、《錢・権ネットワーク》そのものの全面的廃棄を追求することが唯一の方策である。

《錢・権ネットワーク》の「もう一つの合理性」たる最大の所以は、受益当事者のみならず全体認識としても《錢・権ネットワーク》の存在が必要視されているところにある。その存在理由を不問としつつ、結果としての受益度の差異をまさに《嫉妬》のレベルから問題視するところに、《錢・権ネットワーク》に対して隠微な性格付与が行われる理由がある。では、その《嫉妬》のレベルこそが、問題の根源であるならば、その公開化と平準化が問題解決の途となろう。公開化という文脈からは、各行為者の権限の内容と範囲が確定されねばならず、それに基づく“官倒”行為の結果としてのバランスシートが作成されねばならない。この結果、文字通りの個人的利益追求としての「以権謀私」が、《錢・権ネットワーク》の一員として、各集団利益を代

表する「以権謀私」行為から峻別、排除されていくことにも繋がる。さらに、「官倒」実行の各集団利益の収益度の相違から、相互淘汰が行われ、競争力に欠ける「官倒」は、こうした公開化の過程の中で次第に平準化されて行く。《銭・権ネットワーク》の存在そのものに依拠した《銭・権ネットワーク》自身の自己溶解に期待する方向である。

だが、こうした《銭・権ネットワーク》自身への依存による解決の模索も、現実的にはほぼ不可能といわざるを得ない。というのも、「官倒」の一方の受益者としての企業側（＝銭サイド）と他方の受益者としての行政側（＝権サイド）には圧倒的な“需給”アンバランスが存在しており、まさに権サイドによる独占状態からは、上述の公開化、平準化の契機は望み得ないからである。したがって、あらゆる意味での中国の現実を所与とするならば、すなわち、絶対「内因論」に基づくラディカル（根源的にして過激）な解決が当面採用不能であるところから、現実的に採用し得る方策とは、上述した「個別化」された対症療法とともに、《銭・権ネットワーク》の存在背景そのものへの対処しかないことになる。具体的には、官僚の兼職禁止措置、退職後の身分保証、公司設置に関わる法規定の完備、資金取引の厳格化、商取引の法制化等々に加えての、《銭・権ネットワーク》存立背景たる“双軌制”状況、あるいは不足状況の解消こそがその起点となる。これこそは、新旧両システム併存の過渡期としての性格を強めつつある中国の改革の現段階の課題そのものである。したがって、改革の一層の進展にしか、《銭・権ネットワーク》あるいは「市場」と「計画」に挟まれた「もう一つの合理性」を超出する途は残されていないことになり、この政治的コンセンサスの確立こそが、《銭・権ネットワーク》解消への第一歩となる。だが、最も根源的な病巣別抉というべきものは、それ以上の政治的大決断を要する《銭・権ネットワーク》の自己否定である。これなくしては、中国の“官倒”現象はいかに鎮静化の様相を示しても、常に再発の可能性を秘めた宿痾として中国を永遠に脅かすであろう。

[注]

(1) Voslenski [1980] 邦訳489-490頁。

- (2) Neznanski [1981].
- (3) Sweezy [1967].
- (4) Alatas [1975] pp. 79-80.
- (5) Monteiro [1966] p. 70.
- (6) Myrdar [1964] 邦訳239-245頁。
- (7) Alatas [1975] pp. 11-14. 「これら三類型は必ずしも一つのものではないが、公共利益の私的目的への従属、とりわけ義務と福祉に違反して、秘密裏にかつ背信的な詐欺行為により、公共利益の侵害という結果を無視することによる私的利害への従属という共通の糸を持っている」(ibid., p. 12)。
- (8) Neznanski [1981] pp. 226-227. ニェズナンスキは、それらの内訳として、収賄(12%)、越権・職権権限逸脱(5%)、職権・職務上の地位の濫用(50%)と概算を示しているのが興味深い。
- (9) Zafanoli [1985] pp. 715-736. ただし、ザファノリのように、腐敗を経済犯罪として一般化すると、その屈人性のみがしばしば強調されることとなり、社会現象としての広袤という本質的側面が看過されてしまう。
- (10) Neznanski [1981] p. 227.
- (11) 元香港『文匯報』副編集長の程翔も、「権力によって私利を図ること」および法律、規律の違反を腐敗として捉えている(程翔[1990]邦訳142-149頁)。彼は、この両者を狭義の腐敗とし、「革命の成功とほぼ同時に出現、次第に深刻化していった」広義の腐敗として「人民の利に背いて専制独裁の道を歩むこと」と規定している(同前、邦訳145-146頁)。
- (12) 詳細は、菱田雅晴[1985]を参照。
- (13) この伝統要素と新式との衝突に関しては、菱田雅晴[1990]を参照。
- (14) 本節の叙述は、菱田雅晴[1989]による。
- (15) 理論レベルでは、1930年代以来、O.ランゲらにより社会主義経済における市場機構導入の有意性が市場そのものの「麻痺」、「失敗」とともに慎重に論議されてきた。また、実践レベルでは1950年以來の改革「先進国」、東欧諸国の負の経験があるにもかかわらず、中国にこうした「市場絶対神話」が支配的であったのは、多分に政策意図的な性格であるにせよ、改革の「後発者利益」を無視したものとしてみ時点からは惜まれる。
- (16) ミュルダールもこうした点に触れ、「急行切符(speed money)」と名付けている(Myrdar[1964]邦訳245頁)。
- (17) 『社会科学』1988年第12期、31頁。
- (18) 『人民日報』1988年10月23日。
- (19) 李鵬「政府活動報告」(第7期全国人民代表大會第3回會議)1990年3月20日。
- (20) 『人民日報』1988年10月25日。

- (21) 『社会科学』1988年第12期, 31頁。
- (22) 胡守鈞 [1988]。
- (23) 施祖麟 [1988]。
- (24) 吳稼祥 [1988] 56-61頁。
- (25) 袁岳 [1988] 28-30頁。
- (26) 陳湧漚 [1988]。
- (27) 王宗礼 [1988]。
- (28) こうした議論は枚挙の暇もないが、代表的なものとしては、吳建国 [1989]。
- (29) 中共中央宣伝部編 [1990] など。
- (30) Neznanski [1981] pp. 218-219.
- (31) とはいふものの、当今の情勢を考えあわせれば、こうした公式論の提出もあながち理解できないことではない。改革のテンポと規模に関する指導部内のコンセンサスが得られていない中では、社会主義への懐疑と逡巡を胚胎せざるを得ない「内因論」的立場は採り得るはずもなく、「過渡期」要因もすべての責を改革に帰せられかねない。また、大多数の幹部、党員が腐敗にさらされているとすれば、党指導の正統性という点に触れざるを得ず、あらゆる面での自己否定に繋がるからである。したがって、この「外因論」による個別化対応と「改革の徹底化」を再標榜することしか、现阶段の当局側選択肢としては残されていない。
- (32) 喬石報告, 全国紀律検査工作会議 (1989年1月28日)。

〔参照文献〕

- 『為政廉潔問題講話』編写組 [1989] 『為政廉潔問題講話』中共中央党校出版社。
- 袁岳 [1988] 『“官倒”：特殊的權力独占形態』『社会科学』1988年第12期。
- 王宗礼 [1988] 『現代化過程中的腐敗現象乃其治理对策』『社会科学』1988年第12期。
- 胡守鈞 [1988] 『權力經濟面面觀』『世界經濟導報』1988年10月31日。
- 吳稼祥 [1989] 『論權力寡占』『中国政治体制改革』第1期創刊号。
- 吳建国 [1989] 『論腐敗現象的根源——關於資產階級自由化與腐敗現象相關的析辯』『求是』1989年第21期。
- 沙蓮香 [1989] 『中国民族性(1)』中国人民大学出版社。
- 施祖麟 [1989] 『再論“權力經濟”』『世界經濟導報』1989年3月6日。
- 陳湧漚 [1988] 『淺談“官倒”產生的原因及整治对策』『社会科学』1988年第12期。
- 程翔 [1990] 『天安門事件と鄧小平』(辻田堅次郎訳) 花伝社。
- 中共中央宣伝部編 [1990] 『四項基本原則和資產階級自由化的对立』人民出

版社。

劉漢清 [1989]『論以權謀私』中国卓越出版。

ヴォスレンスキー, M. [1981]『ノーマンクラツラ——ソヴィエトの赤い貴族』佐久間穆・船戸満之訳, 中央公論社。

スウィージー, P. M. [1980]『革命後の社会』伊藤誠訳, TBSブリタニカ。

ニェズナンスキイ, F. [1984]『犯罪の大地——ソ連捜査検事の手記』工藤精一郎訳, 中央公論社。

菱田雅晴 [1985]「先富論と“閔広梅現象”」『中国：第13回党大会後の経済展望——経済改革と開放政策の新段階』JETRO, 1985年2月。

—— [1989]「“官倒” = 《銭・権ネットワーク》を考える——改革の経済社会学」『東亜』No.267。

—— [1990]「鄧小平時代の社会意識——“双軌制”社会の課題」：岡部達味・毛利和子編『現代中国論2——改革・開放の時代』日本国際問題研究所。

Alatas, S. H. [1975] *The Sociology of Corruption, The Nature, Function, Causes and Prevention of Corruption*, Delta Orient (Pte) Ltd.

Monterio, J. B. [1966] *Corruption: Control of Maladministration*, W. & R. Chambers Ltd.

Zafanoli, W. [1985] “A Brief Outline of China's Second Economy,” *Asian Survey*, Vol. XXV, No. 7, July 1985.

第10章 中国における政治体制改革論議

——「庚申改革」から新権威主義へ——

I はじめに

周知のように、ソ連・東欧諸国と異なり、中国では経済改革が先行し、政治改革はその後塵を拝した。社会主義諸国において1989年に発生した一連の事態は、中国とソ連・東欧諸国との政治方向をクロスする形で異なる道に導きつつあるかに見える。本章の課題は、これを直接考察対象とするものではないが、中国における政治体制改革論議の検討を通じてその背景を探ることにある。

政治体制の改革をめぐる論議は1980年代に入ってから本格化した。天安門事件以前までに限定すれば三つの段階に大別できるであろう。まず、1980年に党中央からの上からの問題提起があり、ついで経済改革の進展にともなう矛盾の集積が86年を中心に広範な政治体制改革論議を巻き起こした。そして、政治体制の改革がはかばかしい進展をみないなかで88年から89年にかけて新権威主義が提起されるようになる。この三つの段階にはそれぞれ内容的性格的に異なるものがみられる。それは経済体制改革の進展と撞着に照応しているともいえよう。

ところで、「政治体制改革」という用語はどのようにして定着していったのか。「十一届三中全会以来政治体制改革大事記」の前文である「11期3中全会以来の党の政治体制改革思想の発展概略」によれば、六つの言い方があったという。すなわち、上部構造の改革（1978年12月、鄧小平）、社会主義政治制度の改革と完成（1979年9月、葉劍英ほか）、具体的制度の改革（1980年8月、鄧小平ほか）、体制改革（1981年2月、鄧穎超ほか）、政治改革（1986年5月、胡啓立）、そして政治体制改革であって、この用語は1982年9月の中共12回全国大会における胡耀邦報告で初めて使われてから、鄧小平などの最高

指導者が使用するところとなったが、最終的に統一的に使用されるようになったのは、鄧小平が86年5月20日に再度、政治体制改革とは膨大な機構、過剰な人員、官僚主義の一掃などを内容としていると語ってからであるという。⁽¹⁾

以下、三つの段階を検討することにしたいが、論議は多方面にわたっており発表された論文もきわめて多い。内容的にも政治体制「変革」から「単なる」行政改革にいたるまでと幅が広い。ここでは第1段階の「庚申改革」と第3段階の「新権威主義」を中心に検討することとしたい。

II 「庚申改革」——政治体制改革の提起

1 鄧小平講話

1980年8月、政治局拡大会議が開催され、この場で鄧小平の「党と国家の指導制度の改革について」と題する講話が行われ、同月末に政治局で採択された。後述する廖蓋隆によれば、「庚申改革」とはこの政治局拡大会議とこのあと開催された第5期全国人民代表大会第3回会議において党と国家の制度改革の実行開始が決定されたことを指すが、後年の歴史編纂においてこの80年は高く評価されるであろうし、旧暦では庚申に当たるところから「庚申改革」と呼んでよいであろうと述べたことに由来する。ただし、中国ではこういう言い方はその後していないし、われわれはむしろ廖蓋隆の改革案を「庚申改革」と称しており、ここではそれを主対象としたいと考えている。

ともあれ、鄧小平講話が具体的な政治体制改革の口火を切ったことは間違いない。彼の講話は華国鋒党主席兼國務院首相の首相兼任解除、趙紫陽の首相登用、鄧小平を含め李先念、陳雲などの副首相辞退を決めた政治局拡大会議で行われたのであり、この会議自体が1976年の毛沢東の死と「四人組」の追放以降の、毛沢東路線を踏襲する当時の保守派である「すべて」派と鄧小平を中心とする改革派との権力闘争の総仕上げ、すなわち改革派の最終的勝利を宣言するものであった。鄧小平はこうした歴史的背景のもとに、まずは総論的に解決を要する4点をあげている。①権力の過度の集中はよくない。なぜなら、「権力の過度の集中は……個人の独断を生みやすくし、集団指導

を破壊するし、また、新たな条件のもとで官僚主義を生み出す重大な原因になる」からである。②過大な兼職、副首長の存在はよくない。当然ではあるが、「1人の知識、経験、精力にはかぎりがある」からである。③党の一元的指導（党政不分）、党の代行主義（以党代政）の問題解決に着手する。④長期的展望をもって後継者の問題を解決する⁽²⁾。このうち②はかなり実行されているが、名目的でもある。④は最高指導層に限っていえば、失敗している。それは個人の資質の問題ではなく、基本政策の相克であり、権力闘争の結果である。①と③は根幹に触れる問題である。

さらに鄧小平は、現在の具体的制度には弊害が存在するとして、とくに、「党と国家の指導制度、幹部制度」における主要な弊害を五つあげる。①官僚主義、②過度の権力集中、③家長制、④幹部の指導職務の終身制、⑤さまざまな特権である。いまでは常識化しているが、鄧小平は問題点を別括していた。この5点は相互に絡み合っているが、以下の論述に関連する二、三の点について、1980年段階で鄧小平がいかなる認識をしていたかをみておこう。まず①の官僚主義について、彼は「我が党と国家の政治生活のなかに広範に存在する一大問題である」として次のようにいう。「官僚主義は長期にわたって存在する複雑な歴史的現象である。現存の官僚主義現象は歴史上の官僚主義と共通点をもつ以外に、独自の特徴を持っており、旧中国の官僚主義と異なるばかりでなく、資本主義国家の官僚主義とも異なる。それはわれわれが長期にわたって、社会主義制度と計画管理制度とは経済、政治、文化、社会のすべてにたいして高度な中央集権的管理体制を実行しなければならない、と考えていたことと密接に関係している⁽¹⁾。」鄧小平の指摘は官僚主義を歴史的・伝統的に引き継いでいるというばかりではなく、1950年代に導入した「ソ連型」社会主義建設方式さらにはこれを批判・乗り越えようとした毛沢東方式もこれを加重していることを含意していよう。②の権力の過度な集中現象については「党の一元的指導を強化するというスローガンのもとにすべての権力が党委員会に集中し、党委員会の権力はとりわけ第1書記に集中した。党の一元的指導は往々にして個人の指導に変化した⁽⁵⁾」と述べている。これに③の家長制の解釈、すなわち「家長制は個人に権力を高度に集中したばかりか、個人が組織を凌駕し、組織は個人の道具になってしまった⁽⁶⁾」こと

を加えると、中央から地方、企業・事業所から社会団体にいたるまで、「お山の大将」を頂いた大・中・小のピラミッドが盤踞し、しかもそれは頂点集約型ではあるが非能率的な官僚主義が跋扈する牙城であり、城を守るために既得権益には敏感であるという大状況が浮かび上がってこよう。

2 廖蓋隆「庚申改革」の構想

廖蓋隆中央書記処政策研究室研究員は1980年10月25日、党校系統中共党史全国学術討論会において、「歴史的経験とわれわれの発展の道」と題してかなり長大な報告を行った。演説でも触れており、また内容から察するに8月の政治局拡大会議での討論を踏まえているといえる。彼の報告は4部に分かれており、その大半は表題からも明確なように「歴史的経験」の総括にさかれていて、最後の部分が「発展の道」にかかわるものである。総体として理解しようとするればもとよりだが、今後の政治構想についても歴史部分に触れなければならないであろう。しかし、その若干についてはのちに述べることとして、まずは政治にかかわる最後の部分をみよう。

彼は国家の民主化と党の民主化について語っているが、国家の民主化に斬新な内容がある。まず第1に、国家の最高権力機関とされている全国人民代表大会の改革についておおむね次のように語っている。現在全国人民代表大会代表は3500～3600人いるが討論も出来ず機能麻痺である。これを1000人に縮小する。このほうが民主の拡大によい。全国人民代表大会を二院制にする。多くの国が上下両院に分けているのと同じようにである。現在、全国人民代表大会を2院に分けることを考慮中である。一つは区域院であって、それぞれの区域の、その地方を代表するものである。もう一つは社会院であって、各階層と企業の利益を代表するものである。区域院が第一院で、300人。社会院は第二院で、700人。この両院は立法権を行使し、同時に政府活動を監督する。すなわち、共同して国家の最高権力を行使するのである。両院は相互に制約しあう。一方が誤りを犯せば他方が糾すことが出来る。一方では、各区域、各地方、それに各民族の利益を配慮するのに便宜であるし、他方では、人民内部の矛盾つまり各職業、各階層の人民内部の矛盾を処理するのに便宜である。実質性をもたせるために、会議は1年に2回開き、会議の期間

は長くする。これまでのような党と機関があらかじめ準備した法律を承認するだけの「ゴム印」ではよくない。両院には常設機関を設ける。現在の300人の常務委員会では会議を開くのも不便であるから、精鋭を集めて60～70人にする。両院には経済、財務、労働などの専門委員会を設け、専門委員会は学者や専門化を招聘してシンクタンクを設けるべきだ。「このようにすれば、全国人民の経験と知恵を機を逸せず集中でき、全国権力機構が権威と効率をもつ人民代表の権力機関になれる⁽⁷⁾。」

第2に注目すべきは、廖蓋隆は国家＝社会の一元論ではなく、多元論的見解を示している点である。彼はいう。「社会生活と国家生活において見解の対立が生じるのは正常なことである。党と国家はそれらが敵対的に変化するのを防止し、それらを民主的な方法で合理的に解決するように導くべきである⁽⁸⁾」と。そこで、支配政党であるというよりは国家をも凌駕する「絶対的」党と社会団体、企業・事業単位（日本でいえばほとんどが法人にあたる）との関係をどう構築しようとするのか、とくにその政治面でいかに考えているのか。まず大衆団体との関係である。これまで党が大衆団体の事務をそっくり面倒を見るという現象があった。このため大衆団体は党化、官営化し、大衆の利益を代表できず、党と大衆を結びつけ、人民内部の矛盾を解決することが出来なかった。自分で自分を欺いていた。労働組合といっても、労働者に選挙させず、党が適宜人を派遣していたから、それは労働者の利益を代表していなかった。労働組合と大衆団体には徹底的な改革が必要である。労働者大衆に自由に、民主的に自分の組合の指導者と指導機関を選挙させ、労働者自身の組合を設立させるようにすべきである。青年、婦人、科学、文化関係の諸団体も同様にすべきである。

とくに関心を引くのは農民組合の設立を必要とし、是認していることである。全人口の80%以上を占める農民は自分の利益を代表する団体をもっていない。農民組合がなければ農民の利益を維持するのに不利であり、労農同盟の強化に不利である。社会院は各階層・各職業の人民の選挙する代表から構成される。だから、独立の農民組合——中華全国農民連合会あるいは中華全国農民組合というような組合が必要であり、設立は必然的でもあろう。かつて農民組合はいらなくなった、という人がいた。それは全国人民代表大会と

各級人民代表大会がいずれも農民を代表しているからだ、というわけだ。人民代表大会は農民を代表しているのではなく、人民全体、各階層の人民を代表している。農民はやはり自分たちの独立の団体を持つべきである。こうしてこそ人民内部の矛盾を正しく処理することが出来る。農産物の価格は長期にわたりきわめて低く、銚状価格差は縮小しないばかりか拡大しているときもある。稲を植えても元がとれないという現象は避けることが出来る。もとより、党の路線、方針、政策の指導のもとであるが、各団体が独立し責任を負って活動を行ない、そのうえ、全国と地方の各級の農民組合が設立されたら、人民内部の矛盾をつくりだし、拡大しないであろうかという疑念がわこう。しかし、こうしたことはないであろうし、むしろ反対に、人民内部の矛盾を本当にうまく処理し、すべての積極的な要素を引き出すことになる適切な段取りなのである。⁽⁹⁾

第3に、のちに大きな問題になるマス・コミとの関係について、彼はこう述べている。党と世論機関の関係も同様である。「私は、……世論機関、報道記者、評論従事者が独立した責任をもってニュース報道、大衆からの投書、評論発表をするのを許可し、要求し、激励すべきであると考え。党の路線、方針、政策の指導のもとでの広範な報道の自由、言論・出版の自由はきわめて重要であり、党と国家の民主化を促進するカギであり要をなす段取りであると考える。⁽¹⁰⁾」

第4に、各企業・事業の指導制度の改革についてである。大衆が管理すべきで、党が管理してはならない。人民が企業の主人である。もし党が管理し、上から人を派遣すれば、大衆は工場を自分のものと思わず、他人のものと思うであろう。⁽¹¹⁾

なお、彼は党の改革についても注目すべき発言をしており、当時の改革派内での議論を想定させる。同時に、1987年初頭の胡耀邦総書記「辞任」のさいに、党長老つまり顧問委員会がなぜ前面に出てきたかの底流を示してもいる。彼は党大会が選出する三つの「中央委員会」が存在することになろうと述べて、中央委員会、規律検査委員会、顧問委員会（または中央監察委員会）をあげ、それらは相互に制約し相互に監督する。元来の中央委員会は中央執行委員会に改め、このなかに常務委員会を設けるが、政治局は設けない。当

然、常務委員会のなかにさらに常務委員会を設ける必要はない（政治局には常務委員会があり形式的にはここが最高権力を握っている）。三つの機関で意見不一致のときは連席会議を開き、連席会議でも解決しなければ全国大会を招集する。各級党委員会と各指導機関とは民主的原則を実行するが、その主要なカギは表決制、民主的表決制、すなわち1人1票の民主的表決制を実行することである。⁽¹²⁾

3 「庚申改革」の意義

1980年代に入って早々、本格的な政治体制改革が提唱されるようになったのは偶然ではない。いうまでもなく、基本政策の根本的な転換があったからである。毛沢東時代の中国は対内的には「継続革命論」に象徴されるように生産よりも「革命」優先であり、対外的には米国ついでソ連を「敵」とし、総体的にいえば、人民戦争戦略体制ともいべき「戦時体制」にあった。これが、78年末の3中全会において、経済建設第一主義に転換されたのであり、それは体制的には「平時体制」への切り替えを意味した。こうした体制の転換は当然、旧来の体制の改革を必然とする。80年8月の政治局拡大会議において政治体制の改革が議論されたのは必要に迫られた当然のことではあった。

ところで、この時の議論がいかようなものであったかは知る山もないが、鄧小平の講演を一方とし、廖蓋隆の「庚申改革」を他方とする広範な議論があったことを想定させる。鄧小平講話の特徴は、あくまでも党と国家の指導体制の改革であり、経済建設とそれに伴う経済体制の改革に照応した政治指導のネックの改革を提唱したものであり、いわば上からの改革である。鄧小平が民主化といっても、それは経済建設を効率化するために必要な民主化である。

これに対して、廖蓋隆演説は一步も二歩も踏み込んだ内容となっている。すでにみたように、政治制度の抜本的改革を志向している。地域院と社会院の提唱は、各社会団体の自立性を前提にしており、そのために農民組合の創設案に典型的に見られるように、社会団体の自立化を育成・促進することを提起している。これは社会の多元化を想定し、多元化した社会のそれぞれの利害調整機関として全国人民代表大会を実質的に機能させようとしたものといえる。政治制度の民主化であり、人権等の観念は未だないが、ごく初期の

政治体制改革案としては画期的なものであろう。それともう一つ、彼の提唱した改革案は一切実現をみていないが、1980年当時において、党の高級幹部のなかにこのような発想があったことに注目しておかなければならないし、90年代においてあるであろう中国の政治民主化の方向をさぐる手がかりを与えるものでもあろう。

しかし、廖蓋隆の「庚申改革」がなぜ提起されたかの背景もみておかねばならないであろう。筆者には、毛沢東批判の反動として振り子が大きく振れ過ぎたようにも思われる。当時は、建国以来の歴史問題をいかに解釈するか検討中であった。1981年の6中全会で採択された「建国以来の若干の歴史的問題について」よりも、廖蓋隆の毛沢東批判は厳しい。彼は、1955年の農業集団化はもとより、階級闘争拡大化の要素は51年から52年にかけて展開された三反・五反運動からあり、急ぎすぎは55年からであるが、毛沢東は58年3月の成都会議で「冒進はマルクス主義であり、反冒進はマルクス主義ではない」と述べた。これは滑稽なことといわざるをえない、と批判し⁽¹³⁾、また、「毛沢東同志が当時（58年）提起したこうした共産主義あるいは社会主義は科学的ではなく、空想的であって、農民のある種の平均主義の偏見を代表していた」と論断している⁽¹⁴⁾。さらに、継続革命論を批判して、「こうした階級闘争循環論と宿命論の観点は……毛沢東同志という老人がすでに社会現象を科学的に分析する能力がないこと、こうした能力を失ってしまっていることを説明している」と手厳しい⁽¹⁵⁾。

廖蓋隆の「庚申改革」案には、毛沢東の個人独裁になってしまったことの反省として、制度的な民主化の方向を強く志向した面がみられる。それはすでに触れた党中央機構の改革をチェック・アンド・バランス的に捉えている考え方にも現れているといえるであろう。こうした歴史条件をもつにせよ、すでに述べたように、「庚申改革」案は1990年代の政治体制改革の土台としての意義をもつものと考えられる。

III 政治体制改革論議の開花と13回党大会

1 政治体制改革論議一瞥

1986年は「双百」（百家争鳴・百花齐放）30周年にあたり、また、すでに述べたように鄧小平がこの年前半に政治体制改革的必要を唱えたところから、政治体制改革をめぐる論議が活発に展開された。これは86年末から87年初めの学生運動と胡耀邦総書記の「辞任」で頓挫し、しばらくは「ブルジョア自由化思想反対」が宣伝されたが、同年夏頃から再び論文が発表されるようになった。そして、11月の党大会における趙紫陽報告において政治体制改革が表明されるのである。こうした意味からみれば、86、87年の政治体制改革論議は一定の範囲ではあれ、趙紫陽報告に影響を与えているといえよう。

ところで、1986年の政治体制改革論議は、これをまとめた劉鈺「わが国理論界における政治体制改革にかんする討論・視点の総覧」によるまでもなく多様多彩をきわめた。劉鈺は政治体制の概念、政治体制改革的意味、政治体制改革と経済体制改革の関係など11項目に分けて論点を紹介しているが、概していえば、国家機構・権力の改善整備、社会主義政治制度の改良・保全という上からの保守的な改革案に対して、民主主義を説き、人民主権・人民の権力を基本としてその拡大を要求する下からの革新的な改革案が提起され、この中間にさまざまなヴァリエーションをもつ見解が表明されていたのである⁽¹⁶⁾。

ここでは、当時は非常に慎重でしかも核心をついた見解を表明していた嚴家其社会科学院政治学研究所所長の意見を紹介するにとどめる。彼は「かなめの問題は権力の過度の集中であって、目標は高度の民主的社会主义政治制度と科学的な政策決定体制を作り出すことである」として、権力の過度の集中を段階を追って解決しなければならないとして4点をあげる。第1、「ヨコの権力区分」。中央はもとより省、市、自治区もヨコの権力区分を必要としており、これはまた、立法、行政、司法各機関の關係に及ぶばかりでなく、党政關係にも及ぶ。「党政分業」をいかに実行するかは政治体制改革において解決しなければならない重要な理論問題であり、實際問題である。第2、

「タテの分権」。一部の指導者はある地区、ある部門のすべての問題は自分が政策決定できると考えているが、これはタテの分権の原則に反する。各級機構の権力と職責を明確にする必要があるが、「権力の区分」と「権力によって権力を制約する」という観念に著しく欠けている。改革は旧観念に衝撃を与え、「権力があればすべてがある」という観念に強力な衝撃となろう。

第3、政府の職権範囲には限定がある。政府の権力は人権という領域を侵犯することは出来ない。文革時のような、私生活にまで乱暴に権力が介入し、楽しむ権利や悲しむ権利すら奪うというような行為は許されることではない。また、「政府機構」と非政府の「社会機構」との間にも権力区分がある。政府の経済管理と同様、社会管理にも明確な権力範囲があるべきだ。こうしてこそ「学術の自由」「創作の自由」が保証される。自由には法律の保障が必要である。第4、人民と政権の関係で、人民により多くよりよく、直接あるいは間接に国家の政策決定に参加させるようにしなければならない。民主にも法的な保証が必要である（『光明日報』1986年6月30日）。

嚴家其は「ヨコの権力区分」と「タテの分権」というかたちで、権力と権能の明確な区分と分担を主張しており、そこには立法、司法、行政の三権分立のようなチェック・アンド・バランスへの志向がみられる。が、ここでは抑えられているが、それ以前に解決されなければならない問題として、党と政府の分離が最大の課題であることは十分に意識されている。また、嚴家其の見解が当時の党中央の改革派の意見を反映している面があるとしても、彼を独自化しているのは、人権は不可侵としている点であり、これは「急進」改革派の主張に通じる。それともう1点は、社会団体の自立性を認めていることで、これは廖蓋隆の「庚申改革」にも連なろう。

1986年に展開された議論は、11月4日から6日にかけて北京で100人近くの理論工作者と実務工作者が参加して開催された「鄧小平政治体制改革思想と3中全会以来の改革実践専門討論会」での論点に集約されているともいえよう。この討論会では、政治体制改革の重点のとらえ方で、①党政分離あるいは整理、②高度な民主化の実現、③簡政と権力の下放、④政府機構の改革と幹部制度の改革、⑤行政機関の能率向上に意見が分かれたという。また、権力の過度の集中が弊害である点では一致したが、具体的な解決方法では意

見が異なり、①党政関係の整理。党政分離、党政分業では誤解を招くから、党と国家の権力機関、行政部門、司法機関の職責を明確化すること、②党政分離。党の性質と職能からみて、党の活動は権力に頼るべきではなく、説得力、影響力によるべき。国家機関は職権に基づいて活動するのであるから、両者の職能、活動方式は異なる、③党政分業。現代政治は政党政治であって、執政党になるから国家機関と完全に分離することはできない、などの主張がなされた。⁽¹⁷⁾

2 痼疾に取り付かれた政治体制改革

1987年10月の中共13回大会における趙紫陽報告において、彼は政治体制改革について党政分離、権力の下放、政府機構の改革、幹部人事制度の改革について述べたが、原則論、一般論であって具体性に乏しく、わずかに、国家公務員制度を設け、政務公務員と事務公務員に分けて、政務公務員は党中央と各級の党委員会がその候補者を人民代表大会に推薦するが、事務公務員は公募し試験によって採用するとした点が注目されたぐらいであった。

それよりも、関心を引くのは党大会前の10月14日、12期7中全会予備会議での講話である。趙紫陽は党政分離について述べたいとして、これが政治体制改革の要だからだと言い、大会の討議文献には「政治体制改革の全体構想」も含まれるとしている。この文献についてはのちにまた触れるが、このときの趙紫陽の講話は大会報告より具体的であり、例えば、党中央は政府の各部（省）に照応する部門（「対口部」）をやめたし、今後も設けない。政府各部内の党支部（党组）も廃止する。問題は基層にあり、党委員会が一切を取り仕切ってきた古い習慣・伝統がある、などを語っている。ともあれ彼は、党政分離の利点として次の4点をあげている。①党の指導を真に高め強化することができ、党の政治指導の水準を高めることができる。②真に「党が党を管理する」ことができる。③党政不分では党委員会を行政の第一線におき、はなはだしくは矛盾の一側面となっている。党政分離なら、党を超越的な、矛盾を制御でき、全局を見渡せる立場におき、「各方面の協調」という指導作用を発揮できる。④党委員会は執行者の立場から監督機能を真にもつことができるようになる（『人民日報』1987年11月26日）。

不可思議なのは、趙紫陽が党大会にかけるとしていた文献「政治体制改革的全体構想」が公表されず、また、趙紫陽の上述の講話が『人民日報』に11月26日になって掲載され、翌27日、その解説ともいべき嚴家其の論文が掲載されたことである。党大会を場として、その前後を含め保守派と改革派の熾烈な闘争・駆け引きがあったことをうかがわせるものではある。

嚴家其の論文は党政分離の必要性・合理性について、党とはなにか、政府とはなにかというような原理・原則から説き明かしているものであるが、ここでは後述との関係から彼が挙げている党政分離の障害となっている現実をみておきたい。党政分離の理解について、一方には、党の書記が政府・行政の首長を兼ねなければそれでよいと考えている者がいるし、他方では、党は国家の政権建設にもかかわらず、政府の管理する各種の事務について党はもはや決定しないという者がいる。さらに、中国共産党は執政党であって国家の政治生活における指導的役割は変えることが出来ないから、党政分離は根本的に不可能という者もいる。

すでにして、党政分離は隘路にはまった感があるが、それには以下のような牢固として築かれてきた現実が存在するからである。国務院から各級の地方人民政府に所属する部、委員会、庁、局のほとんどすべてに党支部（党組）が設けられていて、党支部はそれが属する党委員会に許可を求める義務がある。多くの地方党委員会では通常、若干名が政府活動の各分野を分担する専任書記と常任委員会を設けている。党機構に政府機構と相対する「対口部」がある。党の「分担書記」「分担常委」「対口部」はしばしば政府の同級部門を越えて、直接企業・事業単位、社会団体、下級の政府部門に具体的な行政的な指示を下達している。同様に、下級の政府部門、企業・事業単位、社会団体はしばしば直接、党委員会の「分担書記」「分担常委」に報告し指示を仰いでいる。実際の政治生活では、国家の行政事務を管理する二重の機構が形成されている。人々はこうした現象に慣れてしまっていて、いま、党政分離、党と政府の職責区分が提起されると、多くの人はかえって習慣になじまないと感じている。また、党政不分は党と政府の関係ばかりでなく、党と人民代表大会、司法機関、企業・事業単位、その他の社会組織との関係にも現われている。例えば、幹部人事制度において、われわれが長期にわたって実

行してきたのは、各級の党委員会の組織部門が党、政府、人民代表大会、司法機関、企業・事業単位から多くの大衆団体にいたる幹部体制の集中管理である。實際上、多くの地区で、司法機関、検察機関がその職権を独立して行使することは往々にして困難であった（『人民日報』1987年11月27日）。

以上のような党政分離の障害となる歴史的に形成されてきた現実を嚴家其は挙げる。これは痼疾としかいいようがない。それでもというより、そうであるからこそであろう、党政分離政策について次のように説明している。①党と政府の職能を分離する。党は国家機関でも、行政組織、生産組織でもない。党と政府、その他の国家機関、企業・事業単位、社会団体との間には、組織上、上下の隷属関係はない。②各級の党組織は国家の行政事務から退出し、政府の各部門の党支部を撤収する。各級党委員会は再び、政府職にない政府活動を分担管理する専任書記・常委を設けない。政府機構と重なる「対口部」は撤収する。③人事管理は分割管理にする。党組織の指導者と機関従事者は各級党委員会が管理する。国家政権機関の指導者と従事者は国家機関、行政機関、裁判機関、検察機関に分け、それぞれが管理する（『人民日報』1987年11月27日）。

IV 新権威主義をめぐる論争

1 新権威主義の登場

新権威主義は1988年の後半から翌年初めにかけて論壇の注目を浴びるところとなった。もともとは1986年4～5月に北京大学と中央党校が開催した政治体制改革にかんするサロン式講演会で、当時北京大学博士課程の院生であった張炳九が「半集権」の政治体制の必要を提唱したのが最初であった。しかし、当時は無視され議論の対象にならなかったという。また、「新権威主義」という言葉は、上海師範大学歴史学部副教授の肅功奏自身が述べるころによれば、1986年に民国初期の政治的ロマン主義に対する「強人治國論」、嚴復のそれにたいする学術用語として初めて使用したという⁽¹⁸⁾。

ともあれ、新権威主義が脚光を浴びようになるのは、新権威主義の積極的な論者の1人である呉稼祥中共中央弁公庁調査研究室副研究員によれば、

「1988年初め、13回大会の喜びに溢れた雰囲気は思想界に再び生氣をもたらした。同時に、新旧体制の和せず戦いもせずという膠着した対峙状況はわが国が直面している社会経済問題を日増しに危機化していた。時局は人々をより深い思考に向かわせ、新権威主義が再び胚胎しはじめた」として、2月に発表した自分の論文をあげたのち、6月には中央宣伝部研究室が開催した座談会で、張炳九が2年前の自説を再び展開し、9月には百日維新失敗90周年記念講演会で、戴晴女史が政治的強人の必要を説き、吳稼祥が社会上部の集権と社会底部の個人の自由の発展は一つの過程の二つの側面であると主張して注目されるようになり、こののち、批判が提起されて新権威主義をめぐる論戦が熱を帯びるにいたった（『世界経済導報』1989年1月16日）。

2 新権威主義の論理

新権威主義の論理は単純明快であるが、まず最初の提唱者である張炳九（このときは北京大学当代中国社会発展研究中心研究室主任）の所論を聞こう。彼は「歴史上また現実に存在する政治体制はさまざまだが、おおよそ三つのモデルすなわち集権モデル、半集権モデル、分権モデルに分けられる」とし、伝統経済には集権型政治体制が、発展中の商品経済には半集権型政治体制が、成熟した商品経済には分権型政治体制がそれぞれ関連・照応し、伝統経済から成熟した商品経済へと社会は発展するが、その過渡期に発展中の商品経済の段階を経なければならない、その政治体制は半分権型であるとする。彼の主張で注目されるのは、計画経済と伝統（前近代）経済を基本的に同一と捉えることである。なぜなら、伝統経済の基本経済単位相互間および経済組織の上下クラス相互間は経済外的な強制力によってか、あるいは自然に培われた習慣の力によって連携され、維持される。伝統経済は政治と経済の統一体であり、経済的な等級が即政治的な等級であり、経済生活と政治生活は一体である。他方、「計画経済」のもっとも重要な特徴は経済組織と政治組織の緊密な合一である。経済組織は往々にして経済基準によらず、政治基準に基づいている。管轄する地域の広狭、規模の大小によって政治的なクラス分けがなされ、中央、地方、基層にわたる経済単位の重層的な集権体系が形成され、各層の組織は政治と経済の二重の職能をかねている。したがって、「伝

統経済」と「計画経済」は基本的に同一である、とする。中国は伝統経済＝計画経済から発展中の商品経済すなわち過渡期に移行しつつある。半集権型政治体制は必須である。⁽¹⁹⁾

張炳九はなぜこうした理論を展開したかその実践的な意義について、彼の論文を『新権威主義』に再録するにあたり「まえがき」で説明している。中国の改革は全面的な社会改革でそれが直面している対象は「大一統」（全面的かつ徹底的な統一）の全能的な政治体制である。このような体制下では、政治生活と経済生活は一体化している。したがって、改革は「政治と経済の分離」という総合的な方針を守って社会生活を二重化しなければならない。経済的には計画経済から商品経済への体制転換を完成する。政治的には、直接経済管理の全能型政府から間接的に経済に奉仕する奉仕型政府への職能転換を完成する。奉仕型政府は体制としては依然として集権的であるが、全能型政府とは異なり、ミクロ経済には関与せずマクロコントロールを行い、社会資本等の整備に努める。その存在理由は、商品経済は最初の発展段階では未だ脆弱であるから、利用できる経済力・政治力でそれ自身を育成しなければならない。奉仕型政府はただちに分権モデルを採用することは出来ない。分権型政治体制は多元政治であって、経済の多元化を前提にしている。経済の多元化（商品経済）から政治の多元化に至るまでには必要とする歴史的段階がある。「半集権制」は全能政治を多元的民主制に転換させる過渡段階である。政治の精鋭が強制的な手段を取って市場経済をゆっくり発展させ、同時にこの過程で多元的民主制を実現する条件を作り出す。これが実行可能でかつ穏当な選択であろう。⁽²⁰⁾

もっとも注目を浴びる論文、発言を行い、そのために批判の標的となったのが吳稼祥である。彼は専制王政期のイギリスを例として、民主と自由が「結婚」する前に、専制と自由の「恋憎」期があった、民主は自由の終生の伴侶だが、専制は自由の婚前の「恋人」であったともいえるとし、社会発展はおおむね次の三つの段階を経ているとする。すなわち、伝統的な専制権威の段階、新権威主義の保護のもとで個人の自由が発展する段階、自由と民主の結合する段階。

ところで、新権威主義の「新」はどこにあるかといえ、⁽²¹⁾「新」は個人の

自由を剥脱した基礎のうえに専制の権威を打ち立てるのではなく、権威を使って個人の自由の発展を妨害する障害物を粉砕し、個人の自由を保証することにある。個人の自由を剥奪するか保証するかが新旧権威主義の分水嶺である。新権威主義は個人の自由を強調するが、これは実際には経済の自由を強調することである。また、彼は新権威主義の政治スタイルとして、指導人物を強調するばかりでなく、指導人物と協力協調する政策決定集団を強調し、すぐれた見解、果敢な行動、いかなる障害もはね除ける力、卓越した適応能力を強調する、という。「精鋭」政治である（『世界経済導報』1989年1月16日）。

呉稼祥は別の論文、その表題は「新権威——市場化を通じ民主化の特別快速が発車する」というのだが、ここで、権力を下放すればある程度市場が成長するが、同時に市場を分割し、企業競争を政府部門間の「内戦」に変えてしまうことになる。全国各地に大小さまざまな見えない「城壁」が出現している。これらを強権をもって粉砕し、市場を発展させられるのが「新権威」であるとする。それでは「新」権威が「旧」権威すなわち専制へ転化していく危険はいかにして阻止しうるのか。そのブレーキは民主の圧力のみならず、財産所有者の圧力、財政圧力、外部社会の圧力など重層的圧力であるとするが、それは経済発展にともなう中産階級の成長に求められているといえる。次のように言っている。「独立的な財産所有者の存在は自分たちの財産を保護するという巨大な圧力を生み、こうした圧力は政治と経済の一元化を防止し、法律を健全化するのに役立つ。⁽²¹⁾」

呉稼祥の発言で議論を呼んだ一つに、民主の概念と無政府主義との関係がある。彼は民主の概念には「運動の民主」、「活動の民主」、「制度の民主」があるとし、「制度の民主」は現代化の結果であり、「運動の民主」と「活動の民主」は現代化以前および現代化の過程に存在する。「運動の民主」は社会を現代化に転換させていく前提条件であり、新権威を合法化する前提条件を作り出す。「活動の民主」は、新権威が旧権威に変質するのを防止し現代化に向かわせるのを保証するであろう。新権威は現代的民主制度に向かう穏健な道なのである。ある人々は新権威を実行すれば専制を導く可能性があるかと心配している。しかし、もし市場化の過程がなく、民主の運動と活動だけな

ら、さらなる専制を導く可能性がある⁽²²⁾。その専制の支配する伝統社会にあっては権威と自由は両端を徘徊する。一方はまったく自由を必要としない個人独裁であり、他方はまったく権威を必要としない無政府主義である⁽²³⁾。つまり、社会構成員が無財産状態であれば、当然、こうした社会構成員は自分を「養って」くれる人を頼ることになるし、また、無責任に政治騒乱に参加しやすい。このような社会は専制主義と無政府主義の間を揺れ動いている⁽²⁴⁾。

最後に触れておかなければならないのは、趙紫陽総書記の政策ブレンといわれた陳一諮中国経済体制改革研究所所長らの見解である。後進国家が現代化を図ろうとするには、四つのモデルがある。①ハード政府・ハード経済、これはスターリン・モデルを典型とする。②ソフト政府・ハード経済、かつてのインドでの失敗例。③ハード政府・ソフト経済、アジアのNIEs。④ソフト政府・ソフト経済、第2次大戦前に離陸に成功した先進国。③が成功したことは深く考えさせる。後進の発展途上の諸国では経済が遅れていればいるほど、民衆の動員度が高まり、社会は不安定化する。民主と効率とは発展途上の国家にとって難問となっている。成功した国家はこの難問を三つのレベルで解決している。第1、民衆の水準と政治参加の関係。経済文化が低水準であると民衆は国家を管理することは出来ないから、可能なのは「精鋭政治」である。少数の精鋭分子が指導的地位をしめ、国家の発展方向を掌握する。第2、「権力精鋭」と「知識精鋭」の関係。権力を握った精鋭集団が仲間であらまれば、特殊な権益集団になる。現代化思想をもち、能力があり知識ある精鋭を権力集団のなかに吸収していけば、権力集団は民衆の利益を代表しつつ、現代化の進展を早めることが出来る。第3、政策決定を行なう権力グループ内部の関係。政策決定前は民主を実行し、決定後は効率的な制度とプロセスを追求する（『世界経済導報』1989年1月30日）。

3 新権威主義批判

もっとも強烈で辛辣な新権威主義批判を行ったのは「急進」民主派の旗手の1人于浩成中国法制・社会発展研究所教授である。彼は「民主がなければ社会主義はないという命題は最近ほとんど聞かれなくなった。かわって出現してきたのが“新権威主義”と称される論調である」として、主要論点につ

いて反論する。しばらくその批判をみよう。

(1) NIEsを先例とする論拠。基本的に専制政体であり、なんら民主化がないのに経済発展が早いとしているが、その理由づけは牽強付会である。NIEsは自由経済であるうえ輸出指向型経済であって、国際市場の強烈な統約を受けている。政府の経済にたいする統制も微々たるものである。わが国のような大国で、主に製品生産経済であって、経済が政治の厳密で強烈な統制を受けている状況とどうして同列に論じられようか。

(2) 専制と自由の関係について。ヨーロッパの近代直前に「専制と自由の蜜月期」があったというが、ヨーロッパと中国では歴史状況が大きく異なるうえ、ブルジョア革命の際に、新興ブルジョワジーは商品経済の発展のためにのみ主権を擁護し、皇帝あるいは国王の民族統一を擁護したのである。中国では、秦の始皇帝以来の専制君主は商品経済のいかなる発展の自由も許さなかった。

(3) 概念の混乱について。民主、自由と無政府主義、無秩序とを混同しているし、集中、権威と専制、集権を混同している。これは政治学についての無知と政治上の必要からきている。これと関連するのが「安定團結」であって、新権威主義者は民主を実行すると安定團結に影響するのではないかと心配しているが、実際にはまったく反対で、民主を実行してこそ安定團結が可能なのであり、専制であれば動乱になろう。無政府主義というのは民主がないか民主がきわめて少ないときに現われる現象である。

(4) 「精鋭政治」について。代議制は人民主権の発展であり補充である。問題は人民の代表が真に人民によって選出され、かつ人民が監督し、リコール権をもつことである。こうした代表こそ精鋭分子といえる。もし代表が真に人民によって選出されないか、あるいは代表になってから人民に背けば、人民の公僕から人民の主人に変わり、権力の疎外現象が起こる。こうした代表は精鋭とは呼べず、官僚である。新権威主義あるいは精鋭政治を鼓吹するものは、一面的に指導者あるいは少数精鋭の権威だけを強調し、指導者は人民から選ばれなければならないこと、精鋭は人民の利益を代表しなければならないことを強調しない。

(5) 先経済、後政治について。経済体制改革をまず進め、しかるのち政治

体制改革を行うという。両者を同時にやることは出来ないし、政治体制改革を先行することは出来ないという。しかし、西側の主要資本主義国はいずれも先に政治的民主制度を確立し、経済の民主はこのあとに従ってきた。専制支配のもとでは経済の民主など問題にならなかった。

(6) 未発展国家民主化不可能論について。教育が遅れており、民衆の文化程度が低く、民主的権利を行使できない、と新権威主義者は主張する。条件の成熟を待ってはじめて民主が実行できるというこの理論は新鮮なものではなく、いわゆる「民主鈍行論」である。抗日戦争期の根拠地では文盲や文化程度の高くない農民が豆を投じて村長を選んだではないか。人民大衆は新権威主義者のいうように愚かではない。

(7) 民主政治は目的か手段か。社会にはまず秩序が必要で、しかるのち自由・民主を語ることができ、もし自由・民主のために秩序を犠牲にすれば社会を後退させてしまう、と新権威主義者は考えている。そうではなく民主政治を打ち立てること自体が目的であるべきで、商品経済の発展を促進し保証する手段だけではない。同様に、政治体制改革それ自体が目的であって、経済体制改革を促進し保証するためだけのものではない。なぜなら、民主制度があつてこそ人の自由を実現でき、頼るべき保証を得られるからである⁽²⁵⁾。

もう1人、王逸舟社会科学院マルクス・レーニン主義研究所副研究員の反論を挙げておこう。彼の批判は根底的でもある。新権威主義は個人に権威を賦与するが、それは「人治」政治の継続的な存在に、新しいようで実は古い理論的根拠を与える。手続きを経ない危険な政局変動に合法性を創造する。ここに新権威主義の最大の疾患が存在している。「絶対的権力は絶対に腐敗する」という格言は、悪い制度のもとではよい人も悪い人にも変わるし、反対に、よい制度のもとでは悪い人でもよい人がやるようにせざるをえないのである、と個人ではなく民主的制度の必要を説く。また、価値判断において、経済効率を政治的自由より高くみなしており、新権威主義の提唱者の一部には政策決定層に近い経済学者が属している。彼らは「現実性」と「操作可能性」を強調し、危険が最小の漸進的な改革の道を求める。プラグマティズムの改革哲学が彼らを支配している⁽²⁶⁾のである。

4 新権威主義論争の意味

新権威主義論争は1年もしないうちに、最終的には暴力的に消滅させられてしまった。新権威主義の提唱者も民主派・改革促進派であり、その批判者とは民主化にいたるプロセスで意見を異にしていたといえる。なぜ、彼ら民主派が嫌悪した個人あるいは少数グループによる権力の独占とその権威的行使をあえて主張したのであろうか。

それにはやはり、前節で触れた嚴家其の述べるような政治実態が牢固として残っていたこと、「残っている」という以上に「党の一元的指導」のもとで得た既得権力、したがってまた権益を大から小に至る幹部がさまざまなかたちで堅持していたこと、たとえば、「小」の方でいっても「土皇帝」といわれる地方ボスが存在しており、その地方の一切の権限を握っている。彼ら大から小に至る幹部は口では賛成しながら、政治体制改革には無視ないし反対であったであろう。それは暗黙のしかも巨大な圧力であったはずである。こうした実態に注目しておかなければならないであろう。

ともあれ、13回党大会で妥協的ではあれ、政治体制改革は採択された。その改革の方途は上から範を示すという体のものであった。しかし、それですら遅々として進まなかった。他方、経済政策の錯誤やら消費性向の高まりによって、88年夏異常な物価高を招いた。本来都市住民が改革の動力源であるはずであったが、そこから怨嗟の声が起こった。政治体制改革はもともと脆弱なうえに難問が加わった。こうした時に誰もが考えつくのは、「強権」であろう。しかし、その「強権」はかつてのごときものであってはならない。ソフィストケイトされている必要がある。かくて、新権威主義が一世を風靡する土壌は十分に肥えていたのである。

さて、新権威主義をめぐる論争は机上の空論に過ぎなかったのであろうか。まず、1988年の後半から、新権威主義が論壇で勢力を得るようになること、そして批判者も指摘するように政策決定に近い学者がこれに同調するようになってきたことからすれば、趙紫陽とそのグループの権力・権威を高めようとした意図が見て取れる。いわば、権力闘争の道具として利用された傾向がある。他面、新権威主義はいわゆる開発独裁をモデルとしたものであるが、政治体制改革そして民主化を具体的にどのように進めるかについて一石を投

じたものといえる。

V おわりに

1980年代における政治体制をめぐる論議は、1957年春の一時期を別とすれば、中華人民共和国40年の歴史でかつてない規模で行われた。それは上からの政治体制改革ないし行政改革にしろ、下からの民主化にしろ、現在の中国の政治体制が痼疾を抱えていること、それ以上に全くの重病であることを明らかにした。これに対して、具体的な処方箋は結局示されなかったし、若干は提起されたとしてもそれを阻害する力がいかに強いかを示したのみであった。

1989年6月の天安門事件以降、政治体制改革にかかわる議論は表面から姿を消した。しかし、もとより問題は解決しているのではなく、隠蔽され深刻化している。将来、それも多分比較的近い将来、中国において政治体制改革は再び問題化するであろう。このとき、「庚申改革」から「新権威主義」にいたる80年代の論議は見直されるであろう。

[注]

- (1) 李永春他 [1987] 5-6頁。
- (2) 鄧小平 [1988] 281頁。
- (3) 鄧小平 [1988] 287頁。
- (4) 鄧小平 [1988] 281-282頁。
- (5) 鄧小平 [1988] 288-289頁。
- (6) 鄧小平 [1988] 289頁。
- (7) 廖蓋隆 [1981] 165頁。『中共研究』(1981年9月号)には影印で全文掲載されている。
- (8) 同上, 166頁。
- (9) 同上, 168頁。
- (10) 同上, 168頁。
- (11) 同上, 169頁。
- (12) 同上, 171-173頁。
- (13) 廖蓋隆 [1981], 122頁。
- (14) 同上, 124頁。

- (15) 同上, 138頁。
- (16) 劉鈺 [1987] 281-306頁。
- (17) 潘衡, 向熙揚 [1988] 63-64頁。
- (18) 聶功奏 [1989] 62頁。なお、この論文が収録されている劉軍・李林 [1989] は、新權威主義提唱者、その批判者、中間派に分けて論文、評論を収録している。
- (19) 張炳九 [1989] 3-26頁。
- (20) 同上, 1-3頁。
- (21) 吳稼祥 [1989 a] 39-46頁。
- (22) 張炳九との対談における吳稼祥の発言。劉軍・李林 [1989] 27頁。
- (23) 吳稼祥 [1989 b] 47頁。
- (24) 吳稼祥 [1989 a] 46頁。
- (25) 于浩成 [1989] 162-171頁。
- (26) 王逸舟 [1989] 188-195頁。

[参照文献]

- 于浩成 [1989] 「中国需要新權威主義嗎」(劉軍・李林 [1989])。
- 王逸舟 [1989] 「為什麼不能贊同新權威主義」(劉軍・李林 [1989])。
- 吳稼祥 [1989 a] 「新權威——通過市場化開往民主化的特別快車」(劉軍・李林 [1989])。
- 吳稼祥 [1989 b] 「新權威主義研究提綱」(劉軍・李林 [1989])。
- 聶功奏 [1989] 「過度權威論与中国的改革運動」(劉軍・李林 [1989])。
- 潘衡, 向熙揚 [1988] 『十年来——理論・政策・實踐 資料選編 7』求实出版社 (原載, 『發展戰略報』1986年12月9日)。
- 張九 [1989] 「經濟体制改革和政治体制改革的進程与協調」(劉軍・李林 [1989])。
- 鄧小平 [1988] 『鄧小平文選』人民出版社。
- 李永春他 [1987] 『十一届三中全会以来政治体制改革大事記』春秋出版社。
- 廖蓋隆 [1981] 「歷史的經驗和我們的發展道路」『中共研究』1981年9月。
- 劉鈺 [1987] 「我国理論界關於政治体制改革討論視點綜述」『十一届三中全会以来政治体制改革的理論与实践』春秋出版社。
- 劉軍・李林 [1989] 『新權威主義——对改革理論綱領的論争』經濟学院出版社。

●執筆者紹介

- 第1章 山内 一男 (やまのうちかずお) 法政大学名誉教授
第2章 斎藤 稔 (さいとうみのる) 法政大学経済学部教授
第3章 浜 勝彦 (はまかつひこ) アジア経済研究所動向分析部部长
第4章 若代 直哉 (わかしろなおや) 東京大学農学部専任講師
第5章 田島 俊雄 (たじまとしお) 東大社会科学研究所助教授
第6章 菊池 道樹 (きくちみちき) 法政大学経済学部教授
第7章 劉 進慶 (りゅうしんけい) 東京経済大学経済学部教授
第8章 高橋 満 (たかはしみつる) 東京大学教養学部教授
第9章 菱田 雅晴 (ひしだまさはる) 静岡県立大学国際関係学部助教授
第10章 太田 勝洪 (おおたかつひろ) 法政大学法学部教授



法政大学比較経済研究所・研究シリーズ 6
中国経済の新局面——改革の軌跡と展望

1990年11月30日 初版第1刷発行

編者 法政大学比較経済研究所
山内一男・菊池道樹
発行所 財団法人法政大学出版局
〒102 東京都千代田区富士見2-17-1
電話 (03)237-1731/振替 東京6-95814
製版・印刷 三和印刷/製本 鈴木製本所
©1990 Hosei University Press
Printed in Japan

ISBN 4-588-60206-3

比較經濟研究所研究シリーズ刊行にあたって

比較經濟研究所は法政大学の多摩キャンパスへの移転を機に一九八四年四月に設立された。その主たる目的はわが国を中心とする國際經濟關係および國際經濟比較の調査研究にある。法政大学における研究の充実と活性化を念願して設立されたものである。

本研究所はいくつかの形で研究成果を公表しつつあるが、このシリーズはその主なものの一つとなろう。今後、このシリーズが続々と出版され、その質も一巻一巻と向上していくことを期待してやまない。

一九八七年 正月

法政大学比較經濟研究所長 佐々木 隆雄

●比較経済研究所研究シリーズ／既刊

① 佐々木隆雄・絵所秀紀編

日本電子産業の海外進出

わが国電子産業の世界各地における活動と経験をあまねく調査し、民生・産業両面にわたる現状を分析する。アジア諸国の追い上げと米欧の保護主義激化の狭間における今後の展開を予測し、いわゆる日本的経営の有効性にも及ぶ。

② 霧見誠良編

金融のグローバル化Ⅰ

国際金融ネットワークの形成

世界的な銀行支店網の展開と、衛星—コンピューターを結ぶ国際的金融決済システムの形成とにより、地球上いつでもどこからでも金融取引が可能になる条件が作られつつある。あわせて、特に先進国の金融市場の変貌過程を展望する。

③ 霧見誠良・林 直嗣編

金融のグローバル化Ⅱ

国際金融センター日本

ロンドン、ニューヨークと並び、国際金融ネットワークの三極構造の一角を占めるに至った東京。その国際化の条件とは何か、どのような問題に直面しているか、第一線の金融研究者と実務専門家が、未曾有の激動期を多角的に分析。

④ 川上忠雄・杉浦克己編

経済のマネージャビリティ

新自由主義からの批判に耐えるか

〈経済のマネージャビリティ〉の思想はどこまで批判に耐えるか、またその批判の正当性と有効性はどうか。ケインズを軸に、ハイエク、フリードマン、ブキャナンらの論点を比較検討しつつ、市場システム管理の問題を追究する。

⑤ 川上忠雄・増田寿男編

新保守主義の経済社会政策

レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究

1970年代末—80年代初頭に高成長終焉後の経済危機を打開すべく登場した三権の、マネタリズム・サプライサイド経済学等に依拠した経済社会政策の実態、その実験の意味と影響を多角的に分析、現代資本主義論に豊富な論点を提起。

▶ ①②③④定価 各3090円、⑤定価 4944円（消費税込）

◎ 山内一男・菊池道樹編

中国経済の新局面

改革の軌跡と展望

世界的な社会主義体制の動揺と転換の中で、1989年天安門事件を機に保守派が主導権を握った中国では、78年以來の経済改革が混迷を深めている。過去12年の試行と成果、挫折と矛盾を歴史的かつ多面的に追究し、その可能性を探る。